



84874984062



20036018000

BN978-4-87498-406-2

036 ¥1800E

新:本体価格 1,800円+税

# イアブック 核軍縮・平和 2008

市民と自治体のために

NPO法人 ピースデポ

イアブック  
**核軍縮・平和**

2008

市民と自治体  
のために

NPO法人  
ピースデポ

市民と自治体のために  
**平和**

2008

監修 梅林宏道

- 特集 「北朝鮮・イラン・インド」
- 特別記事 核兵器攻撃と「国民保護」  
—ヒロシマ、ナガサキ
- 2010年に向けて  
—国際NGOの挑戦
- 自衛隊インド洋給油の実態
- 市民と自治体にできること
- 41のキーワード
- 核軍縮／ミサイル防衛／自治体 ほか
- 36の一次資料

**核軍縮**

NPO法人 ピースデポ  
発売元 高文研

# 平核 和軍 縮

イアブック

2008

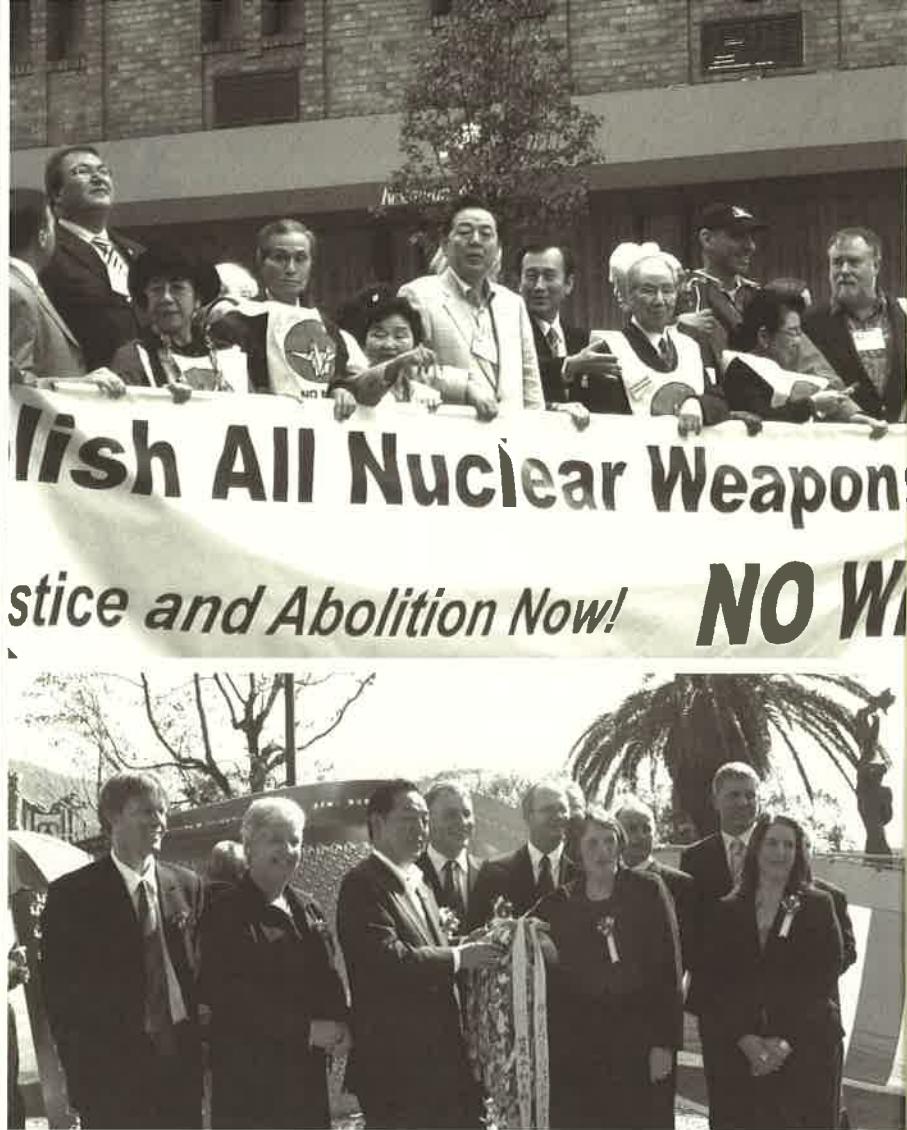
市民と自治体のために



伊藤一長  
長崎市長  
を  
偲んで。

2007年4月17日夕刻、伊藤一長長崎市長（日本非核宣言自治体協議会会長）は、核兵器廃絶への道半ばにして凶弾にたおれた。ここでは常に市民とともに行動してきた故人の足跡を写真でたどりながら、あらためて哀悼の意を表したい。写真中央は95年11月7日、ハーグ（オランダ）の国際司法裁判所（ICJ）で証言する伊藤市長。市長の証言は人々の心を揺さぶり、同裁判所が「核兵器の使用は一般に国際人道法に違反する」という「勧告的意見」を提出することに大きく貢献した。（写真提供：長崎新聞）

故伊藤一長  
長崎市長を  
偲んで。



(上)05年5月11日、核不拡散条約（NPT）再検討会議に参加。秋葉忠利広島市長や被爆者代表とともにマンハッタンをパレードし、核廃絶を訴える。

(中)06年10月21日、ニュージーランドから贈呈された「平和の彫刻」の除幕式にて。左からアラン・ウェア（PNND グローバル・コーディネーター）、バーバラ・オーガスト（クライストチャーチ市）、伊藤市長、フィル・ゴフ（ニュージーランド軍縮大臣）、ジョン・マッカーサー（駐日ニュージーランド大使）、ケイト・デュース（平和基金）の各氏。（ケイト・デュース氏提供）

(下)03年11月22日、第2回「核兵器廃絶—地球市民集会ナガサキ」の交流会で。左から中川正春衆議院議員（民主党・「核軍縮議員フォーラム」パネリスト）、伊藤市長、梅林宏道ピースデボ代表（当時）、道原海子ピースデボ理事。



## 発刊にあたって

イアブック「核軍縮・平和 2008—市民と自治体のために」をお届けする。本書は、核軍縮問題に力点を置きながら、日本の平和と安全保障の動向を、市民や自治体の視点から整理し、解説することをめざしている。ピースデボは、1998年1月にスタートしてから本年が10周年にあたり、前身となる「核軍縮と非核自治体・1998」から数えると10冊目である。これらを並べて見ると、世紀をまたぐ10年間の平和・軍縮をめぐる現状と、核軍縮に関わる人類の努力が浮かび上がってくる。平和と核軍縮を前進させるためには、市民・自治体が、時代の流れを意識しつつ、世界の現状や動向を正確に読み取ることが不可欠である。本書は、その一助になればとの思いから、ピースデボの努力を傾注して製作されている。

年鑑として、2007年1月1日から2008年3月31日の15ヶ月のできごとをカバーすることを基本としているが、可能な場合にはこの期間後の情報も追加した。世界における核軍縮の趨勢を理解していただくために冒頭に「概観」を、特筆すべきこととして「広島・長崎と国民保護計画」「イラク作戦燃料流用の実態」等の特別記事を掲載した。動向を見るにあたって、過去一年を特徴づける「キーワード」を設定し、見開きページで解説することを柱とした。それらに関係するデータは、「データシート」「用語の説明」として整理した。製作にあたっては、事実情報を正確に伝えることを第一とし、必要な出典を注記し、後半部に主要な資料とその原典URLを収め、巻末には索引を設けた。

奥付に列記した人々で構成する「ピースデボ・イアブック刊行委員会」が中心となって企画・執筆し、ピースデボが編集（編集長：田巻一彦）・製作した。08年になり代表の交代など組織体制が大きく変更し、刊行委員会代表を梅林宏道から湯浅一郎が引き継いだが、梅林は、従来と同様、監修としての重要な責務を継続して果たしている。執筆・製作では、一部の分野では専門家に、また多くのボランティアの方々に助けていただいた。関係したすべての方々に厚くお礼申し上げたい。

これまで本書が、最新で、正確な情報の発信源として信頼されて来ていることに感謝しつつ、その有り様を継承しつつ、多くの市民、自治体の皆さんにより親しまれ、活用していただけるよう今後も尽力していく所存である。

2008年8月  
ピースデボ・イアブック刊行委員会代表  
湯浅 一郎

# イアブック「核軍縮・平和 2008」発行に寄せて



「ピースデポ・イアブック 核軍縮・平和 2008」の発刊にあたり、日本非核宣言自治体協議会を代表して心よりお喜び申し上げます。

私ども日本非核宣言自治体協議会は、1984(昭和59)年に結成され、2008(平成20)年4月現在、239自治体が本協議会に加入していただき、最近では、ピースデポの皆様方の御協力もいただき、「北東アジア非核兵器地帯構想」への理解を広めるなどの事業に取り組んでおります。

本協議会の調べでは、国内1,858自治体のうち、約78%の1,446自治体が非核宣言を実施しており、人権や環境問題などとともに、核兵器廃絶の取り組みも自治体においてかなり一般化していると考えております。

本協議会では、未加入の非核宣言自治体にも本協議会に加入をお願いしているところですが、一方で、平和行政を担当される自治体の多くの方が、核兵器の現状や世界の核を巡る情勢などの正確な情報の把握に苦慮されている実情もしばしばおうかがいすることができます。自治体における平和行政の推進にあたっては、最新の信頼性のある情報の必要性を痛感しているところです。

本書は、核軍縮問題に力点を置きながら、キーワードを設定し、日本の平和と安全保障に関する過去1年の動向をわかりやすく整理し、全編にわたって詳細な解説が加えられており、本協議会でも、毎年、会員自治体へ配布して、御好評をいただいております。

本書がさらに市民やNGOなどの方々に広くご活用いただくことで、核軍縮・平和問題への認識を共有していくものと期待しております。

最後になりましたが、最新の正確で信頼性の高い情報の提供のため毎年、新しく編纂の御努力をいただいているピースデポ・イアブック刊行委員会の皆様に心から敬意を表しますとともに、特定非営利活動法人「ピースデポ」のますますのご発展を祈念いたします。

2008年6月

日本非核宣言自治体協議会会长  
長崎市長 **(田上富久)**

●発刊にあたって

イアブック刊行委員会代表 湯浅一郎

●イアブック「核軍縮・平和 2008」発行に寄せて

日本非核宣言自治体協議会会长 田上富久

## 第1章 核軍縮：2007年の概観（2007年1月～2008年3月）

—行方に2つの灯火（ともしび）

13

## 第2章 特別記事

- 1. 核兵器廃絶こそが市民を守る—広島、長崎と国民保護計画 田巻一彦 29
- 2. 核軍縮、中堅国家構想の挑戦—2010年に向けて 梅林宏道 38
- 3. インド洋給油の実態を暴いたピースデポの調査 湯浅一郎 45

## 第3章 核軍縮・平和：2007年のキーワード

- A. 特集「北朝鮮・イラン・インド」
  - A1. 6か国合意、初期段階を完了 56
  - A2. 6か国協議の履行、第2段階で足踏み 58
  - A3. 韓国で政権交代、太陽政策から実益路線へ 60
  - A4. 米国家情報評価、イラン攻撃論に一定の歯止め 62
  - A5. 安保理、3度目のイラン制裁決議 64
  - A6. 不拡散体制の原則を崩す米印核協定 66
  - A7. 米印核協定への批判、相次ぐ 68

### B. 核軍縮・不拡散外交

- B1. NPT準備委員会—各國、2010年への積極姿勢強調 70
- B2. シュルツ、キッシンジャーらの提言とフーパーブラン 72
- B3. 国連、核兵器発射「即応体制」の緩和を決議 74
- ★データシート1：【図説】CTBTの署名・批准状況 76
- ★データシート2：世界に広がる非核の傘 78
- B4. 核燃料サイクル国際管理への関心が高まる 82
- B5. クラスター弾禁止条約成立へ、DUでは初の国連総会決議 84
- B6. 中口が宇宙兵器禁止条約案、米は直前に衛星を撃墜 86

### C. 各国の核・安保政策

- C1. 米議会、新型核兵器予算をカット 88
- C2. ロシア、核戦力近代化に拍車 90
- C3. 英・トライデント更新決定にスコットランドが反旗 92
- C4. サルコジ仏大統領、核抑止力堅持と核削減を表明 94
- ★データシート3：地球上の核弾頭全データ 96
- C5. 米空軍爆撃機、誤って核ミサイル搭載し飛行 106
- C6. 米軍再編に新たな難題—アフガンとイラク 108

★データシート 4 : 【図説】米軍の世界的再編	110
C7. ロシア、米MDの東欧配備計画に反発	112
C8. イスラエルがシリア、イランの核施設を攻撃?	114
D. 日本の核・安保政策	
D1. アーミテージ報告と軍事情報保護協定	116
D2. 配備進む日本のMD、深まる対米従属 ★データシート 5 : 【図説】日本のミサイル防衛関連部隊	118
★データシート 6 : 【図説】横須賀母港米艦船の変遷	120
D3. 集団的自衛権の議論は中断、「海外派遣恒久法」議論始まる	122
D4. 久間「原爆投下容認」発言に怒りの声、相次ぐ	124
D5. 原爆症認定基準見直しで前進一だが、被爆者の苦難はつづく ★データシート 7 : 原子力艦の寄港状況	126
D6. 米軍再編特措法、「交付金」で自治体を分断 ★データシート 8 : 【図説】再編実施のための日米ロードマップ	128
★データシート 9 : 【図説】米軍再編交付金が交付された自治体	130
D7. 「新法」でインド洋給油再開一転用に抜け道、本質論は回避 ★データシート 10 : インド洋に派遣された自衛隊艦船	132
D8. 六ヶ所再処理工場、トラブルを繰り返す	134
D9. 改憲手続法成立一国会論議は始まらず	136
D10. 米兵犯罪が頻発一再び問われる日米地位協定	138
E. 自治体とNGO	
E1. 平和市長会議、日本国内自治体に参加呼びかけ	140
E2. 着実に根をおろす、日本非核宣言自治体協議会	142
E3. 非核兵器地帯テーマにモンゴルで会議	144
E4. PNND、5人の女性議長選び、新たな段階へ	146
E5. ピースデボ、DMZ平和賞を受賞	148
E6. 在外被爆者裁判に2つの前進	150
E7. 普天間、辺野古、高江一沖縄の自治体・市民の奮闘	152
E8. 原子力空母の母港一横須賀市民の反対がつづく	154
E9. 艦載機移転一国の財政圧力に岩国市が苦闘	156
E10. 拡大する爆音訴訟、新たな連携を模索 ★データシート 11 : 民間港への米軍艦入港状況	158
★データシート 12 : 米軍機・艦船による事故	160
★データシート 13 : 米軍人による刑法犯検挙状況	162
★データシート 14 : 自衛隊機、艦船の事故	164
	166
	168
	170
	171
	172

## 第4章 市民と自治体にできること

■市民と自治体にできる9のこと	177
★データシート 15 : 非核宣言自治体の現状	188
★データシート 16 : 日本国内の「平和市長会議」加盟自治体	192
★データシート 17 : 非核宣言自治体の活動と事業	193

### ◇用語の説明

#### 資料

1. 基礎資料	
1-1 核不拡散条約 (NPT) 第6条	201
1-2 国連憲章第7章第39~42条	201
1-3 国際司法裁判所 (ICJ) 助言の意見 (96年7月8日)	202
1-4 2000年NPT再検討会議最終文書(13+2)項目(00年5月19日)	203
1-5 日本国憲法前文・第9条	205
1-6 日米安全保障条約第5条・第6条	206
1-7 日本の核基本政策 (68年1月30日)	206
1-8 核兵器・核軍縮年表 (1945年~2008年3月)	207

### 2. 特集資料「北朝鮮・イラン・インド」

2-1 6か国合意(07.10.3)に関する北朝鮮談話(08年1月4日)	209
2-2 6か国協議「第2段階の行動」合意(07年10月3日)	210
2-3 6か国協議「首席代表会合のコミュニケ」(07年7月20日)	211
2-4 6か国協議「初期行動」合意文書(07年2月13日)	212
2-5 6か国協議共同声明(05年9月19日)	214
2-6 米「国家情報評価(NIE)」(07年11月)	216
2-7 国連安保理イラン制裁決議1803(08年3月3日)	218
2-8 国連安保理イラン制裁決議1747(07年3月24日)	220
2-9 国連安保理イラン制裁決議1737(06年12月23日)	223
2-10 米印核協力協定(07年7月)	225

### 3. その他の資料

3-1 第62回国連総会・核発射体制の緩和決議(07年12月5日)	229
3-2 第62回国連総会・劣化ウラン決議(07年12月5日)	230
3-3 第62回国連総会・日本決議(07年12月5日)	230
3-4 キッシンジャーらの2度目の核廃絶提言(08年1月15日)	232
3-5 キッシンジャーらの核廃絶提言(07年1月4日)	236
3-6 MPI(中堅国家構想)「NPTへの優先課題」(07年4月)	238

3-7	米エネルギー長官、国防長官、国務長官の声明（07年7月）	241
3-8	英国「核抑止力の未来」（06年12月）	244
3-9	スコットランド自治政府首相の書簡（07年10月）	246
3-10	ベケット英外相の講演（07年6月25日）	248
3-11	サルコジ仏大統領の演説（08年3月21日）	250
3-12	中口の新「PAROS条約」案（08年2月12日）	253
3-13	第2次アーミテージ報告（07年2月16日）	255
3-14	新テロ特措法（08年1月16日）	258
3-15	米軍再編促進特措法（07年5月30日）	260
3-16	広島市「核兵器攻撃被害想定報告書」（07年11月9日）	264
3-17	広島、長崎の2007年平和宣言	269
3-18	核軍縮日誌（07年1月1日～08年3月31日）	273
	◇略語集	285
	◇索引	288

#### データシート一覧

1.	【図説】CTBTの署名・批准状況	76
2.	世界に広がる非核の傘	78
3.	地球上の核弾頭全データ	96
4.	【図説】米軍の世界的再編	110
5.	【図説】日本のミサイル防衛関連部隊	120
6.	【図説】横須賀母港米艦船の変遷	122
7.	原子力艦の寄港状況	130
8.	【図説】再編実施のための日米ロードマップ	134
9.	【図説】米軍再編交付金が交付された自治体	136
10.	インド洋に派遣された自衛隊艦船	140
11.	民間港への米軍艦入港状況	168
12.	米軍機・艦船による事故	170
13.	米軍人による刑法犯検挙状況	171
14.	自衛隊機、艦船の事故	172
15.	非核宣言自治体の現状	188
16.	日本国内の「平和市長会議」加盟自治体	192
17.	非核宣言自治体の活動と事業	193

#### 執筆者紹介（五十音順）

足立修一	弁護士
梅林宏道	ピースデボ特別顧問、さい塾主宰
大滝正明	ピースデボ・ボランティア
嘉指信雄	NO DU ヒロシマ・プロジェクト代表
勝田忠広	米国プリンストン大学 ウッドロー・威尔ソンスクール サイエンス・アンド・グローバルセキュリティプログラム客員研究員
黒崎輝	大学非常勤講師
茂垣達也	ピースデボ理事
田巻一彦	ピースデボ副代表
塚田晋一郎	ピースデボ・スタッフ
中村桂子	ピースデボ事務局長
林公則	大妻女子大学非常勤講師
山口響	ピープルズ・プラン研究所スタッフ
湯浅一郎	ピースデボ代表
横山美奈	ピースデボ・ボランティア（明治学院大学生）

# 第1章

核軍縮

2007年の概観

ともしび

# 行方に2つの灯火

2007年、核兵器廃絶を目指す道の彼方に、おぼろげながら2つの灯火が並んで見え始めた。ジョージ・W・ブッシュ政権が終末に近づくとともにこの風景の輪郭が少しずつ明瞭さを増している。しかし、灯火はまだ岐路も定かでない道の遠く先にある。灯火の一つは「核兵器削減と永続保有」への道しるべであり、もう一つは「核兵器のない世界」への道しるべである。

## I 核兵器国合唱「削減、しかし必要」

フランスのサルコジ大統領のシェルブル演説（08年3月）によって、西側核兵器国（米国、フランス、イギリス）の核兵器政策は、ほぼ同じ立脚点に立ったと言えるであろう。それは、核不拡散条約（NPT）上の義務を果たしている証として核弾頭削減を国際社会にアピールする一方、国家安全保障に核兵器は不可欠であるとして近代化を進めているものである。この場合の近代化は、「少数精鋭化」を意味すると言ってよいであろう。

ロシアと中国における核兵器の必要性に関する論理も基本的に西側と変わらない。しかし、核兵器の近代化に関しては、それを進めている現実は同じであっても西側とは違った文脈に置かれている。ロシアは、ソ連崩壊後の混乱によって弾頭数の議論では済まない核体制の質的な窮地に立たされた。したがって、弾頭の削減を国際社会にアピールする必要性は弱く、むしろ、自国の実質的削減を米国との交渉によって埋め合わせる努力を払っている。そして、その間に崩壊した核兵器体制を立て直して米国に対抗できる力を回復しようとしてきた。ロシアにおける核兵器の近代化とはその過程における姿であった。中国においては、核弾頭削減をアピールすることは、中国が一貫

して主張してきた「先制不使用と最低限の報復核戦力」という立場と矛盾する。したがって、中国が削減論理を開陳することはないのであるが、ゆっくりとしたペースで近代化を進めていることは間違いないであろう。それは人民軍全体の近代化と軌を一にしていると考えられる。

### 1. イギリス

最近において、核兵器保有を続けるべきか否かについて、もっとも正面切って決断を迫られたのはイギリス労働党政権であった。イギリスの持つ唯一の核兵器システムである現有の潜水艦発射弾道ミサイル・トライデント・システムが2020年代初頭に寿命を迎える。もし、システム更新を目指すならば、イギリス政府は設計作業を07年には開始する必要がある。しかし、これを機会に世界で最初の非核の国連常任理事国になるという道を選ぶならば、それは歴史に輝かしい栄誉を刻む道となる。(関連キーワードC3)

ブレア政権は、06年12月に白書「連合王国の核抑止力の未来」を提出して、トライデント・システム更新の方針を打ち出した。イギリス議会は07年3月これを承認した。その理由は、古くて新しいものである。1997年に18年ぶりに政権の座に返り咲いた労働党政権は、翌年7月に「戦略国防見直し(SDR)」を発表した。その時の責任者であった国防大臣はトライデント反対の80年代反核運動から政治活動を始めたスコットランド出身のジョージ・ロバートソンであった。しかし、我々の期待に反してSDRは、核兵器の必要性を主張し、若干の量的削減と質的緩和を発表したのである。上記白書におけるトライデント更新の論拠は、SDRの主張とほとんど同じ内容である。両者を抜粋して見よう。

**1998年国防見直し:**「イギリス政府は、核兵器の居所がないような、より安全な世界を望んでいる。したがって、軍備管理を進展させることが外交および国防政策の重要な目的となる。にもかかわらず、大量の貯蔵核兵器と核拡散の危険がまだ残っている以上、最小限の抑止力がわが国の安全保障の必要な要素であることに変わりはない。…それ(わが国の抑止力)は、致命的な利益を脅かす脅威を抑止するのに必要な最小限のものである。」

**2006年トライデント白書:**「英国の死活的な利益に対する直接的で大きな核の脅威が再び現れる危険性、より限定的ではあるがわが国の死活的利益に対して大きな脅威となりうる核能力を持った新しい国が出現する危険性のいずれをも排除することはできない。…われわれは、

核兵器を保有し続けることによってのみ、将来的にこれらの脅威を抑止しうる。」

このように、核兵器が自国の国益防衛に不可欠であると述べた上で、SDRは弾頭数を300から200に減らすことを提案し、白書は弾頭数を200から160に減らすことを提案した。

SDRでは量的な削減の他に、発射体制を数分から数日に緩和し、常時パトロールを48個(16本の発射管に各3弾頭)の弾頭をもった潜水艦1隻に減らせるとともに中身を透明にする、などの質的な軍縮を提案した。しかし、白書にはそのような質的な軍縮の提案はなかった。常時パトロールを廃止し選択的パトロールに切り替える、あるいは、単弾頭化するといった選択があり得たが、それには踏み込まなかつたのである。その意味では、SDRから白書に至る10年の間に、イギリスの核軍縮政策は後退し、米国との同盟関係を優先させて核兵器保有の永続化を目指し始めたと言えるであろう。

しかし、後述するフーバー・プランにも触発されて、07年6月に就任したゴードン・ブラウン新労働党政権が変化を生む可能性は否定できない。

### 2. フランス

08年3月のニコラ・サルコジ仏大統領のシェルブルーにおける演説は、抑止力の永続化と核兵器削減をセットにする世界的な共通傾向を印象づけるものとなった。(関連キーワードC4)

イギリスのものと比較して、サルコジ大統領の核兵器永続論は国家の独立と威信を強調するドゴール主義の影を色濃く反映している。それは次のようなものである。

「国家元首および軍司令官として私に課せられた第一の責務は、フランスの領土、人民、および共和制をいかなる状況下においても安全ならしめ、あらゆる状況下でわが国の独立と政策決定の自立性を守ることである。核抑止は、そのための究極の保証である。…わが国の核抑止力は、いかなる国家によるものであれ、またいかなる形態であれ、死活的な利益に対する攻撃からわが国を守る。」(資料3-11に抄訳)

このような主張のあとにサルコジ大統領のフランスの核兵器削減提案は述べられる。航空機搭載の核戦力を3分の1削減して保有核弾頭の数を300発以下に削減する(フランスは公式に現在の弾頭数を公表していないが、NGOは約350発と推定している)、作戦配備以外の核弾頭は保有しない、解体した2つの核分裂性物質の生産施設への国際的査察を受け入れる、というのが、

削減措置の具体的な内容である。さらに、大統領は、フランスがいかに行動をもってNPT上の義務を尊重してきたかを示すために「実績」を並べ立てた。包括的核実験禁止条約（CTBT）の批准、爆弾目的の核分裂性物質生産施設の閉鎖と解体、核実験場の透明性のある解体、地上発射核ミサイルの全廃、弾道ミサイル原潜3分の1の自発的削減、などである。この一つ一つに偽りはない。しかし、このように「実績」を並べ立てても、上記のような国家觀から来る核兵器必要論に照らせば、およそNPTが求める核兵器の全廃にはつながらないと言わざるを得ないであろう。

### 3. アメリカ

米国の現在の核兵器政策の基礎となる文書は2001年末に出された「核態勢の見直し（NPR）」である。それは核兵器の基本的役割について「核兵器は、米国、同盟国、及び友好国の防衛能力において決定的な役割を演じる。…核能力がもつユニークな特性は、戦略的、政治的目的を達成するために重要なあらゆる種類の敵の標的を危険状態にさらす選択肢を米国に与えることにある」と記している。さらに07年8月、国防総省、国務省、エネルギー省の3長官が、共同声明「米国家安全保障と核兵器—21世紀における抑止の維持」を議会に提出し、将来においてもそのような立場に変更がないことを明らかにした。

「我々は予見できる未来にわたって核兵器の必要性は継続するとの結論に達した。未来の安全保障環境は非常に不確実であり、また好ましからぬ傾向もある。ならずもの国家は、核兵器を含む大量破壊兵器を保有しているか、保有しようとしており、さらに将来の拡散についての危険は無視できない。意欲的な核戦力近代化計画を持つ既存の核兵器国を含め、数にかかわらずいくつかの国の今後の方針次第では、米国と同盟国の安全保障に劇的な影響を及ぼすことがありうる。我々は、米国の核兵器は安全保障の究極の守護神として引き続き役立ち、よって同盟国が自国の核兵器を開発する必要はまったくないことを同盟国に確約するように努めている。…米国家安全保障、そして同盟国への誓約と責務に合致した効果的な戦略抑止力を最小限の核兵器で達成することこそわが政権の方針である。」（資料3-7）

予見できる未来において核兵器は究極の守護神であるとする米国の核兵器永続論の特徴の一つは、上記の引用で明らかなように、同盟国との誓約の履行を主要理由の一つに据えていることである。米国の「拡大抑止（核の傘）」

に頼っている同盟国は、米国が核を放棄すると自国の核武装に進むことになる、と米国は考えている。この論拠となっている国に日本が含まれていることは明らかであろう。

米国の場合、核兵器永続のための野心的な核兵器複合体の更新を計画し、徐々に実行に移している。計画全体は「コンプレックス2030」（現在は「コンプレックス・トランسفォーメーション」と呼んでいる）と呼ばれ、その中心プロジェクトとして新型核兵器「信頼性代替弾頭（RRW）」の設計、製造が据えられている。RRW計画は、冷戦時の精密微細構造の核弾頭を一新して、核爆発実験を再開することなく永続化できるよう、より簡素で頑丈な核弾頭に組み入れ替えするという計画である。現在のところ米議会は全体としてのこのような長期計画に反対しているが、部分的には容認しており、予断は許されない。（関連キーワードC1）

このように核兵器の永続化を狙う一方、米国はNPT第6条の核軍縮義務を果たしていることを繰り返し主張している。最近のNPT再検討会議および準備委員会のたびにアメリカは市民向けの出版物を発行してきたが、08年4-5月の準備委員会においても次のような「核軍縮実績リスト」の入った宣伝パンフを配布した。

- ・ 戦略兵器削減条約（START）で2001年末までに配備弾頭数を10,000から6,000に削減した。
- ・ NPRで核兵器への依存を減らし、非核手段による戦略抑止能力を向上させる決定をした。
- ・ モスクワ条約で2012年までに作戦配備弾頭数を6,000から1,700-2,200に削減する。2007年9月末までにすでに3,079まで減らしている。
- ・ 非戦略核兵器に関しては一方的措置によって冷戦時代の10分の1に劇的に減らした。
- ・ 2004年5月、ブッシュ大統領は、作戦配備弾頭のみならず非配備弾頭も含めた全弾頭数を削減する方針を発表した。2012年まで、あるいはそれ以前に、2001年レベルのほぼ半分まで削減する計画である。1950年代以来の最低の弾頭数となる。
- ・ 最近、弾頭の削減ペースを劇的に速めている。すでに、2012年に予定していたレベル以下になっている。2012年には予定レベルより15%以下の数に削減する。
- ・ 1964年以後は兵器用にウラン濃縮を行っていないし、1988年以後は兵器用プルトニウムの再処理を行っていない。将来もこれらは行わな

い。

・1992年以来、核爆発実験を行っていないし、今後も行う必要がないように信頼性のある弾頭の開発を行っている。これによって弾頭数がさらに削減可能になる。

ここには「削減至上主義」とも呼べるような米国の姿勢が表れている。最後の核爆発実験に関する項目は、前述したRRW開発計画のことを述べているわけであるが、皮肉なことに長々とした実績リストの「落ち」のようにして、「目指しているのは削減であって全廃ではない」ことを示している。

#### 4. ロシア

ロシアが冷戦後置かれてきた状況は、弾頭数では表現できない核兵器体制全体における弱体化であった。それは世界的な核体制を一気に縮小する好機であったが、西側のNATO（北大西洋条約機構）の東方拡大、新型核兵器の開発計画、ミサイル防衛などの流れは、そのような道を封じた。そして、ロシアの努力は米国に対抗できる「核抑止力のパリティ（同等性）」を取り戻すことに向けられた。07年に起こったロシアによる欧州通常戦力条約（CFE）の効力停止、中距離核戦力（INF）全廃条約の普遍化、さもなくば変更といった外交方針は、このような経過の現段階における帰結であると言えるであろう。（関連キーワードC7）

ロシア核体制の最近の特徴は、核戦力の回復に一定の自信を誇示する段階になったということであろう。その努力の根底には、西側核兵器国とまったく変わらない核兵器への信奉とその永久保有の意志がある。04年2月のプーチン大統領の談話はそのような考え方を示している。

「我々の国家安全保障において、また力の均衡を保ち世界の戦略的安全を確実にする点において、核戦力は重要な役割を担っている。…核抑止力については、私はすでに述べた。今後数十年、我々の核抑止力は確固としていること、そして、ミサイル防衛システムができたとしても、それを突破することも含めて、我々はどんな任務も解決できること。…他の国々が武器や軍事潜在力の量、質を高めるときには、ロシアもまた新世代の武器、技術を確実に保有しているようにする必要があることも、繰り返し述べてきた。」

また、第1副首相セルゲイ・イワノフ（当時）が07年12月にパリティ回復について語った次のような言葉は、ロシアに浸透している核戦力回復を追求するメンタリティの深淵を覗かせている。（07年12月7日、ロイター）

「独立国でありたいと欲するならば、核能力は言うに及ばず、軍事力は妥当なレベルになければならない。弱いものは好かれないと、聴いてもらえない。侮辱される。パリティを持っていれば、違った風に話しかけられる。」

07年、新型大陸間弾道ミサイル（ICBM）（ヤールス）のテスト、新型戦略原潜発射ミサイル（SLBM）（ブラバ）の潜航発射テストの初成功、ミサイル防衛対抗型の新弾頭の開発・配備と、ロシアの核戦力の近代化はハイピッチで進んでいる。（関連キーワードC2）

このような基本路線を進めながら、ロシアもまた核兵器の削減を唱えている。概して言えば、ロシアは米国よりも核兵器廃絶を求める国際世論に気を遣っており、米ロの新しい核兵器削減交渉の開始、削減における不可逆性、透明性など、米国が批判される部分を補った主張を展開している。しかし、そのような主張が、上述したようなロシアのパリティ追求路線と矛盾するものではないことを見落としてはならないであろう。08年NPT再検討会議準備委員会におけるロシア代表は次のように発言した。

「ロシア連邦は一貫して誠実に核兵器保有量の削減義務を履行してきた。START条約に規定された戦略攻撃兵器の削減は、早々と7年前に完了した。にもかかわらず、戦略的運搬手段や関係弾頭の削減は継続している。…2012年12月31日までにそれぞれが1700—2000まで戦略核兵器を減らせるという米ロ間のSORT（モスクワ条約）の義務の履行を継続している。我々は戦略攻撃兵器削減や制限の過程を予想可能で、透明で、不可逆的で、かつ説明できるものにする必要があると考える。その意味で、08年4月8日のソチにおける米ロ戦略枠組み宣言において、NPT第6条の下における義務を履行するための次のステップとして、プーチン、ブッシュ両大統領がSTART条約失効後の法的拘束力のある体制を作る意図を表明したことは、極めて重要なことである。」

この発言の中で、ロシアは、モスクワ条約には削減の検証性がなく、不可逆的でないという批判に暗に応える形で、ソチで同意した新しい核兵器削減条約はそれらを備えたSTART条約に倣うものにすべきであると主張している。

#### 5. 中国

中国は核兵器が安全保障上重要であるととりわけ強調してはいないが、核

攻撃があったときの報復攻撃のための核兵器の保持という考えを持ち続けている。06年の国防白書（英語版）は次のように述べている。

「中国はいかなる時も、いかなる条件下においても、核兵器の先制使用をしないという約束を堅持している。また、中国は、非核保有国や非核兵器地帯に対して核兵器を使用したり使用の威嚇をしないことを無条件に約束しており、核兵器の包括的な禁止と完全廃棄を支持している。中国は、自衛のための反撃の原則を堅持し、核兵器の開発を制限し、国家安全保障の必要に応えることのできる小さくて効果的な核戦力をを目指している。…中国は、核戦力の開発を強く自制している。中国は、他のいかなる国とも核兵器競争をしたことはないし、今後もしないであろう。」

08年のNPT再検討会議準備委員会で、核兵器国の中で中国だけが「核兵器のない世界」を支える国際条約の必要性に言及したことは注目に値する。しかし、核軍縮は、圧倒的多くの核兵器を保有している米ロの大幅削減から始めるべきだという主張を変えていない。

「最大の核兵器を保有している2つの国は特別の責任を持っており、彼らが核軍縮をリードすべきである。彼らは、すでに存在している合意を誠実に履行し、さらに保有核兵器を検証可能で不可逆的な方法で劇的に削減し、よって他の核兵器国が核軍縮過程に加わることができる必要条件を作るべきである。…核兵器国として、中国は「核兵器のない世界」を強く支持し、そのために一生懸命努力する。我々はずつと核兵器の全面禁止と完全破壊、そしてそのための国際的な法的制度の締結を支持してきた。」

これらの主張と矛盾しないためには、中国はまず、自国の核兵器保有量の水準を明らかにして、全ての核兵器保有国が加わった核軍縮交渉が開始されるための前提条件を具体的に提示すべきであろう。

## II 「核兵器のない世界」への転換

以上で述べたように、核兵器国がNPT第6条義務を果たしていると主張している根拠は、「核兵器の削減」と若干の核兵器使用体制の緩和である。後者が、削減を可能にするための積極的政策変更であるのか、削減を行った結果に対応するための消極的措置であるのかは、必ずしも明らかではない。いずれにしても、重要なことは、この「削減」が第6条が求め、かつ核兵器

国も合意している「完全廃棄」に向かうという保証がまったく見えないことであろう。日本政府など核兵器国の中でも好意的な者は、核兵器を一夜に無くすことはできない以上、削減の過程なしに廃絶はあり得ないと「削減」を評価する。この言い分は、その限りにおいては誰も異論はないであろう。しかし、問題なのは、彼らは、削減の延長に完全廃棄があるとは限らないという冷静な議論に目を向けようとしないことである。日本政府と新アジェンダ連合の大きな違いがここにある。

実際のところ、上述したような「死活的国家利益の防衛」「予測できない未来に対する保証」「国家の独立と自立の確保」「発言力や威信の確保」といった理由による核兵器必要論からは、削減の先に完全廃棄が来ることを期待することはできないと結論づけることが、常識にかなっている。

核兵器廃絶のためには、根本的な考え方の転換が起こらなければならないのである。それも、難しい理論のレベルではなくて人口に膚浅する考え方においての転換が必要である。

### 1.4人の米元高官アピール

07年、そのような根本的变化が起こる兆しではないかと思われるよう、新しい芽が見え始めた。1月、ジョージ・シュルツ、ウィリアム・ペリー、ヘンリー・キッシンジャー、サム・ナンという4人の米国の元高官が「核兵器のない世界」と題するエッセイを「ウォールストリート・ジャーナル」紙に掲載したのがきっかけとなって、「フーバー・プラン」と呼ばれる一連の動きが顕在化した（関連キーワードB2）。彼らは08年2月に再度続編となるエッセイ「核兵器のない世界に向かって」を公表し、訴えが米政府の元高官たちの中で超党派の支持を広げていることを示した。（資料3-4、3-5）

4人の高官の訴えは、「国家安全保障にとって、核兵器の全面禁止のほうが核抑止政策よりも効果的である」と主張した点で重要である。付け加えるならば、この主張自体はすでに多くの人々によって言われてきたことであるが、米国の核政策のかつての責任者たちがこれを言ったことに重要な意味がある。彼らの07年のエッセイから抜粋しておこう。

4人は先ず、我々が新しい核の時代に立っていると認識する。

「冷戦の終焉によって、ソビエト連邦とアメリカ合衆国のあいだの相互抑止という教義は時代遅れのものになった。抑止は、他の国家による脅威という文脈においては、多くの国にとって依然として十分な考慮に値するものとされているが、このような目的のために核兵器に

依存することは、ますます危険になっており、その有効性は低減する一方である。

北朝鮮の最近の核実験や、イランの（兵器級まで濃縮の可能性もある）ウラン濃縮計画の中止拒否などによって、世界がいま、新たな、そして危険な核時代の崖っぷちに立っているという事実が浮き彫りとなつた。最も警戒を要することは、非国家のテロリスト集団が核兵器を手にする可能性が増大しているということである。

…核兵器を所持し得る敵が世界中でその数を増す中で、核兵器使用の危険性を劇的に増大させることなく、かつての米ソ間の『相互確証破壊（MAD）』を再現して成功するどうかは極めて疑わしい。」

そして、この時代に対処するためには、どうすればよいかを問いかける。彼らはNPTの下で行われているさまざまな措置や拡散防止のために取り組まれているイニシアチブは重要であり、精力的に追求するべきであるしながらも、「これらだけでは、危機に対応する十分な措置とはいえない」と主張する。これは、前章において筆者が指摘した「削減主義」の限界という見解と重なる指摘であると言えるであろう。そして、4人は次のように「核兵器のない世界」というビジョンの重要性を強調したのである。

「しかしながら、これらだけでは、危機に対応する十分な措置とはいえない。レーガン大統領とゴルバチョフ書記長は、20年前のレイキャビクの会談において、核兵器の完全廃棄という、より大きな目標の達成を目指した。彼らのビジョンは、核抑止教義を信奉する専門家の度肝を抜いたが、世界中の人々の期待を膨ませるものであった。最大数の核兵器を保有する両国の指導者たちが、最も破壊力のある武器を廃絶しようと、議論を始めたのであるから。」

…何よりもまず、核兵器を所持している国々の指導者たちが、核兵器のない世界を創造するという目標を、共同の事業に変えていく集中的な取組が必要である。このような共同事業は、核保有国の体質変化を生み出すことになるが、それによって、北朝鮮やイランが核武装国となることを阻止しようという現在進行中の努力にいっそうの重みが加えられることとなるだろう。」

上記の引用文において、「核兵器のない世界」のビジョンが「核保有国の体質変化を生み出す」と述べている点に、とりわけ注意を喚起しておきたい。

## 2. フーバー・プラン

シュルツらによる最初の訴えは、先だってスタンフォード大学フーバー研究所（シュルツとペリーがそのフェロー）で行われた議論を踏まえて発表された。訴えが引き起こした大きな反響を基礎に、再びフーバー研究所での会議が行われ、08年の訴えが出され、その中で2月末のオスロ会議が予告された。このような経過から、4人の訴えから始まった「核兵器のない世界」に向かう計画は「フーバー・プラン」と呼ばれるようになった。彼らのビジョンは、冷戦末期の1986年にゴルバチョフとレーガンがレイキャビク（アイスランド）で一致したビジョンであり、その意味でフーバー・プランは「レイキャビク原点への再訪」とも呼ばれている。

最初の訴えの後、4人の一人サム・ナン（元米上院軍事委員長）が共同代表を務める「核脅威イニシアチブ（NTI）」（もう一人の共同議長はCNNの創業者テッド・ターナー）においては、4人が指導者の位置を占める「核安全保障プロジェクト（NSP）」を立ち上げた。このプロジェクトは、フィルムを作成し、シンクタンクや研究所の連合組織を形成し、会議を開き、国際的な教育活動に取り組むなど、市民社会に働きかけるキャンペーンを含むものである。

08年2月末のオスロ会議は「核兵器のない世界のビジョンを達成する」と題され、ノルウェー政府がホストとなって開かれた。世界中の政府の一角にフーバー・プランへの支持者が現れたことになる。会議は、ノルウェー外務省、フーバー研究所、核脅威イニシアチブ、ノルウェー放射線防護機構の4者が共催した。会議には4人の高官からシュルツ元国務長官とナン上院議員（NTI共同議長）の2人が参加した。また、ドゥアルテ国連軍縮問題高等代表、エルバラダイ国際原子力機関（IAEA）事務局長、ラマカ一括的核実験禁止条約（CTBT）批准促進特別代表など国際機関の主要メンバー、核保有国を含む各国の外交官や専門家が100人以上結集した。これまでの核兵器廃絶運動との関連では、大量破壊兵器委員会のハンス・ブリクス委員長、世界安全保障イニシアチブ（WSI）のブルース・ブレア代表、アクロニム軍縮研究所のレベッカ・ジョンソン代表などが参加した。

オスロ会議は、ノルウェーのヨーナス・ガール・ストーレ外務大臣の要約という形で、5つの原則と10の具体的措置を含むまとめの文書を発表した。「前進するための5つの原則」として提示された原則は、要約すると次のような内容のものである。

1. 「核兵器のない世界」のビジョン達成には、政治トップの関与と指

導力が必要である。

2. 核軍縮に真剣に取り組むためには、いま、このビジョンを持続させるための具体的な措置を取り、勢いを持続させることが必要である。
3. 核兵器のない世界の実現は、核兵器保有国であるか非保有国であるかにかかわらず、すべての国家の共同の事業であるという基本原理が必要である。
4. 直面する広範囲の課題に取り組むためには、差別的な取り扱いをしないという原則に忠実であるべきだ。これは多国間主義の鍵となる原則である。
5. 核兵器保有国にとっても非保有国にとっても、透明性の確保が核心問題である。

原則が、核兵器廃絶のプロセスを多国間協議のプロセスと想定して描いていることに注意を喚起したい。高官アピールでは明確でなかったが、NPT再検討会議をはじめとする多国間会議の積み重ねを重視する方向性が、ここでは明確に打ち出されている。

10項目の実際的措置の提案には、当然のことながら、CTBT発効、カットオフ条約締結、米ロの核弾頭の1000以下への削減と全核保有国の核軍縮テーブルの実現、安全保障政策における核兵器の役割の低減など、これまでのさまざまな場で出されてきた提言が含まれている。ここでは、ユニークと思われる次の2項目を掲げておく。

- ・各国のトップリーダーが、「核兵器のない世界」のビジョンへの個人的な関与を明確にすべきである。
- ・「気候変動に関する政府間専門家会議」と同様な、広範囲の国が参加するハイレベルの「核軍縮に関する政府間専門家会議」を招集すべきである。

### 3. 非人道性を根拠とする市民社会の関与

フーバー・プランが核兵器廃絶運動に新しい息吹を与えたことを再認識させながらも、オスロ会議は前途が多難であることも同時に印象づけた。具体的措置の議論に入ると、これまで多くの国際フォーラムで壁に直面しているのと同じ壁が立ちふさがっていることを再認識せざるを得ないのである。核軍縮に奇策はない。CTBT然り、カットオフ条約然り、1000以下への削減然りである。また、オスロ会議において示したノルウェー政府の政府レベルにおける積極的関与に関しても、ストーレ外務大臣の要約が示した「ノル

ウェーは、独自にまた7か国イニシアチブ参加国と協力して、このこと（オスロ会議の警告）に注目するであろう」という決意表明から予想される現実的な困難を考える必要がある。そこで触れられている7か国イニシアチブというのは、05年7月に外相共同声明を出したオーストラリア、チリ、インドネシア、ノルウェー、ルーマニア、南アフリカ、イギリスの7か国で構成されており、核軍縮というよりもむしろ核不拡散に強調点のある枠組みである。

フーバー・プランが、米国において核兵器廃絶論議をタブーから解放したことは紛れもない事実である。08年4月—5月のNPT再検討会議準備委員会では、ノルウェー政府、NTI、国連軍縮研究所（UNIDIR）の3者が共催する「核兵器のない世界に向かって働く」と題するパネル討論があつたが、NTIのチャールス・カーチス代表はそこで3人の米国大統領候補全員にフーバー・プランが影響を与えていたことを示し、彼の強い楽観主義を開陳した。また、フーバー・プランはイギリス政府にも影響を与えた。ペケット外相（当時）のカーネギー演説（07年6月）、ブラウン首相のデリー演説（08年1月）、デス・ブラウン国防大臣のジュネーブ軍縮会議演説（08年2月）はそれを表している。前述のフランスのサルコジ大統領のシェルブルール演説における軍縮アピールもフーバー・プランに触発されたものと考えられる。

しかし、上述したように、各論に入ると直ちに困難が見えてくる現状を乗り越えることのできる強いリーダーシップが見えているわけではない。現在の動きが、核兵器の完全廃棄に向けてこれまでとは違った政府レベルの取り組みを生み出すかどうかは、実のところ、まだ誰にも分かっていない。

フーバー・プランの大きな功績は、「核兵器のない世界」こそが国際的な安全を確保する道であり「核削減」は回答ではないことを原理とするような政府ビジョンの必要性を示したことである。しかし、このビジョンが市民社会に広がり、世界の政府を後押しするためには、もう一つの根拠を基礎にしたビジョンが必要となるであろう。

対人地雷禁止条約や最近のクラスター爆弾禁止条約の実現を推進してきた国際的な市民社会の原動力は、これらの兵器の非人道性に対する厳しい批判にあった。永く精力的に核兵器廃絶運動にかかわってきた反核NGOの原点もまた同じである。NGOは、この原点を技術的、法的、政治的専門性に結びつけることによって、政府レベルの議論や交渉に影響を与え続けて来たのである。いま、フーバー・プランの登場という新しい次元の環境が生まれているとき、同時にこのような根拠に立った市民社会のビジョンと関与が求められている。

07年を振り返るとき、工夫を凝らした市民社会のイニシアチブが持続して進行した。有志国家とNGOの対話フォーラムを継続している国際NGO「中堅国家構想（MPI）」の第6条フォーラム（特別記事2参照）、イギリスにおいて市民社会の声を動員しスコットランド自治政府を動かしているイギリスのトライデント反対運動（関連キーワードC3）、国際世論の高揚に新次元を創り出した平和市長会議（関連キーワードE1）、国際司法裁判所（ICJ）に再び核兵器問題を提起しようとする「核兵器廃絶のための世界法廷プロジェクト」、国會議員レベルの関与を高めようとする核軍縮・不拡散議員連盟（PNND）（関連キーワードE4）、日本被団協を中心とする被爆者運動（関連キーワードD5）、などなど。これらが、フーバー・プランが創り出す国際政治の空間にいかに効果的に関与してゆくかが、今後の課題となって行くであろう。

（梅林宏道）

## 第2章

特別  
記事

1. 核兵器廃絶こそが市民を守る  
—広島、長崎と国民保護計画  
田巻 一彦

2. 核軍縮、中堅国家構想の挑戦  
—2010年に向けて  
梅林 宏道

3. インド洋給油の実態を暴いた  
ピースデポの調査  
湯浅 一郎

# 核兵器廃絶こそが 市民を守る 広島、長崎と国民保護計画

田巻 一彦  
ピースデボ副代表

もっとも残虐で無差別的な武力攻撃である核兵器攻撃から、市民を守ることは果たして可能なのだろうか、市民を守るもっとも信頼しうる手段とは何なのだろうか—04年に成立した「国民保護法」<sup>\*1</sup> 第32条にもとづく「国民保護計画」の策定が全国の市町村で進められる<sup>\*2</sup> 中で、二つの被爆都市、広島市と長崎市は異なるアプローチでこの課題に取り組んだ。広島市は、シミュレーションに基づく「核兵器攻撃被害想定専門部会報告書」<sup>\*3</sup> を07年11月9日に発表し、その内容を「計画」に反映させた。一方、長崎市は核兵器攻撃への対処を削除した計画を策定した。

二つの被爆都市がこれを通して訴えている共通の認識は、国民を核兵器攻撃から守る手段はただ一つ、「核兵器廃絶」以外にないということである。

\*1 「武力攻撃事態における国民の保護のための措置に関する法律」(04年6月18日法律第112号)。

\*2 消防庁によれば、08年3月末現在、作成義務のある市町村1811のうち1787が作成済み、未作成が24である。

\*3 [www.city.hiroshima.jp/www/contents/1195002096660/files/houkokusyo.pdf](http://www.city.hiroshima.jp/www/contents/1195002096660/files/houkokusyo.pdf)



## 「国民保護基本指針」と核兵器攻撃

国民保護法と05年3月に閣議決定された「国民の保護に関する基本指針」<sup>\*4</sup>、消防庁が示した「モデル国民保護計画」<sup>\*5</sup>は、武力攻撃事態の一類型として「核兵器攻撃」を挙げている。しかし、「風下に避難する」、「汚染された可能性のある食物や水を摂取しない」など、もっぱら核爆発後の防御策を示すのみであり、熱風と初期放射線によって一瞬のうちに生命を失う人々のことには触れていない。(下の図み参照)

「報告書」の「第1章・序論」は「被害想定」を広島市が行う理由を次のように述べる。「このままでは、核兵器のもたらす惨害について大きな誤解を定着させてしまうと考えた広島市は、誤解を払拭するため、国の責任において具体的な被害想定を行い、

### ア 核攻撃等の場合

- ・核爆発に伴う熱線・爆風等による直接の被害を受ける地域については対策本部長は、攻撃当初の段階は、爆心地周辺から直ちに離れ、地下施設等に避難し、放射性ヨウ素による体内汚染が予想されるときは安定ヨウ素剤を服用するなどの指示をすることとし、一定時間経過後、放射線の影響を受けない安全な地域に避難させるものとする。
- ・核爆発に伴う熱線、爆風等による直接の被害は受けないものの、放射性降下物からの放射線による被害を受

その結果及び対応策を示すよう求めてきたが、国からの回答は得られなかった。このため、人類史上初最初の原子爆弾投下による惨害を受けた都市の使命として、広島市国民保護計画の策定に当たり、被害体験や科学的知見に基づく被害想定を独自に行い、被害の甚大さをあらためて明らかにすることにしたものである。

この目的で、①核兵器攻撃による被害想定と②被害想定の結果を踏まえて広島市がとるべき措置等を検討し、「国民保護計画」の作成に責任を持つ「広島市国民保護協議会」(会長

広島市長)に対して報告するため、「核兵器攻撃被害想定専門部会」が設置された。委員の名簿を<表1>に示す。

部会長をつとめた葉佐井博巳・広島大学名誉教授は、自身が被爆者で

けるおそれがある地域については、対策本部長は、放射線の影響を受けない安全な地域に避難するよう指示するものとする。  
・放射性降下物による外部被ばくを最小限に抑えるため、関係機関は、風下を避けて風向きとなるべく垂直方向に避難させるものとする。  
・ダーティボムによる攻撃の場合は、対策本部長は、武力攻撃が行われた場所から直ちに離れ、できるだけ近傍の地下施設等に避難するよう指示するものとする。  
(国民の保護に関する基本指針)

<表1> 専門部会委員名簿

氏名	現職	専門分野	備考
安斎 育郎	立命館大学国際平和ミュージアム館長	原子力工学	
梅林 宏道	NPO法人ピースアボ代表	核兵器問題	
片岡 勝子	核戦争防止国際医師会議副会長・日本支部事務総長	医学	
鎌田 七男	(財)広島原爆被爆者援護事業団理事長	医学	
坪井 直	広島県原爆被爆者団体協議会理事長	被爆体験	
葉佐井 博巳	広島大学名誉教授	物理学	部会長
最上 敏樹	国際基督教大学教授、同大学平和研究所長	国際法、平和学	
吉岡 齊	九州大学大学院比較社会文化研究所教授	科学史、科学政策	

あり、長く被爆実態の調査に携わってきた。それらの体験から核兵器の被害からは到底逃れられないことを良く知る一人として、被害想定を議論することへの逡巡を率直に吐露した上で、部会長を引き受けた理由を

次のように述べている。「(略)国民の多くは、いつの間にか核に対する脅威を感じなくなってきた。あるいは、漠然と感じてはいるが、自分自身がその渦中に置かれていることには、気づかずにはいるのかもしれない。また、核の拡散が世界的に懸念されるようになった昨今、日本においてさえ、政府や与党の内部から、核武装の道を開きかねない発言が聞こえるし、米国の中にも、日本の核武装を警戒する動きが見える。こうした国内の状況や世界の情勢を垣間見るにつけて、この時期に、あえて核兵器攻撃に対する様々な問題点を洗い出すことは、ある意味で有意義なことと思い、この報告の取りまと

めを引き受けたことにした」(はじめに)。

専門部会は、06年10月17日の第1回から4度の会合(この間4回のワーキング会議を開催)を開き、報告書をまとめた。

報告書は付録や引用された学術データを含めれば、約150ページの大著である。本稿では「第4章 核兵器攻撃による被害想定」と「第6章 結論」に焦点を当てその要点を紹介したい。報告書には別冊子(8ページ)の「概要」<sup>\*6</sup>が作成されている。

\*4 [www.kantei.go.jp/jp/singi/hogohousei/hourei/050325shishin.pdf](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/hogohousei/hourei/050325shishin.pdf)

\*5 [www.fdma.go.jp/html/kokumin/1801model.pdf](http://www.fdma.go.jp/html/kokumin/1801model.pdf)

\*6 [www.city.hiroshima.jp/www/contents/1195002096660/files/gaiyou.pdf](http://www.city.hiroshima.jp/www/contents/1195002096660/files/gaiyou.pdf) 資料3-16に抜粋。

## 核兵器攻撃による被害のメカニズム

報告書は、1945年8月6日午前8時15分に広島市民を襲った核爆発を時系列を追って<表2>のように再現している。核爆発のエネルギーは

<表2> 核爆発の時系列

0秒	原爆が高度600mで爆発
100万分の1秒	核分裂が終了。この間に中性子とガンマ線を放出。爆弾の内部が100万℃以上、数十万気圧となり爆発。
1万分の1秒	半径約14m、温度約30万℃の火球を形成。
100分の1.5秒	火球の半径は約90m、見かけ上の表面温度は1,700℃まで低下し、その後上昇。
0.3秒	火球の表面温度は7,000℃まで上昇。
1秒	火球の半径は約140mと最大化。表面温度は約5,000℃まで低下
3秒	火球はその大半のエネルギーを出し尽くす。
約10秒	都市壊滅。火災が発生。
3分後	人々はキノコ雲を見る。
20分後	火災の塵と放射能を含む黒い雨がところにより降り始める。

爆発後3秒ではほぼ放出され尽くした。

この間に、人々を襲った被害は次のように分類される。

(1) 放射線被害: 原爆の場合、全核爆発エネルギーの15%が放射線として放出される。内訳は5%が初期放射線である。これは起爆後1分程度の間に放出される中性子線やガンマ線であり、主として体の外部からの被曝の原因になる。残る10%を占める残留放射線は外部被曝のみならず、体内への摂取による内部被曝が問題となる。これらによってもたらされる人体影響は、細胞内に引き起こされる電離による遺伝子の損傷による急性放射線症と、損傷を受けた遺伝子が、20年あるいは50年の潜伏期を経て引き起こす様々な健康障害=白血病、白内障、甲状腺障害等とに分けられる。

(2) 爆風による被害: 核爆発のエネ

ルギーの約50%は、衝撃波と爆風として放出される。衝撃波は高温の火球が超音速で膨張するために生じ、それが到達する場所にあるあらゆるものを探しつぶす。衝撃波の後には、火球の急速な膨張に伴って押し出される空気の流れが爆風となって吹き荒れ、建物を破壊し、その進路にあるものを吹き払い、人間を殺傷する。爆風が人体に及ぼす影響には、肺の損傷、鼓膜破裂、内臓や眼球が飛び出るなどの直接的な影響と、体が吹き飛ばされて地面や建物に衝突したり、建物の崩壊に巻き込まれるといった間接的影響がある。

(3) 熱風による被害: 核爆発によって発生するエネルギーの約35%を占めるのが熱線である。核爆発によって発生する火球内部の温度は数百万度に達し、すべてのものが蒸発する。火球は膨張するに従つ

て温度を徐々に下げていくが、その過程で極めて強力な可視光線(閃光…しばしば「ピカ」と呼ばれる)と赤外線(熱線)を放出する。熱線は人間は重度の火傷を与えるとともに大規模な火災を発生させる。

#### (4) 電磁パルスその他による被害:

核爆発によって発生したガンマ線と大気の相互作用によって大量の電子が放出され、瞬間に極めて強力な電磁波(電磁パルス=EMP)が発生する。電磁パルスは広範囲の電子機器を使用不能とし、通信・管制に重大な支障を生じる。

さらに混乱した状況の下では、信頼される情報の欠如が原因となって根拠のない噂が伝播し、人々を危険な集団行動に駆り立てるような事態が発生しうる。また、被害者の精神に与えられた深い傷は生涯を通しての心的外傷後ストレス症候群をもたらすことも少なからずあるし、遺伝的影響への不安や社会的差別や偏見にさらされることも、62年前から今

日まで続く現実が示している。

#### 被害想定

では、高度に都市化した今日の広島が核兵器攻撃を受けたならば、どのような被害がもたらされるのであろうか。

#### (1) 想定された4つのケース

被害想定にあたっては、1945年8月6日と同じ爆心地と時間帯(平日の昼間)、気象条件(晴れ)という条件の下で、<表3>に示す4つのケースが選択された。

空中爆発は主に弾道ミサイルや航空機からの投下を、地表爆発は主に地上からのゲリラや特殊部隊、テロなどを想定したものである。1メガトンの場合の爆破高度2,400mは、一定の破壊力の爆風が及ぶ範囲を最大化する高度として選択された。

#### (2) 死傷者の推計

死傷者数の推計値は、①放射線、爆風、熱線のそれぞれについて、爆心地からの距離に応じた強さを試算し、次に②その影響が及ぶ範囲内の昼間人口を試算するとともに、③そ

<表3> 想定した4つのケース

形態	威力	爆発高度	種類	選択理由
空中爆発	16キロトン	600m	原子爆弾	62年前との比較のため選択
	1メガトン	2,400m	水素爆弾	最大クラスの核兵器として選択
地表爆発	16キロトン	1m	原子爆弾	空中爆発との比較のため選択
	1キロトン	1m	原子爆弾	最小クラスの核兵器として選択

<表4> 核兵器の空中爆発による推計死傷者数

核兵器の威力		16キロトン	1メガトン
爆発高度		600m	2,400m
推計結果	急性期	死者	6万6千人
	負傷者	20万5千人	46万人
	死傷率	46.4%	61.3%
後障害 (過剰発症)		被曝者 15万5千人 白血病・がん 1万3千人	被曝者 4万6千人 白血病・がん 1千人

<表5> 核兵器の地表爆発による推計死傷者数（放射性降下物の影響を除く）

核兵器の威力		1キロトン	16キロトン
推計結果	急性期	死者	1万人+
	負傷者	5万人+	14万6千人+
	死傷率	(34.4%)	(43.9%)

※表中の+は、ここに含まれていない放射性降下物の影響により、さらに死傷者が増大することを示すものである。

の昼間人口を「屋外一開放」「屋外一遮蔽」「屋内一木造」「屋内一非木造」の4つの状態に分け、④この昼間人口に、62年前の広島原爆の被害の状況等を加味し設定した死傷率等を乗じて得た。

ただし、放射線による被害については、入手しうる基礎データは広島、長崎を中心とした調査研究データであり、核兵器の威力や都市構造が異なる場合にそれらを適用するにはある想定に立つではない。したがって、推計値はかなりの幅を持ったもので「控え目に見積もったとしても、これぐらいの被害は出るだろう」というものである。条件よりその被害は小さくなる場合もあるが、さらに数倍以上の被害になるかもしれないことは覚悟せざるを得ない」と報告書は断っている。

### (3) 62年前と今日の違い

爆心地周辺の状況は、62年で大きく変わった。第1に、今日では鉄筋コンクリートあるいは鉄骨造りの建物が林立している。これらは放射線の遮蔽に大きな効果を果たすと見込まれるとともに爆風による倒壊の可能性も低い。ただし、今日の建物は当時と比べて窓が大きく、内外壁とともに軽量であり、家屋の中の備品、商品、家財の数も増加している。窓ガラスに代表されるこれらの物体は爆風により破壊、飛散して凶器と化し、死傷率を高める要因になる。第2に、鉄筋の建物が増え、さまざま防火対策がとられている一方、路上には自動車に代表される可燃物が今日では溢れている。路上の自動車は、建物の残骸とあいまって避難には大きな支障になると思われる。自動車

が火災を起こせばその影響は甚大となる。当時にはなかったガソリンスタンドなど爆発源も存在する。

### 総合評価

これらの条件を踏まえて推計された死者数は表4及び5のとおりである。今回の推計では核爆発時に市民の大半(3/4)は堅牢な建物の中にいて、かつその建物の防護効果を最大限見込んだので初期の被害、特に初期放射線の大量被曝や建物の倒壊による圧死等は62年前に比べて大いに減少する可能性がある。

しかし、前記のように、これらの数字は「最低でもこのぐらいの被害が生じるという目安」と理解されるべきものである。

### 「核兵器廃絶」以外に答えはない

以上の想定に基づき、被害を防止し、あるいは被害の拡大を防ぐために個人そして行政機関としてなじうる対処を検討した結果、以下のことが明らかとなった。

①堅牢な建物の防護効果により、死傷者、特に死者が62年前に比べて減る可能性はあるものの、被害の拡大を防ぐために個人としてできることはほとんどない。

②核兵器攻撃に対応するには全国

規模でのシステム構築が必要となるが、災害の規模が余りに大きく、被災後の対応のあらゆる面で放射能汚染が大きな制約となることから、行政機関等が最善の対処措置を講じたとしても、被害をわずかに軽減する程度の効果しか発揮しない。

③たとえ軽減された被害であっても、それは筆舌しがたく、また放射線による後障害、家族・地域社会等の破壊がもたらす長期的な被害に効果的に対処する術はない。

そして、報告書は次のように結論づけた。「短期的な人的被害の軽減の可能性をもって、核兵器攻撃から市民を守ることができると言うことにはあまりにも無理があるであろう。市民を守るには核兵器を使用させないようにするほかに方策はないのである」。「したがって、本部会としては、当初の疑問に対し、核兵器攻撃から市民を守ることはできず、市民を守るには、意図的であるか偶発的であるかを問わず、核兵器攻撃の発生を防止する他に方策はなく、そのためには唯一、核兵器の廃絶しかないと答えざるを得ない」。

### 広島市国民保護計画

「報告書」の「概要」は11月19日

に開催された「国民保護協議会」に報告され、了承された。そこで承認された「広島市国民保護計画素案」は、冒頭の「計画策定の基本姿勢」において、「報告書」を引用し、次のような基本認識を再確認した。「核兵器攻撃に関してはそれに対する有効な対処手段ではなく、核兵器攻撃による被害を避けるためには唯一、核兵器の廃絶しかないという認識の下、この計画を策定します」。「素案」は意見聴取（パブリックコメント）などを経て、08年3月末までに確定された。

#### 長崎市は「計画」から 「核兵器攻撃への対処」を削除

長崎においても、「国民保護計画」において「核兵器攻撃」をいかに扱うかという問題が焦点となった。故伊藤一長市長は計画策定にあたって、広島市と同じように再三にわたり国に対して核兵器攻撃による「被害想定」を明らかにするよう求めていたが、国はこれに応じなかった。

07年1月、市は核兵器攻撃への対処を削除した「計画」を策定、市の国民保護協議会もこれを承認して長崎県に提出した。「計画」には「序論」が設けられた。これは「核兵器廃絶と世界恒久平和の実現に向けたこれまでの長崎市の訴えが形骸化するこ

…しかし、国の基本指針においては、核兵器攻撃による具体的な被害想定及び対応策が不明確なことから、国がその具体的な被害想定及び対応策を明確にするまでは、本市の国民保護計画から核兵器攻撃に関する対処の事項を記載しないことといたします。

長崎市としては、国民保護計画に基づく措置が実施されるような不測の事態を引き起こすことのないよう、国に対して、諸外国との友好に努め、最大限の外交努力を尽くすことを強く求めるとともに、非核三原則を法制化し、唯一の被爆国として核兵器廃絶に向けた国際世論の形成に主導的役割を果たされるよう繰り返し訴え続けます。

また、自らも、これまで以上に強い危機感と使命感をもって、核兵器廃絶の実現に全力をあげて取り組んでいきます。（長崎市国民保護計画「序論」第3章第2節「国民保護計画の作成にあたって」より）

とがないよう、本市の平和に対する基本的な考え方を定め」たものである。

「序論」において市は、原爆による被害と惨状、長崎市の平和理念、長崎市の平和活動と今後の取り組みを詳述した後、国民保護計画で核兵器攻撃に関する記載は行わない理由と、核兵器廃絶に向けた市の決意を明らかにしている。（上のコラムに抜粋）

「国民保護法」第35条第5項によれば市町村の計画策定にあたっては、あらかじめ都道府県知事と協議しなければならない。長崎県は、市の「計画」について「（核兵器攻撃対処を記載した）他市町村の計画との整合性

がとれない」として修正を要求した。07年11月までに13回の折衝が行われたが、両者に接点は見出されなかつた<sup>\*7</sup>。故伊藤市長の方針を継承した田上富久市長の下で、県との折衝は現在も続いている。そのため、国は、08年3月末においても長崎市を計画の「未作成市町村」（都道府県知事協議中）に分類したままである。

※7『朝日新聞』（長崎版）07年11月6日。

#### 二つの「計画」が教えるもの

二つの被爆都市の「国民保護計画」は「核兵器攻撃から市民を守るには核兵器を廃絶する以外にない」という共通の認識を明らかにした。同時に両市に共通しているのは、被爆都市として、核兵器廃絶のための努力を怠らないという決意と実績である。

広島市長は「平和市長会議」の会長として、長崎市長は、「日本非核宣言自治体協議会」の会長として、国際的な核兵器廃絶運動の重要な一翼を担っている。とりわけ96年の「国際司法裁判所」における核兵器使用等の合法性に関する審理における両市長の証言は、大きな感銘を国際社会と市民に与え、同裁判所の「勧告的意見」<sup>\*8</sup>にも影響を与えた。

防衛・安全は「国の専管事項」とされる一方、「国民保護法」は、住民

の生命を守る一義的責任を自治体に委ねている。であれば、自治体にとって「核兵器廃絶」への取り組みは、「国民（住民）の保護」という責任を果たすための具体的な行政課題となる。「有事法制」の一部である国民保護計画には、市民を戦時体制へと統合・動員してゆく法的仕掛けとして機能する可能性が潜んでいる。しかし、二つの被爆都市の果敢な取り組みは、「国民保護」をめぐる議論が自治体の平和政策を「理念」から「具体的、実効的行動」へと引き寄せる手がかりとなりうることを示す、画期的な先例である。

最後に、03年10月18日の第6回平和市長会議理事会で採択された「核兵器廃絶の推進に関する決議文」の一節を思い起こそう。「とりわけ核兵器によって多大な被害を受け、犠牲を強いられるのは、ヒロシマ、ナガサキが示すように、都市であり、そこに生活する住民である。私たち市長には、平和な市民生活を守るため、戦争の予防とすべての核兵器の廃絶に全力を尽くす義務がある」。

広島市と長崎市は、「国民保護」という仕事の中で、この義務に応えようとしているのである。◆◆

※8 資料1-3(202ページ)。

# 核軍縮、中堅国家構想の挑戦

## — 2010年に向けて

梅林 宏道

ピースデボ特別顧問  
「さい塾」主宰

## 第6条フォーラム

核不拡散条約（NPT）第6条は、5つの核兵器保有国の核兵器の完全廃棄の義務を定めた唯一の国際条約条項である。2000年のNPT再検討会議は、全会一致で採択した最終文書において「核兵器国は保有核兵器の完全廃棄を達成するという明確な約束を行う」と述べ、この条項における誓約をより強い言葉で再確認した。しかし、この合意を発展させるはずであった2005年の再検討会議は、米国に登場したブッシュ政権の一方的な外交防衛政策が主因となって、何の進展もないまま終了した。広島・長崎被爆60周年を迎えた年に起きたこの行き詰まりは、核兵器廃絶運動にとって厳しい試練であった。

この困難を乗り越えようとして、2010年再検討会議を視野に入れて発足したNGOの挑戦の一つが、国際NGO「中堅国家構想（MPI）」<sup>\*</sup>が主催する第6条フォーラムである。

\*中堅国家構想は、核兵器に反対する国際法律家協会（IALANA）、国際平和ビューロー（IPB）、核戦争防止国際医師会議（IPPNW）、平和・自由国际女性同盟（WILPF）など8つの国際的NGOの連合組織である。中堅国家と協力して核兵器保有国に核軍縮交渉を促し核兵器廃絶を目指す。1998年に発足し、ダグラス・ロウチ元カナダ軍縮大使を議長とする。日本から梅林宏道が国際運営委員として参加している。



第6条フォーラムは、NPT再検討過程を強化することによって第6条の実現を目指すための同志国家とNGOの対話の場として設定された。MPIは第1回会議を開催するに当たって「原則のステートメント」<sup>\*</sup>という文書を発表したが、その中で第6条フォーラムの目的を次のように書いている。

「核軍縮の現在の行き詰まりを考え、MPIは、核不拡散条約（NPT）体制の下で持続的な核軍縮・不拡散のイニシアチブを探求し作業に取り組むため、非核・同志国家の『第6条フォーラム』を主催する。『第6条フォーラム』は、核兵器のない世界が必要とする法的、技術的、政治的要件を検討し、一つの国が単独で、二国間で、地域的に、あるいは多国間で取り組むことができる手段を特定する。不拡散と核軍縮は相互に強め合うプロセスであると確信するので、『フォーラム』は核軍縮と不拡散の両方を支援する手段を発展させる。」

このように、第6条フォーラムの目的はあくまでNPTにおける合意を高めていくことを目指している。核兵器廃絶のプロセスとしてNPT過程に基礎を置くことが適切であるか否かに関して、NGOの中に多くの意見

があることは否定できない。MPIは並行してさまざまなイニシアチブが生まれることを想定し、歓迎している。しかし、第6条フォーラムは、その目的を上記のように明確に規定することによって、同志国家が参加しやすい安定した枠組みを確保しようとしている。

<sup>\*</sup>「原則のステートメント」の全訳は「核兵器・核実験モニター」243号（05年10月1日）にある。

2008年3月末時点で、第6条フォーラムは5回開催された。

第1回 2005年10月 ニューヨーク国連本部

第2回 2006年3月 ハーグ（オランダ）クリンゲンデール研究所

第3回 2006年9月 オタワ（カナダ）外務省

第4回 2007年3月 ウィーン（オーストリア）ウィーン国際センター

第5回 2008年3月 ダブリン（アイルランド）

第3回以後の開催に当たっては、それぞれカナダ政府、オーストリア政府、アイルランド政府、そして国際原子力機関（IAEA）が開催に協力した。しかし、会議のプログラムや進行は、すべてMPIの責任において実行されている。会議はすべて招待ベースで行われて、発言内容は例外



第1回・第6条フォーラムで新決議の趣旨を伝えるデアルバ大使（メキシコ）（前列右から2番目）。右端は阿部信泰・国連事務次長。2006年10月3日、ニューヨーク国連本部第8会議室。

的な場合を除いて公表されない。会議の記録は MPI の責任において要約して公表される。これまで、次の 30 か国の政府代表がいずれかの第6条フォーラムに参加した。

アルゼンチン、オーストリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、チリ、コスタリカ、エジプト、ドイツ、ホーリーシー、ハンガリー、インドネシア、アイルランド、イタリア、日本、ヨルダン、リトアニア、マレーシア、メキシコ、モンゴル、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、韓国、サモア、南アフリカ、スウェーデン、スイス、トルコである。

#### 第1期の評価： NGOと同志国家の対話の場

2年間にわたる4回のフォーラムが終了した段階で、MPIは2年間を総括する作業を行った。この第1期の討論の流れを、まず要約しておこう。

第1回フォーラムにおいては、第6条フォーラムが「核兵器のない世界が必要とする法的、技術的、政治的要件を検討する」という目的を掲げたことに即して、法的、技術的、政治的という3分野に即して総括的な議論が行われた。その際、マレーシア、コスタリカなどが2005年NPT再検討会議に提出した作業文書(WP41)が基礎的文書として援用された。作

業文書は、核兵器の撤廃を実現するのにこれまで①一歩一歩（ステップ・バイ・ステップ）のアプローチと②包括的アプローチの二つが議論されてきたが、両者の利点を加味した③段階的・包括的アプローチをとるべきである、と主張したものである。

また、第1回会議には一つの特筆すべき出来事があった。カナダ、メキシコなど6か国が、ジュネーブ軍縮会議(CD)の行き詰まりを克服するための大胆な国連総会決議案の提出を考えていたが、第6条フォーラムが、そのホットな話題を当事者から聴く最初の場となったのである。第6条フォーラムが情報交換の最先端の場として機能することを証明する事例となった。

第2回フォーラムは、法的、技術的、政治的という3分野についての分科会をもって諸問題を洗い出す試みを行った。技術的分野においては、兵器用核分裂性物質の生産禁止や貯蔵核兵器の削減に関する検証問題を取りあげ、フランク・フォン・ヒッペル博士(米)が主宰する専門家グループ「核分裂性物質国際委員会(IPFM)」によるワークショップを開催した。この試みは、外交官たちの間におけるコンセンサスを形成するのに有益であると評価が高かった。政治的分

野では、核軍縮問題が各国政治指導者の関心事になっていない中で何を優先課題としてクローズアップさせるのが効果的かという観点が提起された。その文脈では、包括的核実験禁止条約(CTBT)の発効、FMCT(兵器用核分裂性物質の生産禁止条約)交渉、発射態勢の緩和、不可逆性の原則、核兵器の役割の低減などが議論された。法的分野では2006年が国際司法裁判所(ICJ)の勧告的意見が出されて10年目であることを踏まえながら、NPTの95年合意、2000年合意の法的拘束力をICJ勧告との関連で捉え返すことの必要性が議論された。このような議論では、NGOの専門家からの発題が有益であった。

第3回フォーラムでは、第2回の政治的分野の議論で出された優先課題を中心に、それにMPIが必要と考えたテーマを加えて議論が行われた。CTBT、FMCT、核発射準備態勢の緩和、消極的安全保証、核削減・軍縮の検証などである。CTBTに関しては米政府の政策変化が重要な鍵となるという認識が当然のように共有されていたが、FMCTに関しても、検証は不可能とする米国の主張には批判が強かった。これに関連して、FMCTがどのような形の条約であるにせよ、核分裂性物質の保有量の地

球規模の目録が基礎データとして必要になるという NGO 専門家による注意喚起は出席者にとって有益であった。

第4回フォーラムは、ウイーン国際センターを会場としたが、そこには IAEA、CTBT 機関 (CTBTO) 準備委員会など技術センターが存在している。そこで、フォーラムは繰り返して CTBT と FMCT という検証に関連したテーマ設定を行った。また、2010 年再検討会議のための第1回準備委員会が同じウイーンで開催される直前の時期であることを考慮して、準備委員会に登場すると予想される重要なテーマである核燃料サイクルと 1995 年中東決議\*がテーマとなった。MPI は、第1回準備委員会までの短期間に、4回のフォーラムのまとめとして 2010 年に向けた提言を作成する予定であった。そのために、MPI はこれまでカバーされなかった主要テーマについて意見交換を促し、各国政府代表の意見の分布を知ることに務めた。

\* NPT の無期限延長が決定された 1995 年の再検討・延長会議において、無期限延長とともに 3 つの決定と 1 つの決議が採択された。その決議が中東決議であり、イスラエルの NPT への加盟、中東非大量破壊兵器地帯の設立などを求めている。

## 7項目の優先課題

2007 年 4 月、2010 年 NPT 再検討

会議第1回準備委員会を前にして、MPI は過去2年の4回の第6条フォーラムの議論のまとめとして報告書「2010年に向けて——NPT 合意のための優先課題」\*を提出した。その中で MPI は、他にも重要な課題が存在することを承知していると断りながらも、「十分に成熟し一般化しており、いま NPT 再検討過程の中で強調して有益であると考えられる」課題として、7項目の優先課題を提起した。それは次の7項目である。

\* 報告書の全文：[www.gsinstitute.org/mpl/docs/Towards\\_2010.pdf](http://www.gsinstitute.org/mpl/docs/Towards_2010.pdf) 資料 3 - 6(238 ページ) に抜粋。

### 1. 検証をともなう核戦力の削減

ソ連崩壊後 15 年以上を経ても米国とロシアが大量の核兵器を保有し、高い警戒態勢を敷いている。米ロ両国で地球上の核弾頭の約 95% を保有している。これを変えるための措置として、MPI は、「検証性・透明性・不可逆性の原則を適用した新しい米ロ戦略削減条約を交渉すること」「米国は NATO 諸国に配備された核爆弾を撤去すること」「戦略核兵器削減と同時にあるいは別途に、米ロは非戦略核兵器の削減交渉を行うこと」などを掲げた。これらは、第6条履行の政治的意図さえあれば直ちに実行できる、と MPI は主張した。これは、

フーバー・プラン\*をリードする米国高官たちにも向けられている。また、MPI は、すべての核武装国が、検証性・透明性・不可逆性の原則で保有核兵器の削減と廃棄に向かうためにとりうる最初の措置の一つとして、核兵器の備蓄と兵器用核分裂性物質の申告を掲げた。

\* 「フーバー・プラン」についてはキーワード B2 (72 ページ) 及び「概観」(23 ページ)。

### 2. 核戦力の発射警戒態勢の解除 (ディ・アラーティング)

米国は 1600 発以上、ロシアも 1000 発以上の核弾頭を、命令から数分内に発射する準備態勢をとっていると見積もられている。日単位から週単位、そして月単位へと核兵器発射に要する時間を延ばすような措置が必要である。そのためには、核戦力の警戒態勢から警報即発射オプションを廃止する措置が求められる。MPI は米ロ共同委員会を設立してこのような措置を履行することを提言している。これらも直ちに履行できる措置である。

### 3. FMCT(カットオフ条約)の交渉

FMCT は、インド、中国そしてパキスタンの間の軍備競争に制約を課し、イスラエルを含むすべての保有核兵器に上限を置き、核弾頭と核分裂性物質の備蓄の削減と廃棄に対する

安定した枠組みの基礎をなし、核兵器のない世界の基本柱の一つを制度化することになる。MPI は米国の主張に反し、検証は必須であり、また実行可能であると強調している。

### 4. CTBT の発効

CTBT は、核兵器の拡散を阻み、先端核兵器への改良を封じ込め、環境を守り、国際社会が組織的・技術的基盤を持つ助けになる。FMCT と同様、それは核兵器のない世界を構築するための欠くことのできない一つの要素である。CTBT の発効は今後とも高い優先事項であることに変わりはない。

### 5. 消極的安全保証の強化

近年いくつかの核兵器国が非核兵器国に対し核攻撃を行うという教義を強調している。したがって、そのような攻撃を禁止する法的拘束力のある条約を求める NPT 非核兵器国の中年の要求は、論争の余地のない正当なものであり、その緊急性を増していると言える。その上で、MPI は、この優先課題は、核兵器の不使用、あるいは第一（先制）不使用という、より大きな文脈におかれるべきであると主張している。

### 6. 核燃料の生産及び供給に対する規制

原子力発電、国家技術力の威信、

潜在的核兵器能力の保有、などの理由が重なって、濃縮・再処理能力を含む核燃料サイクル事業に関心を持つ国が増大する傾向がある。MPIは、長期的には国際的な持続可能エネルギー機関を設立し、原発への依存を低める努力をすること、短期的には国家が新たな再処理施設を建設する権利を放棄し、濃縮・再処理施設の建設モラトリアムを制定することを提案した。そのためにはNPT遵守のすべての国に燃料供給を法的に保証する、IAEAを保証人とする国際燃料バンクを設立すること、既存の施設を段階的に廃止するか多国間の管理下に置くことが必要であるとした。

#### 7. NPTのガバナンスの改善

核軍縮・不拡散の両方において履行を促進していくためには、より強いNPTの組織能力が必要であるという認識は多くの国に共有されている。MPIは、少なくとも脱退問題と核軍縮・不拡散の両方の分野における遵守問題を取り扱う締約国会議を開催するための事務局と機構を設ける必要があると提言した。また、問題に迅速に取り組むことのできる常設執行委員会の設置が重要課題であると訴えた。

#### 将来の展望

第6条フォーラムは、これまでの実績が示すように、その性格上、会議の場で合意を形成しそれを実行することを目指しているものではない。それは、専門性と市民社会の良識から発する議論を提起するNGO代表たちと、政府の枠組みの中で核軍縮を促進するための方途を追求する同志国家の外交官や専門家たちが、対話を通して問題への理解と方法論の発展を目指す場である。その意味で、第6条フォーラムの成否を、結果から評価する尺度を設定することは簡単ではない。

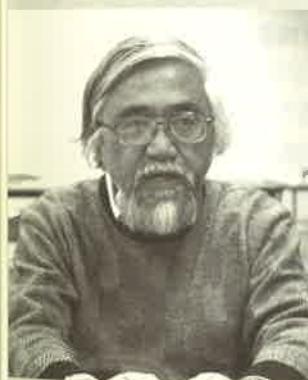
7項目の優先課題を論じた報告書が、NPT再検討会議準備委員会に参考する多くの国の外交官が関心を持って読む文献となっていることは間違いない。また、第2回準備委員会(2008年4~5月)の直前にダブルリンで開かれた第5回フォーラムも含めて、多くの同志国家代表たちが持続して参加し続けていることが、第6条フォーラムが初期の目的を達しつつあることの証左であるとも言えるであろう。

すでに第6回フォーラムが今秋にドイツで開催されることが予定されている。今後は、フーバー・プランとの関係においても、第6条フォーラムが果たすべき役割が生まれてくることが予想される。◆◆

特別記事  
3

# インド洋給油の実態を暴いたピースデポの調査

湯浅 一郎  
ピースデポ代表



07年秋の臨時国会の焦点のひとつは、11月1日に期限切れを迎える「対テロ特措法」<sup>※1</sup>の延長の是非であった。

国会における論議を実りあるものにするために、ピースデポは、03年2月の海上自衛隊による米艦への給油活動の実態に関する集中的な調査を行った。

その結果、海上自衛隊が米給油艦「ペコス」を介して空母「キティホーク」に給油した艦船用燃料が、「対テロ特措法」に反して、対イラク作戦に流用されていたという事実が明らかになった。

この調査結果の公表は、何のための給油か、アフガニスタンの復興と自立のためには、本当になすべきなのかという国民的議論のきっかけを作った。

※1 正式名「平成13年9月11日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法」(01年11月2日・法律第113号)。07年11月1日、期限満了により失効。

## インド洋の海上自衛隊

01年9月11日に米国で起こった「同時多発攻撃」から約1か月が経とうとする10月7日、米英を中心とするアフガニスタン空爆によって、「不朽の自由作戦」(OEF)<sup>\*2</sup>が開始された。「対テロ特措法」の一つの柱は、日本がこのOEFを後方支援するため、自衛隊をインド洋(北アラビア海)に派遣して、①燃料補給などの協力支援、②遭難したOEF参加者の捜索救難活動の二つの分野の活動を実施することであった。その中心は、海上自衛隊による艦船用燃料、航空機用燃料の洋上補給である。

01年11月から07年10月までに、この任務でインド洋に派遣された艦船は延べ59隻に上る<sup>\*3</sup>。前半は「ときわ」(定係港:呉)「はまな」(佐世保)「ときわ」(横須賀)の3隻、後半は「ましゅう」(舞鶴)「おうみ」(佐世保)も加わった5隻の補給艦がローテーションを組み、それを護衛する1~3隻の護衛艦とともに派遣されてきた。燃料補給回数は794回、総補給量は約49万キロリットルである<sup>\*4</sup>。補給相手国は、米国が中心(353回)であり、以下、多い順にパキスタン(150回)、フランス(100回)、カナダ(43回)、イタリア(40回)、イギリス、ドイツ、ニュージーランド、オランダ、ギリ

シャ、スペインなど11か国である。

海上自衛隊はインド洋で何をしていたのか、とりわけ日本が提供した燃料が実際に何に使われたのかーこれは、自衛隊の海外活動に対する「法の支配」と日本の対OEF協力が、アフガニスタンの平和と復興に貢献するのか否かという根本問題を検討するためにきわめて重要な課題であった。しかし、そのための基礎資料である自衛艦の「航泊日誌」の公開を防衛庁(当時)は拒否していた。「情報公開法」に基づき、ピースデポの梅林宏道氏が行った請求に対して、防衛庁(当時)は「出港日など公知の情報以外の全情報の不開示」を決定し、不服申し立て審査会もそれを妥当とする決定を行った(最終決定:05年12月26日)。

\*2 Operation Enduring Freedom

\*3 データシート10(140ページ)。

\*4 海上自衛隊ホームページ。www.mod.go.jp/msdf/formal/about/kouken/indexhtml

## 「燃料流用疑惑」を精査

03年5月6日、イラク戦争(「イラク自由作戦」、OIF)<sup>\*5</sup>から帰還した空母キティホークの艦長の発言が各紙で報道されたことをきっかけに、日本が給油した燃料の流用疑惑が社会の注目を集めた。艦長は、キティホークが03年2月25日、補給艦「ときわ」から間接的に給油受けたと明かした

のである。この問題は国会でも議論された。政府は「ときわ」が米給油艦(名前を明かさなかった)に20万ガロンを給油したと説明したが、当時はそれ以上の情報が不足しており、真相解明はできなかった。

ピースデポは、梅林氏を中心にただちに独自の調査を開始した。キティホークの航海日誌から、問題の米給油艦が「ペコス」であることをつきとめた。そしてペコスの資料の収集を行った。

07年8月、収集した米国の一次資料である①ペコス、キティホーク、カウペンスの「航海日誌」と②キティホークの「司令官報告」を集中的に精査することによって、ピースデポはあらためてこの疑惑の解明に取り組んだ。

その結果、キティホークが自衛隊から間接給油を受けたという03年5月の艦長発言を裏付ける動かぬ証拠が得られた。しかも、当時のキティホークの任務にはOEFは含まれていないことが確認された。この調査結果をピースデポは、07年9月20日と10月4日の2度の記者会見で公表した<sup>\*6</sup>。

ピースデポの調査で明らかになった事実は次のとおりである。(次ページの地図参照)

(1) イラク戦争が始まる23日前の03年2月25日、オマーン湾において、補給艦「ときわ」が米給油艦「ペコス」を介して米空母キティホークと巡洋艦カウペンスに給油した。その一部始終がペコスの航海日誌<sup>\*7</sup>に記述されている。

(2) まず、「ときわ」は、786万ガロン(2973キロリットル)の艦船用ディーゼル燃料をペコスに給油した。この量は、政府の説明の4倍である。

(3) 「ペコス」は他の船に接触することなく7時間後にキティホークと随伴艦カウペンスに給油した。

\*5 Operation Iraq Freedom

\*6 記者発表資料の全文はピースデポHPに。

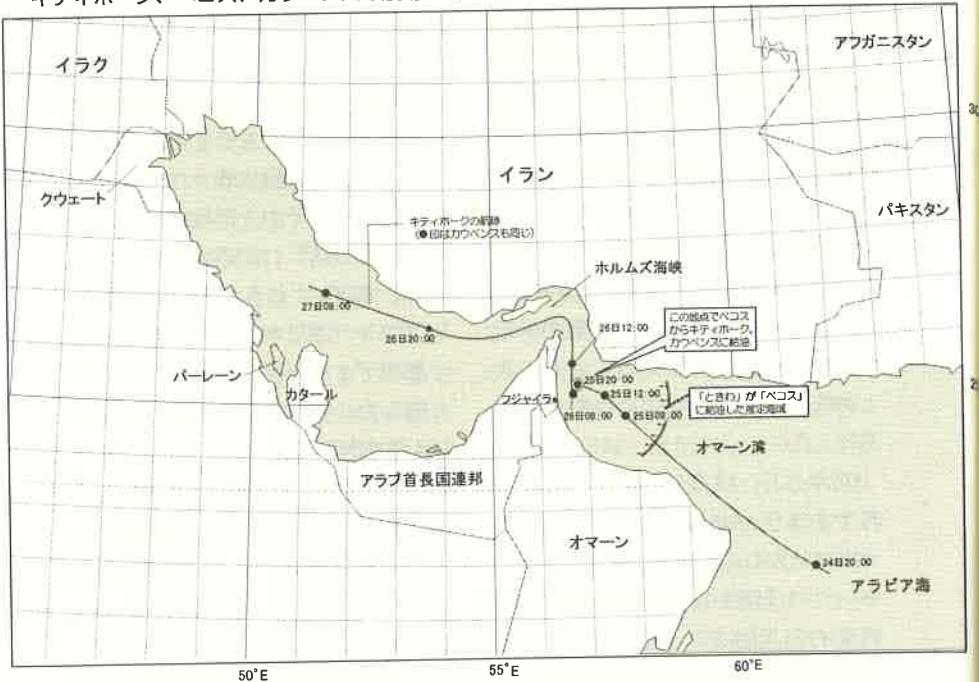
\*7 当該部分の訳は本記事末尾の脚注に。

## キティホークは対イラク作戦に直行

問題は、キティホークが「ペコス」から給油を受けた後、どこで何をしたのかということである。「対テロ特措法」に従えば、自衛艦から給油を受けたキティホークが従事する任務はOEF以外にあってはならない。しかし、キティホークが実際に従事したのは「対イラク作戦」であった。

キティホークの「司令官報告」には当時の航海におけるキティホークの任務が次のように記述されている。

キティホーク、ペコス、カウペンスの航跡 (03.2.24~27)



「1月23日 キティホークは、マラッカ海峡、ホルムズ海峡を無事に通過し、『南方監視作戦』(OSW)<sup>\*8</sup>と『イラク自由作戦』(OIF)を支援する104日の配備のために横須賀を出発した」。さらに「司令官報告」は、2月27日にペルシャ湾で司令官の交代式が行われ、その後1週間以内にOSW任務が始まったとしている。つまり、当時キティホークに与えられた任務はOSWであり、3月20日のイラク戦争開戦と同時に、それがOIFに切り替わったのである。重要なことは、

「司令官報告」にはOEFという言葉は一度も登場しない点である。米軍関係のメディアも、キティホークの任務が専ら対イラク作戦であったと報じている。

以上のようにペコス、キティホーク、カウペンスに関する米公文書の分析から明らかになったのは、海上自衛隊の補給艦から米艦に渡った燃料が「対テロ特措法」に反して、すべてイラク作戦に流用されたという疑いのない事実であった。

\*8 Operation Southern Watch 湾岸戦争(91年)の後、イラク南部に米英が設定した飛行禁止区域の監視作戦。

#### 国会論議と政府の説明

ピースデポの調査結果は、少なくとも14回にわたって国会で取り上げられた<sup>\*9</sup>。

10月10日の衆議院予算委員会での民主党・菅直人氏による質疑に対して、石破防衛相は要旨次のとおり答弁した。「03年2月25日、『ペコス』から67.5万ガロンの給油を受けた『キティホーク』は26日の20時までにはホルムズ海峡を通過、ペルシャ湾に入った。OEFに従事していた26日から28日の3日間でペコスから補給された燃料をすべて消費したと米側からは説明を受けている」。

この説明には矛盾が含まれていた。何よりも、この期間のキティホークの任務にOEFが含まれていることを示す米側の公式資料はない。政府が引用した10月10日の国防総省発表資料<sup>\*10</sup>は、OSWのためにペルシャ湾北部に到着した26日から28日夜までの3日間に、キティホークは次の活動を行ったと説明している：

海面捜索監視統制(SSSC)、対水上戦闘航空偵察、海上阻止行動(MIO)の哨戒、戦闘空中哨戒、捜索および航空救難、指揮統制、空中給油、電子戦の訓練および即

応、暗視装置能力、精密照準爆撃訓練、模擬近接航空支援、精密航法計器能力、艦載機着艦能力、前方航空管制、ならびに航空機防御。これらは、OEFでもOIFでも行われる活動であり、キティホークが「OIFではなくOEFに従事していた」という根拠にはなりえない。防衛相はキティホークがペルシャ湾に入った後もOEFの一環として「数回の飛行作戦(答弁では「飛行作業」)を行った」と答弁している。しかし、ペルシャ湾の北岸は全てイラン領土であり、アフガニスタンへの常識的な飛行コースをとるためにには、イラン領空を通過しなければならない。アラビア海を素通りしたキティホークが、わざわざペルシャ湾に入った後にOEFとしての飛行作戦を実施することはあり得ない。単にパイロットの技量維持の訓練か、イラクに関わる作戦がOEFの名で行われていたと考えるべきであろう。

さらに防衛相は、キティホークの1日の標準的燃料消費量は約20万ガロンであり、67.5万ガロンは3日間で消費されたと説明した。しかし、ピースデポの調査によれば、キティホークの平均燃料使用量は1日16.2万ガロンで、3日で67.5万ガロンを消費したという説明は疑問である。

このように疑問が次々と投げかけられる中、10月18日に米国防総省が行った報道発表<sup>\*11</sup>はほとんど「開き直り」に近いものであった。国防総省はこの中で、「日本が補給した燃料がどこで、何の目的で消費されていたかを追跡することはきわめて複雑かつ困難」であり、「米国政府は、日本がOEFに参加する艦船のみに燃料を補給するという日本政府との合意に、誠実に従ってきたと信じており、提供している情報がこれを裏付けるものと信じている」と「幕引き」とも思われる説明を行った。「テロ特措法」の成立と給油にあたっての日米交渉の中で、この「(燃料の追跡は)複雑かつ困難」であるという事情は米国から説明されていたのか。そして、その複雑さを踏まえた検証・追跡方法が合意されていたのか。真相は不明であるが、恐らくは米国の言うなりで放置されてきたのであろう。

国連憲章や国際人道法違反に照らして、多くの疑問と批判を受けているOEFとOIFが、日本の国内法と日米公約という法の支配をも掘り崩していたのである。

※9 国会図書館「国會議事録検索システム(kokkaid.ndl.go.jp/)」で「ピースデポ」をキーワードで検索。

※10 「2003年2月25日の日本による米国補給艦ペコスへの給油について」(07年10月10日、米国防総省)。原文と仮訳:tokyo.usembassy.gov/jp/tpj-20071011-71.html。

※11 「『不朽の自由作戦』に日本が供給する燃料の使用について」(07年10月18日、米国防総省)。

### 海上自衛隊、防衛省(庁)の ずさんな情報管理と隠蔽体質

一連の過程の中で、海上自衛隊、防衛省(庁)のずさんな情報管理と隠蔽体質もまた明らかになった。

第1は、給油量の「転記ミス」問題である。ピースデポの発表を受け、防衛省は「ときわ」から「ペコス」への給油量を慌てて「80万ガロン」に訂正したが、防衛省はこれを、キティホークへの給油量を「20万ガロン」とした03年5月の政府答弁の基礎となった給油記録は、事務担当者の記載ミスであったと釈明した。

10月22日に各党に配布された「諸論点に対する防衛省の考え方」<sup>\*12</sup>によれば経過は次のとおりである。

問題の給油データは、03年2月26日、派遣部隊からの電文及び電子メールで海上幕僚監部と防衛庁(当時)に伝えられた。この時、受領証の写しも添付された。この報告を、海上幕僚監部防衛部運用課で集計表に転記する際に「ペコス」とイージス艦「ポール・ハミルトン」への給油量を取り違えて入力した。それがそのまま、5月8日の石川統合幕僚会議議長(当時)の記者発表に使われ、同文書に基づいて5月9日の福田官房長官

および5月15日の石破防衛庁長官(いずれも当時)の国会答弁が作成された。5月9日、事務当局が誤りに気付いたが、防衛部防衛課長らは、「間接給油問題が沈静化しつつあったことを考慮し」、特に上司への報告や内局への報告を行わず、また訂正措置もとらなかった。

03年5月当時の国会論議を振り返れば、議論が「沈静化」したなどとは到底言えない時期であった。また、転記された表を見ると、転記ミスがあったとしても隣に80万ガロンの数字が並んでおり「読み取りミス」が起こるとは考えられない。實際には転記ミスを口実にした、事態「沈静化」を狙った意図的な隠蔽であったのではないかという疑いが拭えない。

もう一つは、「ときわ」と時期を前後して給油活動に従事した補給艦「ときわ」の03年7月から12月分の「航泊日誌」が、「4年」と定められた保存期限前に誤って破棄されていた問題である。今回の給油問題に見られるように、「航泊日誌」(米国では「航海日誌」)は、外交・安全保障問題に関わるものっとも基本的な一次資料となる可能性がある。このような杜撰な資料管理が行われてきたことは実際にゆゆしき事態である。その後、防

衛省は「航泊日誌」の保存期限を現行の「4年」から永年保存に変更することを含め、文書管理のあり方の検討に着手した<sup>\*13</sup>。しかし、公開のあり方は、検討対象になっていない。

※12 防衛省ホームページには不掲載。

※13 『朝雲新聞』08年2月14日。

### 成果と課題

ピースデポの調査活動の第1の大規模な成果は、何のための給油か、アフガニスタンの復興と自立のために日本が真に何をなすべきかという本質論議が、国会でも避けて通れないものになったことである。

第2の成果は、イラク戦争への燃料流用問題を、事実に基づいて国会で本格的に議論させるきっかけを作ったことである。「対テロ特措法」による給油の主たる対象であった米英軍は、当初からOEFと対イラク作戦(OSWとOIF)の両方を密接に連携させていた。流用は起るべくして起った、というよりは始めから「構造的に予定されていた」という方が正確かもしれない。この実態と政府の説明の落差が白日の下に明らかになった。

第3には、国会での論議や追求の結果、政府は膨大な一次資料を調査し、それを踏まえた答弁資料を作成せざるを得なかつたことである。こ

れは国会が果たすべき本来の機能を再確認させた。情報は防衛省・海上自衛隊のホームページに掲載された他、政党に対しては補給艦「ときわ」の当該時期における航泊日誌の全て(ただし、艦の位置は黒塗り)、給油記録などの一次資料が開示された

しかし、情報公開の観点では、大きな課題が残された。防衛省HPに掲載された「テロ対策特措法に基づく協力支援活動としての艦船用燃料の給油活動に関する確認作業について」(07年11月6日)には、給油先の艦船名が記載されていた。防衛省はここで794回すべての給油活動がOEF任務に関わっていたと結論づけているが、その根拠となる一次資料は公開されていない。今回の経緯全体を通して明らかのように、一次資料の適切な保存と公開は、官僚機構と軍に対する「民主主義的統制」のための必須の要件である。その意味で、日本の情報公開制度は米国に比べてはるかに未成熟であると言わねばならない。国会での論議が「数の論理」による「給油新法」の制定<sup>\*14</sup>という結果に終ったことも惜しまれる。

最後に、会員、読者にとどまらず、多くの方々から激励をいただいたことに感謝して、本稿を結びたい。◆◆

\*14 キーワードD7 (138ページ)。

## 米給油艦・ペコス(T-AO197) の航海日誌 2003年3月25日

00:00—0400 船は、作戦計画通り、航海0303によってアラビア海を航海中。針路は316°(ジャイロ・コンパス)、307°(標準コンパス)、両主エンジンとも50%で速度11ノット。基本針路316.4°Tを維持するために必要に応じて針路と速度を調整。乗員は、船長、海上輸送軍(MSC)乗員85名、海軍分遣隊6名、合計92名。積み荷のために貯蔵庫は100%。電源:モード2で#1および#2動力起動、#1ボイラーと左舷ユニット。監視3/O"、AB"、AB"およびOS"が交代で舵取り、監視、巡回警ら。巡回者は船長室、バーサー室、放送センター、病院、売店、ギャラリー、食堂、船尾舵、内部デッキやスペース、ペコス指示書312011にある通りの機関スペース、気象デッキ、積み荷倉庫、航海灯などを頻繁に隈無く巡回した。船長の常時及び夜間の命令は遵守された。穏やかな南西南の微風、穏やかな波、一部曇った空、良好な視界のもとで船は順調に航行。監視員は2/O"と交替。

2003年2月25日03時56分、ティーグ・マーフィ(署名欄)

04:00—08:00 以前と同様に航海中。監視2/O"、AB"、AB"およびOS"が交代で舵取り、監視、巡回警ら。航路維持および船舶回避のため必要に応じて針路を調整。基本針路、316°T、305°(標準コンパス)。0400 62%に速度変更。0530 点呼。0532 船長、操舵。海自補給艦「ときわ」に合流するために針路と速度を変更。洋上補給事前テストをペコス・チェックリストに従い全て完了。良好。船長に報告。0600 点呼。0630 洋上補給「条件1」ならびに操作手順を設定。チーム1、ポジション1Aおよびチーム(?)、ポジション5Aに。0635 全てのポジションに人員配置、準備完了。Dmach(職種階級)コスタラスとABアレンドンドが船尾貯蔵所に。0637 ペコス、補給艦「ときわ」に接近。進路要求は280°T、270°(標準コンパス)。1/Oが操舵。0644 ペコス、「ときわ」の左舷に並ぶ。並走開始。07:41 船長が操舵。1時間毎の点検。全て良好の模様。西からの

微風、穏やかな波、曇り空、視界良好のなかで船は順調に航行。監視交替のときも「ときわ」との並走を継続中。

2003年2月25日07時45分、"(署名欄)

08:00—12:00 以前と同様に航海中。監視3/O"が操舵位置。AB"、AB"、およびOS"が交代で舵取りと監視。280°(ジャイロ・コンパス)、269°(標準コンパス)で操縦、両方の主エンジンとも55%で13ノット。船は要求針路280°(ジャイロ・コンパス)、要求速度13ノット。補給艦「ときわ」が右舷に並ぶ。08:14 一等航海士が操舵。09:11 船長が操舵。09:58 両エンジンとも56%に速度を上げる。10:08 両エンジンとも58%に速度を上げる。10:09 給油ホース全てが分離。10:13 洋上補給「条件1」解除。10:13 「ときわ」離れる。10:14 操縦手順解除。10:15 キティホークと合流するために330°(ジャイロ・コンパス)、317°(標準コンパス)に針路を変える。10:37 両エンジンとも60%に減速。西風の穏やかなうなりのなかで船は順調に航行。「ときわ」から受けた船舶用ディーゼル燃料(DFM)18704パレル。

2003年2月25日11時56分、  
"(署名欄)

12:00—16:00 以前と同様に航海中。監視3/O"が操舵位置、ABW"、ABW"、およびOSW"が交代で舵取り、監視、巡回警ら。330°(ジャイロ・コンパス)、317°(標準コンパス)で操縦、両方の主エンジンとも60%で136ノット。作戦区域(MODLOC)内を維持するために必要に応じて針路調整。12:00 船の一般警報の試験。13:00 O/S"甲板作業について一等航海士に報告。12:30 気象観測支援(WOS)終了。13:16 254°(ジャイロ・コンパス)、246°(標準コンパス)に進路変更。14:00 両エンジンとも65%に加速。14:32 両エンジンとも63%に減速。15:10 両エンジンとも55%に減速。15:05 船長がブリッジに。15:20 船長が操舵。15:22 両エンジンとも80%に速度を上げる。穏やかな風、曇り、視界良好のなかで、船は順調に航行。15:45 監視員が2/O"と交替。

2003年2月25日15時54分、  
"(署名欄)

16:00—20:00 以前と同様に航海中。監視2/O"、AB"、AB"、およびOS"が交代で舵取り、

監視、巡回警ら。航路維持および船舶回避のため必要に応じて針路と速度を変更。船長が操舵。キティホークとのポジション維持のため艦の針路・速度を維持。16:40 針路を要求針路320°T、308°(標準コンパス)に変更。速度13ノット、55%。16:50 洋上補給「条件3」ならびに操作手順を設定。チーム12、234、336、428、および57?。1/Oが操舵。17:00 全てのポジションに人員配置、準備完了。AB"、Dmachコスタラスが船尾貯蔵所に。3/Oが下手舵。18:10 日没。航海灯、補給灯、作業灯が点灯。防水ドア、閉鎖。船は消灯。18:23 船長、操舵。19:34 コーベン・ノベンバー。新たな要求針路、324°T、314°(標準コンパス)。微風、曇り空、穏やかな波、視界良好のなかで船は順調に航行。

2003年2月25日19時54分、"(署名欄)

20:00—24:00 以前と同様に航海中。監視に3/O A・ブラックが操舵位置、AB"、AB"、OS"が交代で舵取りと監視、艦長が操舵。324°(ジャイロ・コンパス)、314°(標準コンパス)で操縦。両エンジンとも55%で13ノット。左舷側のキティホークと洋上補給を実施。要求速度13ノット。要求針路324°(ジャイロ・コンパス)を維持。19:56 米艦カウペンス、接近開始。20:00 洋上補給チーム3、5は終了。20:04 米艦カウペンスが並ぶ。20:20 左舷の給油ホース撤去。20:21 洋上補給「条件3」解除、洋上補給「条件2」を設定、チーム1がポジション1、チーム2がポジション7、またチーム3が飛行甲板に。20:23 飛行甲板に人員配置。20:25 キティホークが離れ、終了。20:32 飛行人員配置チェック完了。20:39 グリーン甲板。20:58 洋上補給「条件2」解除。洋上補給「条件1」を設定、チーム1がポジション1、チーム2がポジション7に。21:20 チーム1、解除。21:32 右舷側に給油ホース撤去。21:38 米艦カウペンスが離れ、終了。21:50 寄港前の操縦テスト終了。良好。21:00-21:45 EDGテスト。良好。23:00 監視員、針路記録が止まっているのを発見。位置:北緯25°31' 東経56°30'。船長に報告、そして2等航海士にも伝達。波がなく船は順調に航行。

2003年2月25日23時45分、  
"(署名欄)

(\*は、情報公開の時に削除された人名の部分)

## 第3章

核軍縮  
平和

2007年の  
キーワード

- A. 特集：  
「北朝鮮・イラン・インド」
- B. 核軍縮・不拡散外交
- C. 各国の核・安保政策
- D. 日本の核・安保政策
- E. 自治体と NGO

## A1. 6か国合意、初期段階を完了

\* 6か国協議の構成国は、韓国、朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）、日本、米国、中国、ロシア。第1回協議：03年8月27日～29日、第2回協議：04年2月25～28日、第3回協議：04年6月23日～26日、第4回協議：05年7月26日～8月7日（第1次セッション）、05年9月13日～9月19日（第2次セッション）。第5回協議：05年11月9日～11日（第1次セッション）、06年12月18日～22日（第2次セッション）、07年2月8日～13日（第3次セッション）。場所は北京の釣魚台国賓館。

\*資料2-5（214ページ）

\* 06年7月5日。本イアブック07年版・キーワードA1。

\* 06年10月9日。本イアブック07年版・鈴木達治郎「別寄稿」参照。

\* 第3セッション（場所：北京・釣魚台）の各國主席代表は、中国：武大偉（ウー・ターウエイ）外交部副部長、北朝鮮：金桂冕（または桂冠、キム・ゲグアン）外務副相、日本：佐々江賢一郎・アジア大洋州局長、韓国：千英宇（チョン・ヨンウ）朝鮮半島平和交渉本部長、ロシア：アレクサンドル・ロシコフ外務次官、米国：クリストファー・ヒル国務次官補（東アジア太平洋問題担当）であった。

\*「共同声明実施のための初期行動」。資料2-4（212ページ）。

朝鮮半島の核問題を巡る6か国協議<sup>\*</sup>は、05年9月19日の共同声明（以下、「9.19共同声明」）<sup>\*\*</sup>で達成された6か国協議初の合意を実行するため、取るべき初期行動について07年2月13日に合意した。6か国協議にとって大きな進展であった。そして、初期行動は07年8月におおむね達成された。その後、「キーワード A2」（58ページ）で述べる第2段階の行動で足踏みが続いているため初期行動の成果を忘れがちであるが、初期行動が達成された意義は非常に大きい。

9.19共同声明の履行について話し合うべき第5回協議は05年11月11日以後、北朝鮮の資金を扱っているマカオの銀行バンコ・デルタ・アジア（BDA）に対する米国の金融制裁が障害になって長期にわたって行き詰った。北朝鮮が要求する資金凍結解除のための交渉を米国は拒否し続けた。その間に、北朝鮮はミサイル発射実験<sup>\*</sup>、続いて核実験<sup>\*</sup>を強行した。米国は政策転換し、07年2月8日～13日によくやく第5回協議第3次セッションが開催された<sup>\*\*\*</sup>。会議の最終日の2月13日、初期行動についての合意文書（以下、2.13合意）が採択された<sup>\*\*\*</sup>。

2.13合意のもっとも重要な意義は、9.19共同声明の基本合意「6か国協議の目標は、平和的な方法による、朝鮮半島の検証可能な非核化である」ことを再確認したことであろう。その上で、◆寧辺（ヨンビョン）の核施設の停止・封印、監視及び検証を行う国際原子力機関（IAEA）要員の復帰、◆米国のテロ支援国家指定の解除、対敵通商法の適用を終了の作業開始、◆平壤宣言にしたがった日朝正常化交渉の

開始、◆5か国による北朝鮮への5万トンの重油相当の緊急エネルギー支援、などの初期行動を60日以内に実施することに合意した。

初期段階の次の段階の措置もいくつか合意された。その中には北朝鮮がすべての核兵器計画のリストを提出すること、黒鉛減速炉、再処理工場など既存の核施設を無能力化すること、他の5か国は重油95万トン相当を上限とする支援を提供すること、などが含まれている。

また、初期行動の実施などのために5つの作業部会<sup>\*</sup>を設置したことも注目すべき重要な進展であった。2.13合意では、第6回6か国協議を07年3月19日に開催することになっていたが、すべての作業部会がそれまでに会合をもつた。

07年3月19日の第6回協議はいったん開会されたが、実質協議が行われないまま3月22日に休会した。2.13合意の前提となっていた、BDAの北朝鮮資金の送金が予想以上に難航し、遅延したからである。その結果、60日以内期限（4月13日）の2.13合意の履行は達成されなかった。

資金の送金問題の解決が進むとともに事態は好転した。6月21日には、北朝鮮の招請に応えてヒル米国務次官補が電撃的に平壤を訪問した。6月25日、ハイノネンIAEA事務次長（査察担当）が訪朝し、IAEAの第一陣10名が7月14日に現地入りした。7月15日には5つの核施設の凍結が実行され、封印と監視装置の設置が行われた。8月17日のIAEA事務局長報告<sup>\*\*\*</sup>によると、7月17日以来監視要員が交替しながら長期的な監視体制が維持されている。

一方、07年7月12日に韓国蔚山（ウルサン）港を出港した重油6200トンを積載した船が7月14日に北朝鮮先鋒（ソンボン）港に入港したことを皮切りに、北朝鮮への重油供給が開始され、8月上旬に重油5万トンの供給が完了した。このようにして、初期行動は8月上旬までに基本的に終了した。

\* 5つとは、1. 朝鮮半島の非核化（議長：中国）、2. 米朝国交正常化、3. 日朝国交正常化、4. 経済及びエネルギー協力（議長：韓国）、5. 北東アジアの平和及び安全のメカニズム（議長：ロシア）。

\*\* 「朝鮮民主主義人民共和国における保障措置の適用」（GOV/2007/45-GC(51)/19）。

## A2. 6か国協議の履行、 第2段階で足踏み

\* 「共同声明実施のための初期行動」。資料2-4 (212ページ)。

07年7月中旬に2.13合意<sup>\*</sup>の初期行動完了の目途が立つと同時に、次の段階の措置の具体化協議が始まった。次の段階の措置の基本的な内容は、2.13合意に記載されていた。北朝鮮が核兵器計画を完全申告すること、黒鉛減速炉、再処理工場など既存の核施設を無能力化すること、他の5か国は重油95万トン相当を上限とする支援を提供すること、などである。それに加えて、北朝鮮はこの段階で米国にテロ支援国家指定の解除などを強く求めた。

この第2段階の行動の具体化のために、07年7月18日～20日に主席代表者会合が北京の釣魚台国賓館で開催された<sup>\*</sup>。代表者会合とは代表団スタッフが少数のより簡易な形式の協議である。会議では、第2段階について「全般的コンセンサス」が確認されたが、その内容は具体性に欠け、2.13合意の繰り返しとの印象を否めないものであった<sup>\*</sup>。そして、問題を作業部会と次回の6か国協議に委ねることで合意した。次回の6か国協議に関しては「全般的なコンセンサスを実施するためのロードマップを作成する」と目的を明記した。

その後、「経済及びエネルギー協力」作業部会（議長国：韓国）が8月7日～8日に板門店で、「朝鮮半島の非核化」作業部会（議長国：中国）が8月16日～17日に瀋陽（中国東北部）で、「北東アジアの平和及び安全のメカニズム」作業部会（議長国：ロシア）が8月20日～21日にモスクワで開催された。「米朝国交正常化」が9月1日～2日にジュネーブで、「日朝国交正常化」の作業部会が9月5日～6

日にウランバートル（モンゴル）で開催された。米朝作業部会は年内の北朝鮮核施設の無能力化と米国のテロ支援国家指定解除に向かって話し合いが進展したことが伝えられた。日朝作業部会は、約半年ぶりの日朝交渉となったが、拉致問題についての行き詰まりは変わらなかった。

作業部会を踏まえて、第6回協議第2セッションが9月27日～30日に開催された。目標とするロードマップ文書の作成は難航し、立場が食い違う米国と北朝鮮の妥協点を見つけるために中国が奔走したと伝えられる。30日によく暫定合意に到達し、代表はそれぞれ本国政府の承認を得た後に最終合意することになった。最終合意文書は10月3日に発表された（103合意）<sup>\*</sup>。

103合意には、07年12月31日年末までに北朝鮮の寧辺（ヨンビョン）3施設<sup>\*</sup>を無能力化すること、米国がそれを主導し当初費用も負担すること、同じく年末までに北朝鮮は「核計画の完全かつ正確な申告」をすること、が明記された。一方、米政府の「見返り」に関しては、「テロ支援国家指定の解除と対敵通商法の適用終了の作業を進めることを、作業部会におけるコンセンサスを基礎として履行する」という具体性を表現するに留まった。ここでは、北朝鮮が作業部会での米国の非公開の約束を信じるという譲歩を強いられたと思われる。

無能力化を主導する米専門家チーム<sup>\*</sup>は11月1日に平壤入りして11月5日に作業を開始した。しかし、結局、07年12月末の期限内にはロードマップは未達成に終わった。未達成の理由に関して米朝がそれぞれの言い分を述べている<sup>\*</sup>が、103合意のあいまいさからこの結果は予測することができた。3施設の無能力化はその後も徐々に進行しているが、核計画の申告問題と米国の見返りを巡る駆け引きは08年3月末現在も継続している。

\* 「共同声明実施のための第2段階の行動」。資料2-2 (210ページ)。

\* 5メガワット実験炉、放射科学研究所（再処理施設、核燃料棒製造施設）。

\* チームの長はソン・キム国務省朝鮮部長。

\* たとえば08年1月4日の北朝鮮外務相談話。資料2-1 (209ページ)

## A3. 韓国で政権交代、 太陽政策から実益路線へ

07年12月19日に行われた大統領選挙において、韓国では保守系ハンナラ党の李明博（イ・ミョンバク）前ソウル市長が大差をもって第17代大統領に選出された。主要な対立候補は盧武鉉（ノ・ムヒョン）大統領の与党系の鄭東泳（チョン・ドンヨン）元統一相、保守系無所属で立候補した李会昌（イ・フェチャン）元ハンナラ党総裁であったが、遠く及ばなかった。李明博氏は08年2月25日に大統領に就任した。金大中（キム・デジュン）大統領に始まって10年間続いたリベラル系政権が保守系政権に交代したことになる。

金大中大統領以来維持されてきた太陽政策と呼ばれる北朝鮮に対する積極的な対話路線が、李明博政権で変化すると予想される。すでに、統一省の廃止、北朝鮮への経済協力の見直し、北朝鮮人権問題への対応、などの方針を打ち出した。しかし、イデオロギー色の濃い対北政策ではなく、北朝鮮の現在の一人あたり国民所得（推定500ドル）を「核兵器を放棄すれば10年間で3000ドルに引き上げる」ための国際協力基金を設置する公約を掲げている。また、対北政策は6か国協議を軸に考えざるを得ない現実があり、全体的な外交政策の中では韓国が独自に展開できる幅は少ないと考えられる。国内世論も北との対話を望む下地に変化はないと考えられ、統一省の廃止は08年3月末現在、見送られている。

李明博大統領は2月25日の就任式後に最初の会談相手に福田首相を選ぶことによって日韓関係に意欲を示した。そ

れに先立つ08年1月17日にソウルで行われた外国メディアとの会見においては、「新しい韓日関係のためには謝罪や反省をしろという話はしたくない。今の日本はそれを要求しなくても話し合いができるほど成熟した外交ができる」と述べ、盧武鉉政権との違いを見せた。福田首相との会談においては、日韓シャトル外交<sup>\*</sup>を復活させること、3年以上中断している経済連携協定（EPA）<sup>\*</sup>の再開などに合意したが、竹島問題、歴史問題などの話題は意図的に避けられた。

新政権は米韓安保関係においても変化を生みだそうとしている。盧武鉉政権が北朝鮮との関係を重視する韓国の立場を貫いて慎重に対処してきた拡散防止構想（PSI）<sup>\*</sup>や米国のミサイル防衛網への参加問題が、今後どのように推移するかが注目される。盧武鉉政権が強く主張してきた戦統帥権<sup>\*</sup>を韓国に返還する問題は、すでに両国は2012年返還で合意し（07年2月27日）、準備が始まっている。この方針は米国にとっても世界的な再編の基本方針と合致するものであり揺るがないであろうが、延期などはありうるであろう。

盧武鉉政権が政権末期で政治的影響を弱めている中で、07年10月2～4日、7年ぶり2度目の南北首脳会談が行われた。盧武鉉大統領は、2日、韓国元首として初めて徒步で軍事境界線を越え陸路平壤を訪れた。金正日（キム・ジョンイル）総書記は平壤の歓迎式典において盧武鉉大統領を出迎えた。4日、両首脳は「南北関係発展と平和繁栄のための共同宣言」に署名した。宣言は、統一問題に関しては2000年南北共同宣言<sup>\*</sup>の履行、核問題では6か国協議の5.19共同声明<sup>\*</sup>の履行を述べるに留まり、深入りをしなかった。その反面、白頭山（ペクトゥサン）観光、北の鉄道、高速道路などの社会インフラ整備への協力など南北の経済協力の拡大・発展を強調し具体的な内容を盛り込んだ。李明博政権は合意内容の再検討を示唆している。

<sup>\*</sup>「朝日新聞」（08年1月18日）から引用。

<sup>\*</sup>首脳が最低年1回、互いに相手国を訪れる相互訪問の取り決め。

<sup>\*</sup> Economic Partnership Agreement

※用語の説明「拡散防止構想」（195ページ）。

※1978年に韓米連合軍司令部が設置されて以来、その司令官（在韓米軍司令官が兼務）が統帥権を持つとされてきた。

※2000年6月16日、金大中大統領・金正日総書記の初めての南北首脳会談で署名。

※資料1-4（203ページ）。

## A4. 米国家情報評価、 イラン攻撃論に一定の歯止め

07年12月3日、米国の国家情報評議会(NIC)は、「イラン：核に関する意図及び能力」と題する「国家情報評価」(NIE)の一部を公開した<sup>\*</sup>。NIEは、中央情報局(CIA)や国防情報局(DIA)など16の米情報機関の総合的な見解を示したもので、大統領や議会の政策決定に大きな影響を持つ。

今回のNIEは、05年10月に出されたNIEを再評価したものであり、07年10月末までに得られた情報をもとに、イラン核計画の現況及び今後10年の見通しを示したものである。その結論部分にあたる「主たる判断」には次のような分析内容が含まれた<sup>\*</sup>。

- イランは核兵器計画を持っていたが03年秋に中止したこと、「高い確信」。
- 現在は核兵器を保有していないこと、「中～高程度の確信」。
- 07年半ば時点での核兵器計画を再開していないこと、「中程度の確信」。
- 2010年から2015年までの間のいずれかの時期に、イランが核兵器製造に十分な高濃縮ウランの生産技術を持つこと、「中程度の確信」。

さらに、NIEは、イラン政府による核兵器計画中止決定が、「国際監視と圧力の強化」を受けたものであると「高い確信」を持って判断し、「我々が05年以来評価していたよりも、核兵器開発に向けたイランの決意が固くないことを示唆」している、と述べた。こうした評価は、「イランは現在において核兵器の開発を決意していると高く確信してい

※資料2-6 (216ページ)

\* NIE 評価は情報源の信頼性や情報の精度に基づき、「高い確信」「中程度の確信」「確信はありません」の3段階で表記されている。

る」と結論付けた05年の評価からは大きく転換した内容である。イランが「差し迫った脅威」であり、武力攻撃も辞さないとの姿勢を示してきたブッシュ政権の根拠は大きく崩された形となった。

実際、イランに対する軍事オプションに関する言及は、ブッシュ大統領を始めとする米政府高官によって繰り返されてきた。例えば07年8月28日、米ネバダ州リノで開かれた米国在郷米軍人の年次総会で演説した大統領は、イランを「世界最大のテロ支援国家」と呼び、アフガニスタン、レバノン、パレスチナ、イラクの武装組織への資金援助や訓練提供などを行っている、と断言した。また、「核兵器に繋がりうる技術を積極的に追求」しているイランは、中東地域を「核のホロコーストの影」の脅威に晒すものであり、その行動は「あらゆる国安全保障を脅かしている」と述べた。さらに、「我々は、時すでに遅し、となる前にこの危険に立ち向かう。・・・我々の軍隊を守るために必要な措置をとる。イラン政府の殺人的行動に立ち向かうよう、私はイラクにおける我々の軍司令官に許可を与えた」と軍事行動の可能性を示唆した<sup>\*</sup>。

NIEの発表を受け、米英仏独は、NIE報告はイランの核計画の脅威を否定するものではないとの主張を繰り返した。これは、イランが軍事攻撃の可能性が低下したと認識し、また中止も追加制裁に二の足を踏むようになるといった国際圧力の低下を危惧したものである。例えば、12月3日の記者会見で、ハドリー米大統領補佐官は、NIEは「イランが核兵器開発を追求しているとの我々の懸念が正しかった」ことを証明したとし、「イランによる核兵器取得の危険性は極めて深刻な問題であり続けている」と引き続き警戒が必要であることを強調した<sup>\*</sup>。

08年3月3日には、3度目となる安保理制裁決議が採択され<sup>\*</sup>、国際社会とイランの先の見えない駆け引きは続いている。その一方で、米国の軍事行動の可能性を示唆する報道も繰り返し現れている<sup>\*</sup>。

\* www.whitehouse.gov/news/から日付で検索。ブッシュ政権は、イランがイラクでの「テロ行為」を支援しているとの非難を繰り返している。07年9月26日、米上院はイランの革命防衛隊(IRGC)をテロ組織と宣言するよう大統領に求める修正条項を可決し、10月25日にはIRGCの特殊部隊であるクズ部隊をテロリストグループとした上で新たな対イラン経済制裁が発動されている。

\* www.whitehouse.gov/news/から日付で検索。

\* キーワード A5 (64ページ)。

\* 例えれば、08年5月27日の「アジアタイムズ」は、数ヶ月以内にクズ部隊の本拠地を空爆するという米国の計画を報じた。

## A5. 安保理、3度目の イラン制裁決議

08年3月3日、国連安全保障理事会は、イランに対する追加制裁決議を採択した。決議1737(06年12月23日採択)、決議1747(07年3月24日)に続く、国連憲章7条第41条(非軍事的措置)<sup>\*</sup>の下での3度目の制裁決議である<sup>\*\*</sup>。

検証を通じて核疑惑を払拭できるよう、過去2回の決議は、核兵器計画との関連が疑われるウラン濃縮関連活動、再処理、重水関連計画の一時停止をイランに求めていた。しかしイランは、こうした国際社会の圧力が「平和目的」の原子力利用を特定の国に対してのみ制約しようとするものであると反発し、国際原子力機関(IAEA)との協力関係を維持しつつも、安保理の要求は拒否する姿勢を続けている。

決議採択に先立ち、08年2月22日にエルバラダイIAEA事務局長が提出した報告(GOV/2008/4)<sup>\*</sup>は、イランが引き続き濃縮関連活動を推進し、遠心分離機の研究開発や重水関連計画を継続していると断じる一方、透明性向上に向けた同国の協力に相当の前進があったことを評価するものであった。報告は、イランから申告済みの核物質が軍事転用されていないことが確認されたこと、また、未申告の核物質が存在したり、核活動が行われている可能性についてIAEAとして確固たる証拠を持っていないことを明記している。しかし一方で、報告は、ウラン転換に関する「グリーン・ソルト計画」などの研究疑惑(alleged studies)を「残る懸念事項」として挙げた。しかし、それらについても「IAEAは研究疑惑に関連して核物質の使用を検知したわけ

<sup>\*</sup>資料1-2(201ページ)。

<sup>\*\*</sup>3決議の抄訳は、資料2-7~9(218~223ページ)。

[www.iaea.org/  
Publications/Documents/  
Board/2008/gov2008-4.pdf](http://www.iaea.org/Publications/Documents/Board/2008/gov2008-4.pdf)

でも、この点に関して信頼できる情報を持っているわけではない」とあくまで調査継続中であると強調されている。

こうしたなか、今回の安保理決議は、イランに対してウラン濃縮活動等の一時停止措置の早期履行を三たび要求するとともに、△拡散に関与の疑いのある特定のイラン高官の入国・通過防止、△イランの特定金融機関との取引監視、△特定の航空機、船舶の積荷検査、などの追加的制裁措置を新たに盛り込んだ。

イランの遵守状況について、決議はIAEA事務局長に90日以内に同理事会及び安保理に報告を求め、不遵守が確認された場合には、第41条下での「さらなる適切な措置」、また、追加の措置が必要な場合は「さらなる決定」が要求される、とした。

こうした決議内容は、追加制裁決議に積極的な国々の当初の期待からはトーンダウンしたものであった。この背景には、イランとの経済・政治的つながりから強硬路線に消極的な中国・ロシアに加え、「平和利用」の権利を強く主張し、イスラエル問題などに見られる大国の「二重基準」に異議を唱える非同盟諸国(NAM)からの反発が挙げられる。さらに、ブッシュ政権にとっては、07年12月3日の「国家情報評価」(NIE)<sup>\*</sup>以降、対イラン強硬路線への支持獲得が難しくなったという事情もある。

決議案に対する安保理での投票結果は、賛成14か国、棄権1か国(インドネシア)と、過去の制裁決議採択における全会一致が崩れた形となった。インドネシアは、「今日の状況は決議1747の採択時とは異なる。イランはIAEAに協力している。現在の情勢下ではさらなる決議是最善策でない」と主張した。また、フランスの圧力などで最終的に賛成に回ったものの、同じく安保理非常任理事国である南アフリカ、リビア、ベトナムも、決議案はイラン・IAEA間の協力の前進を十分に評価・反映しておらず、両者の関係悪化にも繋がりかねない、と疑問を呈した。

<sup>\*</sup>資料2-6(216ページ)。  
キーワードA4(62ページ)。

## A6. 不拡散体制の原則を崩す 米印核協定

核不拡散条約（NPT）の枠外にあるインドへの核協力を可能にする「米印核協力」は、07年、両国間の協定締結で新たな段階に入った\*。7月27日、米国のライス国務長官とインドのムカジー外相が二国間協定の交渉妥結を発表し、続いて8月3日に全17条の協定（「核エネルギーの和平利用に関するアメリカ合衆国とインド政府の間の協力協定」）。通称「123協定」）\*の全文が公開された。

\*米印核協力をめぐるこれまでの経過と問題点については、本アイブック07年版特別記事「NPT体制を崩壊させる米印核協力」。

\* 1954年米原子力法のセクション123が外国との核取引について定めていることからこのような通称で呼ばれる。資料2-10(225ページ)。

\*データシート3(96ページ)。

\*インドは包括的核実験禁止条約（CTBT）への署名・批准を行っていない。データシート1(76ページ)参照。

\*公法109-401。

NPTは5つの「核兵器国」（米ロ英仏中）以外のすべての加盟国（「非核兵器国」）に核兵器開発の放棄と、「平和利用」の軍事転用を防ぐための国際原子力機関（IAEA）保障措置（査察）の受け入れを義務付けている。NPT未加盟の「事実上の核保有国」\*であるインドに「例外扱い」を認めることで、NPTの基本原則を掘り崩す米印協定は、国際的な不拡散体制を崩壊に導きかねない危険をはらんでいる。

核兵器計画の堅持に強い意志を示すインドの要求を受け入れて、米国側が大きく譲歩した結果、協定は米国の国内法にも抵触する内容を含むものとなった。最大の問題は、インドが核爆発実験を行った場合\*に、米国が核協力を停止する旨を定めた条項がない点である。06年12月18日に成立した「米印原子力平和利用協力法」（ヘンリー・ハイド法）\*は、05年7月18日以前のインドによるものを例外として、核爆発実験などを行った国への核協力を禁止している。しかし、123協定には、こうした内容はおろか、「実験」の文言すら含まれていない。

協定第2条は、両国が同協定を「国内法に従って」実施

していくと謳っているが、インド政府は、協定が同国の核爆発実験再開の権利になんら影響を及ぼすものではないとの主張を繰り返している。他方米国は、インドの主張を容認するかのごとく、あいまいな解釈を示してきた。例えば、マコーマック米国務省報道官は、協定にはインドが核実験を行った際にすべての核協力を中止する条項がある、と述べており\*、またバーンズ国務次官も、「インドは主権を有しているが、米国も法的権利を有している」と発言している\*。一方、バウチャー国務次官補からは、「インドと米国に拘束力を持つのは123協定であり、ハイド法ではない」という見解が示されている\*。

さらに、核燃料の供給保証の問題がある。ハイド法は、米国がインドへの核協力を中止した際には、他の国々にも中止を働きかけることを定めている。ところが123協定には、インドへの核燃料供給が途絶えることのないよう、さまざまな措置を講じる旨が盛り込まれた。米国は、燃料供給保証協定についてインドと一緒にIAEAとの協議を行うことや、燃料供給の途絶に備えてインドが「戦略的核燃料備蓄」を構築することへの協力を約束した。また、協定当事国でないロシア、フランス、イギリスにまで言及して核燃料供給保証を図るとしている。この背景には、1974年の核実験を受け、タラップールの軽水炉へのウラン燃料供給を米国に止められた苦い経験を持つインドが、供給保証を強く求めたことがある。

さらに、インド国内での再処理\*の問題も挙げられる。協定は米国由来の核燃料を再処理する施設とそこで分離されたプルトニウムなどを利用する施設にはIAEA保障措置をかけなくてはいけないとしているが、このプルトニウムを燃やす高速増殖炉は保障措置下に置かれないと、また、123協定においては、米国から移転された機微の核技術、施設、品目を利用して、インドが国産ウランを再処理し、それを軍事利用することを防ぐことができない点も指摘されている。

\*「AFP通信」07年8月14日。

\*印紙「ヒンドゥ」07年8月5日。

\* www.rediff.com/news/2008/apr/24ndeal.htm

\*用語の説明「使用済み核燃料再処理」(196ページ)。

## A7. 米印核協定への批判、相次ぐ

米国・インド両政府による核協力合意（05年7月18日）から3年近くが経過した現在、その実現に向けたプロセスは依然先行き不透明な状況に直面している。

\*キーワード A6 (66ページ)

\*用語の説明 (196ページ)  
NSG 総会は、08年5月22日、23日にベルリンで開催されたが、米印核協力に関する具体的な進展は報道されていない。

07年7月に米印両国は二国間協定を締結したが<sup>\*</sup>、その実質化のためには、次の4つの政治的、法的ハードルを乗り越える必要がある。①国際原子力機関（IAEA）とインド間の保障措置（査察）協定の締結、②インド連立政権と協力政党間の合意、③核供給国グループ（NSG）<sup>\*</sup>ガイドラインの改訂（現ガイドラインは、インドのようにIAEAの包括的保障措置を受け入れていない国との核協力を禁じている）、④米議会による米印協定の承認。

しかし足踏みが続いている。進展を阻む強い力となっているのが、インド政界における激しい反発である。IAEAとインド政府による保障措置協定の文面での合意を受け、インドの連立政権「統一進歩同盟」（UPA）は、IAEA理事会での採択という次のプロセスに進むべく、閣外協力<sup>\*</sup>を行っている左派4政党に承認を求めている。しかし、米印協定がインドの核兵器計画に縛りをかけると主張する左派4政党は、米国との協力を進めなければ協力体制の解消も辞さない、との姿勢を崩しておらず、政権崩壊を回避したい政府との間で膠着状況が続いている。両者は08年3月末現在も協議を継続しているが、打開の道筋は見えていない。

一方、こうしたインド反対勢力の主張とは逆の核軍縮・不拡散の観点から、核不拡散条約（NPT）未加盟のインド

に「例外的措置」として核協力を可能にする米印核協力に対しても、さまざまな批判の声が国際社会からあがっている。

07年4月30日から5月11日にウィーンで開催されたNPT再検討会議準備委員会<sup>\*</sup>では、米印核協定がNPT体制に及ぼす否定的な影響について、少なからぬ国が直接的・間接的に懸念を表明した。114か国が参加する非同盟諸国（NAM）を代表したキューバは、「NPT未加盟国に対しては、例外なく、あらゆる核関連の機材、情報、物質、設備の移転及び核関連の科学的・技術的分野における支援拡大を全面的かつ完全に禁止するべき」と主張した。またイスラエルなどは、IAEA包括的保障措置を受け入れていない非核兵器国とのあいだで新たに核供給の取り決めを行わないとした1995年NPT再検討・延長会議での合意をあげて、米印協定の違反性を指摘した<sup>\*</sup>。

米印核協定に疑問を呈す声は、米議会のなかからも出されている。07年10月4日、民主党の有力下院議員であるエレン・タウシャー、サム・ファー、エドワード・マーキーの3氏は、NSG加盟国の外務大臣宛に手紙を送り、包括的核実験禁止条約（CTBT）及び核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）発効を米印協定の承認要件とするよう訴えた<sup>\*</sup>。また、08年1月、反核NGOの国際ネットワーク「アボリション2000」が米印核協定の見直しを求めてNSG各国に送った手紙<sup>\*</sup>には、ダナパラ元国連事務次長（軍縮問題担当）を含む、多くの核軍縮・不拡散専門家が名を連ねた。

国際的不拡散体制の中において、米印核協定の成否を最終的に握るのは、日本を含む45か国のNSG加盟国である。NSGは全会一致で運営されるからである。日本政府は、「慎重に検討」との発言を繰り返し、米印核協定に明確な見解を示していない。07年6月14日の参院外交防衛委員会では、犬塚直史議員（民主）の質問に対し、麻生外相が「（米国に）懸念を表明している」と答弁したが、具体的な内容は明らかでない<sup>\*</sup>。

\*用語の説明「NPT再検討会議」  
(197ページ)。

\* [www.un.org/NPT2010/statements.html](http://www.un.org/NPT2010/statements.html)

\*「核兵器・核実験モニター」第292号(07年11月15日)に全記。

\* [www.abolition2000.org](http://www.abolition2000.org)

\*日本政府のこのあいまいな「懸念」姿勢は、08年5月時点でも変わっていない。

## B1. NPT準備委員会— 各国、2010年への積極姿勢強調

08年4月28日から5月9日にかけ、2010年の核不拡散条約（NPT）再検討会議に向けた第2回準備委員会が開催された。会場となったジュネーブ国連本部には、106か国の政府代表らが集まり\*、ウクライナのボロディミール・イェルチェンコ大使が議長を務めた。

前回の準備委員会\*（07年4月30日～5月11日。ワイン）は、議題案の採決に異を唱えたイランの抵抗で議論が頓挫し、約2週間の会期中、実質的な議論に充てられたのはわずか3日であった。こうした「失敗」を背景に、今回の会議の目指すところは、再検討会議に向けた勧告作成という任務を持つ来年の第3回準備委員会に向けて、実質的な議論における各国の共通基盤を生み出すことにあった。

07年から一変し、今年の準備委員会は大きな困難なく進行した。一部の国、とりわけイランや核拡散疑惑を指摘されたシリアの発言に関連して激しい言葉の応酬はあったものの、昨年のイランのように議事進行を妨げる強硬姿勢は見られなかった。次回開催日程など手続事項に関する6つの決定も滞りなく採択された\*。実質議論については、47のステートメントが出された一般演説に続き、3つのクラスターと呼ばれる問題群（①核軍縮関連、②保障措置・非核兵器地帯関連、③原子力の平和利用関連）と、核軍縮、地域問題、脱退問題など3つの特別議題セッションでの議論が建設的な雰囲気の中で進められた。

会期中を通じ、各国は演説や作業文書において軍縮・不拡散の促進に向けたさまざま具体的提案を示し、自国のユ

\* NGOの出席は64団体であった。4月29日の本会議においては、市長や被選者を含む15のNGO代表が意見発表を行った。

\*本イアブック07年版・キーワードB1。

\*第3回準備委員会は、08年5月4日から15日にかけてニューヨークで開催される。議長にはジンバブエのボニフェース・グワ・チジャウシク大使が選出された。2010年再検討会議が4月26日から5月21日にかけてニューヨークで開催されることも決定した。

ニークな取り組みを国際社会にアピールした。これらの新しい提案には、ノルウェーが提示した、「核兵器のないビジョンを達成する国際会議」（08年2月26～27日、オスロ）で合意された5つの原理及び10の勧告や、軍縮・不拡散促進に向けた12の具体的な措置を盛り込んだドイツの「NPT履行の新基準」提案などが含まれる。

5つの核兵器国（米・英・仏・ロ・中）からも具体的なイニシアティブが示された。2010年までに核兵器国がとるべき措置として、フランスは8項目からなる「行動計画」を提示した\*。「軍縮の実験室」と自らを位置づける英国は、ノルウェー政府らの協力を得て進めている検証問題に関するイニシアティブを強調した。また、米ロは、4月6日の首脳会談において、両国が09年に失効する戦略兵器削減条約（START）に続く法的拘束力のある取り決めの交渉開始に合意したことについて言及した。

2010年に向けた核兵器国（米・英・仏・ロ・中）の積極姿勢は、会議最終日に、2000年再検討会議以来8年ぶりとなる5か国共同声明が発表されたことでも示された\*。しかしその内容は、米国の反対により包括的核実験禁止条約（CTBT）に一切の言及がないなど、5か国の意見の相違を受け、極めて限定された範囲のものである。

こうした一定の前進はありつつも、核軍縮、核不拡散、原子力の平和利用というNPTの「三本柱」の、どれを優先させるのかという問題を巡る各国間の長年の対立構造は続き、2010年への道のりに暗い影を落としている。会議の最終報告をめぐる紛糾はこれを如実に示した。議論の概要を議長がまとめた「事実概要」\*について、多くの国が包括的かつ公平と評価したにもかかわらず、イラン、米国などが「バランスを欠いている」と異議を唱え、最終報告書の添付文書となることに難色を示したのである。結果、「事実概要」は、昨年同様、「格下げ」となる「議長作業文書」として報告書のなかで言及されることになった。

\* [www.reachingcriticalwill.org/legal/npt/prepcom08/statements/FranceApril28.pdf](http://www.reachingcriticalwill.org/legal/npt/prepcom08/statements/FranceApril28.pdf)

\* [www.un.org/NPT2010/SecondSession/delegates\\_20statements/P5%20Statement.pdf](http://www.un.org/NPT2010/SecondSession/delegates_20statements/P5%20Statement.pdf)

\* [www.reachingcriticalwill.org/legal/npt/prepcom08/WP/fact-sum.pdf](http://www.reachingcriticalwill.org/legal/npt/prepcom08/WP/fact-sum.pdf)

## B2. シュルツ、キッシンジャーらの提言とフーバープラン

08年1月15日、米政府の元高官3人——ジョージ・シュルツ元国務長官、ウイリアム・ペリー元国防長官、ヘンリー・キッシンジャー元国務長官\*とサム・ナン元上院軍事委員会委員長の4人の連名によるアピール（「核兵器のない世界を目指して」）が『ウォールストリート・ジャーナル』に掲載された\*。07年1月4日\*に続く2度目のアピールである。今回のアピールでは、前年の影響として、「核兵器のない世界」の実現に向けた「政治的空間」の増加と表現される米内外での支持の広がりが強調された。

07年のアピールが出された背景には、米スタンフォード大学フーバー研究所（シュルツとペリーがフェロー）が06年10月に開催した「レイキャビク・サミット」20周年記念会議での議論があった。その一年後の07年10月、フーバー研究所と「核脅威イニシアティブ」（NTI。ナンが共同議長）\*の共催で2度目の会議（「レイキャビク再訪：核兵器のない世界に向けた措置」）が開催され、ここでの議論が今回のアピールに結びついた。NTIにおいては、07年のアピールを受けて、「核安全保障プロジェクト」（NSP）というユニークなとり組みが始動した。4人のアピール署名者を指導者とするNSPでは、「実質的な課題を前進させ、分析的なギャップを埋める」「ビジョンと措置への支持及び行動を拡大し、国際化する」の2つを目標として掲げている\*。

08年2月26、27日、アピールで謳われた「『核兵器のない世界』という目標を、国家間の実際事業に転換する」とをめざした国際会議がオスロ（ノルウェー）で開催された。

\*在任期間は、キッシンジャー：73年～77年、シュルツ：82年～89年、ペリー：94年～97年。

\*資料3-4 (232ページ)。

\*資料3-5 (235ページ)。

\* Nuclear Threat Initiative. 01年にCNN創設者のテッド・ターナーとナンが設立したNGO。公式HP [www.nti.org/](http://www.nti.org/)

\*[www.nuclearsecurityproject.org/](http://www.nuclearsecurityproject.org/)

「核兵器のない世界のビジョンを達成する」と題するこの会議は、ノルウェー外務省、フーバー研究所、NTI、ノルウェー放射線防護機構の4者の共催である。アピール署名者であるシュルツとナンの2人のほか、ドゥアルテ国連軍縮問題高等代表官、エルバラダイ国際原子力機関（IAEA）事務局長など国際機関の主要メンバー、各国の外交官や専門家、NGO関係者など100人以上が参加する議論の場となつた\*。会議のまとめとして「要約と暫定勧告」を出したノルウェーのストーレ外務大臣は、「前進するための5つの原理」を提案した。そのなかでは、「核兵器のない世界」のビジョン達成には「政治トップの関与と指導力」が必要であること、核保有国、非保有国であるかにかかわらず、すべての国家の共同事業であること、差別を排した多国間協議プロセスを通じて取り組まれるべきこと、などの基本原則が示された。

シュルツらのアピールと並行して始まり、フーバー研究所、NTI、ノルウェー外務省らが連携し取り組んでいるこれら一連の取り組みは、フーバー研究所での議論に端を発することから、「フーバー・プラン」と呼ばれている。シュルツらの「核兵器のない世界こそ、現在の核兵器に依存する世界よりもより安全だ」というビジョンは、冷戦末期の1986年にゴルバチョフとレーガンがレイキャビク（アイスランド）で一致したビジョンと軌を一にするものであり、その意味で「レイキャビク原点への再訪」とも呼ばれている。

フーバー・プランが今後どのような持続性を持ち、核兵器廃絶の本質的な変化を生み出しうるかどうかは、決して楽観できるものではない\*。しかし、アピールに対しては、マデライン・オルブライト、ウイリアム・コーエン、コリン・パウエルなど、米国の国務・国防長官や国家安全保障担当大統領補佐官を務めた24人のうち17人も支持を表明している\*。また、米大統領選候補者の発言や政策にもすくなくなりぬ影響を与えはじめている。米核政策の転換を促すために注目すべき動きであることに間違いない。

\* <http://disarmament.nra.no/>

\*『概観』(23ページ)。

\* [www.nuclearsecurityproject.org/site/c.mjJXjbMMloE/b.3534665/](http://www.nuclearsecurityproject.org/site/c.mjJXjbMMloE/b.3534665/)

## B3. 国連、核兵器発射 「即応体制」の緩和を決議

※用語の説明（196ページ）。  
07年秋は10月4日から11月2日にかけてニューヨーク国連本部で開催された。

※資料3-1（229ページ）  
に全文記載。

07年10月17日、ニュージーランドは、国連総会第1委員会（軍縮・安全保障問題）において、チリ、ナイジェリア、スウェーデン、スイスと共同で「核兵器システムの作戦上の即応体制の緩和」と題する決議案を提出した。決議案は、核兵器の即応発射体制を緩和することで核兵器使用の可能性を低下させること、また、とりわけ偶発的発射の危険を減らすことを目指し、さらにそれを通じて核兵器の軍事的役割を低下させ、核保有国における核軍縮を促進させることを狙ったものである。

さまざまな政府・非政府提案で繰り返し要求されている「即応発射体制の緩和」は、あくまで核兵器廃絶という目標に向けた「中間的措置」の一つである。しかしそれは同時に、冷戦後20年近くが経過する現在における核兵器体制の根本を問う問題でもある。つまり、準備に時間を要する発射体制への変更は、単に技術的な問題ではなく、「核抑止論」から導かれている「警報即発射」オプションの放棄を意味する。それはすなわち、「核抑止論」に基づく戦争計画そのものの変更となる。こうした観点から、今回の決議案に対して、核兵器国をはじめとする各国がいかなる対応を示すかに国際社会の注目が集まった。

※2000年核不拡散条約(NPT)再検討会議で合意された13項目の実際的措置の一つであり、第9項目dに「作戦上の地位の低減」という表現で盛り込まれている。資料1-4（203ページ）。

※「一触即発の警戒態勢」(hair-trigger alert)という言葉は、決議案のなかでは一切使われていない。これは、定義したい表現を慎重に避け、核兵器国も含む最大限の支持獲得を狙つものであると考えられる。

態勢をとっている。③誤発射や無許可の発射を防止するための、何重もの厳格な手続き上・技術上のセーフガードが存在している、とこれを真っ向から否定した。

この発言を受けて、10月13日、ミニットマン・ミサイルの発射管制官を務めた経歴を持つブルース・ブレア氏（世界安全保障研究所（WSI）所長）は、大使発言を「極めて不正確」と一喝し、3つの論点に次のように反論した。  
 ①米両国はそれぞれの戦略核兵器のおよそ3分の1を警報即発射の態勢に維持しており、広島の原爆の約10万発分に匹敵する数千もの核弾頭を搭載した何百発ものミサイルがわずか数分内で発射されうる。  
 ②米大統領には「決定までに最低限の時間と柔軟性」しか与えられていない。  
 ③防止策の機能は、「今日の状況では不十分」であり、警戒体制を解除すること以外にこうした点を強化していく術はない。

さらに10月19日には、米科学者連盟（FAS）の核情報プロジェクト代表のハンス・クリステンセン氏が、03年より米戦略軍の任務になった「グローバル・ストライク」が、「先制攻撃」オプションを含め、地球上のあらゆる場所で、核・非核の手段で敵を迅速に攻撃する能力を求めるものであり、大使発言と矛盾すると指摘した。

決議案は、07年11月1日に賛成124、反対3、棄権34で第1委員会を通過し、12月5日の国連総会本会議において賛成139、反対3、棄権36の賛成多数で採択された。西側核兵器国（米、英、仏）は反対、中国は棄権、ロシアは投票を欠席した。公式な政策として核抑止への依存を謳っている米同盟の「核兵器依存国」の反応は二分される結果となった。北大西洋条約機構（NATO）加盟の非核兵器国23か国（当時）のうち、カナダなど17か国が棄権する一方、米国の核兵器が配備されているイタリア、ドイツを含む6か国は賛成した。また、同じく「核兵器依存国」であるオーストラリア、韓国が棄権するなかで、日本は賛成した。

※「米核戦力の警戒態勢に関する米国演説に対する反論」  
[www.lcnp.org/disarmament/opstatus-blair.htm](http://www.lcnp.org/disarmament/opstatus-blair.htm)

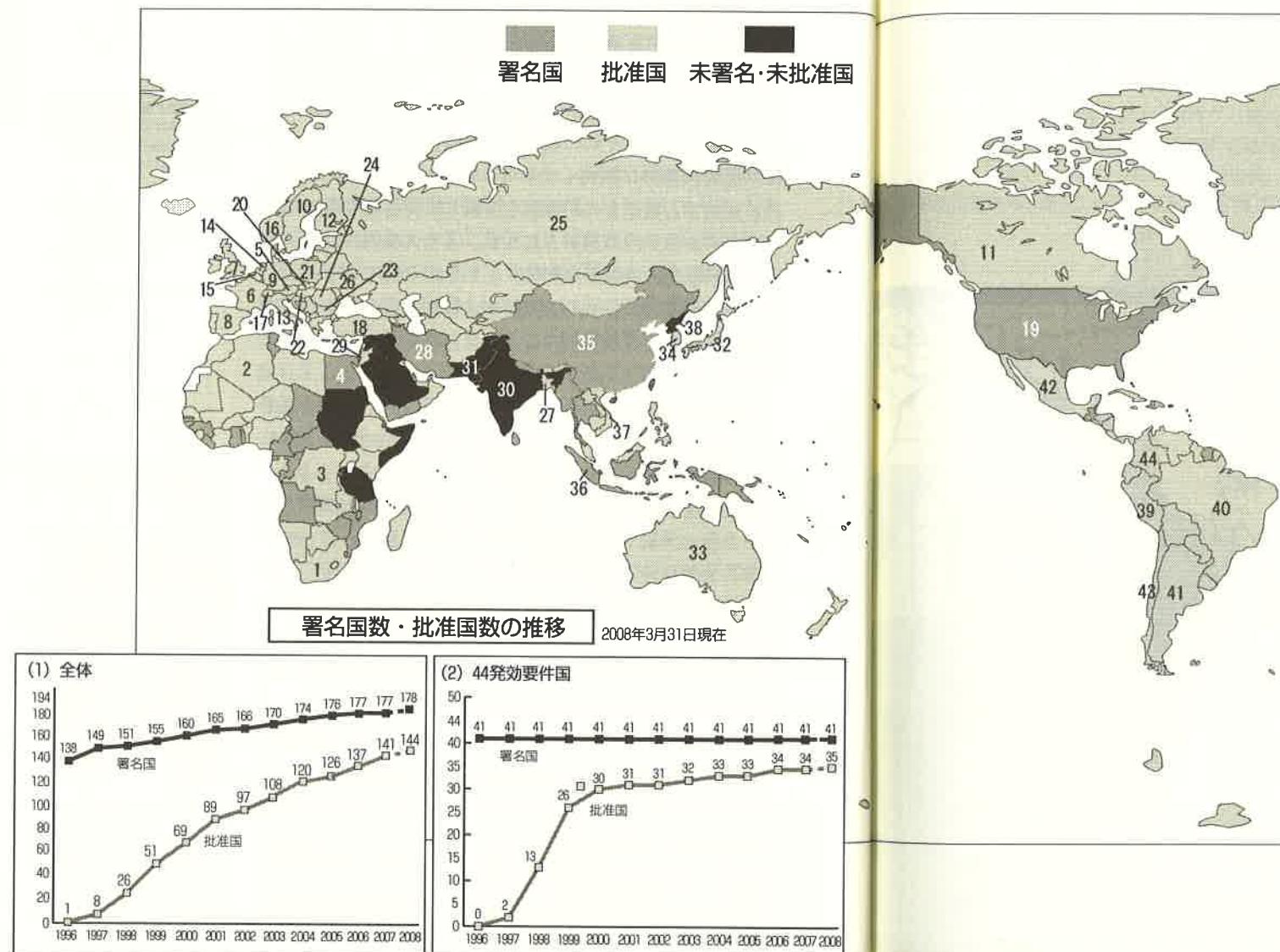
※詳しくは「核兵器・核実験モニター」第249・50号（06年1月15日）。

※「核兵器の警戒態勢、廃棄、削減に関する米国演説に対する反論」  
[www.lcnp.org/disarmament/kristensen-rebuttal\\_oct07.pdf](http://www.lcnp.org/disarmament/kristensen-rebuttal_oct07.pdf)

※本会議投票で、インド、パキスタンは賛成、イスラエルは棄権、北朝鮮は欠席した。インドは警戒態勢の解除や攻撃目標からの除外を核兵器国に求める決議「核兵器の危険を低減する」の共同提案国でもある。

※データシート3（103ページ）。

## 1. 【図説】CTBTの署名・批准状況



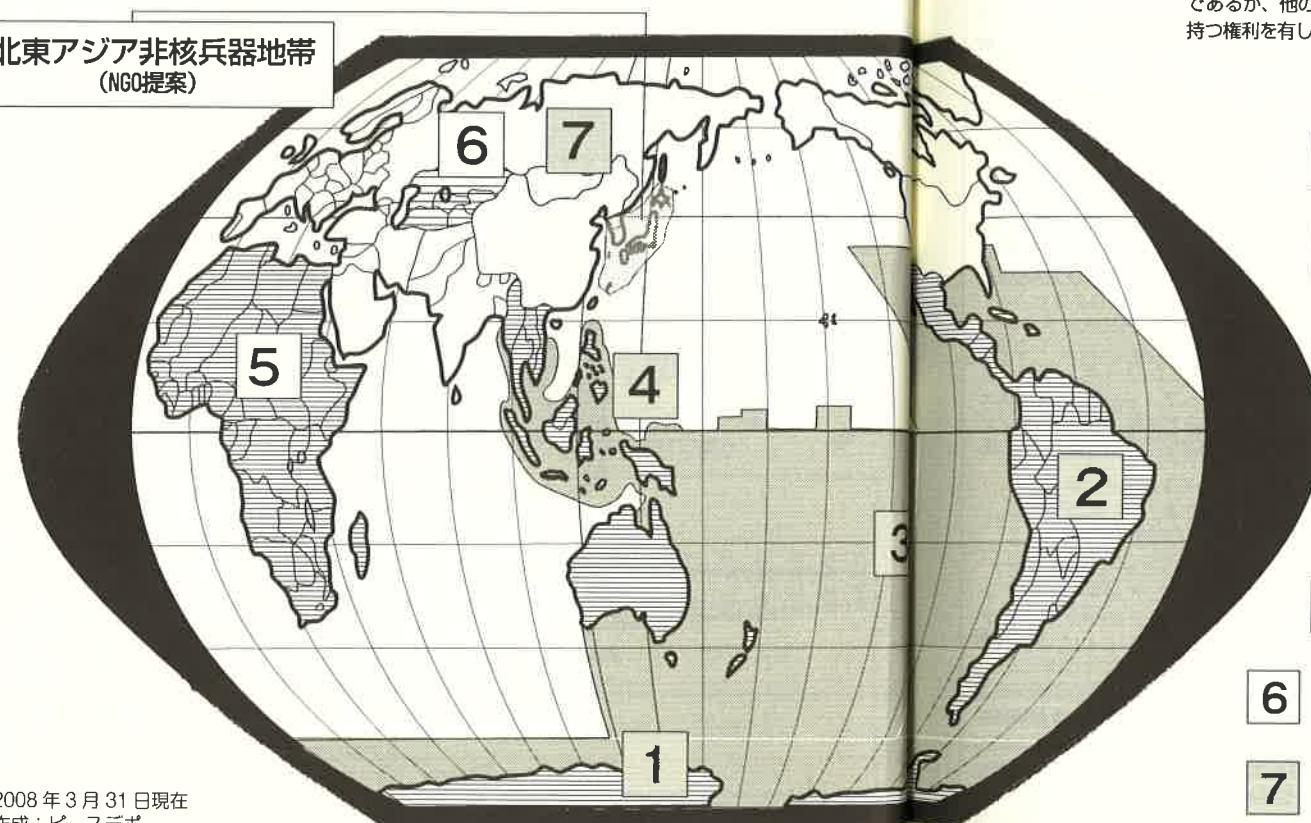
CTBT発効要件国 44か国と署名・批准状況  
(2008年3月31日現在)

地図番号	署名年月日	批准年月日
<b>東南アジア、太平洋及び極東</b>		
32: 日本	96.9.24	97.7.8
33: オーストラリア	96.9.24	98.7.9
34: 韓国	96.9.24	99.9.24
35: 中国	96.9.24	未批准
36: インドネシア	96.9.24	未批准
37: ベトナム	96.9.24	06.3.10
38: 北朝鮮	未署名	未批准
<b>中東及び南アジア</b>		
27: バングラデシュ	96.9.24	00.3.8
28: イラン	96.9.24	未批准
29: イスラエル	96.9.25	未批准
30: インド	未署名	未批准
31: パキスタン	未署名	未批准
<b>北アメリカ及び西欧</b>		
5: オーストリア	96.9.24	98.3.13
6: フランス	96.9.24	98.4.6
7: イギリス	96.9.24	98.4.6
8: スペイン	96.9.24	98.7.31
9: ドイツ	96.9.24	98.8.20
10: スウェーデン	96.9.24	98.12.2
11: カナダ	96.9.24	98.12.18
12: フィンランド	96.9.24	99.1.15
13: イタリア	96.9.24	99.2.1
14: オランダ	96.9.24	99.3.23
15: ベルギー	96.9.24	99.6.29
16: ノルウェー	96.9.24	99.7.15
17: スイス	96.9.24	99.10.1
18: トルコ	96.9.24	00.2.16
19: 米国	96.9.24	未批准
<b>ラテン・アメリカ及びカリブ</b>		
39: ベル	96.9.25	97.11.12
40: ブラジル	96.9.24	98.7.24
41: アルゼンチン	96.9.24	98.12.4
42: メキシコ	96.9.24	99.10.5
43: チリ	96.9.24	00.7.12
44: コロンビア	96.9.24	08.1.29
<b>東欧</b>		
20: スロバキア	96.9.30	98.3.3
21: ポーランド	96.9.24	99.5.25
22: ハンガリー	96.9.25	99.7.13
23: ブルガリア	96.9.24	99.9.29
24: ルーマニア	96.9.24	99.10.5
25: ロシア	96.9.24	00.6.30
26: ウクライナ	96.9.27	01.2.23
<b>アフリカ地域</b>		
1: 南アフリカ	96.9.24	99.3.30
2: アルジェリア	96.10.15	03.7.11
3: コンゴ民主主義共和国	96.10.4	04.9.28
4: エジプト	96.10.14	未批准

## 2. 世界に広がる非核の傘

### (1) 図説: 世界の非核兵器地帯

**北東アジア非核兵器地帯  
(NGO提案)**



非核兵器地帯とは、地域内の国家間で結ばれた条約により、核兵器の開発、製造、取得などが禁止された地域を指す。さらに重要なことは、地帯内の国家に対する核兵器の使用や威嚇が禁止されているという点である。非核兵器地帯を広げることは、軍事力による「核の傘」ではなく、軍事力によらない「非核の傘」で私たちの安全と平和を守ろうという努力の一である。中東、南アジア、北東アジアなど各地で、新たな非核兵器地帯を生み出す努力が続けられている。06年9月8日、中央アジアに世界で5番目、初めて地帯すべてが北半球に位置する非核兵器地帯が誕生した。一国非核兵器地帯<sup>\*</sup>の地位を獲得しているモンゴルとあわせ、北半球に「非核の傘」が大きくひろがった。「6か国協議」が一定の進展を見せている今こそ、北東アジア非核兵器地帯の実現に一歩を踏み出す好機である。

\*国連等で使われる用語は「非核兵器地位」(nuclear-weapon-free status)であるが、他の非核兵器地帯の持つ国際的要件（とりわけ消極的安全保証）を持つ権利を有しているとの主張を込めてこう呼ぶ。

発効  未発効

- 1 南極条約**
- 2 ラテン・アメリカおよびカリブ地域における核兵器禁止条約  
(トラテロルコ条約)**
- 3 南太平洋非核地帯条約  
(ラロトンガ条約)**
- 4 東南アジア非核兵器地帯条約  
(バンコク条約)**
- 5 アフリカ非核兵器地帯条約  
(ペリンダバ条約)**
- 6 中央アジア非核兵器地帯条約  
(セミパラチンスク条約)**
- 7 モンゴル非核兵器地帯地位\***  
(注) 他の地帯と性格が異なるが、国内法が成立しているので「発効」に分類した。

## データシート 2. 世界に広がる非核の傘

### 【1】非核兵器地帯のデータ

#### 中央アジア非核兵器地帯条約 (セミパラチンスク条約) (未発効)

●締結署名 2006年9月8日

●発効

5か国（カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタン）による批准から30日に発効。

●地帯の範囲

上記5か国の領土、全ての水域（港湾、湖、河川）、及びこれらの上空。

●加盟国 5か国が署名。3か国が批准寄託。

●核保有国の対応

核兵器国に署名が開放される議定書は、「核兵器あるいは他の核爆発装置の使用もしくは使用の威嚇を行わないこと」、条約及び議定書締約国によるいかなる違反行為行為にも寄与しないこと」を定めている。中、口は好意的、米英仏は批判的。

#### モンゴル非核兵器地帯地位

●1998年12月4日：国連総会決議で一国の非核兵器地位を認知

●2000年2月3日：国内法制定

●現在、非核兵器地帯地位に基づく中・ロ・モンゴル多国間協定を模索中

#### 北東アジア非核兵器地帯(非政府提案)

●1990年代半ば以来、さまざまな具体的な非政府提案が登場した。もっとも現実的な案として、朝鮮半島非核化南北共同宣言と日本の非核三原則をつなげ、それを米・中・ロが支持し、核攻撃・威嚇をしない安全の保証を与える「スリー・プラス・スリー」案がある。

●2004年、モデル「北東アジア非核兵器地帯条約」をピースデボが発表。

#### 南極条約

●締結署名：1959年12月1日(ワシントン)

●発効：1961年6月23日

●地帯の範囲

南緯60度以南の地域・ただし公海については他の国際法の権利を侵害しない。

●地帯内に位置する国・地域

なし。南極での領土権は凍結されている(第4条)。

●加盟国

5つの核兵器国を含む45か国。

#### アフリカ非核兵器地帯条約(ペリンダバ条約) (未発効)

●締結署名：1996年4月11日

●発効：28か国(当時のアフリカ統一機構(OAU※)の過半数)が批准をすませたときに発効。

●地帯の範囲

アフリカ大陸、OAU<sup>\*</sup>のメンバーである島嶼国、およびOAU<sup>\*</sup>の決議によってアフリカの一部とみなされた島々の領土および領海。(地図は、付属書Iに基づいて作成した。小島は示されていない。)

【注】インド洋にあるチャゴス諸島に関しては、領有権問題があり、付属書にただし書きが加えられている。この中に米軍基地の島ディエゴ・ガルシアが含まれている。

●地帯内に位置する国・地域

アガレガ諸島、アルジェリア、バサス・ダ・インディア、アンゴラ、ベナン、ボツワナ、ブルキナ・ファソ、ブルンジ、カメルーン、カナリア諸島、カーボ・ベルデ、中央アフリカ、チャード、チャゴス諸島、コモロ、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国(ザイール)、コートジボアール、ジブチ、エジプト、赤道ギニア、エリトリア、エチオピア、ユーロバ島、ガボン、ガンビア、ガーナ、ギニア、ギニア・ビサウ、ジアン・ド・ノバ、ケニア、レソト、リベリア、リビア、マダガスカル、マラウイ、マリ、モーリタニア、モーリシャス、マヨット、モロッコ(1985年にOAUを脱退)、モザンビーク、ナミビア、ニジェール、ナイジェリア、プリンス・エドワード・マリオン諸島、ルワンダ、サントメ・プリンシペ、レユニオン、ロドリゲス島、セネガル、セイシェル、シエラ・レオーネ、ソマリア、南アフリカ、スー丹、スワジランド、タンザニア、トーゴー、チュニジア、トロメン島、西サハラ、ウガンダ、ベルデ諸島、ザンビア、ザンジバール、ジンバブエ(一部国名の変更を除き、条約添付資料にもとづいた。)

●加盟国

51か国が署名、24か国(アルジェリア、ボツワナ、ブルキナ・ファソ、コートジボアール、赤道ギニア、エチオピア、ガンビア、ギニア、ケニア、レソト、リビア、マダガスカル、マリ、モーリタニア、モーリシャス、モザンビーク、ナイジェリア、ルワンダ、セネガル、南アフリカ、スワジランド、タンザニア、トーゴ、ジンバブエ)が批准寄託。

●核保有国の対応

議定書Iでは、条約締約国に対して、および地帯内で、核兵器を使用または使用の威嚇をしないことを定め、議定書IIは、地帯内の核実験の禁止を定め、すべての核保有国に参加を求めている。中、仏、英は、署名・批准、米、ロは署名済み。

※2002年7月、OAUはアフリカ連合(AU)へと移行。

#### 東南アジア非核兵器地帯条約(バンコク条約)

●締結署名：1995年12月15日

●発効：1997年3月27日

●地帯の範囲

東南アジアのすべての国家の領土とその大陸棚、排他的経済水域よりも区域。(図は200カイリ排他的経済水域を含めて作成した。)

●地域内に位置する国・地域

ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム

【注】中国、台湾、ベトナム、フィリピン、マレー

シア、ブルネイが領有権を主張する南沙諸島の多くも地帯内にある)

●加盟国

上記「地帯内に位置する国・地域」の10か国。

●核保有国の対応

5つの核兵器国に対して「条約締約国に対して、および地帯内で核兵器の使用または使用の威嚇をしないこと」を定めた議定書(第2条)への参加を求めている。米は、一方的に核使用を禁じていること、経済専管水域までも地帯に含まれること、から議定書への署名を拒否している。中国は支持しているが未署名。

#### 南太平洋非核兵器地帯条約(ラロトンガ条約)

●締結署名：1985年8月6日

●発効：1986年12月11日

●地帯の範囲

条約の付属書Iに細かく緯度、経度で規定されている。付属書にはそれにしたがって地図が添付されている。図はその地図を再現した。インド洋に面した非核地帯は、オーストラリアの領海で区切られている。インド洋に浮かぶオーストラリア領の島々も非核地帯に属するが、図には示していない。

●地帯内に位置する国・地域

オーストラリア、斐济、キリバス、ナウル、ニュージーランド(NZ)、パプア・ニューギニア、ソロモン諸島、トンガ、ツバル、バヌアツ、サモア、クック諸島(NZ自治領)、ニウエ(NZ自治領)

【注】その他に植民地下の仮領ボリネシア、米領サモア、ニューカレドニア(仏)などがある。条約は太平洋諸島フォーラム(2000年10月、『南太平洋フォーラム』より名称変更)参加国に加盟が開かれている。したがって、地帯外であるが、マーシャル諸島共和国、ミクロネシア連邦にも加盟の資格がある。

●加盟国

上記「地帯内に位置する国・地域」の13か国。

●核保有国の対応

条約締約国に対する核爆発装置の使用または使用の威嚇の禁止、非核地帯における核爆発装置の実験の禁止を定めた議定書2、3があり、フランスの核実験終了を契機に米英仏が署名し、現在米国以外のすべての核兵器国は批准寄託している。

#### ラテン・アメリカおよびカリブ地域における核兵器禁止条約\*(トラテロルコ条約)

●締結署名：1967年2月14日

●発効：1968年4月22日

●地帯の範囲

北緯35度西経75度の点から真南へ北緯30度西経75度の点まで、そこから真東へ北緯30度西経50度の点まで、そこから斜航線に沿って北緯5度西経20度の点まで、そこから真南へ南緯60度西経20度の点まで、そこから真西へ南緯60度西経115度の点まで、そこから真北へ緯度零度西経115度の点まで、そこから斜航線に沿って北緯35度西経150度の点まで、そこから真東へ北緯35度西経75度の点までの境界。ただし米国領土・領海は除く。(図は、この領域を示している。)

●地帯内に位置する国・地域

アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、パハマ、バルバドス、ベリーズ、ボリビア、ブラジル、チリ、コロンビア、コスタリカ、キューバ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エル・サルバドル、グレナダ、グアテマラ、ガイアナ、ハイチ、ホンジュラス、ジャマイカ、メキシコ、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ペルー、セント・ルシア、セント・クリストファー・ネイビース、セント・ビンセント、スリナム、トリニダッド・トバゴ、ウルグアイ、ベネズエラ

【注】その他にブルネイ(米自治領)やフォークランド諸島(英植民地)など植民地下の島々がある。

●加盟国

上記「地帯内に位置する国・地域」の33か国。

●核保有国の対応

5核兵器国すべてが、条約締約国に対して核兵器を使用しないこと、または使用するとの威嚇を行わないことを定めた付属議定書IIに署名、批准寄託している。

※1990年に現在の名称に変更された。

## B4. 核燃料サイクル 国際管理への関心が高まる

05年、エルバラダイ国際原子力機関（IAEA）事務局長は、核燃料サイクルのあり方を世界規模で再考するために、「ウラン濃縮やプルトニウム抽出のための施設の5年間建設モラトリアム」を提案した<sup>\*</sup>。また、06年の「ブリクス報告」<sup>\*</sup>も、「国際燃料バンク」構想その他の提案について、IAEAにおける時間をかけた議論が重要であると勧告した。このような協調的取り組みが提案、模索される一方で、「グローバル原子力パートナーシップ」（GNEP）<sup>\*</sup>に代表されるような核技術大国主導の「有志連合」的な枠組みが進行している。

米ブッシュ政権が06年に打ち出したGNEPは、関係国への支持を広げている。当初5か国（米日仏中ロ）であった加盟国は、08年3月末までに21か国<sup>\*</sup>に拡大した。

この構想の柱は、①米主導の国際共同研究として「拡散抵抗性」の高い（核兵器転用が困難な）核燃料サイクル技術を開発、導入する、②核技術先進国が濃縮・再処理を放棄した核技術途上国に「見返り」として燃料供給保証や原子炉の提供を行い、さらに使用済み燃料の返還を求める上で核物質と技術の拡散を防止する、というものである<sup>\*</sup>。

核技術の保有を基準として、国際社会を一握りの「持つ国」と「持たざる国」に二分し、NPTとも似た差別構造をもたらすこの枠組みには、当初から多くの批判が出されてきた。さらに、こうした仕組みは、現在技術を持っていない国に対して、「駆け込み」的に濃縮・再処理技術を取得しようという意図を抱かせる可能性があるとの批判もある。

こうした批判に加え、米国内からは、GNEPの重要な柱

<sup>\*</sup>本アブック06年版・キーワードB5(100ページ)。

<sup>\*</sup>勧告部分の翻訳は本アブック07年版資料3-2(246ページ)。

<sup>\*</sup>公式HP:[www.gnep.energy.gov](http://www.gnep.energy.gov)

<sup>\*</sup>米、日、仏、中、ロ、豪、ブルガリア、ガーナ、ハンガリー、ヨルダン、カザフスタン、リトアニア、ポーランド、ルーマニア、スロベニア、ウクライナ、イタリア、カナダ、韓国、セネガル、英

<sup>\*</sup>詳しくは、本アブック07年版キーワードB8(94ページ)参照。

である新技術開発の実現可能性を技術的・財政的観点から疑問視する声があがっている。全米アカデミー連合「国家研究評議会（NRC）」の07年10月29日の報告書<sup>\*</sup>は、再処理技術研究の意義は認めつつも、「GNEP技術」<sup>\*</sup>の研究開発計画は「現状のままで進めるべきではなく、より健全な研究計画に置き換えるべき」と結論付けるものであった。こうした見方を背景に、12月26日に大統領署名をもって成立した08会計年一括歳出法は、GNEPを中心とする「先進燃料サイクル・イニシアティブ」（AFCI）に対し政府要求を大幅減額する予算を承認した。承認されたのは研究費のみであり、商業用建設の建設費等は拒否された<sup>\*</sup>。

一方、ロシアのプーチン大統領は、ウラン濃縮、プルトニウム抽出をビジネスとする国際センターを同国内に設立し、IAEAの査察下に操業する構想を進めている。その第一歩としてシベリア南東部のアンガルスクに設立された「国際ウラン濃縮センター」（IUEC）は、07年9月5日に操業を開始した。現在までにカザフスタンとアルメニアが正式参加し、ウクライナ、モンゴル、韓国、日本等も関心を示している<sup>\*</sup>。

他にも次のような核燃料サイクル管理の国際的枠組みが提案されている。◇米、英、仏、独、オランダ、ロシアが、濃縮・再処理を自国で行うことを放棄した国に対して、国際的に燃料供給を保証する「6か国イニシアティブ」、◇サム・ナン元米上院軍事委員会委員長が共同議長を務めるNGO「核脅威イニシアティブ（NTI）」が初期資金を提供し、IAEAが低濃縮ウランの備蓄を保有・管理する「国際燃料バンク」構想、◇原子力産業に関わる私企業を中心とした「世界原子力協会」による燃料供給構想、◇国際管理のために各国が協力できる自国の施設や技術やサービスを事前にIAEAに登録しておき、核燃料の供給不安に陥った国に対してIAEAを介して支援を行うという日本提案の「核燃料供給IAEA待機制度」（登録制度）など。

<sup>\*</sup>報告書「DOEの原子力エネルギー研究開発プログラムに関する評価」[http://books.nap.edu/openbook.php?record\\_id=11998&page=81](http://books.nap.edu/openbook.php?record_id=11998&page=81)

<sup>\*</sup>UREX+（ウラン抽出+）と呼ばれる純粋なプルトニウムを発生させない再処理技術や、高速中性子炉など

<sup>\*</sup>マイルズ・ポンバー「アームズ・コントロール・トウディ」08年1/2月号。

<sup>\*</sup>米議会報告書「核燃料サイクル管理：原子力に対する国際アクセス拡大の政策的影響」（文書番号RL34234）、08年3月7日。

## B5. クラスター弾禁止条約成立へ、DUでは初の国連総会決議

劣化ウラン

\*用語の説明「濃縮ウランと劣化ウラン」(197ページ)。

\*用語の説明(195ページ)。詳しくはNGO「クラスター爆弾連合JHP」[www.stopclustermunitions.org/](http://www.stopclustermunitions.org/)

\*「劣化ウランを含む武器・砲弾の使用による影響」(62/30)。資料3-2(230ページ)に全文。

\*現在、少なくとも次の17カ国がDU兵器を保有しているといわれている。米、英、仏、露、中、イスラエル、ギリシャ、トルコ、サウジアラビア、イラク、クウェート、ヨルダン、オマーン、インド、パキスタン、タイ、台湾、ICBUW(ウラン兵器禁止を求める国際連合)HPから。[bandepleteduranium.org/en/a/9.html](http://bandepleteduranium.org/en/a/9.html)

劣化ウラン(DU)\*兵器とクラスター爆弾\*\*一国際社会は、二つの非人道兵器の禁止への歩みを強めている。

07年12月5日、国連総会(第62回会期)で、総会としては初のDUに関する決議\*が採択された。投票結果は、賛成136(日本など)、反対5(米、英、オランダ、チェコ、イスラエル)、棄権36(ロシアなど)、欠席15(中国など)であった\*。

決議は、「劣化ウランを含む武器・砲弾の使用が、人体や環境に及ぼす潜在的に有害な影響を考慮に入れる」ことを明記した上で、加盟国と関連国際機関に対し、DU問題に関する意見の提出を求め、次期総会の議題にDU問題を含めることを要請している。原案には使用のモラトリアム(一時停止)を要請する項目も含まれていたが、NATO(北大西洋条約機構)諸国の反対にあい、11月1日の第1委員会(軍縮・安全保障問題)での投票直前に削除された。

今回の決議において、米・英や、レバノン攻撃におけるDU兵器使用が疑われているイスラエルの反対は当然予想されたことであった。一方、保有国のうち、非同盟諸国(NAM)加盟国のエジプト、サウジアラビア、クウェート、インド、パキスタンはそろって賛成票を投じた。これらの国々は、軍事作戦上DU兵器への依存度が低いとの現れかと思われる。

注目されたのは、保有国(米・英・仏・ギリシャ・トルコ)を抱えるNATO加盟国対応であった。ほとんどの国が棄権を選んだが、ドイツとイタリアは賛成に回った。一方、

冷戦崩壊後NATOに加わり、米国との軍事的関係を強めたいチェコは反対票を投じた。

一方のクラスター爆弾に関しては、禁止条約の成立をめざす「オスロ・プロセス」\*が07年2月23日の「オスロ宣言」\*採択をきっかけに動き出した。リマ地域会議(5月)、ベオグラード犠牲国会議(10月)、ウィーン会議(12月)、ウェーリントン会議(08年2月)などの会議が積み重ねられ、その総仕上げとして08年5月19~30日にかけて行われたのがダブリン会議である\*。紆余曲折を経て、5月30日に条約案が採択された\*。

会議での争点は、第1に、同盟国がクラスター爆弾を保有している場合の「共同軍事作戦」の是非であった。米国との共同作戦の権利を確保したいイギリスなどからの強硬な主張があり、条約案の21条は、加盟国が非加盟国と軍事協力や共同作戦を行うことを容認している。

第2に、クラスター爆弾の「定義」をめぐる問題があった。自国が保有する爆弾が容認される余地を残したいイギリス、日本、チェコ、フィンランドなどは、自己破壊・自己不活性化装置付きのものや子爆弾の数が少ないものを例外とすることを求めた。その結果、単一の攻撃対象の識別能力や電子式の自己破壊・自己不活性化装置を備えたもの、子爆弾が10個以内のものはクラスター爆弾の定義から除外された(条約第2条)ものの、既存のクラスター爆弾のほとんどは禁止対象となる。

第3に議論となったのは、「移行期間」の問題である。ドイツなどは、クラスター爆弾の使用を引き続き認める移行期間の必要性を訴えていた。条約第3条では、条約によって禁止された範囲のクラスター爆弾を8年内に廃棄することとする一方で、その間も、クラスター爆弾の探知・除去・破壊などの目的のためにクラスター爆弾を保有したり新規取得したりすることが認められている。

条約は、08年12月にオスロで署名され、30か国の批准後、半年が経過した時点で発効する。

\*用語の説明(195ページ)。

\*「核兵器・核実験モニター」278号(07年4月15日)に全記。

\*大量保有国(米国・ロシア・中国)は会議に参加しなかった。

\*採択された条約テキストは、[www.clustermunitionsdublin.ie/pdf/ENGLISHfinaltext.pdf](http://www.clustermunitionsdublin.ie/pdf/ENGLISHfinaltext.pdf)日本政府は、オスロ宣言に署名しないなど消極的な姿勢であり、ダブリンでも禁止範囲を極力狭くするよう求めていたが、条約案がまとまり5月30日になり賛成に転じた。

## B6. 中口が宇宙兵器禁止条約案、米は直前に衛星を撃墜

※用語の説明「イージス・システム」(195ページ)。

※用語の説明 (197ページ)。

08年2月20日、米国防総省(DOD)は、太平洋上のイージス艦<sup>\*</sup>から発射したミサイル防衛(MD)用迎撃ミサイルであるスタンダードミサイル3(SM3)<sup>\*</sup>で、制御不能となつた自国の偵察衛星を撃墜した。

撃墜されたのは、国家偵察局(NRO)の管理下にある偵察衛星L21である。機能を失った同衛星は08年2月から3月上旬に大気圏に再突入することが予想された。燃料タンクには、約450リットルの有害物質・ヒドラジン<sup>\*</sup>が入っていた。国防総省は、衛星が大気圏に再突入し、燃え尽きないまま地上に到達した場合の人体への健康被害を未然に防止することが撃墜の目的だと説明した<sup>\*</sup>。この任務を与えられたのは3隻のイージス艦であったが、最初に発射された巡洋艦レイク・エリーのSM3が衛星を破壊するのに成功した<sup>\*</sup>。

健康被害の防止という国防総省の説明に対しては、専門家の多くは懐疑的であった。NGO「スティムソン・センター」のマイケル・クレポン所長は、「人類が宇宙開発を始めて以来、人工落下物が人間に危害を与えた先例はない」と述べた<sup>\*</sup>。当の国防総省のジェイムス・カートライト統合参謀本部副議長でさえ、ヒドラジンが万一放出されても、その影響は軽いものであろうと話している<sup>\*</sup>。

このように必要性が疑問視される中で、国防総省があえて衛星撃墜に踏み切ったのは、1年余り前に中国が行った衛星破壊実験を念頭に、SM3の対衛星(ASAT)兵器としての有用性を実証・アピールするためであったと思われる。

※アンモニアに似た刺激臭のある液体で、ロケットや航空機の燃料として用いられる。接触、吸入すると皮膚や粘膜の炎症、呼吸困難などを起こす。

※国防総省報道発表、08年2月14日。

※国防総省報道発表、08年2月25日。

※ www.stimson.org/pub.cfm?ID=568

※国防総省報道発表、08年2月14日。

07年1月12日、中国は弾道ミサイルを使って自国の衛星を破壊するのに成功し、国際的に物議をかもした。その時、中国が実験を認めたのは実験から11日後であった。今回、米国は事前に計画を公表して透明性を演出しながら、自国のASAT技術の水準の高さをアピールした。実際、中国が破壊した衛星に比べ、今回の米国の標的(燃料タンク)は小さく飛行速度が高いので、技術的には米国の方が高度であった。この技術的優位を誇示して、MDに対する国内的支持を獲得することもDODの目的であった。

MD技術がASATに転用可能であることを実証した今回の米国の行動は、より一般的な意味でも「宇宙空間における軍備競争の禁止(PAROS)」を巡る国際論争の構図に影響を与えるおかないだろう。元来、中国はジュネーブ軍縮会議(CD)<sup>\*</sup>でPAROSを熱心に主張してきた。これに対して、「宇宙へのアクセスや利用を禁止あるいは制限する新たな法体制や他の規則を設けることに反対する」米国<sup>\*</sup>は、それに反対してきた。今回、中国は米国の行動を非難した<sup>\*</sup>が、同時に自らも同じようなことをする権利を手にしたと考えたとしても不思議ではない。

皮肉なことに、中国がロシアと共同でCDに新しい宇宙兵器制限条約案<sup>\*</sup>を提出したのは、米国が衛星撃墜計画を発表する2日前の2月12日であった。現在の「宇宙条約」<sup>\*</sup>は、核兵器や他の大量破壊兵器の天体上への設置や宇宙空間への配備を禁じているが、ASAT兵器や通常兵器の宇宙配備は禁止していない。中口の新条約案はこの欠陥を補い、「宇宙空間が軍事的対決の場となることを阻止」することを目的に提案された。この条約案には少なからぬ問題がある。最大の問題は、中国や米国が行ったように宇宙空間の物体を攻撃する兵器の地上における配備を、明示的に禁止していないことである<sup>\*</sup>。

多くの問題にも関わらず、中口提案には本質的議論の呼び水として意義がある。国家の利害に振り回されない、「宇宙兵器禁止」のための市民の論理を明確にすべき時である。

※「用語の説明」(196ページ)

※「国家宇宙政策」(06年8月31日)。本イブック07年版・資料3-22に抜粋記。

※「ガーディアン」08年2月21日。

※資料3-12 (253ページ)  
に抜粋記。

※「月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における國家活動を律する原則に関する条約」(66年12月19日国連総会で採択、67年10月10日発効)。

※中口条約案の問題点については、「核兵器・核実験モニター」299-300号(08年3月15日)に詳説。

## C1. 米議会、 新型核兵器予算をカット

\*本イアブック06年版・キーワードC1、07年版・キーワードC1で解説

米議会は07年12月、08会計年国防予算にエネルギー省が要求していた「信頼性代替弾頭（RRW）」\*関連予算（約107億円）を全額カットする決定を下した。

RRWとは、2040年までに寿命を迎える核兵器を代替する、低コスト、堅牢で、核実験なしに安全性確保が可能な新型核弾頭のことであり、エネルギー省国家核安全保障管理局（NNSA）が06年に議会に提出した核兵器複合体に関する長期計画「コンプレックス2030」\*においても、その中心に据えられた。

07年2月に公表されたNNSAの08会計年予算要求書にはRRW予算として8900万ドル（約107億円）が計上されていた。07会計年実績の2770万ドル（約33億円）に対し3倍以上への増額である。NNSAが同時に示した5年計画によれば、2012年までの5年間にRRWに投じられる予算は、6億4508万7千ドル（約770億円）に上ると見積もられた。

この予算案は議会からの強い抵抗にあった。5月23日、下院歳出委員会「エネルギー及び水開発」小委員会は、RRWと「統合プルトニウム・センター」（同じく「コンプレックス2030」のプログラム）関連予算を全額カットした。その理由は、これらに「長期的な核政策の裏づけ」が欠落していることであった。小委員会のピーター・ビスクロスキー委員長（民主党）は声明の中で、「包括的な核国防戦略及び備蓄計画が必要である。…これらの死活的問題に進展がない場合は、核兵器施設もRRWもない」\*と述べた。

7月20日、サミュエル・ボドマン・エネルギー省長官、

\*現在は「コンプレックス・トランスマネージメント」と呼ばれている。「2030年までに、長期にわたって信頼性が保証され、変化する技術的、地政学的、軍事的必要性に対応することができるよう、工業的能力及び設計能力をもった、現在より小さく、効果的な核兵器複合体を確立する」ことが目標。（NNSA「核兵器複合体の将来」。本イアブック07年版・資料3-10(267ページ)）。

\* appropriations.house.gov/pdf/ViscosityStatement FY2008Subc.pdf

ロバート・ゲイツ国防長官、コンドリーザ・ライス国務長官の3人は連名で議会向けに声明\*を発し、予算復活の説得を図った。声明は「持続可能性、安全性、保安性、信頼性の問題に対処し、より小規模だが信頼できる核抑止力を達成するために米国はRRW計画に投資しなければならない」と強調した。

しかし、7月25日、下院歳出委員会は、RRW予算を全額カットした国防予算案を承認した。ビスクロスキー小委員会委員長とホブソン下院歳出委員会委員長（共和党）は、3長官声明を「08会計年予算の審議過程で提起された重大な問題に何一つ対処していない」と批判、政府に対してこの問題に関する「建設的な対話」を求めた\*。

最終的に、両院は、RRW予算を全額カットした「エネルギー及び水歳出法」を含む「一括歳出法」に合意し、同法は12月26日の大統領署名をもって成立した（公法110-161）。他方、08年1月28日に成立した08会計年度国防認可法（公法110-181）は、RRWが「段階2A」\*、すなわち設計定義とコスト研究を完了する段階に進むべきでないことを決定し、「核備蓄及びそれを支援する複合体の規模や構成についてのいかなる主要な決定も、米国の長期的な核兵器政策を明確にすることがその前提条件である」と09年12月に新たな「核態勢見直し」（NPR）を議会に提出するよう要求した。

05年、06年の強力地中貫通型核兵器（RNEP。通称「核バンカーバスター」）の予算カット\*に続いて、議会が政府の核兵器プログラムを拒否したことの意義は決して小さくない。しかし、08会計年における核兵器の研究・開発の全体予算は、政府案から少し減額されたものの、07年と同じ63億ドルが承認された。

むしろ注目すべきは、核兵器全体の将来ビジョンを議論しなければならないという認識が議員の間に広がったことである。これは、07年1月のシュルツ、キッシンジャーらの提言\*の重要な政治的貢献であると考えられる。

「米国家安全保障と核兵器：21世紀における抑止の維持」。資料3-7(241ページ)に部分記。

\*ジョン・フォックス、「グローバル・セキュリティ・ニュースワイヤ(GSN)」07年11月16日。

米国核兵器のライフサイクルは、1. 概念開発から始まり、2. 実現可能性研究、2A. 設計定義とコスト研究、3. 開発エンジニアリング、4. 生産エンジニアリング、5. 初期生産、6. 量産と貯蔵、7. 退役までの7段階に分けられる。

\*議会は、05、06年政府の要求を拒否し、政府は07年には予算要求を断念した。

\*キーワードB2(72ページ)。資料3-5(236ページ)に全記。

## C2. ロシア、核戦力近代化に拍車

07年12月25日、ロシア軍は、複数の核弾頭を搭載可能な新型の大陸間弾道ミサイル（ICBM）の試射に成功した。新型ミサイルはロシア側の識別番号でRS-24と呼ばれる\*。「インタファクス」によれば、RS-24は少なくとも、3発の弾頭を搭載可能である。新型のミサイルは、トーポリM（トーポリは樹木のポプラの意味）をベースにしている。ちなみに「ヤールス」の別名を持つ。RS-24は、07年5月29日に同じコースで初めての試射に成功している\*。戦略ミサイル軍の発表によれば、RS-24はソビエト時代に開発された多弾頭搭載ミサイルを置き換えるために設計された。代替の対象となるのは、RS-18（西側識別名SS-19スチレトウ）およびRS-20（西側識別名SS-18サタン）である。「RS-24は戦略ミサイル軍の背骨となり、今世紀半ばまでロシアとその同盟国の安全保障を確実なものとする」とされている\*。

ロシア核戦力問題に詳しいパベル・ボドビックによれば、現行のSTART（戦略兵器削減条約）は既存タイプのミサイルの搭載弾頭数の増加を禁じているので、新型ミサイルはトーポリMをベースとしながらも、RS-24という別個の呼称を持つ「新型」であると発表された\*。

07年4月15日、995級（あるいはボレイ級）戦略原子力潜水艦の第1号艦であるユーリ・ドルゴルキイが進水した。同艦は、新型の潜水艦発射弾道ミサイル（SLBM）プラバ（鉛）を搭載する予定であり、16本の発射管を装備しているといわれる\*。

07年6月28日、ロシア北方艦隊所属の戦略原潜ディミ

\*[AP通信]07年12月25日。

\*パベル・ボドビックのブログ「ロシアの戦略核戦力」([www.russianforces.org](http://www.russianforces.org)) 07年9月4日。

\*[AP通信]07年12月25日。

\*前記パベル・ボドビックのブログ・07年7月6日。

\*同上・07年4月15日。

トリ・ドンスコイは白海に潜航した状態でプラバの試射に成功した。これは、プラバの試射の最初の成功であった。原潜ドンスコイは、プラバの発射実験専用に改造を加えられていた\*。

しかし、プラバの実戦化は難航しているようである。07年11月10日の試射では発射直後にミサイルが故障を起こし、実験は失敗した。プラバは06年にも数回の発射実験を行っているが、それらはすべて失敗している（9月7日、10月25日、12月24日）\*。プラバは、RS-24と同様にトーポリMをベースに多弾頭個別誘導突入体（MIRV）を搭載可能にしたミサイルである

プラバの開発が遅延する一方で、既存のSLBMの近代化は順調に進行していると伝えられている。07年7月24日、改修型R-29RM（西側識別名SS-N-23）が実戦配備された。発射実験は既に04年、05年に完了しており、667BDRM級（西側識別名デルタIV）潜水艦に搭載される\*。改修型弾頭を搭載するミサイルはシネバ（「青」の意味）と呼ばれる。改修型では、弾頭部分の性能が向上しており、最終段階で弾頭が分離して巡航ミサイルとして飛行するため、弾道計算で設計された米国のミサイル防衛システムでは対抗できないという\*。

07年12月17日と同25日、ロシア海軍はシネバの発射実験に成功した。いずれも、デルタIV型潜水艦ツーラ（K-114）から発射された\*。

07年8月中旬には、近年最大規模のロシア戦略空軍の演習が行われた。8月14日には30機以上の戦略爆撃機が参加、巡航ミサイルの発射も行われた\*。8月17日、上海協力機構（SCO）が行った軍事演習「ピース・ミッション2007」を終えるに際して、ブーチン大統領は、ロシアの戦略空軍が恒久的な哨戒活動を再開したことを明らかにした。8月21日に空軍副司令官アナトーリ・ジハレフ少将は、哨戒爆撃機は核兵器を搭載していないことを確認した\*。

\*同上・07年6月28日。

\*同上・07年11月17日。

\*同上・07年7月24日。

\*『産経新聞』(電子版)。07年12月26日。

\*前記パベル・ボドビックのブログ・07年12月17日および25日。

\*同上・07年8月17日。

\*同上・07年8月20日。

## C3. 英・トライデント更新決定にスコットランドが反旗

※資料3-8(244ページ)  
に「要約」の全訳。

※本イアブック07年版・キー  
ワードE5(170ページ)に詳説。

※「連合王国」が形成された  
1707年以来閉鎖されていたが、  
1999年に再開。軍事、外交など  
英國議会の専管事項を除く分野で  
独自の立法権限を持つ。

※「民族党」という訳もある。

07年3月14日、英國議会は、唯一の核兵器システムであるトライデント・システムを、現システムが耐用年限を迎える2020年以降も更新・保持する方針を示した政府の白書「連合王国の核抑止力の未来」<sup>\*</sup>を承認した。

トライデント更新に対しては、原潜基地のあるスコットランド・ファスレーンで06年10月以来、連日の非暴力直接行動が展開される<sup>\*</sup>など、反対運動は全国に拡大した。だが3月14日の採決結果は、賛成409、反対161という大差であった。与党労働党から88人の造反議員が出たものの遠く及ばなかった。

しかし、この決定に対してスコットランド自治政府が反旗を翻した。07年5月3日のスコットランド議会<sup>\*</sup>選挙で、「非核スコットランド」を掲げるスコットランド国民党(SNP)<sup>\*</sup>が第1党となり、5月18日には党首のアレックス・サルモンドが自治政府首相に就任したのである。3月14日の英國議会の採決では、スコットランド選出議員の59人の過半数が反対票を投じていた。世論調査でも住民の半分以上がトライデント更新に反対であると答えた。このスコットランド人民の意思が、あらためて明確にされたのが5月3日の選挙結果であった。

6月14日、スコットランド議会は、次のようなトライデント更新反対動議を可決した。「議会は、(略)防衛問題に関する決定は英國政府と議会の専管事項であると認識し、よって英國政府が白書『連合王国の核抑止力の未来』の提案を現時点で進めないことを要求する」。(傍点の一節は、

動議に慎重な会派からの要求で挿入された)。

この決議を背に、サルモンド首相と自治政府は積極的な行動を開始した。

10月、首相は核不拡散条約(NPT)締約国の大半に書簡<sup>\*</sup>を送った。ここで首相は、「NPT下における我が国の核軍縮義務を遂行することにおいて、できるかぎり建設的な役割を果たす」という自治政府の決意を伝えるとともに、「トライデント更新反対」がスコットランドの意志であると伝えた。さらに首相は「スコットランド人民の熱意と利益をより直接的かつ効果的に代弁できるよう、今後の核不拡散条約(NPT)の会議において(自治政府が)オブザーバーの地位を得る可能性を追求したい」との意志を述べ、各区政府に支持を要請した。

10月22日には最大都市・グラスゴーにおいて、教会、労働組合、地方自治体及び自治政府の首脳が一堂に会して、「国民的対話—核のないスコットランドの未来」と題された会議<sup>\*</sup>が自治政府主催で開かれた。席上、ニコラ・スター・ジョン第1副首相は次のように述べた。「防衛問題に関する決定がウェストミンスター(英國政府及び議会)の専管事項という事実があるとしても、反対することは無意味ではない。むしろこの事実ゆえに、我々は反対の意思を英國政府に伝達するための最善の手段を考えなければならない」。同時に副首相は、反対を貫くために、自治政府の権限で可能なすべてのことを行うとの考えも明らかにした。

スコットランド「非核議会・自治政府」の誕生はトライデント反対運動が獲得した大きな成果である。07年6月24日、ベケット英外相は米国での講演の中で、核兵器の即時廃絶は不可能だが、「最終的廃絶は可能である」という信念を語り、「将来、政治的な条件さえ整えば、英國は核兵器を全廃する用意がある」と述べた<sup>\*</sup>。退任直前のことはいえ、核保有国の現役閣僚が自国の核兵器廃絶が可能であると示唆したこの異例の発言の背景にも、スコットランドの動向と反核世論があることは間違いない<sup>\*</sup>。

※資料3-9(246ページ)。

※ www.scotland.gov.uk/News/Releases/2007/10/22111017

※資料3-10(248ページ)  
に抜粋記。

※背景には、フーパーブラン(キーワードB2(72ページ))の影響もあると考えられる。

## C4. サルコジ仏大統領、核抑止力堅持と核削減を表明

※ 資料 3-11 (250ページ)。

※本イアブック 07 年版に抄訳。

※「核兵器・核実験モニター」  
283・4号 (07年7月15日)  
に抜粋。

08年3月21日、ニコラ・サルコジ仏大統領は、シェルブルールで行われた新型ミサイル搭載可能な戦略原潜の4番艦ル・テリブルの進水式において、同國の核抑止の戦略的機能と核態勢に関する演説<sup>\*</sup>を行った。サルコジ大統領としては初めての核政策に関する演説であり、仏大統領としては06年1月19日のシラク前大統領の演説<sup>\*</sup>に次ぐものである。

サルコジ大統領の安全保障構想の根底にあるのは、核抑止力に対する強い信頼であり、それは就任前の公約<sup>\*</sup>から一貫している。すなわち、フランスの核戦力は一國の安全保障にとどまらず、欧洲全体の安全保障の重要な要素であり、フランスは英国と共にその重要な一端を担っているという考え方である。核抑止力の信頼性を高めるために、フランスは核戦力の近代化を進めている。そこには2010年に就役予定のル・テリブルに16基搭載されるM51潜水艦発射弾道ミサイルや、新型の戦闘爆撃機ラファールに搭載されるASMP-A巡航ミサイルの開発などが含まれている。

シェルブルールでの演説で、サルコジ大統領が展開した核抑止論の要点は次のようなものであった。

- 核抑止の対象は、イランに代表されるような、フランスの「死活的な利益に脅威を与える」存在である。
  - 核抑止力は厳密に防衛的なものである。
  - しかし、フランスの「死活的な利益に脅威を与える」者は、「フランスによる苛烈な報復にさらされ、目的とは釣り合わない損害を被るであろう」。
- 「報復の恫喝」のために核を持つという論理は、シラク前

大統領の論理とよく似ている。ここにはフランス戦略軍の一貫した考えが反映されているものと思われる。しかしこの同じ論理を繰りかえしていることは、核兵器の行き詰まりと衰退の裏返しに他ならず、「残存権益への固執」と批判されても仕方がないであろう。

サルコジ演説がシラク演説と一線を画したのは、核軍縮に言及したことである。シェルブルールで明らかにされたのは、航空機搭載の核弾頭、ミサイル、航空機を3分の1に削減するという計画であった。これにより核弾頭数は300発以下となるという。また、大統領は「フランスには作戦配備以外の核弾頭は存在しないので、これは掛け値なしの透明な数字である」と自賛した。フランスの核戦力は、大統領が言うほど透明性の高いものではないので、削減の結果を客観的に評価するのは容易ではない。しかし具体的な数値を伴う削減計画が打ち出されたこと自体は評価すべきであろう。大統領はまた、解体した2つの核分裂性物質生産施設に国際専門家による視察を許可することも表明した。

核削減計画の背景には、09年に始まる新しい軍事5か年計画における財政負担削減という「経済圧力」がある。それは「残存権益への固執」とともに、今後の核政策に影響を与えてゆくであろう。

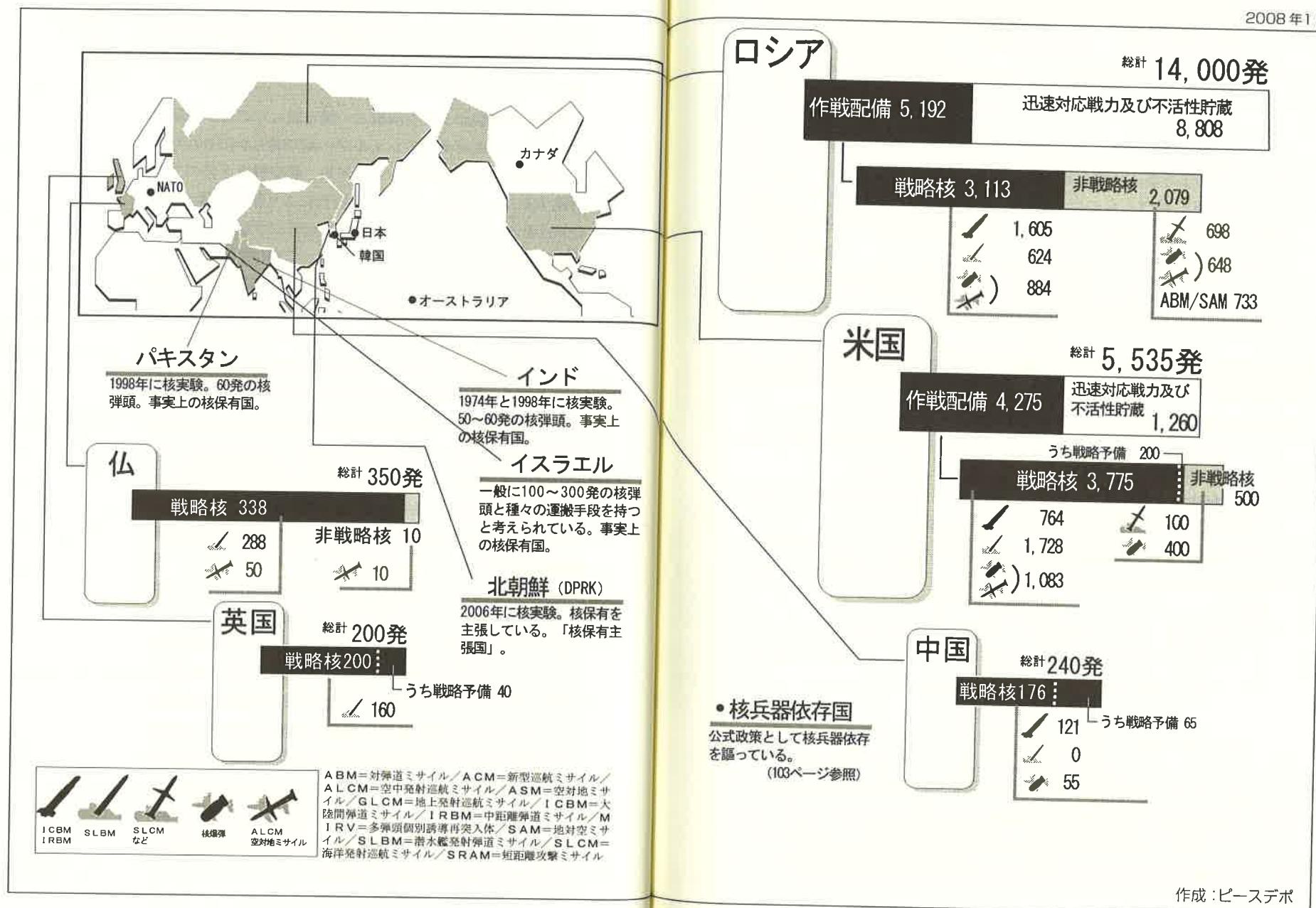
一方、サルコジ大統領は、2010年の核不拡散条約(NPT)再検討会議までに全ての核保有国に誓約を求める、次の5項目を含む「行動計画」を呼びかけた。  
 ①米国と中国を筆頭に各国が包括的核実験禁止条約(CTBT)を批准する。  
 ②全ての核保有国が透明性のある形で核実験場を閉鎖する。  
 ③兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)の交渉を即時開始する。  
 ④核兵器の透明性措置に合意する。  
 ⑤短距離・中距離の地対地ミサイル禁止条約の交渉を開始する。

これらは、フランスがすでに実施済みであったり、現に推進している政策であり、自國にも新しい義務を課すような提言は含まれていない。

※データシート 1 (76ページ)。

### 3. 地球上の核弾頭全データ

#### [1] 図説：世界の核兵器保有国



### 3. 地球上の核弾頭全データ

#### 【2】解説

どの核兵器保有国も、自国の核弾頭数やその内訳を公表していない。以下のデータは、非政府組織（NGO）が公的情報や議会証言、インタビュー記事などを継続的に収集、分析することによって得られたものである。

核弾頭数に関する情報を理解するに当たって、弾頭の保管状況に関する次のような4分類があることを知っておく必要がある。米国における情報に基づくものであるが、他の国においても似たような事情があると考えられる。しかし、この分類に厳格に従いながら核弾頭の現状を分類することは困難である。本データでは、「核態勢見直し（NPR）」（02年1月）において導入された迅速対応戦力の弾頭と不活性貯蔵核弾頭を合わせて数を示すことにした。

**①作戦配備された核弾頭** 部隊に配備・貯蔵されている活性状態の弾頭。（NPRや米ロ間のモスクワ条約においては、オーバーホール中の原潜の核弾頭を作戦配備に含めていない。これに反して、図説では昨年までそれを作戦配備に含めてきた。しかし、今回は作戦配備からはずしたので注意）。

**②迅速対応戦力の弾頭** 作戦配備からは外されたが、活性状態に置かれ迅速に作戦配備に復活できる。

**③予備貯蔵** ルーチン整備・検査のために確保されている活性状態にあるスペアである。米国の戦略核兵器について推定するための一定の情報がある。概ね①の5～10%と推定される。

**④不活性貯蔵** 退役した核弾頭で、時間が経過すると劣化するトリチウムや電池などを除いて貯蔵している弾頭。将来、再使用の可能性を残す。解体を前提に軍が保管しているものも含まれる。

米国では、他に「戦略的予備」と呼ばれるものがある。これは弾頭の形ではなくて、一次爆発用プルトニウム・ピットと二次爆発部分に分離して、対として別々に貯蔵されている。約5,000対あるとされる。

今年の図説で米国の弾頭数が突然大幅に減少したことに気付くであろう。それは、07年末にブッシュ大統領が不活性貯蔵の弾頭を削減するよう命じたことによる。実際には、その大部分は国防省リストか

#### 核保有国の核弾頭数

2008年1月

	弾頭の分類	米	ロ	英	仏	中	合計
戦略核	ICBM／IRBM	764	1,605	0	0	121	2,490
	SLBM	1,728	624	160	288	0	2,800
	爆撃機搭載核兵器	1,083	884	0	50	55	2,072
	戦略核予備	200	-	40	-	65	305
小計		3,775	3,113	200	338	240	7,666
作戦配備	ABM／SAM	0	733	0	0	0	733
	空軍航空機用	400	648	0	0	0	1,048
	海軍用	100	698	0	10	0	808
	小計	500	2,079	0	10	0	2,589
合計		4,275	5,192	200	350	240	10,257
迅速対応戦力及び不活性貯蔵		1,260	8,808	-	-	-	10,068
総計		5,535	14,000	200	350	240	20,325

らエネルギー省リストに移っただけであるが、長期的には削減がより明確に決定づけられることになる。

北朝鮮（DPRK）は2006年10月9日に核実験を行い、核保有国であると主張しているが、弾頭化／兵器化に関しては情報がない。本図説では「核保有主張国」と位置づけた。

事実上の核兵器保有国と見なされるインド、パキスタン、イスラエルを含めると、地球上には今なお21,000発に及ぶ核弾頭があり、オーバーキル状態は変わらない。

出典：「ニュークリア・ノートブック」（プレティン・オブ・ジ・アトミック・サイエンティズ）に連載）を基本にしながら、S・ノリス（天然資源保護評議会（NRDC、米国））、H・クリステンセン（全米科学者連盟（FAS））、バベル・ボドビック（ロシア戦略核戦力プロジェクト、ロシア）、平和・紛争に関する資料・調査センター（CDRC、仏・リヨン）などの文献を参考にして作成した。

# データシート 3. 地球上の核弾頭全データ

## [3]国別詳細

米国 (計 5,535)		
核兵器の名称	爆発力 キロトン	核弾頭数
<b>戦略核 (小計 3,775)</b>		
●ICBM (小計764)		
ミニットマンⅢ	764	
Mk-12型 (弾頭:W62)	170	214 <sup>1</sup>
Mk-12A型 (弾頭:W78)	335	450 <sup>2</sup>
Mk-21型 (弾頭:W87)	300	100 <sup>3</sup>
●SLBM <sup>4</sup> (小計1,728)		
トライデントⅡ D5	1,728 <sup>5</sup>	
Mk-4型 (弾頭:W76)	100	1,344
Mk-5型 (弾頭:W88)	455	384
●爆撃機搭載核兵器 <sup>6</sup> (小計1,083)		
核爆弾 B61-7 可変<1~360		
B61-11 <sup>7</sup> 5		5
B83-1 可変<1,200		555
ALCM (弾頭:W80-1) 5~150		528
●戦略核予備 (小計200)		
<b>非戦略核 (小計 500)</b>		
●SLCM		
トマホーク (弾頭:W80-0) 5~150	100 <sup>8</sup>	
●核爆弾 B61-3,4,10 0.3~170	400 <sup>9</sup>	
<b>迅速対応戦力及び不活性貯蔵<sup>10</sup> (小計 1,260)</b>		

- 1 単弾頭が100基、3MIRV が38基と推定。W62は2009年に退役予定。  
 2 1~3MIRV ×250基。  
 3 単弾頭が100基。W62を置きかえている。  
 4 オハイオ級戦略原潜12隻に搭載。ミサイル数は288基 (12×24)。原潜数は14隻であるが、當時2隻はオーバーホール。  
 5 12隻×24発射管×6MIRV。  
 6 ストラトフォートレスB-52H (94機のうちの56機)、スピリットB-2A (21機のうちの16機)、計72機が任務 (核・非核両用)についている。B-2Aは爆弾のみ。警戒態勢は低い。  
 7 地中貫通型 (1997年11月に導入)。貫通は6m。B-2Aにのみ搭載。  
 8 ワシントン州バンゴーに予備を含めて集約して貯蔵。  
 9 迅速対応戦力も含めて150~240個がNATO軍用としてヨーロッパ5か国6か所の空軍基地に配備。その他に米国内では、ファイティング・ファルコンF16C/D、およびストライク・イーグルF15Eに搭載。  
 10 トマホーク (200発)、B61 (3,4,10)、オーバーホール中の2隻のオハイオ級原潜のトライデント弾頭 (48発)などが迅速対応戦力となっている。引退したACM (400発)も将来の処遇まちの状態。

ロシア (計 14,000)		
核兵器の名称	爆発力 キロトン	核弾頭数
<b>戦略核 (小計 3,113)</b>		
●ICBM (小計1,605)		
SS-18 M4、M5、M6 (サタン)	550~750	750 <sup>1</sup>
SS-19 M3 (スレトレウ)	550~750	600 <sup>2</sup>
SS-25 (シックル) (トーポリ)	550	201 <sup>3</sup>
SS-27 (トーポリM)	550	48 <sup>4</sup>
SS-27A (トーポリM1)	550?	6 <sup>5</sup>
SS-27B (トーポリM RS-24型)	550?	0 <sup>6</sup>
●SLBM (小計624)		
SS-N-18 M1 (スチングレイ)	200	240 <sup>7</sup>
SS-N-23 (スキフ)	100	256 <sup>8</sup>
SS-N-23M1 (シネバ)	100	128 <sup>9</sup>
SS-NX-30 (プラバ)	100	0 <sup>10</sup>
●爆撃機搭載核兵器 (小計884)		
核爆弾		
ALCM (弾頭:AS15A、B)	250	884 <sup>11</sup>
SRAM (弾頭:AS16)		
●非戦略核 (小計 2,079)		
●ABM/SAM (小計733)		
51T6/53T6 (ユーゴン/ガゼル)	1000/10	100
SA-10 (グランブル)	low	633
●空軍航空機 (小計648)		
核爆弾/ASM AS-4 (キッチン)	1000	648 <sup>12</sup>
/SRAM AS-16		
●海軍用戦術核 (小計698)		
核爆弾		
ASM AS-4 (キッチン)	1000	698
SLCM	200~500	
対潜核兵器		
ロケット爆雷、対潜ミサイル		
その他核魚雷、爆雷		
<b>迅速対応戦力及び不活性貯蔵 (小計 8,808)</b>		

- 1 10MIRV ×75基。START IIが無効になり保持。しかし削減が続く。液体燃料。  
 2 6MIRV ×100基。削減する計画。液体燃料。  
 3 単弾頭。ロシア名トーポリ。道路移動型で固体燃料。2007年

10月18日、12月8日に発射テスト。  
 4 単弾頭。ロシア名トーポリM。サイロ型。軌道を変更できる弾頭もある。  
 5 トーポリMの移動型。新しいカモフラージュ。  
 6 R-S-24という新型名で07年5月29日と12月25日に試射成功。3MIRVまで可能。  
 7 デルタⅢ級戦略原潜5隻に搭載。5隻×16発射管×3MIRV。  
 8 デルタⅣ級戦略原潜4隻に搭載。4隻×16発射管×4MIRV。  
 9 デルタⅤ級戦略原潜2隻に搭載。2隻×16発射管×4MIRV。  
 10 2007年12月17日、25日に発射テスト。  
 11 6MIRVと推定される。07年6月28日、潜水発射に成功。新型のボレイ型原潜搭載予定。

12 ベアH6 (Tu-95MS6)32機、ベアH16 (Tu-95MS16)32機、ブラックジャック (Tu-160)15機に搭載。ベアH6は1機あたりAS15Aまたは核爆弾を6個 (計192個)、ベアH16は1機あたりAS15Aまたは核爆弾を16個 (計512個)、ブラックジャックはAS15BまたはAS16、または核爆弾を12個 (計180個)搭載する。  
 13 パックファイバー (Tu-22M)やフェンサー (Su-24)524機に搭載。

中国 (計 240)		
核兵器の名称	爆発力 キロトン	核弾頭数
<b>戦略核 (小計 176)</b>		
●ICBM/IRBM <sup>1</sup> (小計121)		
ドンファン (東風)-3A	3,300	17
ドンファン (東風)-4	3,300	17
ドンファン (東風)-5A <sup>2</sup>	4~5,000	20
ドンファン (東風)-21	200~300	55
ドンファン (東風)-31 <sup>3</sup>	200~300?	~6
ドンファン (東風)-31A <sup>4</sup>	200~300?	~6
●SLBM (小計0)		
ジュイラン (巨浪)-1	200~300	0 <sup>5</sup>
ジュイラン (巨浪)-2 <sup>6</sup>	200~300?	0
●爆撃機搭載核兵器 (小計55)		
核爆弾		
AS-4 (キッチン)	1000	55 <sup>7</sup>
SLCM	200~500	
対潜核兵器		
ロケット爆雷、対潜ミサイル		
その他核魚雷、爆雷		
<b>予備貯蔵 (小計 65)</b>		

東風-3Aは、NATOでの名称はCSS-2。以下、東風-4はCSS-3、東風-5AはCSS-4、東風-21AはCSS-5。巨浪-1はCSS-N-3。  
 1 東風-5A (射程13,000km)、東風-31 (射程7,200km)、東風-31A (射程11,200km)はICBM。他はIRBM。全て単弾頭。  
 2 米大陸に届く現有2種類のICBMの1つ。サイロ型、液体燃料。単弾頭。  
 3 移動式、固体燃料。米大陸には届かない。単弾頭。  
 4 米大陸に届く現有2種類のICBMの1つ。移動式、固体燃料。単弾頭だが、ミサイル防衛に備えておとりなどを伴うと考えられる。  
 5 戰略原潜シア (夏)級 (中国名: 大慶魚)に搭載。12発射管。

2008年1月  
 07年は12発と推定されたが、08年にはと推定。  
 6 新世代原潜 (094型)に搭載する計画進行中。東風-31の変型と考えられるが、単弾頭らしい。  
 7 ホン (轟)-6 (NATO表示B-6)100~120機のうちの20機。キャン (強)-5のうちの20機程度が核任務を持つと推定。50~250発の巡航ミサイルDH-10のうち、約15弾頭が核(空中発射)と推定。

フランス (計 350)		
核兵器の名称	爆発力 キロトン	核弾頭数
<b>戦略核 (小計 338)</b>		
●SLBM <sup>1</sup> (小計288)		
MSBS <sup>2</sup> M45 (弾頭:TN75)	100	288 <sup>3</sup>
●爆撃機搭載核兵器 (小計50)		
ASMP <sup>4</sup> (弾頭:TN81)	300	50 <sup>5</sup>
<b>非戦略核 (小計 10)</b>		
●空母配備航空機搭載核兵器 (小計 10)		
ASMP (弾頭:TN81)	300	10 <sup>6</sup>

- 1 ランフレキシブル戦略原潜1隻とル・トリオンファン戦略原潜3隻に搭載。2010年に前者が退役、後者4隻体制になる予定。  
 2 フランス語で「艦対地戦略弾道ミサイル」の頭文字。  
 3 3隻×16発射管×6MIRV。  
 4 フランス語で「空対地距離ミサイル」の頭文字。  
 5 ミラージュ2000N (60機、3飛行隊)に搭載。1機あたり1弾頭。弾頭は50と見積もられる。  
 6 シュペル・エタンダール24機 (2飛行隊)に搭載。通常任務の航空機もある。唯一の空母ドゴール (原子力)に配備。

英國 (計 200)		
核兵器の名称	爆発力 キロトン	核弾頭数
<b>戦略核 (小計 160)</b>		
●SLBM <sup>1</sup>		
トライデントⅡ D5	100	160 <sup>2</sup>
<b>予備貯蔵 (小計 40)</b>		
1 バンガード級戦略原潜4隻に搭載。常時1隻のみバトロール。		
2 弾頭は、米国のW76に類似だが英国産。4隻×16発射管×3MIRVで計算すると192個。実際には、2~6発射管は単弾頭と推定され、平均して1隻あたり40弾頭と推定される。40×4隻=160。別の推定として、06年12月発表の英政府「ファクトシート」は、バトロール中の原潜は最大48個の弾頭を持つと記述。3隻分として144個。4隻分として192個、実際にはこの中間と考えられる。		

### 3. 地球上の核弾頭全データ

#### [3] 国別詳細(続き)

##### インド (計 50 ~ 60)

核兵器の名称	爆発力 キロトン	核弾頭数
組み立てられた弾頭	5 ~ 25 <sup>1</sup>	50 ~ 60
運搬手段 <sup>2</sup>		

●航空機<sup>3</sup>  
●短・中距離ミサイル<sup>4</sup>

- 1998年5月の核実験の地震波からの推定値。インドは、最高43キロトンの爆発を主張している。
- いずれも通常任務を持つ。
- ミラージュ2000H(バジュラ)48機、ジャガーJS/DB(シャムシャー)70機のいくつかが、核任務をもつと推定される。
- ブリトビ1(射程150km)が配備せず。アグニ1(射程700km)及びアグニ2(射程2,000km)の配備状況ははっきりしない。アグニ3(射程3,000km)、2007年4月12日に発射テスト。ダヌシュ(射程350km)、ブリトビ2(海軍版)、2007年3月30日に発射テスト。ブリトビ3(サガリカ)、射程300km)を開発中。

##### パキスタン (計 60)

核兵器の名称	爆発力 キロトン	核弾頭数
兵器化の確認なし	4 ~ 12 <sup>1</sup>	60
運搬手段		

●航空機<sup>2</sup>  
●短・中距離ミサイル<sup>3</sup>  
●巡航ミサイル<sup>4</sup>

- 1998年5月の核実験における地震波からの推定値。
- 米国製F16A/B(ファイティング・ファルコン)32機のいくつかが核任務をもつと推定される。
- ガズナビ(ハトフ3、射程400km)、シャヒーン1(ハトフ4、射程450km)、ガウリ(ハトフ5、射程1200km)の配備が確認されている。シャヒーン2(ハトフ6、射程2,000km)を開発中。
- 巡航ミサイル・バーバー(ハトフ7、射程500km)を開発中。

##### イスラエル (計 100 ~ 300)

核兵器の名称	爆発力 キロトン	核弾頭数
流布された推定 <sup>1</sup>		100 ~ 300
運搬手段		

●航空機<sup>2</sup>  
●中距離ミサイル<sup>3</sup>  
●砲弾・地雷<sup>4</sup>

- 1979年9月22日、南アフリカ近海の南インド洋はるか上空で、秘密裏に核実験が行われたとの説がある。クリスティンセンらは弾頭数を200と推定。
- 米国製F16A/B/C/D(ファイティング・ファルコン)260機、同F15E(ストライク・イーグル、イスラエルではF15I・ラームと呼ぶ)25機の一部が核任務を持つと推定される。
- ジェリコ1(射程1,200km)、同2(射程1,800km)が配備されている。

##### 北朝鮮 (DPRK)

核兵器の名称	爆発力 キロトン	核弾頭数
弾頭化・兵器化の確認なし	<1 <sup>1</sup>	?
運搬手段		

●中距離ミサイル<sup>2,3</sup>

- 2006年10月9日の核実験における地震波からの推定値。ブルトニウム保有量については40~50kg(核弾頭6~8個分)と推定されている(06年11月現在)。
- ノドン(射程1,480km)は核搭載可能。200基配備。テボドン1(射程2,300km)、テボドン2(射程6,200km)は未配備。テボドン2には3段式のものも開発されている。推定射程15,000km。
- 米国防総省は、単段式ムスダン(射程500km)が存在すると分析している(この項『朝日新聞』07年5月13日)。

### 3. 地球上の核弾頭全データ

#### [4] 国別詳細(核兵器依存国)

2008年1月

##### NATO 非核兵器国

最新のNATO戦略文書は、99年4月24日、ワシントンDCにおけるNATO首脳会議で採択された「同盟の戦略概念」である。イラク戦争後、見直しの意見もあるが合意はない。

##### ◆第62節

その第62節は米国、英国、フランスの核戦力がNATO全体の抑止力になると次のように述べている。「同盟国の安全保障に関する最高の保証は、同盟国の戦略核戦力、とりわけ米国の戦略核戦力によって与えられる。また、英国及びフランスの独立核戦力は、それぞれ独自の抑止任務を持つものであるが、NATO同盟全体としての抑止と安全保障に貢献する。」

##### ◆第63節

第63節には、同盟国が核抑止力の維持のために参加する必要性、いわゆる核分担(ニュークリア・シェアリング)の義務が記されている。「核任務に関する集団的防衛計画の立案、平時における核戦力の領土内配備、及び指揮・統制・協議の取り決めに、ヨーロッパの関係同盟国が広範に参加することが引き続き要求される。」

##### ◆第64節

第64節には、NATOはヨーロッパに戦略以下(sub-strategic)の核兵器

### 3. 地球上の核弾頭全データ

#### 【4】国別詳細(核兵器依存国)(続き)

を配備し続けることを言明している。全米科学者連盟(FAS)核情報プロジェクトの調査では、今でも150～240発の米国の核弾頭が5か国(ベルギー、ドイツ、イタリア、オランダ、トルコ)の空軍基地に配備されている。

#### オーストラリア

##### ◆「国防白書」

最新のオーストラリアの国防白書は2000年に出された「国防2000—未来の我が國防力」である。それを基礎に、アップデート2003、同2005、同2007が出されている。これらのアップデートには核抑止力への言及はない。

「国防2000」は、ANZUS米豪同盟は相互依存ではなく自立を前提とした同盟であると強調した後、例外として米国の核抑止力への依存を次のように謳っている。

「5.15節 この自立の原則には唯一の重要な例外がある。オーストラリアは、オーストラリアに対する核攻撃という極めて少ない可能性を抑止するために、米核戦力によって与えられる拡大抑止力に依存する。」

#### カナダ

##### ◆「北米航空宇宙防衛司令部(NORAD)」協定

カナダと米国が1958年5月12日に署名。06年5月12日に改定された。改訂されたNORADの役割は縮小されたが、米国の核抑止力の一部としての役割は続く。カナダはその抑止力の恩恵にあずかる。新協定の前文に次の認識が書かれている。

「軍備削減協定にもかかわらず、今なお保有核兵器は大量であり、北米大陸を攻撃できる戦略弾道ミサイル、巡航ミサイル、あるいは長距離爆撃機によって運搬できることを認識し……」

#### 韓国

##### ◆米韓安保協議会議共同コミュニケ

1968年以来毎年開催される国防長官を長とする「米韓安保協議会議」の共同コミュニケで「核の傘」が確認されてきたが、最新の07年11月7日(ワシントン)のものは、次のように表現している。これは、昨年、北朝鮮の核実験を受けて更新されたものと同じ表現である。「ゲイツ国防長官は、韓米相互防衛条約に合致して、米国の核の傘によって提供される拡大抑止力の継続を含めて、固い米国の誓約と韓国への迅速な支援を確約した。」

## C5. 米空軍爆撃機、誤って核ミサイル搭載し飛行

\* [www.armytimes.com/news/2007/09/airforce\\_nuclear\\_warhead\\_070905/](http://www.armytimes.com/news/2007/09/airforce_nuclear_warhead_070905/)

07年9月5日の米『ミリタリー・タイムズ』(電子版)は、米空軍が核兵器管理に関するおそるべき失策を犯していたことを報じた\*。8月30日、B52戦略爆撃機が、核弾頭付きではないミサイルを取り違えて、核弾頭付き空中発射巡航ミサイル(ACM)6発を搭載したまま、マイノット空軍基地(ノースダコタ州)からバーカスデール空軍基地(ルイジアナ州)まで、3時間半にわたって飛行したのである。

同記事によれば、事件の経緯は次のとおりである。①8月29日午前9時過ぎ、兵士が、兵器の廃棄のためにマイノットの地下貯蔵庫から12発のACMを取り出し、B52に運んだ。②約8時間かけて、ACMを左右の翼に6個づつ取り付けた。左翼に取り付けた6個は核弾頭をつけたままであったが検査官は見逃した。③同機は、特別の警備態勢なしに15時間基地内に放置された後、翌朝マイノットを発ち、午前11時23分にバーカスデールに到着した。④到着後、乗員は昼食のため機から離れ、B52は午後8時30分まで放置された。8時45分、ミサイルを取り外す地上整備員が初めて異常を発見した。⑤監督官の精査によって、核弾頭が装備されていると認定されたのは午後10時であった。

この間、実に36時間以上にわたり、6発の核弾頭は、空軍の管理体制の外に置かれていたことになる。核兵器事故の5分類\*のうちで3番目に重大な「ペント・スピア」が起こったのである。ちなみに、これらの核弾頭は1発で広島型原爆の10倍の威力を有している。

「マイノット事件」と通称されるこの事件について空軍は

事実を隠していたが、匿名の通報で明らかとなり、冒頭の記事につながったのであった。

08年2月8日に公表された、国防科学評議会(DSB)の内部調査報告書「核兵器の無許可輸送に関する報告」\*によれば、このケースにおける核兵器の正規の輸送手順は次のとおりである。これは、弾薬庫の中に核弾頭付ミサイルと模擬弾頭付きミサイル等が混在しているという状況の中で、両者の取り違えを防ぐことも含めて定められたものである。①搬出班が、貯蔵庫内の全ての核兵器の安全状態を確認する。②運搬班が弾頭の種類が正しいかどうかを確認し、搬送用トレーラーで航空機まで搬送する。③航空機に着くと、装着班の班長が弾頭を確認した後、航空機への装着を行う。④飛行チームは、ミサイルを受領する前に、個々のミサイルの安全状態をチェックする。

ところが、DSB報告が引用した空軍戦闘軍(ACC)の機密調査報告書によれば、マイノットの弾薬保守中隊の人員が、輸送するミサイルが当初計画から変更されたにもかかわらず、そのことを記録しなかったことが発端となり、何段階ものチェックにもかかわらず、核弾頭が見逃された。

「マイノット事件」は、米国の核兵器の管理態勢がいかに弛緩しているのかを象徴する出来事である。冷戦時代と比べ核任務の位置が低下して、数十年にわたって蓄積された高度な専門性を伴う管理体制が崩れ、要員の士気も低下したことが背景にあるとDSBは指摘した。

DSBは、この分析に基づき、空軍の核部隊は、核抑止任務のための訓練に集中するよう勧告している。しかし、これは冷戦終結によって核抑止任務を解かれた空軍に、再び冷戦時代の任務に回帰せよということであり、「時計の針を逆戻りさせる」\*ものである。

「マイノット事件」の真の教訓とは、核兵器は爆撃機からも爆撃機の配備基地からも撤去すべきであるということである。

\* [www.lib.ncsu.edu/news/govinfo.php?p=5381&more=1](http://www.lib.ncsu.edu/news/govinfo.php?p=5381&more=1)

## C6. 米軍再編に新たな難題 —グアムとイラク

米軍の世界的態勢見直し（GPR）を進める中、米ブッシュ政権はグアムとイラクで新たな難題に直面している。

沖縄の負担軽減のために合意された海兵隊のグアム移転<sup>\*</sup>が、実は米軍の大規模なグアム増強計画の一部であることはすでに知られている。太平洋軍（PACOM）と国防総省（DOD）は、グアムを、現在の3倍にあたる2万人の軍人を擁する戦力投射・兵站拠点にする計画<sup>\*</sup>を持っており、沖縄の海兵隊の移駐もその中に組み込まれている。

しかし、この計画の前途<sup>\*</sup>は平坦ではない。政府説明責任局（GAO）が07年9月の報告書<sup>\*</sup>で指摘したのは、第1に、建設に先立つ環境影響評価に対する軍の見込みが甘すぎるということであった。評価過程で出された指摘を建設計画と環境影響評価書案（DEIS）に反映させることを考えると、環境影響評価は、軍が予定している3年足らずの期間では済まない可能性が高い。第2に深刻な財政事情の問題がある。DODは総工費130億ドル、うち61億ドルは日本が負担するとしている<sup>\*</sup>が、イラク、アフガニスタンという二つの戦場を抱える現状で、70億の新規軍事予算を確保できる保証はない。さらにGAOは、海兵隊の行動拠点がグアムと日本に分離されて作戦上の不都合はないのかと疑問を呈した。軍が08年7月末を目標に作成中の「基本計画」の中で、これらの問題にどのように答えるかが注目される。

グアム政府のフェリックス・カマチヨ知事は、基本的に軍増強を歓迎している。しかし07年8月の米議会公聴会<sup>\*</sup>では、日米合意がグアムに一言も相談なしに行われたこと

\* 約8000人の第3海兵隊起動展開部隊の要員とその家族9000人を、部隊の一体性を維持する形で2014年までにグアムに移転する（06年5月1日「再編実施のためのお日米ロードマップ」）。データシート8（134ページ）に図説。

\* PACOM「グアム統合軍事開発計画」（06年6月）。PACOMのHPからは削除。全文ご希望の方はピースデボへ。

\* 軍の暫定的な全体スケジュールは、07年3月に環境影響評価開始、10年1月に同終了、同年7月着工、12年沖縄海兵隊の移駐を開始、14年移駐完了である。

\* 「国防インフラストラクチャ—海外基地のマスタープランは改善されているが、グアムの増強に関して、国防総省は議会にさらなる情報を提供する必要がある」。www.gao.gov/cgi-bin/getpt?GAO-07-1015

\* キーワードD6(132ページ)。

\* 07年8月13日「下院天然資源委員会・島嶼問題小委員会」公聴会（グアム）。

への不満を表明した上で、電気、水道、道路などの社会基盤整備の費用は連邦政府が負担するべきであると主張した。同じ公聴会で証言した先住民チャモロの女性リーダーは、軍増強は長年にわたるグアムへの差別的政策を象徴するものであり、受け入れられないと非難した<sup>\*</sup>。

このように錯綜した米国内事情の中で、「沖縄の負担軽減」という原点が見失われてしまわないよう、日本としては十分な注意が必要である。

一方、イラクでは米軍の駐留が新しい局面を迎えている。07年12月18日、国連安全保障理事会は、多国籍軍の駐留を08年12月31日で終結させる決議（S/RES/1790）を採択した。04年に始まった多国籍軍の駐留は、イラク政府の要求により1年毎に延長してきた。しかし、今回の決議には、これを最後の延長とすることを希望する12月7日付のヌーリ・マリキ・イラク首相から安保理議長に当てた書簡と、その意向への同意を表明したコンドリーザ・ライス米国務長官の書簡が添付された。すなわち、09年1月1日以降もイラクに軍を駐留させるには軍隊・軍人の「地位協定（SOFA）」を含む何らかの協定をイラク政府と締結する必要がある。

米国はこれまでイラクへの恒久基地の設置を公式に表明したことではない。現在も国内世論に配慮してそれを否定している。しかし中東の戦略拠点確保を一貫して願っている米国は、12月の決議以前からイラクと交渉を重ね、11月28日には、イラクが外国からの侵略やテロリストの攻撃と戦うことを支援するために、米軍は駐留が可能であるとする二国間協定を08年7月31日までに締結することに合意した<sup>\*</sup>。この決定には、早期撤退要求が高まる中で、長期駐留に道をつけて次期大統領の政策に「しばり」をかけたいとのブッシュ大統領の政治的思惑が強く働いている。08年3月11日には「協定」の実務者協議が始まった。しかし、イラク政府は米軍撤退時期の明確化を求める一方、本格的な交渉は次期政権と行いたいという姿勢である<sup>\*</sup>。

\* 「核兵器・核実験モニター」第299-300号に証言の抄訳。

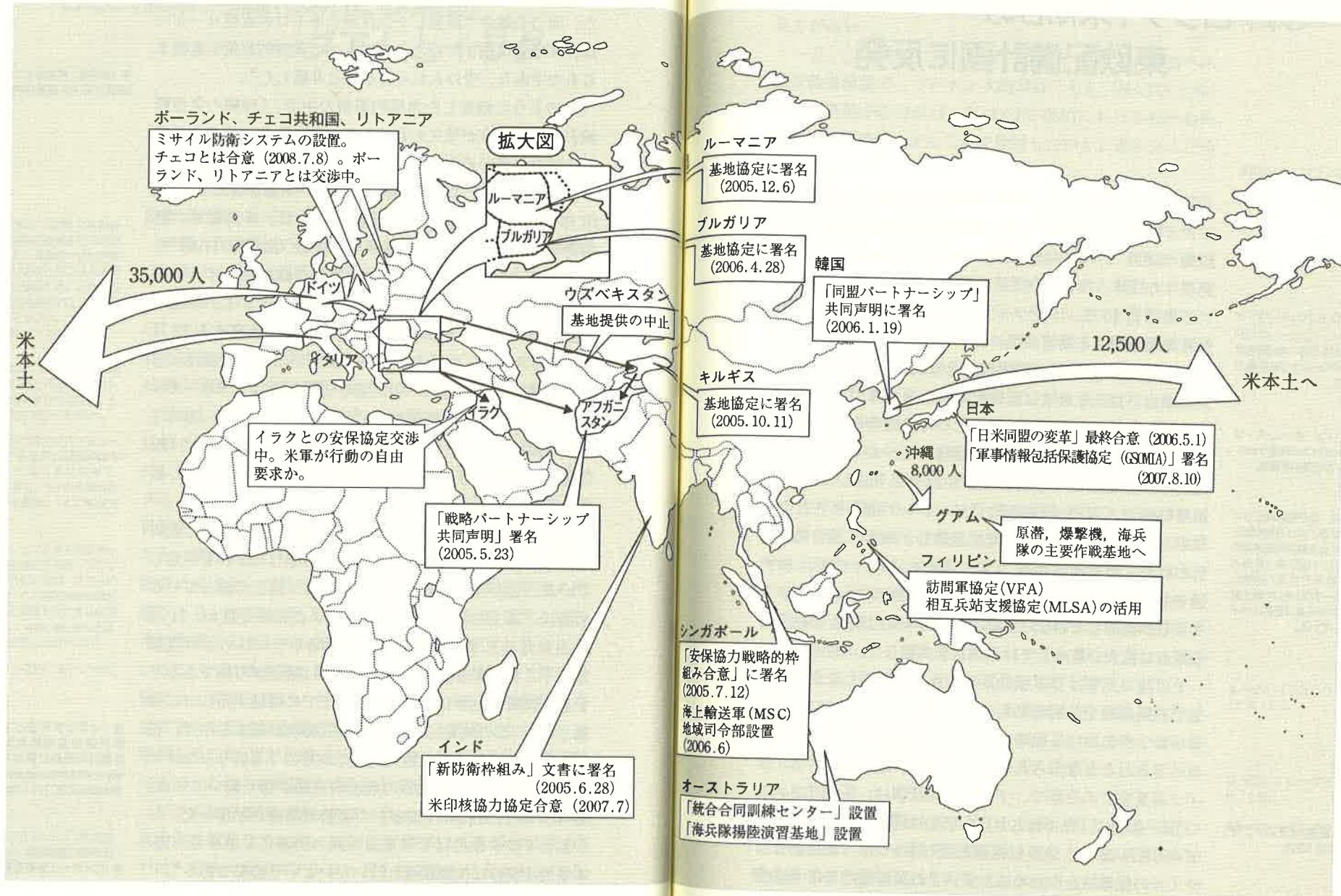
\* 「イラク共和国とアメリカ合衆国との長期的な協力・友好関係の原則に関する宣言」。www.whitehouse.gov/news/releases/2007/11/から検索。

\* ロイター 08年3月11日。

## 4. 【図説】米軍の世界的再編

C

各国の核・安保政策



## C7. ロシア、米MDの東欧配備計画に反発

07年1月25日、米ミサイル防衛庁（MDA）長官オベリング3世がチェコとポーランドに地上配備型弾道ミサイル防衛（MD）システムを配備するための交渉を開始すると発表して以降、ロシアが反発を強めている。

07年2月10日、ドイツ・ミュンヘンで開催された安全保障問題に関する高会議においてプーチン・ロシア大統領（当時）<sup>\*</sup>は、米国の軍事政策を批判する演説を行った。大統領は、MDを東欧に配備する試みを「誰がこれを必要としているのか。ヨーロッパにとっては何の役にも立たない」と断じた<sup>\*</sup>。演説の中で大統領は、2つの発効済みの軍縮条約に言及した。大統領は、まず88年に発効した米ロ「中距離核戦力（INF）全廃条約」<sup>\*</sup>に、ロシアは拘束されたくないとの意向を示した。92年に発効し、99年に適合修正が行われた「歐州通常兵器（CFE）条約」については、締約30か国の中うちベラルーシ、ロシア、ウクライナ、カザフスタンしか批准していない中で、北大西洋条約機構（NATO）が東方に拡大、進出している現状を非難した。

その後ロシアはINF条約からの脱退を示唆しながら、一方で、同条約を多国化することを提案している。ロシアはヨーロッパにおける戦略バランスの考察から、これを交渉カードとしたと考えられる。07年10月12日のライス、ゲイツ両長官との会談で、プーチン大統領は、多国化されないINF条約に「我々はとどまることは困難だ」と話した<sup>\*</sup>。07年10月25日、米ロは国連総会において、「国際的なミサイルの拡散防止のために、すべての関係国にINF条約参

<sup>\*</sup>08年5月7日、大統領を退任し、メドベージエ夫新政権の首相に就任。

<sup>\*</sup>クレムリン・ホームページ  
www.kremlin.ru/eng/text/speeches/ から英訳を検索。

<sup>\*</sup>「中射程、及び短射程ミサイルを廃棄するアメリカ合衆国とソビエト社会主義共和国連邦の間の条約」。1987年12月8日調印、88年5月27日発効。射程500～500キロの地上配備弾道ミサイル及び巡航ミサイルを禁止している。

<sup>\*</sup>「時事通信」（モスクワ発）  
07年10月13日。

加の可能性を検討することを求める」との共同声明を発した<sup>\*</sup>。しかし、この共同声明は両国のかけひきの現れとの見方が強い。

一方、CFE条約に関しては、07年4月26日、議会への年次教書演説で、プーチン大統領は「もし（NATOとの）交渉に進展がなければ、私はCFE条約におけるわれわれの誓約を一時停止することを検討したい」と踏み込んだ発言をした<sup>\*</sup>。

07年10月26日のロシア・欧州連合（EU）サミット後の発言において、大統領は、62年のキューバ危機を引き合いに出しながら、米国のMD計画によって両国が決定的な核対決危機に立ちいたる可能性すらあると次のように語った<sup>\*</sup>。「ソビエト連邦がキューバにロケットを配備したときの似たような行動がキューバ・ミサイル危機を生み出した。…われわれにとって、技術的には状況はきわめて類似している。われわれの国境においてわが国に対するそのような脅威が創出されつつある。…神様のおかげで現在ではいかなるキューバ危機も生起していない」。

07年12月15日、バルエフスキ参謀総長は、ロシアのミサイル報復システムが、米国のMDシステムによる迎撃ミサイル発射を攻撃と誤認し、報復攻撃のために稼動する可能性があると警告した。さらに、12月17日には、ソロツォフ戦略ミサイル軍司令官が、米国がMDの東欧配備を強行し、ロシアの核抑止力が脅かされると判断すれば、戦略ミサイルによって、ポーランドやチェコのMD基地を攻撃する標的にする可能性があると警告した<sup>\*</sup>。

07年11月30日、プーチン大統領はCFE条約の履行停止に関する国内法に署名した。この結果、同条約で義務付けられた情報交換や検査員の受け入れは停止されることになった<sup>\*</sup>。

ロシアが一方では自国核戦力の近代化も進めている<sup>\*</sup>ことを思えば、米ロの相互不信が抜き差しならない緊張へと発展する可能性は、誰も否定できない。

<sup>\*</sup> www.state.gov/r/pa/prs/ps/2007/oct/94141.htm

<sup>\*</sup>前記クレムリン・HP。

<sup>\*</sup>「ガーディアン」07年10月26日。

<sup>\*</sup>「AFP」（モスクワ発）07年12月17日。

<sup>\*</sup>「BBCニュース」07年12月11日。

<sup>\*</sup>キーワードC2(90ページ)。

## C8. イスラエルがシリア、イランの核施設を攻撃？

07年1月17日の英紙『サンデータイムズ』（電子版。以下「ST紙」）は、イスラエルがイラン核施設を核攻撃する計画があると報じた。イスラエル政府は即座にこの報道を否定したが、計画のリークは、イランにウラン濃縮放棄の圧力をかけること、米国に軍事行動を促すこと、イラン核攻撃に対する国際世論をあらかじめ緩和させることが目的であったという専門家の分析をST紙は紹介した。

ST紙によれば計画には3つの攻撃目標が含まれる。第1はナタンツのウラン濃縮設備である。最初にレーダー誘導爆弾で強化コンクリートの屋根に穴をあけ、そこに1キロトンの低威力核兵器を投入する。第2の攻撃目標はイスファハンのウラニウム転換施設であり、第3はアラクのプルトニウム生産用重水炉型原子炉である。第2、第3の標的には通常爆弾が使用される。イスラエル空軍はすでに、ナタンツまでの往復2000マイル（3200キロ）の飛行の模擬演習を行っている。この計画は、イランが2年以内に核兵器製造に十分な濃縮ウランを手にするだろうとのイスラエル情報機関の予測に基づくものであるとST紙は報じた。

一方、イスラエル空軍は、9月6日、シリア北西部へと侵入し、同国の核施設と見られる場所に対して爆撃を加えた。しかし、当初は爆撃の場所が明らかでなかっただけではなく、爆撃の事実自体についてシリア、イスラエルとともに沈黙していた。シリアのバシャール・ジャアファリ国連大使は、9月15日になって「爆発物投下」の事実は認めたが、「目標はなかった。イスラエル軍は爆弾を落としていつ

ただけだ」と述べた\*。

この間、ジョン・ボルトン元国連大使をはじめとする米国の保守派の間から、爆撃されたシリアの施設は核兵器用のプルトニウム生産用原子炉であり、この炉の建設に北朝鮮が協力していたとの情報が流れ始めた。しかし、9月25日、北朝鮮の金桂寛（または金桂冠、キム・ゲグアン）大使はシリアと北朝鮮との間での核協力を否定した。

シリアのアサド大統領は、「軍に関係ある」建設中の施設をイスラエル軍が攻撃したという事実を10月1日になつてようやく認め、翌2日にはイスラエル軍もはじめて攻撃の事実を認めた。ただし、攻撃目標が何であるかについては明かさなかった\*。

10月23日、「科学・国際安全保障研究所」（ISIS）のデビッド・オルブライトとポール・プラナンは、民間の衛星写真を使って、イスラエル軍が9月に空爆をしかけたのは、シリア東部ダイル・アズ・ザウル地区（Dayr az Zawr）のユーフラテス川沿いにある原子炉建設予定地と見られる場所であるとする分析結果を発表した\*。オルブライトらは、予定地に立っていた建物の構造が北朝鮮・寧辺にあるガス黒鉛減速炉のそれと似ているとも指摘したが、北朝鮮による支援があったとは結論づけなかった。さらに、シリアがウラン燃料を確保したとの証拠はないこと、プルトニウム分離や核兵器製造のための施設を建設しようとしたとの証拠もないことから、シリアが核兵器開発に進んでいるとみなす証拠がないとオルブライトらは分析している\*。

国連安保理などの手順を踏まずに空爆することは、許すべからざる国際法違反の侵略行為である。しかも、イランにしてもシリアにても、核兵器の開発計画をもっているとみなすことは早計であろう。これらの国々に、事実上の核兵器保有国であるイスラエル\*が、核兵器開発疑惑を理由に軍事行動をとる現状を、国際社会は厳しく批判する必要がある。公正な解決策として、すでに中東非大量破壊兵器地帯の構想が提案されている。

\*『アームズ・コントロール・トゥデイ』07年10月号。

\*『アームズ・コントロール・トゥデイ』07年11月号。

その後、08年4月24日、米国は建築中の内部も含めた写真を公表。北朝鮮からの援助を得た原素炉であるとする見解を述べた。

\*[www.isis-online.org/publications/syria/index.html](http://www.isis-online.org/publications/syria/index.html)から07年10月24日付レポート。

\*同上・08年4月24日付レポート。

\*データシート3(96ページ)。

## D1. アーミテージ報告と 軍事情報保護協定

※2000年10月のアーミテージ報告との関係で第2次アーミテージ報告と呼ぶが、実際には、リチャード・アーミテージとジョセフ・ナイの2人が共同議長としてまとめた。しばしばアーミテージ・ナイ報告とも呼ばれる。「日米同盟：2020年へアジアをあるべき姿に (The US-Japan Alliance - Getting Asia Right through 2020)」(2007年2月)。資料3-13 (225ページ) に部分訳。

07年2月16日に出された第2次アーミテージ報告<sup>\*</sup>は、共和党、民主党を超えて米国の政策アドバイザーたちが対日政策をどのように考えているかを知るのに役立つ文献である。第1次アーミテージ報告は米国の大統領選挙の直前に新政権に影響を与えるために書かれたが、その後の日米同盟関係はそこに描かれた方向に急速に変化した。第2次報告は、戦後レジームからの脱却を旗印とした安倍政権の下で戦後の憲法規範による秩序を崩す流れが加速する中で出された。その後、安倍政権の失墜で彼らの期待通りに情勢は進まなかつたが、彼らが将来の日本に何を求めているかを知る上で注目すべき文献であることに変わりはない。

第1次報告と同様、第2次報告においても日米同盟についてタブーに踏み込んだ遠慮のない次のような提言が含まれている。

- 憲法に関する論争は、憲法の制約が日米同盟の強化に限界を与えていたという認識を踏まえていることに勇気づけられ、これを歓迎する。
- 自衛隊の海外派遣は特措法ではなく恒久法で行うという議論を歓迎する。
- 日本の軍事予算はGDP比で世界の134位であり、少な過ぎる。
- 自衛隊は海外での人質救出作戦を今でもやれるはずだのに計画・訓練をやっていない。

このような勧告とともに、武器商人としての彼らの役割を彷彿させるさまざまな勧告を行った。

●武器輸出禁止の解除をミサイル防衛に限定せずに拡大する、科学技術予算を防衛技術研究開発費に使えるようにする、ミサイル防衛の特別予算枠を作る、などを考えるべきである。

●次世代イージス・ミサイル巡洋艦(CGX)の日米共同開発を目指すことによって、ミサイル防衛協力を拡大することができる。

●日米防衛産業の協力の実現を目指すべきである。そのために、機密保護のための包括的な協定を作ることが必要になる。

●早期警戒、諜報分野における日米協力を強化するために宇宙の安全保障利用に日本が関心を示し、国会で議論しようとしていることを歓迎する。

●自衛隊がF22など米国の最先端戦闘機にアクセスできるように、米国は努めるべきである。

第2次アーミテージ報告は、このように日米同盟の深化のために官・軍・産における包括的な統合を打ち出しているところに特徴がある。とりわけ軍需産業のレベルでの関心の深さが印象づけられる。

この関心において、前提となる重要な問題が機密保護である。司令部レベルの統合を打ち出した05年10月の日米合意文書<sup>\*</sup>においても、「共有された秘密情報を保護するために必要な追加的措置をとる」と述べていたが、アーミテージ報告では作戦情報のみならず技術・産業情報に視野を広げて「機密保護のための包括的な協定」を求めている。

07年8月10日、麻生太郎外務大臣（当時）とシーファー駐日米大使が外務省において署名し、いわゆる「軍事情報包括保護協定(GSOMIA=ジーソミア)」<sup>\*</sup>が成立・発効した。この協定においては、秘密軍事情報への職員のアクセスに関する規定、契約企業への秘密軍事情報の提供に関する規定などが盛り込まれている。情報公開制度が未熟な日本においては、市民権を恣意的に制約する動きが強まるこことを警戒しなければならない。

※05年10月29日「日米同盟：未来のための変革と再編」。本イアブック07年版・資料1-B(222ページ)。

※正式には「秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」。

## D2. 配備進む日本のMD、深まる対米従属

07年、日本のミサイル防衛（MD）は大きく動いた。

北朝鮮が06年7月にミサイル連続発射実験、9月に核実験を強行したことがその推進剤となった。安倍内閣が北朝鮮に対して強硬な外交姿勢を打ち出してきたこともMD推進の追い風になった。MDをグローバルな日米安保協力強化のための「不可欠の措置」と位置づけた05～06年の「米軍再編合意」<sup>\*</sup>がこの動きを強く牽引していることは言うまでもない。

日本のミサイル防衛計画は次の5つの柱からなる<sup>\*</sup>。①海上自衛隊のスタンダード・ミサイル3（SM3）とイージスシステム<sup>\*</sup>配備、②航空自衛隊の改良型パトリオットミサイル（PAC3）<sup>\*</sup>配備、③改良型SM3の日米共同開発、④航空自衛隊のFPSレーダー<sup>\*</sup>配備、⑤日米共同司令部機能の構築である。

迎撃システムで配備が先行したのは、PAC3である。07年3月の入間基地（埼玉県）を皮切りに同年11月に習志野（千葉県）、08年1月に武山（神奈川県）、同3月に霞ヶ浦（茨城県）の各基地に配備された<sup>\*</sup>。

迎撃システムのもう一つの柱であるSM3<sup>\*</sup>のイージス艦への配備も大きな節目を迎えた。07年12月17日（日本時間で18日早朝）、海上自衛隊のイージス艦「こんごう」が、ハワイ沖でSM3によるミサイル迎撃実験に成功したと発表された。米国以外の国としては初の迎撃実験とその成功によって、日本は「検証されたミッドコースでの対処能力を保有した」と防衛省は評価した<sup>\*</sup>。しかし、実験条件が一

\*「日米同盟—未来のための再編と改革」。  
[www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/hoshos/tenkiaku\\_sainen.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/hoshos/tenkiaku_sainen.html)

\*データシート5(120ページ)に図説。

\*用語の説明「イージス・システム」(195ページ)。

\*用語の説明(197ページ)。

\*日本開発による警戒管制レーダー。探知距離は公称2000キロとされる。

\*今後、浜松（08年度）、中部・近畿の3基地（09年度）、九州の3基地（10年度）に配備予定。

\*用語の説明(197ページ)。

\*日米共同記者会見。[www.mod.go.jp/j/library/bmd/f\\_daijin.html](http://www.mod.go.jp/j/library/bmd/f_daijin.html)

切公開されていない中でのこの評価は、著しく実証性を欠いたものである。

日本政府はMD運用に関する法制の整備も進めている。07年3月23日、外国から弾道ミサイルが発射された緊急時に、現場指揮官の判断でMDシステムで迎撃する要件や手順を定めた「緊急対処要領」<sup>\*</sup>が閣議決定された。同年4月には安倍晋三首相（当時）の提唱で、集団的自衛権行使を禁じる憲法解釈の変更を検討する「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」<sup>\*</sup>が設置された。ここで最も重要な具体的的事例として取り上げられたのが、米国に向けて発射された弾道ミサイルの自衛隊による迎撃である。

一方、作戦面での日米協力が着々と既成事実化している。07年7月10日、防衛省は、06年9月から07年7月までの間に計5回の日米共同MD訓練を実施したことを明らかにした<sup>\*</sup>。防衛省が唯一日時・内容を明かした07年7月6日の訓練は北朝鮮の弾道ミサイルを想定して日本周辺海域で行われた。訓練には自衛隊のイージス艦、早期警戒管制機（AWACS）、米海軍のイージス艦などが参加し、日米の情報共有のための通信訓練などが行われた。他の4回の訓練の情報は公開されていない。

米国主導の情報管理と秘密主義、そして早期警戒情報を含むC2BMC（指揮、管制、戦闘管理及び通信）の中核を米国が握っているという現実の中で、日本は、MDを梃子に米戦略への従属的統合を抜き差しならないものへと深めつつある。

国会では、「宇宙基本法」が07年6月に提案され、08年5月19日に成立した<sup>\*</sup>。この法律は、1969年の国会決議<sup>\*</sup>によって禁止されてきた「宇宙の軍事利用」への道を開くものである。早期警戒衛星の取得を含め、日本のMD計画にも拍車がかけられるものと思われる。そればかりか、「MDは専守防衛システム」という政府の説明に反して、米主導の宇宙兵器競争<sup>\*</sup>に統合されてゆく危険さえ、日本のMDの行方には潜んでいる。

\*「自衛隊法第82条の2第3項に規定する弾道ミサイル等に対する破壊措置に関する緊急対処要領」。平成19年版「防衛白書」に全文。

\*キーワードD3(124ページ)。

\*『読売新聞』07年7月10日。

\*平成20年5月28日法律第43号。

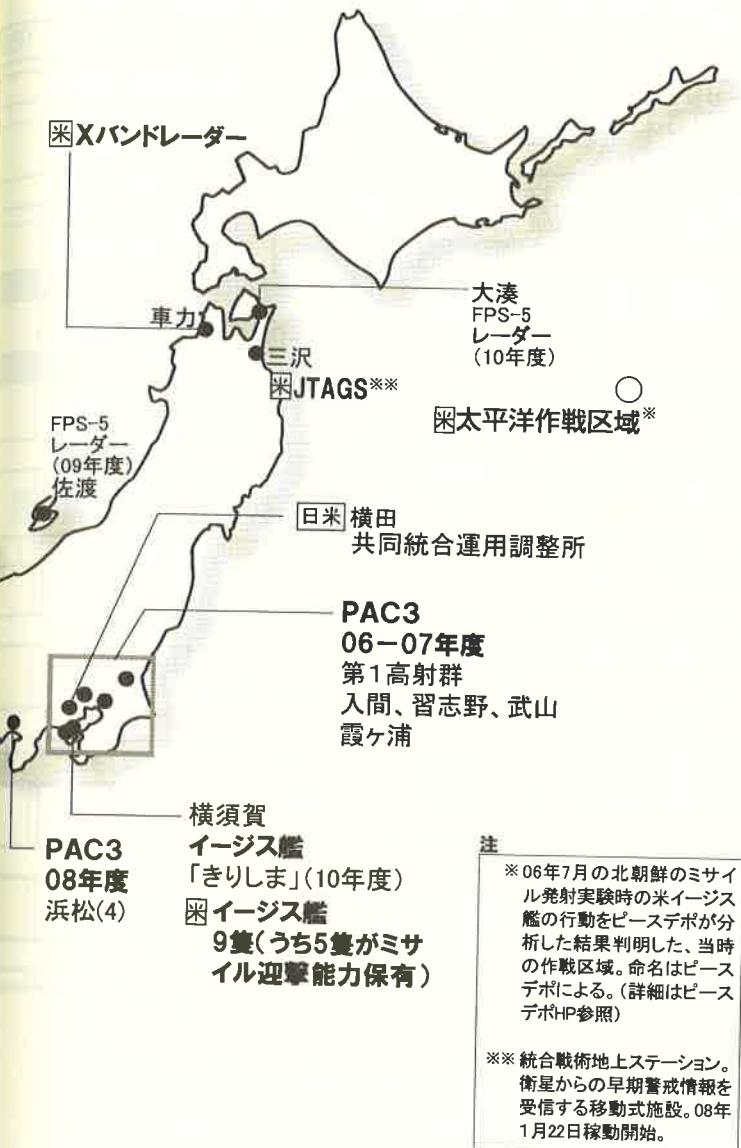
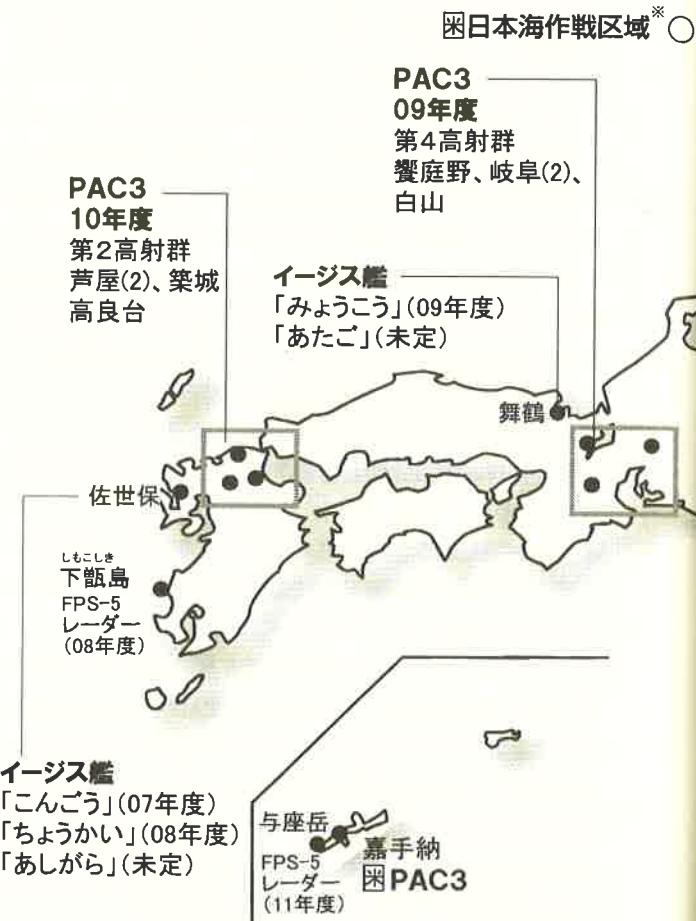
\*「わが国における宇宙の開発及び利用の基本に関する決議」。本イアブック07年版に決議全文と追加説明の議事録。

\*キーワードC7(112ページ)。

## 5. 【図説】日本のミサイル防衛関連部隊

■: 在日米軍　□: 日米共同使用  
無印: 自衛隊

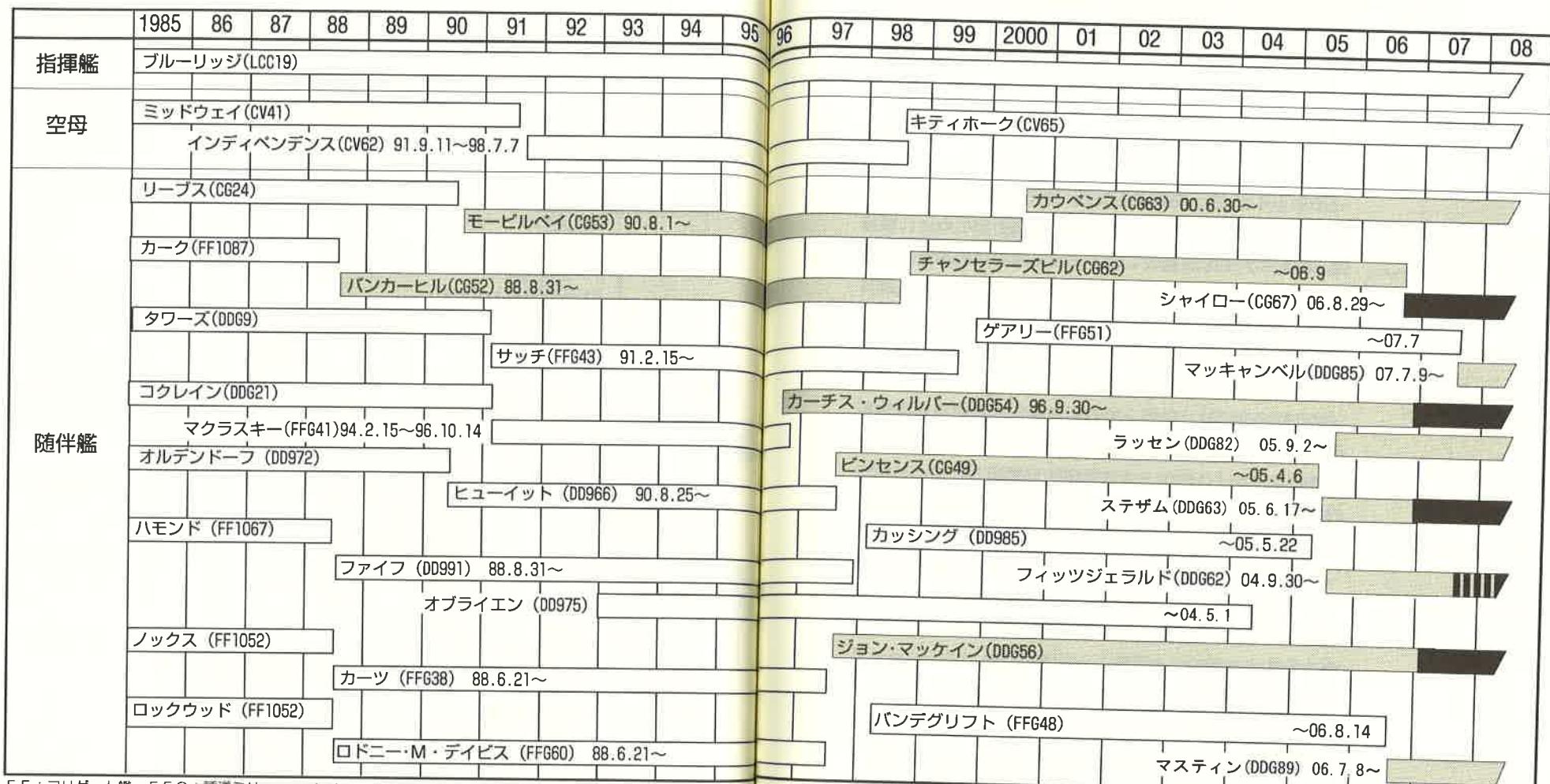
◆自衛隊のPAC3で、( )は配備ユニット数（無表示は1ユニット）。  
1ユニット（1高射砲隊分）の構成は次のとおり：  
ランチャー（発射台）5基、レーダー1、ECS（射撃管制装置）1、  
ICC（情報調整装置）1、アンテナマスト2



## 6. 【図説】横須賀母港米艦船の変遷

D

日本の核・安保政策



FF : フリゲート艦、FFG : 誘導ミサイルフリゲート艦、DD : 駆逐艦、DDG : 誘導ミサイル駆逐艦、CG : 誘導ミサイル巡洋艦

(注) 母港の始期と終期の日付は必ずしも一貫性がない。実際に横須賀に来た日と離れた日が基本であるが、海軍が発表した母港日の場合もある。

イージス艦・弾道ミサイル迎撃能力無し。  
イージス艦・弾道ミサイル迎撃能力有り。

## D3. 集団的自衛権の議論は中断、「海外派遣恒久法」議論始まる

\*用語の説明（196ページ）。

\* [www.kantei.go.jp/jp/singi/anzenhosyou/index.html](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/anzenhosyou/index.html)

\*キーワードD2(118ページ)。

07年4月25日、安倍晋三首相（当時）は、集団的自衛権<sup>\*</sup>の行使を禁止してきた憲法解釈を見直すために、柳井俊二前駐米大使を座長とした「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」（略称：安保法制懇）の設置を発表した。懇談会は5月から8月にかけて計5回の会合を持ったが、そのうち第2回から第5回の各回において、以下の4つのケースを想定した議論がなされた<sup>\*</sup>。

第2回会合では、公海上で自衛隊艦船と並走中の米艦船が攻撃された場合の自衛隊艦船による反撃のケースについて検討された。このケースは集団的自衛権の行使としか法的には構成されないこと、集団的自衛権下の武力行使は「非交戦国」の地位と両立するなどの意見が出された。

第3回会合では、米国を狙った弾道ミサイルの日本のミサイル防衛（MD）システム<sup>\*</sup>による迎撃のケースについて検討された。これが集団的自衛権の行使にあたるという認識で委員は一致した。同時に、同盟国に飛んでいくミサイルを撃ち落すのは、当然との意見も出された。

第4回会合では、PKOなどの国際的平和活動における他国部隊・隊員への「駆けつけ警護」が主題となった。このケースは集団的自衛権ではなく集団的安全保障の問題であり、この場合の軍事力行使は憲法の禁じる「武力の行使」ではなく「武器の使用」であるとの指摘がなされた。

第5回会合では、国際的平和活動における後方支援について検討された。現在の憲法解釈が禁じている「武力行使との一体化」の議論は国際的にはナンセンスであるとか、「国

際的平和活動」は9条の枠外にあるなどの議論が出された。

メンバーの構成からすでに指摘されていたが、これらの議論からも明らかのように、安保法制懇は、現憲法下における集団的自衛権の行使を解禁したい安倍前首相の思惑を追認するために設置されたものだといつてよい。しかし、7月29日の参議院選挙で自公両党が惨敗して与野党逆転状態が生まれ、9月に安倍首相自身が辞任を表明して福田政権が誕生したため、安保法制懇は勢いを失うことになった。07年8月30日の第5回会合以来、会合は一度も開かれていない。報告書提出も遅れている<sup>\*</sup>。

安保法制懇の失速の一方で勢いを増したのが、自衛隊海外派遣のための恒久法をめぐる議論である。07年10月末から11月にかけて福田首相と小沢一郎・民主党代表との間で大連立議論が交わされた際に、自民・民主の見解が基本的に一致したのがこの派遣恒久法であった。

大連立政権は結局成立しなかったが、自民・公明両党は恒久法の制定に向けて動き出している。08年1月8日、石破茂防衛大臣・高村正彦外務大臣・町村信孝官房長官の3者が行った協議において、1月11日に成立した「補給支援特措法」<sup>\*</sup>の期限が切れたらこれを延長することはせず、恒久法に切り替えるという方向で一致している。さらに、自民党は、同年2月13日、山崎拓元副総裁を座長とした恒久法に関する合同部会を発足させ、自公両党も、5月23日、同じく山崎氏を座長とする「与党・国際平和協力の一般法（恒久法）に関するプロジェクトチーム」の初会合を開いた。08年秋の臨時国会への法案提出が目指されている。

自民党は、国連決議が存在しない場合でも、イラクやアフガニスタンのような米主導の「有志連合」への参加を可能とする恒久法を作りたいと考えている。これに対して、自衛隊海外派遣はあくまでも国連決議がある場合に限るべきであるという考え方方が、公明党や野党も含めて根強く存在する。このように恒久法へのアプローチが一つではないことを踏まえた、国民的議論が求められている。

\*08年6月24日に提出された。[www.kantei.go.jp/jp/singi/anzenhosyou/houkokusho.pdf](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/anzenhosyou/houkokusho.pdf)

\*キーワードD7(138ページ)。

## D4. 久間「原爆投下容認」発言に怒りの声、相次ぐ

07年6月30日、久間章生防衛相（当時）が千葉県の大学で行った講演の一節が被爆者や自治体、市民の怒りを買った。「我が国の防衛について」と題された講演の中で、防衛相は、原爆投下について要旨次のように語った。「原爆を落とされて長崎は本当に無数の人が悲惨な目にあったが、あれで戦争が終わったんだという頭の整理で今、しようがないなと思っている」※。この発言が伝えられるや、発言撤回を求める怒りの声が、まず被爆地から上がった。田上富久長崎市長は、「久間発言」の当日、「被爆地としては到底、容認できるものではなく、誠に遺憾であります。核兵器の使用は、一般市民の無差別、大量の虐殺であり、いかなる理由があろうとも正当化されるものではありません」とのコメントを発表した※。広島の秋葉忠利市長も同日、次のようなコメントを出した。「歴史学者の定説を無視しただけでなく、原爆投下国の代弁をするようなこの発言は、被爆者の気持ちを踏みにじる暴言であり、強い憤りを覚える。被爆地ヒロシマを代表して厳重に抗議する」、「久間防衛大臣におかれても、このたびの発言を即刻撤回されるとともに、広島・長崎を訪れこうした被爆の実相を直視されるよう強く求める。内閣の枢要な地位にある人物が、このような発言をすることは断じて容認できない」※。

長崎の被爆者の一人は「被爆地・長崎出身の大蔵として、核兵器使用が決して許されないものだと言い続ける義務があるはずなのに、腹が立つ。歴史認識が低次元であきれた」と話した※。また、参院選(7月12日公示)の直前の時期であつ

※『朝日新聞』(電子版) 07年6月30日。

※ [www1.city.nagasaki.jp/mayor/message\\_h190630.html](http://www1.city.nagasaki.jp/mayor/message_h190630.html)

※ [www.city.hiroshima.jp/www/contents/00000000000000/1183369135054/index.html](http://www.city.hiroshima.jp/www/contents/00000000000000/1183369135054/index.html)

※『朝日新聞』07年7月1日。

たため、与党内部からも久間氏に早急に謝罪させようとする圧力が強く働いた。その日のうちに、久間氏は長崎で記者会見し、「被爆者を軽く見るかのような印象に取られたとすれば、大変申し訳なかったという気持ちだ」と陳謝し、発言を事実上撤回した。

7月2日には長崎市議会で、発言撤回を求める意見書が満場一致で採択された※。この日、長崎の平和公園でも被爆者らが抗議の声をあげた。国会でも、被爆者や野党関係者が『久間発言』に抗議する緊急院内集会を開催し、「罷免要求」を突きつけることが確認された。

7月3日午後、久間氏は「長崎の皆さんに非常にご迷惑をおかけした。理解が得られないようなので、それに対して申し訳ない、けじめをつけなければいけないと私自身、辞任することにした」と記者団を前に、辞任を表明した※。

発言から3日という早さで辞任に至った背景には、年金記録問題や相次ぐ閣僚の失言などにより安倍政権の支持率が低迷していた※中で、「久間発言」の参院選への影響を最小限に食い止めようと、与党議員が火消しに走ったことが影響していることは否めない。しかし、現職防衛大臣による「核兵器使用の容認」ともいえる発言に対して、被爆地を中心で大きく巻き起こった怒りの声が圧力となったことは間違いない。

「久間発言」によって端無くも露呈したのは、政府が米国の核の傘に無反省に依存してきた「惰性」の中で、「核兵器を拒否する思想」が与党政治家から失われつつあるという現実であった。その意味で、06年10月の北朝鮮の核実験を契機に、「核保有論」を口にする政治家が、与党から続出した※ことと根は同じである。

これに対して、日本の市民の中には「核兵器を拒否する思想」が依然健在であることもまた明らかになったのである。

※「久間防衛大臣の原爆投下容認発言撤回を求める意見書」。  
[www1.city.nagasaki.nagasaki.jp/gikai/ikensyokyumaboueidainiin.html](http://www1.city.nagasaki.nagasaki.jp/gikai/ikensyokyumaboueidainiin.html)

※『朝日新聞』07年7月3日。

※ 6月30日、7月1日に朝日新聞社が実施した世論調査での内閣支持率は28%。支持率が3割を切ったのは森政権以来、6年ぶり。

※本イアブック07年版・特集キーワードA7。

## D5. 原爆症認定基準見直しで前進 一だが、被爆者の苦難はつづく

07年から08年にかけて、原爆症認定集団訴訟をめぐって、大きな動きがあった。

03年に各地で起こされた原爆症認定集団訴訟に対して、08年3月までに6つの地方裁判所で判決が出され、それらはいずれも被爆者側の勝訴となっている。提訴から5年間、提訴者約300名の平均年齢は77歳となり、約50名の方が解決を見ることなく亡くなっている。

07年7月30日、熊本地方裁判所は原告21名のうち19名の主張を認め、国に対して「原爆症認定の却下を取り消す」ことを命じる判決を言い渡した。06年から大阪、広島、名古屋、仙台、東京とつづいた原告勝訴の6番目の判決である。政府の原爆症認定行政、とりわけ「原因確率」に基づく原爆症認定基準<sup>\*</sup>と厚生労働省の「審査の方針」が被害の実態や被爆者救済の精神に合致しないことが改めて明らかになった。

07年8月、安倍首相（当時）は平和記念式典出席のため訪れた広島で、原爆症認定基準の見直しを検討する意向を表明した。これに対し、日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）<sup>\*</sup>は、9月20日、「原爆症認定制度の見直しにあたっての要求」<sup>\*</sup>を厚生労働大臣に提出した。

厚生労働省は、首相の指示を受け、07年9月に「原爆症認定の在り方に関する検討会」を設置した。検討会は12月までに7回開催され、01年に定められた「審査の方針」以降に得られた科学的知見等を元に見直しの方向を議論してきたとされている。しかし、同年12月17日に出された報

\*01年5月に厚生労働省が定めた内規。DS86と呼ばれる方法で推定された被曝線量と、疾患別、年齢別、性別に作成された「原因確率」（ある疾患に対する集団的な放射線の影響率）を加味して認定の指標にするというもの。

[www.ni.jp/asahi/hidankyo/nihon/](http://www.ni.jp/asahi/hidankyo/nihon/)

※要求項目は、①控訴を取り下げ、全ての訴訟を解決すること、②「審査の方針」を廃止すること、③新しい「認定基準」による認定制度をつくること、④医療分科会を改革すること。[www.ni.jp/asahi/hidankyo/nihon/rn\\_page/seimeい/07seimeい/9.20\\_youkyuu.html](http://www.ni.jp/asahi/hidankyo/nihon/rn_page/seimeい/07seimeい/9.20_youkyuu.html)

告<sup>\*</sup>は、認定基準を含めた「審査の方針」の枠組みを維持し、わずかな手直しを加えただけのものであった。その一方、厚生労働省と並行して検討を進めてきた与党の「原爆被爆者対策に関するプロジェクトチーム（PT）」は、12月19日に発表した「原爆症認定問題のとりまとめ」<sup>\*</sup>において、認定基準も含め、「審査の方針」を大きく変えるという踏み込んだ提言を行った。被爆者らは、いくつかの問題点はあるとしつつも、基本的にこの「とりまとめ」を前向きに評価した。野党各党も従来の「審査の方針」に基づく行政のあり方への批判を強めた。

このような中、08年1月、厚生労働省は「新しい審査のイメージ」<sup>\*</sup>を打ち出し新たな基準づくりに着手、3月17日には「新しい審査の方針」<sup>\*</sup>を決定した。「新しい審査の方針」は、「原因確率」を廃止して、被爆地点や爆心地に接近した時期、滞在時間等で疾病の放射線起因性を判断する<sup>\*</sup>など、審査の方針を大きく改める内容を含むものであった。しかし一方では、原爆被害の実態に見合った原爆症認定制度の抜本的改革には触れず、前記の与党PTの「とりまとめ」にも及ばない内容のものであった。具体的には、①がん・白血病についてさえ時間や距離の制限があること、②裁判で判断が確立している疾病（甲状腺機能低下症や肝機能障害など）が積極認定の対象とされていないこと、③「被曝線量」が総合的判断の考慮要素とされており、かつ判断のあり方が不明確であること等の問題が指摘されている。

各方面からの批判にもかかわらず、厚生労働省は、08年4月から新しい「審査の方針」に基づき審査を開始している。その結果、認定範囲が従来より拡大<sup>\*</sup>している。これは集団訴訟を含めた運動の成果である。

しかし、これで被爆者の苦しみが癒されたわけではない。原告全員が原爆症認定を勝ち取り、誤った制度で認定申請を却下し、長年にわたり原告らを苦しめてきた国の責任を追及するための被爆者のたたかいは、さらに続いている。

[www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2008/01/dl/s0121-12c.pdf](http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2008/01/dl/s0121-12c.pdf)

[www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2008/01/dl/s0121-12b.pdf](http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2008/01/dl/s0121-12b.pdf)

[www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2008/01/dl/s0121-12a.pdf](http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2008/01/dl/s0121-12a.pdf)

[www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2008/03/dl/s0317-9a.pdf](http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2008/03/dl/s0317-9a.pdf)

\*①被爆地が爆心地より約3.5km以内である者、②原爆投下より約100時間以内に爆心地から約2km以内に入市したものの、③原爆投下より約100時間経過後から、原爆投下より約2週間以内の期間に、爆心地から約2km以内の地点に1週間以上滞在した者」は基本的に疾病が放射線に起因すると「積極的に認定する」とされた。

\*08年5月から6月、仙台・大阪の両高裁で下された控訴審判決では原告全員の原爆症認定が認められた。6月10日、政府は2判決に対して控訴断念を決めた。

# 7. 原子力艦の寄港状況

## [1]通算記録 1964～2007年の寄港回数と滞在日数。(入港から出港までの日数。同日出入港は1とカウント)

( )内は水上艦船・内数。他は原子力潜水艦。

年	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	
	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	
横須賀	0	0	0	0	2	10	5	55	3	26	8	83	9	99	18(5)	186(32)	21	150	18(3)	186(15)	6	6	52(18)	8
佐世保	1	3	6	36	4	35	1	14	4(2)	24(10)	1	3	1(1)	6(6)	0	0	3(1)	17(8)	1	3	0	0	0	0
沖縄	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	7	3	3	0	0	0	
																						1	4	
																	0	0	1	1	5(2)	9(4)	1	1
																	0	0	0	0	0	0	0	0
																	1	1	0	0	0	0	0	3
																	0	0	0	0	0	0	0	6
年	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	00	01	02	03	04	05	06	07	累計		
	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	
横須賀	25	162	28	203	29(1)	203(1)	33	210	35	241	21	169	15	155	31(6)	236(36)	31	244	29(3)	243(12)	33(1)	33	199	20
佐世保	7(1)	45(5)	6	35	2	2	1(1)	3(3)	6	15	11	23	10	29	15(1)	52(2)	6	32	7	49	23	18	90	8
沖縄	10	10	11	17	3	6	9	15	4	4	7	14	17	34	18(2)	27(6)	7	13	16	33	9	11	12	12
																						24	49	
																						278(4)	479(10)	

## [2]2007年の記録

### ■横須賀(神奈川県)

回数	艦名	艦種	寄港期間	滞在日数
1	ヒューストン	潜水艦	1/25～1/29	5
2	プロヴィデンス	潜水艦	2/3～2/10	8
3	キー・ウェスト	潜水艦	2/24～2/26	3
4	ハンプトン	潜水艦	3/21～4/2	13
5	シカゴ	潜水艦	6/27～7/2	6
6	コネチカット	潜水艦	8/23～8/31	9
7	コネチカット	潜水艦	9/7	1
8	ジェファーソンシティ	潜水艦	9/26～10/1	6
9	コネチカット	潜水艦	10/10	1
10	ロサンゼルス	潜水艦	10/24～10/29	6
11	トピカ	潜水艦	10/31～11/4	5
12	シャイアン	潜水艦	11/5～11/9	5
13	パサデナ	潜水艦	11/10～11/16	7

### ■佐世保(長崎県)

回数	艦名	艦種	寄港期間	滞在日数
1	ヒューストン	潜水艦	2/2	1
2	ロナルド・レーガン	潜水艦	2/24～2/28	5
3	キー・ウェスト	潜水艦	3/31～4/5	6
4	ヒューストン	潜水艦	4/13～4/18	6
5	ロサンゼルス	潜水艦	9/11～9/25	15
6	シティ オブ コーパス クリスティ	潜水艦	9/12	1
7	シティ オブ コーパス クリスティ	潜水艦	9/17	1
8	シカゴ	潜水艦	10/12	1
9	シカゴ	潜水艦	10/16	1
10	ジェファーソンシティ	潜水艦	11/3～11/10	8
11	ジェファーソンシティ	潜水艦	12/15	1
12	トピカ	潜水艦	12/28～1/4	8

### ■沖縄・ホワイトビーチ(沖縄県うるま市)

回数	艦名	艦種	寄港期間	滞在日数
1	プロヴィデンス	潜水艦	1/27	1
2	プロヴィデンス	潜水艦	2/14	1
3	プロヴィデンス	潜水艦	2/19～2/24	6
4	プロヴィデンス	潜水艦	3/8	1
5	ヒューストン	潜水艦	3/17	1
6	ヒューストン	潜水艦	3/23	1
7	キー・ウェスト	潜水艦	4/11～4/13	3
8	シティ オブ コーパス クリスト	潜水艦	5/21	1
9	ハンプトン	潜水艦	5/24	1
10	シティ オブ コーパス クリスト	潜水艦	6/3	1
11	ハンプトン	潜水艦	7/28～8/1	5
12	ロサンゼルス	潜水艦	8/25	1
13	ロサンゼルス	潜水艦	9/1	1
14	ロサンゼルス	潜水艦	9/2	1
15	シャイアン	潜水艦	9/14	1
16	シャイアン	潜水艦	9/17	1
17	シャイアン	潜水艦	9/19～9/21	3
18	シャイアン	潜水艦	9/26	1
19	コネチカット	潜水艦	10/15	1
20	トピカ	潜水艦	12/3～12/7	5
21	ヒューストン	潜水艦	12/7～12/11	5
22	シティ オブ コーパス クリスト	潜水艦	12/11～12/15	5
23	ヒューストン	潜水艦	12/15	1
24	パサデナ	潜水艦	12/20	1

## D6. 米軍再編特措法、 「交付金」で自治体を分断

※データシート8(134ページ)  
に図説。

※「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法」(平成19年5月30日法律第67号)。

※キーワードE7(160ページ)。

※キーワードE9(164ページ)。

※「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令」(平成19年8月20日政令第268号)。

※「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行規則」(平成19年8月29日防衛省令第11号)。

在日米軍再編\*によって影響を受ける自治体への「再編交付金」の交付と、「沖縄の負担軽減」を目的に合意された海兵隊グアム移転費用の日本による負担の枠組みの設立を主な内容とする「米軍再編促進特別措置法」(以下、「特措法」)\*が、07年5月23日に成立、8月29日に施行された。

「特措法」の第1の柱である「再編交付金」は、国が選定した「再編関連特定市町村」に対して、再編による住民生活への影響とその範囲、「再編に向けた措置の進捗状況及びその実施から経過した期間」に応じて支払われる(第6条)。法案の閣議決定(2月9日)前後の政府高官らの言動の多くは、再編受け入れを拒否したり、難色を示す自治体は交付対象外とされることを匂わせるものであった。「(普天間代替施設の)V字型滑走路案の修正を求めていた名護市\*に交付金を出したら法律違反になる」といった類の政府高官の発言がしばしば報道された。一方で、国は艦載機移転に反対する岩国市(山口県)に、市庁舎建設のための補助金交付を凍結するという財政的圧力をかけていた\*。「再編交付金」に、自治体の抵抗を骨抜きにするという、政府の意図が込められていることは明白であった。

「交付金」の額の算定方法は「特措法」には明記されず、同法施行例(8月20日)\*及び施行規則(8月29日)\*で示された。基地面積の増加、施設の増強 部隊・人員数の増加を含む9項目を点数化し、これらの点数の合計を、国が再編の進捗状況に応じて決定する「交付限度額」に乗じて算出する。

政府の意図は、10月31日に防衛省が告示した07年度「交付金」の交付先(33市町村)と交付額(総額約46億円)\*、及びその後の経過に露骨に表れた。10月31日の告示では、沖縄県で候補に上がっていた5市町村のうち、交付先とされたのは浦添市(那覇軍港移設関連)のみであり、名護市、金武町、宜野座村は、前記の高官の「予告」どおり対象から外された。また岩国市と、キャンプ座間への陸軍司令部移転に反対している座間市(神奈川県)も交付先には含まれなかった。ところが、08年3月31日、国は一転して「アセス手続きへの協力が期待できる」として名護市、宜野座村への追加交付を決定した\*。また、2月の市長選で「艦載機受け入れ」を公約して当選した福田良彦・新岩国市長に対して、国は、08年度再編交付金に07年度分を上乗せて交付することと、市庁舎建設補助金の凍結を解除することをあわせて約束した\*。

「特措法」のもう一つの柱は、海兵隊グアム移転に対する日本の財政負担のために「国際協力銀行」(JBIC)\*を利用することである。日米合意で日本の負担とされた60.9億ドル(約7000億円)のうち、家族住宅建設のための25.5億ドルと基地内インフラ整備のための7.4億ドルの計32.9億ドル(約3800億円)は、現地の特別目的事業体(SPE)への貸し付けという形で提供する。そのために、「特措法」によって「駐留軍移転促進事業」のための貸付等が新たにJBICの業務に追加された。貸し付けた資金は、米軍から「50年程度をかけて回収する」と政府は説明した。

そもそも、米国内の基地建設への日本の財政支出は、前代未聞のことである\*。しかも、米軍がグアムで計画しているのが、「沖縄の負担軽減」では説明のつかない規模の基地の大増強であることが明らかになっている\*。早ければ、09年度予算案に連絡費が計上される。国会による厳重なチェックが必要である。

※データシート9(136ページ)。

※08年4月1日、石破防衛相の記者会見。07、08年度分の合算が、08年度分として交付される。

※西日本新聞|08年3月14日。

※ www.jbic.go.jp/japanese/ODA等「開発途上地域」への資金提供を任務とする政府系金融機関。

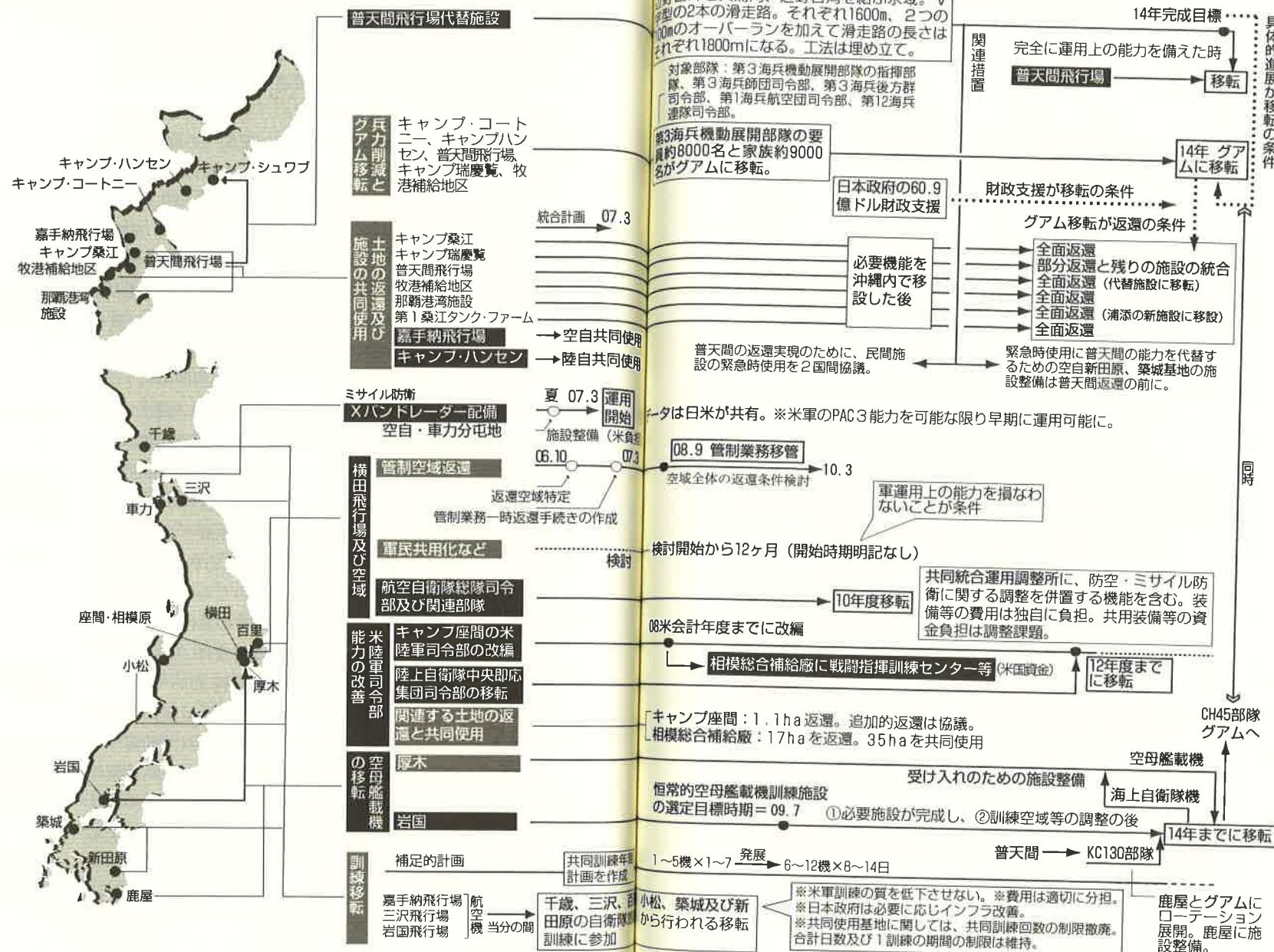
※07年3月29日「衆議院安全保障委員会」での大古防衛政策局長の答弁。

※グアム移転への費用負担では、特措法による「BICルート」と別に、日本政府による直接支出・28億ドルが合意されている。

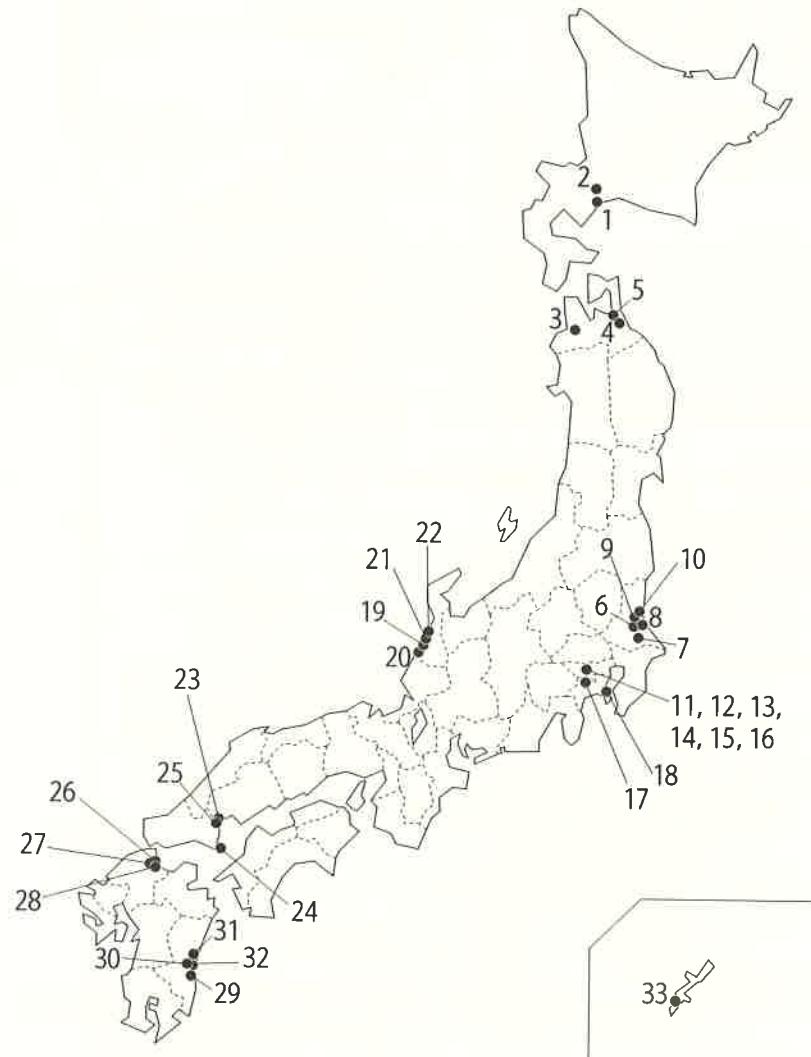
※キーワードC6(108ページ)。

## 8.【図説】再編実施のための日米ロードマップ

D



## 9. 【図説】米軍再編交付金が 交付された自治体（07年度）



2007年度再編交付金・交付先及び金額  
(防衛省HPより作表)

(単位：100万円)

都道府県	対象基地 <sup>*1</sup>	地図の番号	市町村 <sup>*2</sup>	交付額
北海道	千歳飛行場	1	苫小牧市	22
	"	2	千歳市	44
青森県	車力通信所	3	つがる市	377
	三沢飛行場	4	三沢市	237
茨城県	"	5	東北町	59
	百里飛行場	6	かすみがうら市	18
東京都	"	7	行方市	127
	"	8	銚田市	127
神奈川県	"	9	小美玉市	274
	"	10	茨城町	54
石川県	横田飛行場	11	立川市	25
	"	12	昭島市	25
	"	13	福生市	51
	"	14	武蔵村山市	25
	"	15	羽村市	25
	"	16	瑞穂町	38
広島県	キャンプ座間	17	相模原市	156
	横須賀海軍施設	18	横須賀市	584
山口県	小松飛行場	19	小松市	303
	"	20	加賀市	151
	"	21	能美市	151
	"	22	川辺町	30
福岡県	岩国飛行場	23	大竹市	123
	岩国飛行場	24	周防大島町	49
宮崎県	"	25	和木町	77
	築城飛行場	26	行橋市	291
	"	27	みやこ町	112
沖縄県	"	28	築上町	291
	新田原飛行場	29	宮崎市	36
	"	30	西都市	247
	"	31	高鍋町	36
計	"	32	新富町	349
	12施設	33	浦添市	37
		33市町村	4,569	

\*1 法律上の正式名称は「再編処置特定防衛施設」

\*2 法律上の正式名称は「再編処置特定周辺市町村」

## D7. 「新法」でインド洋給油再開 一転用に抜け道、本質論は回避

※データシート10(140ページ)

※「テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法」(平成20年1月16日法律第1号)。

※「特別記事」3(45ページ)。

※憲法第59条第2項「衆議院で可決し、参議院でこれと異なつた議決をした法律案は、衆議院で出席議員の三分の二以上の多数で再び可決したときは、法律となる。」

08年1月24日、海上自衛隊の護衛艦「むらさめ」、25日には補給艦「おうみ」がそれぞれ横須賀、佐世保を出港した。2隻は、2月21日にはインド洋に到着し同海域に展開する多国籍軍艦船への給油・給水活動を開始した<sup>\*</sup>。07年11月1日の旧「テロ対策特措法」失効以来ほぼ3か月ぶりとなる、インド洋における多国籍軍艦船に対する補給再開の法的根拠となったのが、1月11日に成立した「補給支援特措法」(以下「新特措法」)<sup>\*</sup>である。

同法案は、03年2月の燃料転用問題<sup>\*</sup>をめぐり野党の厳しい追及が続く07年10月17日、国会に提出された。11月13日、衆議院で可決されたが与野党逆転の参議院での可決・成立の見込みは立たなかった。2度の会期延長を経た08年1月11日、法案は参議院で否決されたが、政府・与党は同日のうちに憲法第59条に基づく衆議院での再議決<sup>\*</sup>を行い、同法を成立させた。

1年間の时限立法である「新特措法」は、自衛隊の活動を「テロ対策海上阻止活動に従事する米英など外国の艦船に対するインド洋(ペルシャ湾を含む)での給油・給水などの補給活動」に限定している。旧法の「基本計画」の国会承認規定は削除され、実施計画の決定や変更があった場合のみ国会に報告することにされた。政府は「目的を限定した法の成立自体が基本計画の承認にあたる」と説明したが、野党が多数を占める参議院での議論を避けることが意図されているのは明らかだった。

法運用面での最大の焦点は、言うまでもなく03年に起

こったような燃料転用の再発防止策であった。

政府は、自衛隊の活動再開にあたり補給対象の7か国と「交換公文」<sup>\*</sup>を締結した。「交換公文」は補給目的を「テロ対策海上阻止活動」<sup>\*</sup>の支援に限定することを明記した上で、次の4項目を確認している。

- ①日本から提供された物品、役務の使用は国連憲章と両立するものでなければならない。
- ②物品は日本政府の事前の同意を得ないで、第三者に移転してはならない。
- ③前記①及び②は、相手国の権限ある組織の職員に書面で通知される。
- ④日本と相手国はこの取極の効果的実施のために相互に協議する。

07年の国会で問題となったのは「不朽の自由作戦」(OEF)と「イラク南方監視作戦」(OSW)の間での燃料の「作戦間転用」であった。交換公文は上記②で「第三国への移転」を禁止しているが、「作戦間転用」への歯止めは存在しない。政府は交換公文の交渉にあたって、燃料の使途を事後に検証できる条項を盛り込むよう提案した。しかし米国政府がこれに強い難色を示したことからその条項は削除された<sup>\*</sup>。米国の都合に合わせた「抜け道」が用意されたことになる。

「新特措法」で問われたのは、アフガニスタンの自立と復興に真に貢献する道は何かという問題であった。しかし、この本質的議論は深まらなかった。民主党は07年12月21日、文民に身分替えした自衛隊員や民間人を派遣し、民生支援活動を行うことなどを内容とする、いわゆる「テロ根絶法案」<sup>\*</sup>を「新特措法」への対案として提出した。これに対して、与党は「審議引き延ばしの戦術」と正面から議論に乗らず、野党の賛同も得られなかった。同法案は、参議院では可決されたが衆議院で「閉会中審査」となった。

日本の国際貢献のあり方に関する、一過性に終らない議論の積み重ねが求められている。

※相手国は、フランス、パキスタン、英国、米国、ドイツ、カナダ、ニュージーランド(順序)。外務省HPに全文。[www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/terro/katsudou05.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/terro/katsudou05.html)

※諸外国の軍隊等が行っているテロ攻撃による脅威の除去に努めることにより国連憲章の目的の達成に寄与する活動のうち、テロリスト、武器等の移動を国際的協調の下に阻止し及び抑止するためインド洋上を航行する船舶に対して検査、確認その他の必要な措置を執る活動(法第3条「定義」)

※「産経新聞」08年2月5日。

※「国際テロリズムの防止と根絶のためのアフガニスタン復興支援特措法案」。[www.dpj.or.jp/news/files/071221houan.pdf](http://www.dpj.or.jp/news/files/071221houan.pdf)

# 10. インド洋に派遣された自衛隊艦船

(防衛省 HP をもとにピースデポがまとめた)

## ■テロ対策特措法にもとづく派遣 (01.11.9~07.11.1)

艇数	艦名	定係港	出港日	帰港日	派遣日数	人員概数
1	くらま	佐世保	01.11.9	02.3.16	128	
2	きりさめ	佐世保	01.11.9	02.3.16	128	700
3	はまな	佐世保	01.11.9	02.3.16	128	
4	とわだ	呉	01.11.25	02.4.25	152	
5	さわぎり	佐世保	01.11.25	02.4.25	152	440
6	うらが	横須賀	01.11.25	01.12.31	37	
7	はるな	舞鶴	02.2.12	02.8.7	177	
8	ときわ	横須賀	02.2.12	02.8.7	177	700
9	さわかぜ	佐世保	02.2.13	02.7.5	143	
10	せとぎり	大湊	02.6.8	02.8.20	74	
11	はまな (#2)	佐世保	02.6.8	02.11.26	172	340
12	いなづま	呉	02.7.1	02.10.29	121	
13	あさかぜ	佐世保	02.7.1	02.10.29	121	440
14	ゆうだち	佐世保	02.7.24	02.11.26	126	
15	とわだ (#2)	呉	02.7.24	03.1.3	164	320
16	ひえい	呉	02.9.17	03.1.26	132	
17	さみだれ	呉	02.9.17	03.1.3	109	470
18	はるさめ	横須賀	04.1.25	03.5.20	177	
19	ときわ (#2)	横須賀	02.11.25	03.5.20	177	350
20	きりしま	横須賀	02.12.16	03.5.20	156	250
21	いかづち	横須賀	03.2.3	03.3.28	54	
22	しもきた	呉	03.2.4	03.3.28	53	320
23	ありあけ	佐世保	03.4.10	03.8.22	135	
24	こんごう	佐世保	03.4.10	03.8.22	135	580
25	はまな (#3)	佐世保	03.4.10	03.8.22	135	
26	はるな (#2)	舞鶴	03.7.15	03.11.19	128	
27	あさぎり	呉	03.7.15	03.11.19	128	650
28	とわだ (#3)	呉	03.7.15	03.11.19	128	
29	ひえい (#2)	呉	03.10.28	04.3.3	128	
30	あけぼの	呉	03.10.28	04.3.23	148	640
31	ときわ (#3)	横須賀	03.10.28	04.4.22	178	
32	みょうこう	舞鶴	04.1.23	04.6.29	159	230
33	さみだれ (#3)	呉	04.2.15	04.6.29	136	160
34	とわだ (#4)	呉	04.3.14	04.9.19	190	130
35	こんごう (#2)	佐世保	04.5.17	04.9.19	126	290 (30)
36	ありあけ (#2)	佐世保	04.5.17	04.9.19	126	170
37	きりしま (#2)	横須賀	04.8.9	05.1.11	156	260 (20)
38	たかなみ	横須賀	04.8.9	05.1.11	156	170

艇数	艦名	定係港	出港日	帰港日	派遣日数	人員概数
39	はまな (#4)	佐世保	04.8.10	05.1.10	154	130
40	ちょうかい	佐世保	04.11.26	05.5.9	165	240 (20)
41	おおなみ	横須賀	04.11.25	05.5.10	167	180
42	ましゅう	舞鶴	04.11.25	05.5.10	167	150
43	しまかぜ	舞鶴	05.3.30	05.9.8	163	220
44	ゆうだち (#2)	佐世保	05.3.31	05.9.7	161	170
45	とわだ (#5)	呉	05.3.31	05.9.7	161	130
46	いかづち (#2)	横須賀	05.7.27	05.12.28	155	180 (30)
47	はまな (#5)	佐世保	05.7.28	05.12.27	153	130
48	ときわ (#4)	横須賀	05.11.15	06.4.23	158	130
49	きりさめ (#2)	佐世保	05.11.14	06.4.22	158	180 (20)
50	いなづま (#2)	呉	06.3.14	06.8.6	147	180 (20)
51	おうみ	佐世保	06.3.14	06.8.7	147	150
52	さざなみ	呉	06.6.26	06.12.21	179	180 (20)
53	ましゅう (#2)	舞鶴	06.6.27	06.12.22	179	150
54	まきなみ	佐世保	06.11.12	07.4.26	166	180 (20)
55	とわだ (#6)	呉	06.11.12	07.4.26	166	140
56	すずなみ	舞鶴	07.3.14	07.8.26	166	180
57	はまな (#6)	佐世保	07.3.15	07.8.27	166	130
58	ときわ (#5)	横須賀	07.7.13	07.11.1	112	130
59	きりさめ (#3)	佐世保	07.7.13	07.11.1	112	180 (20)

## ■補給支援特措法にもとづく派遣 (08.1.24~)

艇数	艦名	定係港	出港日	帰港日	派遣日数	人員概数
1	おうみ (#2)	佐世保	08.1.25	08.6.3	131	150
2	むらさめ	横須賀	08.1.24	08.6.4	133	190
3	ましゅう (#3)	舞鶴	08.4.20	-	-	150
4	いかづち (#3)	横須賀	08.4.20	-	-	190

人員は、司令部を含む。( ) 内：司令部要員概数  
#は、派遣回数の累計。

## D8. 六ヶ所再処理工場、トラブルを繰り返す

※用語の説明「使用済み核燃料再処理」(196ページ)。  
※日本原子力燃料株式会社。  
[www.jnfl.co.jp/](http://www.jnfl.co.jp/)

六ヶ所再処理工場<sup>\*</sup>を所有する日本原燃<sup>\*</sup>は、実際の使用済燃料を使ったアクティブ試験を06年3月から行っており、現在、最終段階の第5ステップにある。

第4ステップ中の07年11月から、再処理工程のクライマックスともいえる高レベル廃液ガラス固化<sup>\*</sup>の作業が行われている。しかしここで、商業施設として深刻なトラブルと思われる固化作業の技術的なトラブルが見つかっている。廃液の中に含まれる白金族の金属（ウランの核分裂反応で生成されるルテニウム、ロジウム等）が硝酸に溶けないまま沈殿するため、完全なガラス固化体を造ることが出来ないのである。この問題は第5ステップの現在でも未解決である。

再処理施設はフランス企業の技術を適用しているが、このガラス固化技術に関しては日本国内の技術が採用されている。しかし実はこれを開発した核燃料サイクル開発機構（当時。現・日本原子力研究開発機構<sup>\*</sup>）は以前からこの問題を認識していた<sup>\*</sup>。また日本原燃は今回のトラブルで「管理された運転状態が維持されること」について見通しが得られたと述べているが、原子力安全・保安院は、具体性がなく十分ではないと指摘している<sup>\*</sup>。さらに08年1月、最初の工程にあたるせん断機から約800リットルの作動油が漏れて発煙するトラブルが起きている。六ヶ所再処理工場の本格操業はこのようなトラブル対応のために何度も遅れ、現時点では08年7月以降になるとみられている。

08年3月、各電力会社は原子力委員会に対し、六ヶ所再

※高レベル放射能を含む廃液を貯蔵・処分しやすくするために考えられた、ガラスと混ぜて固化する技術。

[www.jaea.go.jp/](http://www.jaea.go.jp/)

※「ガラス固化技術開発施設における高レベル放射性廃液のガラス固化処理技術開発」(03年9月。04年3月改訂) [www.jaea.go.jp/jnc/siyou/hyouka/HY040713/a4.pdf](http://www.jaea.go.jp/jnc/siyou/hyouka/HY040713/a4.pdf)

※核燃料サイクル安全小委員会・第15回(08年3月18日)「アクティブ試験(第4ステップ)の確認結果について(案)」(原子力安全・保安院)。

処理工場で回収されるプルトニウムの利用計画を伝えた<sup>\*</sup>。この計画によれば、日本の電力会社は、08年度末までに合計で3.9トンもの分離プルトニウムを保有することになる。なお日本はこれまでにフランスと英国に再処理の委託を行っており、07年9月の報告によれば、06年末時点で、英国に約11トン、フランスに約13トンの核分裂性プルトニウムが保管されている<sup>\*</sup>。なお国内には既に6.7トンの分離プルトニウムがあるが（うち核分裂性プルトニウムは4.8トン）、今後六ヶ所再処理工場の操業により分離プルトニウムは蓄積されてゆくことになる。

政府は2010年までに商業用軽水炉16～18基でMOX燃料（ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料。再処理から抽出したプルトニウムを利用する）を使うフルサーマル計画を示している（なお日本製MOX燃料の利用は2012年から）。しかし現在、地元の事前了承によって見通しが立っているのは九州電力玄海1号、中部電力浜岡4号、四国電力伊方3号、関西電力高浜3号、4号のみである。東京電力は、今年度末までに六ヶ所再処理工場操業によって1.4トンもの分離プルトニウムを保有することになり、3～4基の軽水炉で利用する予定となっている。しかし過去のスキヤンダルによる地元の信頼回復が見込めず、今だ利用場所は確定されていない。また、高レベル放射性廃棄物処分計画も難航しており<sup>\*</sup>、核燃料サイクル<sup>\*</sup>計画の今後はまさに予断を許さない。

使用済み核燃料再処理に関しては、海外において多くの議論がある。米国エネルギー省は現在、グローバル原子力パートナーシップ(GNEP)構想<sup>\*</sup>を提唱しており、核拡散抵抗性の高い再処理技術開発を提案している。しかし全米アカデミー連合は、その技術的妥当性と経済的負担を問題視する報告を行った<sup>\*</sup>。また英國王立協会は07年9月、国内で増え続ける分離プルトニウムについて、本質的な解決策はないものの、核拡散やテロリスト対策上問題があるので早急な対策が必要であると問題提起した<sup>\*</sup>。

※第13回原子力委員会資料「六ヶ所再処理工場で回収されるプルトニウムの利用計画について」(08年3月)。 [www.aec.go.jp/jicst/NC/linkai/teirei/siryo2008/siryo13/siryo1-1.pdf](http://www.aec.go.jp/jicst/NC/linkai/teirei/siryo2008/siryo13/siryo1-1.pdf)

※内閣府、文部科学省、経済産業省「我が国のプルトニウム蓄積状況」(07年9月18日)。  
[www.aec.go.jp/jicst/NC/linkai/teirei/siryo2007/siryo38/siryo38-2-2.pdf](http://www.aec.go.jp/jicst/NC/linkai/teirei/siryo2007/siryo38/siryo38-2-2.pdf)

※地下約300メートルで地層分を行う予定。場所は公募形式をとっているが候補地は決定していない。政府は候補地に応募する自治体への交付金を従来の年間2億円から10億円に引き上げた結果、高知県東洋町が初期調査(文献調査)に応募した。しかし地元や周辺自治体の反対により、07年4月その応募を取り下げた。一方、青森県知事は3月、県を高レベル放射性廃棄物の最終処分場にしないという確約を経済産業省に正式に要請した。

※用語の説明(195ページ)。

※キーワードB4(82ページ)。

※全米アカデミー連合「エネルギー一省の原子力エネルギー研究開発プログラムに関する評価」(07年10月29日)。 [http://books.nap.edu/openbook.php?record\\_id=1199&page=81](http://books.nap.edu/openbook.php?record_id=1199&page=81)

※英國王立協会「英國の分離プルトニウムに関する戦略的選択肢」(07年9月21日)。  
[royalsociety.org/document.asp?latest=1&id=7080](http://royalsociety.org/document.asp?latest=1&id=7080)

## D9. 改憲手続法成立 —国会論議は始まらず

※「日本国憲法の改正手続に関する法律」(平成19年5月18日法律第51号)。

改憲手続法<sup>\*</sup>は、05年秋の臨時国会、06年の通常国会、同年秋の特別国会と3会期にわたって成立しなかったが、この間、自公両党と民主党との間では各論点に対する相違はきわめて小さくなっていた。

しかし、そこまでの自公民協調に水を差したのは他ならぬ安倍晋三前首相であった。安倍前首相は、07年の年頭に、改憲手続法案を憲法記念日である5月3日までに成立させる意欲を述べ、改憲を夏の参院選の争点にする考えを示した。3月に衆院で法案審議が再開されると、民主の反対を押し切って自公ペースで強引に審議日程が組まれることが多くなり、4月13日には衆議院本会議で、5月14日には参議院本会議でそれぞれ与党案が強行採決されて、改憲手続法は成立した（公布は5月18日）。

成立した改憲手続法には以下のような問題点がある。

第1に、最低投票率制度がない。これでは、投票率がたとえば30%であっても改憲が成立する場合がありえる。

第2に、公務員・教育者は、自らの地位を利用して国民投票運動をすることができない（第103条）。民主党の反発を受ける中で当初の与党案にあった罰則規定ははずされたが、運動に関与した公務員等が行政処分を受ける可能性は残されている。

第3に、改憲が有効投票の過半数で成立していることである（第98条、126条）。つまり、投票総数から無効票を除いたものを計算の分母にすることによって、改憲へのハードルは低くなる。なお、条文上では「投票総数」

の過半数で成立とされているが、「投票総数」の定義は「賛成の投票の数及び反対の投票の数を合計した数」となっているので、実質的には、無効票を除いた「有効投票数」と同じ意味合いである。

第4に、法律全体は公布後3年で施行されることになっているのに、改憲原案を審議するために国会に設置される憲法審議会などに関する部分については「公布の日以後初めて召集される国会の召集の日から」施行されるとなっていることである。すなわち、憲法審議会は07年秋の臨時国会から国会に設置され、改憲論議をすぐにも始めることができ可能となっている。

しかし、07年7月29日の参議院選挙で自民党が大敗し<sup>\*</sup>、9月に安倍首相が突如として辞任したことにより、明文改憲推進のエネルギーは大きく削がれることになった。07年秋の臨時国会、08年の通常国会のいずれにおいても、民主党などの野党からの反対により、憲法審議会での審議入りの前提となる規程が衆参本会議においていまだに可決されていない。そのため、憲法審議会はまだ一度も開かれていないどころか、委員すら決まっていない。

他方で、中曾根康弘元首相を会長とした超党派の「新憲法制定議員同盟」が07年3月に結成されている。08年3月の役員改選では民主党の鳩山由紀夫幹事長を顧問として迎え入れており、明文改憲へのプレッシャーを強めている。しかし、参議院での与野党逆転状態が続く中、国会の憲法審議会が改憲原案を検討しはじめるとはおろか、審議入りすることすら容易ではないものと思われる。

<sup>\*</sup>議席数は、自民37、公明9、民主60、共産3、社民2、国民2など。これによって、非改選議席も合わせると与党は過半数割れすることになった。

## D10. 米兵犯罪が頻発—再び問われる日米地位協定

07年10月から08年3月のわずか半年の間に、広島、沖縄、横須賀で米兵による殺人や強姦などの凶悪犯罪が相次いで発生した。そのどれもが陰惨な事件であり、連日の報道により、その衝撃は全国に波及した。基地を抱える町が日常的に負うリスクの大きさが再認識され、日米地位協定の見直しを求める機運が、あらためて広がっている。

地位協定において事件が起きる度に問題となるのが、公務外や基地外での犯罪で日本側に裁判権がある場合でも、米側が容疑者の身柄を確保している場合は起訴されるまで米側が拘束するという第17条5(c)の規定である。95年9月の沖縄の少女暴行事件を契機に、地位協定見直しを求める声が高まり、日米政府は同年10月、協定の運用を見直し、「殺人、強姦という凶悪な犯罪」には起訴前の身柄引き渡しに米側が「好意的考慮を払う」ことに合意した<sup>\*</sup>。この合意に基づき日本側が身柄引き渡しを要請した過去5件のうち、4件<sup>\*</sup>で身柄引き渡しが実施された。しかし、引き渡しが米軍の裁量に委ねられるという現実は変わっていない。

07年10月14日、広島市内で岩国基地（山口県岩国市）の海兵隊員4人による集団強姦事件が発生、米兵らは県警から通報を受けた米軍に基地内で拘束された。県警は当初、米側に身柄引き渡しを求める姿勢を見せていたが、結局基地内で任意聴取を行い、書類送検した。そして広島地検は「嫌疑不十分」で4容疑者を不起訴とした。広島県議会は11月2日に抗議を表明し、再発防止や地位協定の見直しを国などに求める意見書を賛成多数で可決した。

<sup>\*</sup>「日米地位協定第17条5(c)及び、刑事裁判手続に係る日米合同委員会合意」(95年10月25日)。[www.mofago.jp/mofaj/area/usa/sfa/rem\\_keiji\\_01.html](http://www.mofago.jp/mofaj/area/usa/sfa/rem_keiji_01.html)

<sup>\*</sup>佐世保市(96年)、沖縄県北谷町(01年)、沖縄県金武町(03年)、横須賀市(06年)の4件。

08年2月10日、沖縄で海兵隊員による女子中学生暴行事件が発生した。県警が基地外の容疑者宅で逮捕したため、身柄引き渡しの問題は発生しなかった。95年の事件を想起させる事件に対し、事件報道から2週間で沖縄県内の41市町村議会全てが抗議決議を可決し<sup>\*</sup>、3月24日には抗議の県民大会が6000人を集めて開催された<sup>\*</sup>。2月20日、仲井真知事は地位協定の抜本的な見直しを求めるため、訪米を検討すると表明した。

二つの事件を受け、シーファー駐日米大使は2月13日の高村外相との会談で、在日米軍の行動規範の全面的見直しと厳格化を表明した。在日米軍は2月20日から沖縄と岩国市の米軍人等の基地外への外出を禁止した。2月22日は「反省の日」とされたが、嘉手納基地では爆音を伴う訓練が展開された。また、日本政府と在日米軍による再発防止策の一環として、2月27日、基地外居住者を含めた在日米軍関係者数が初めて公表された<sup>\*</sup>。

このような状況の中、3月19日に神奈川県横須賀市で横須賀基地の脱走兵によるタクシー運転手刺殺事件が発生した。米軍は速やかに容疑者の身柄引き渡しに応じた。原子力空母母港化を予定している米軍が、市民の反基地感情の高まりを危惧したことが背景にあると思われる。

「涉外関係主要都道県知事連絡協議会」(涉外知事会)<sup>\*</sup>。会長の松沢神奈川県知事と副会長の仲井真沖縄県知事らは、3月11日、石破防衛相に地位協定の「抜本的見直しを2、3年以内など早急に行う」よう要請した<sup>\*</sup>。防衛相は「地位協定はほとんどの裁量権は米軍側にあり、根本から議論しないといけない」と述べた<sup>\*</sup>。あくまでも「運用改善」で切り抜けたい政府と、条文改訂まで含めた「見直し」を行わなければ、凶悪犯罪の再発は防止できないと考える自治体とのギャップは大きい。

地位協定をより公正なものに変えてゆくためには、市民と自治体が一体となった強力な働きかけが必要である。

<sup>\*</sup>うち33議会は「地位協定の抜本的見直し」を明記し、半数の議会は「米軍基地の整理縮小と兵力の削減」を併せて求めた。

<sup>\*</sup>2月29日に被害者が告訴を取り下げたことから、仲井真知事や自民党は「県民大会」参加を見送った。

<sup>\*</sup>横須賀市3420人、北谷町2893人、沖縄市2705人、佐世保市2008人など(07年3月末現在)。防衛省HP [www.mod.go.jp/news/2008/02/27.html](http://www.mod.go.jp/news/2008/02/27.html)

<sup>\*</sup>米軍基地を抱える主要14都道県で構成。

<sup>\*</sup>「日米地位協定の見直しについて(緊急要請)」。[www.pref.kanagawa.jp/osirase/kiti/syougaitijikai/syougaitijikai.html#youhou](http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/kiti/syougaitijikai/syougaitijikai.html#youhou)

<sup>\*</sup>『琉球新報』08年3月12日。

## E1. 平和市長会議、日本国内自治体に参加呼びかけ

\*広島市、長崎市が提案した「核兵器廃絶に向けての都市連帯推進計画」に賛同する世界の都市によって構成される。現在の会長は秋葉忠利広島市長、副会長は田上富久長崎市長、ハノーバー市長(独)、マラコフ市長(仏)、マンチェスター市長(英)、モンテルバ市長(比)など10市長。理事都市はイーベル市。08年6月2日現在、世界129か国・地域、2,277都市が加盟。

事務局：広島市中区中島町1番5号(広島国際会議場3階)  
(財)広島平和文化センター平和連帯推進課内  
TEL:(082)242-7821  
FAX:(082)242-7452  
E-mail:mayorcon@pcf.city.hiroshima.jp  
[www.mayorsforpeace.org/jp/index.html](http://www.mayorsforpeace.org/jp/index.html)

\*資料1-3 (202ページ)。

\*広島市、ラーキダル市(ベルギー)、シトウットガル市(ドイツ)、フライブルク市(ドイツ)、ニュルンベルク市(ドイツ)、エルバングン市(ドイツ)、ギルネ市(北キプロス)、ドゥズジェ市(トルコ)

国際NGO「平和市長会議」\*は、核兵器廃絶に向けた段階的行動計画「核兵器廃絶の緊急行動—2020ビジョン」(注の平和市長会議HPに全文)を提唱し、各国の自治体・NGO・市民との連携のもと、国際的な運動を展開している。同ビジョンの掲げる4つの目標(①核兵器の臨戦態勢の解除、②核兵器禁止条約に向けた実質的交渉の即時開始、③2010年を目標とする核兵器禁止条約の発効、④2020年を目標とするすべての核兵器の解体)の実現に向け、段階的なキャンペーン計画が進められてきた。

06年7月、計画の第2段階として、「誠実な交渉義務推進キャンペーン(Good Faith Challenge)」がスタートした。これは、「核兵器の使用・威嚇は一般的に国際法違反」とした国際司法裁判所(ICJ)の勧告的意見\*(96年7月8日)の10周年を機に、その意義や重要性をあらためて確認し、そこに述べられた「核軍縮に導く交渉を誠実におこないかつ完結させる義務」の遂行を各政府に求めるというものである。キャンペーンの一環として、「都市を攻撃目標にするな(Cities Are Not Targets(CANT))プロジェクト」が立ち上げられた。日本政府や核兵器保有国政府に対する要請文の送付に加え、核軍縮をテーマとする国際会議の場を活用した幅広い要請行動が展開されている。07年4月30日から5月11日にかけてウィーンで開催された核不拡散条約(NPT)再検討会議準備委員会には、8都市\*で構成された市長代表団が参加した。

市長たちのイニシアティブに対し、国際的な支持はま

すます拡大している。世界127か国・地域の2,500団体以上の自治体及び地域組織が加盟する「都市・自治体連合(UCLG)」の世界大会(07年10月28日～31日、韓国・済州特別自治道)は、最終日に採択した「チェジュ宣言」にCANTプロジェクトへの支持を盛り込んだ。また、日本国内においても、「日本非核宣言自治体協議会」(239自治体。以下、「協議会」)\*の総会決議(07年5月17日)や「全国市長会」(806自治体(783市、23区))決議(07年7月4日)のなかで同プロジェクトへの賛同が明記された。

こうした動きと並行して、日本国内では広島市・長崎市以外の国内自治体の平和市長会議加盟受け入れが開始された。これまで平和市長会議では、日本における加盟自治体を、広島市と長崎市のみとする運営を行ってきた。この背景には、平和市長会議の加盟自治体がそれほど多くなかった時代には、日本からの加盟自治体の占める割合が大きくなることで、国際ネットワークとしての特色が薄まりかねないと懸念があった。こうした事情から、平和市長会議と協議会は、「国内と海外」に役割分担し、それぞれのネットワークを形成しながら核兵器廃絶に向けた自治体活動の牽引役となってきたのである。今回、国内加盟の受け入れに踏み切った理由としては、平和市長会議の加盟自治体数が2千を超える、その実績とともに国際的な認知が確立された、ということがあげられるだろう。

平和市長会議は、協議会との連携拡大の重要性も強調している。08年2月の秋葉市長による加盟呼びかけは、協議会ならびに「全国市長会」の自治体首長を対象に行われ、6月1日までに全国40都道府県に及ぶ139自治体が新たに名を連ねた\*。国内加盟の促進に向けては、全国各地の市民・NGOにも地元自治体への働きかけが呼びかけられている\*。

\*キーワードE2(150ページ)。

\*データシート16(192ページ)。

\*HPからは、市民・NGOが自治体に要請を行う際に活用できる文書(各自治体首長への秋葉会長の要請の手紙及び加盟申請書)がダウンロードできる。

## E2. 着実に根をおろす、 日本非核宣言自治体協議会

※非核宣言自治体とは、核兵器廃絶は「非核三原則」の堅持を求める内容の自治体宣言や議会決議を行った自治体をいう。米ソ冷戦のさなか、80年に英マン彻スター市が最初に非核兵器地帯であることの宣言を行い、その後世界的に広がった。

※事務局  
〒852-8117 長崎市平野町7番8号(長崎原爆資料館内)  
TEL: 095-844-9923  
FAX: 095-846-5170  
[www.nucfreejapan.com/](http://www.nucfreejapan.com/)  
[info@nucfreejapan.com](mailto:info@nucfreejapan.com)

※データシート15(188ページ)。

日本非核宣言自治体協議会（以下、協議会）は、「全国の自治体、さらには全世界のすべての自治体に核兵器廃絶、平和宣言を呼びかけるとともに、非核宣言を行った自治体間の協力体制を確立すること」を目的とした非核宣言自治体\*の協議組織である。08年6月1日現在の加盟数は242自治体であり、全国の非核宣言自治体の16.7%を占めている。現在の会長は長崎市の田上富久市長、副会長は神奈川県藤沢市の海老根靖典市長、大阪府枚方市の竹内脩市長、広島市の秋葉忠利市長、広島県廿日市市の眞野勝弘市長、那覇市の翁長雄志市長の5名である。長崎市の平和推進室に事務局が置かれている\*。

全国的な市町村合併による自治体数の減少と合併とともに、宣言失効によって、日本国内の非核宣言自治体数は、02年のピーク時の2,654自治体から1,446自治体（08年6月1日現在）へと大幅に減少した。これに並行し、協議会の会員自治体も03年の327自治体をピークに05年の197自治体まで減少した。しかし、その後においては、06、07、08年と協議会の会員自治体数は再び増加傾向を示しており、全国の宣言自治体に占める割合（08年6月1日現在）はこれまで最も高い数字となっている\*。こうした状況は、未宣言自治体への活動の周知、協議会未加入自治体への勧誘、合併自治体への宣言実施の依頼など、非核宣言自治体の活動拡大を目指して行った協議会のさまざまな努力が実を結んだものである。こうした努力は地域レベルでも取り組まれている。07年8月9日には、沖縄県内の協議会

会員である13自治体の首長らが北谷町で記者会見を開き、「核兵器廃絶と恒久平和へのアピール」を発表するとともに、県内未加盟の24自治体に協議会への加盟を呼びかけた。

こうした非核宣言の呼びかけに加え、協議会の主な活動としては、年次総会の開催、非核自治体の活動に関する調査や情報発信、平和事業担当自治体職員の研修会開催（07年度は、第1回が長崎市、第2回が藤沢市で開催）などがあげられる。また、03年の協議会結成20周年記念行事として開始された「巡回原爆展」や「被爆アオギリ2世と被爆クスノキ2世の希望自治体への贈呈」にも引き続き取り組んでいる。

協議会ホームページでの情報提供もさらに充実を見せており。08年3月に登場した「非核宣言自治体マップ」\*は、日本国内の非核宣言自治体の現状をビジュアルでわかりやすく示したものである。日本地図上に示された都道府県をクリックすると、各都道府県別に市町村総数、宣言自治体数、人口、面積等の詳細が表示され、非核宣言自治体への加入状況が一目でわかる。さらに、会員自治体については、それぞれの自治体の宣言文も掲載されている。

協議会の第24回総会\*は、07年5月17日に長崎市内で開催された。同日に採択された総会決議は、「平和市長会議」（会長：秋葉広島市長）\*の推進する「誠実な交渉義務推進キャンペーン」及びその具体的な行動としての「都市を攻撃目標にするな(CANT)プロジェクト」に言及し、次のように協議会としての明確な支持を盛り込んだ。「伊藤一長前会長の核兵器廃絶に向けた遺志を受け継ぎ、人類の生存を脅かす核兵器のない世界が一日も早く実現するよう、平和市長会議による国際的な平和推進活動を支持とともに、核保有国に対し、核兵器廃絶に向けた誠実な交渉開始と都市への核攻撃目標解除を強く要請することを決議する」。決議文は、日本政府、国連、核保有国等の駐日大使館、北朝鮮等にも送付された。

\* [www.nucfreejapan.com/map/map.htm](http://www.nucfreejapan.com/map/map.htm)

\* 08年5月22日に開かれた第25回総会では、08年度の新規事業の一つとして、北東アジアを非核兵器地帯にする構想をPRするパンフレットの作成が決定されている。

※キーワードE1(148ページ)

## E3. 非核兵器地帯テーマに モンゴルで会議

07年6月21～22日、核戦争防止国際医師会議（IPPNW）北アジア会議が、モンゴルの首都ウランバートルで開催された。テーマは「北東アジアにおける非核兵器地帯の促進」であった。核戦争防止モンゴル医師会議、ブルー・バナー\*、核戦争防止日本医師会議（JPPNW）、モンゴル医師会が共催し、モンゴル大統領府が後援した。会議ではナンパリン・エンフバヤル・モンゴル大統領が挨拶をした。朝鮮半島の非核化に関する6か国協議が進展の兆しを見せる中で、北朝鮮から朝鮮反核平和医師会議（KANPP）\*の4人の代表団が参加し、意見発表をするとともにセッションの議長を務めた。日本からは、碓井静照 JPPNW会長、片岡勝子 IPPNW副会長、朝長万左男同理事、梅林宏道ピースデポ代表などが参加した。また、会議は多くの医学生の参加を得て、彼らの独自セッションの報告も行われた。

この会議において特筆すべき事は、北東アジア非核兵器地帯について現在も積極的な提言を行っている4つの非政府組織（NGO）のすべてから専門家が参加し一堂に会したことであろう。4つのグループ（括弧内は参加者）とは、ジョージア工科大学国際戦略・技術・政策センター（米国。エンディコット教授グループからバーナード・ガーレイ）、エネルギー戦略会議（日本。金子熊夫）、ピースデポ（日本。梅林宏道）、ブルー・バナー（モンゴル。エンフサイハン）である。

会議は、「非核兵器地帯は、自殺行為とも言える地域的な核軍備競争の発生を防止し、核兵器に依存するよりもはる

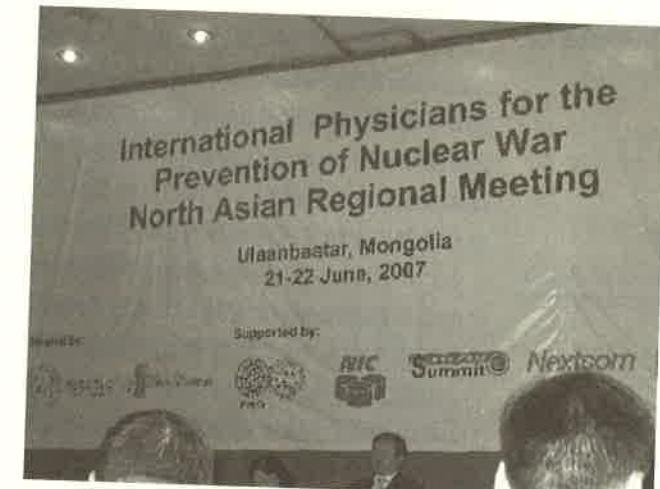
かに大きな人間の安全保障を提供する」「北東アジア非核兵器地帯の内容や地域レベル、国際レベルで問題を推進する方法や手段を検討する専門家会議を組織する」などの内容を盛り込んだ「非核兵器地帯に関する声明」を採択した。

会議のセッションにおいて直接テーマとされることはなかったが、会議の重要な成果の一つは、主催国モンゴルが1998年に国連総会決議によって獲得した非核地位\*の歴史的な経緯と現状について理解を深め、教訓を得る機会となつたことであった。ブルー・バナーの出版物やブルー・バナー所長エンフサイハン元国連全権大使の発言がこのことに貢献した。モンゴルの非核地位の選択は、中国、ロシアという大国に挟まれたこの国が独立と自主を確保するための国家政策の根幹をなしており、単に非核事例のエピソードとして語られる以上に、非核地帯の持つている平和外交上の普遍的意義を示している点に注目すべきであろう。モンゴルが国連総会決議を基礎に、ロシア、中国との3か国安全保障条約を追求しているとの最近の情報ももたらされた。

\*データシート2（78ページ）。

\*モンゴルのNGOの名称。「蒼い旗」の意。

\* KANPP=Korean Anti-Nuke  
Peace Physicians



会議場風景。中央の男性は、歓迎の挨拶をするモンゴルのエンフバヤル大統領。  
07年6月21日、ウランバートル。（写真：梅林宏道）。

## E4. PNND、5人の女性議長を選び 新たな段階へ

核軍縮・不拡散議員連盟

※国際NGO「中堅国家構想」(MPI)の提唱で01年に始まった。世界安全保障研究所(GSI)のプログラムの1つ。[www.gsinstitute.org/pnnd/](http://gsinstitute.org/pnnd/)  
国際コーディネーター：アラン・ウェア(alyn@pnnd.org)、東アジアコーディネーター：梅林宏道(cxj15621@nifty.ne.jp)

※会長：鈴木恒夫(衆、自民)、幹事：中川正春(衆、民主)、土肥隆一(衆、民主)、赤松正雄(衆、公明)、山本一太(衆、自民)、末松義規(衆、民主)、福島みづほ(参、社民)、事務局長：河野太郎(衆、自民)。

※ 詳しくは、PNND日本  
[www.pnnd.jp/pdf/PNND\\_Update\\_19.pdf](http://www.pnnd.jp/pdf/PNND_Update_19.pdf)

「核軍縮・不拡散議員連盟」(PNND)<sup>\*</sup>は、70か国500人以上(08年4月現在)の国会議員が参加する超党派の国際的な議員ネットワークである。核軍縮・不拡散に関する最新の情報・資料の相互提供や人的交流を通じ、核軍縮・不拡散のための議員活動の活性化を図っている。その日本支部である「PNND・日本」(会長：鈴木恒夫)<sup>\*</sup>には、08年4月現在、超党派の52名の国会議員が参加している<sup>\*</sup>。

07年10月12日、PNNDは「グローバル評議委員会」をニューヨークで開催し、次のようないくつかの重要事項を決定した<sup>\*</sup>。なお、日本からは梅林宏道(PNND東アジアコーディネーター)が代理出席した。

①名称変更：PNNDはその正式名称を「Parliamentary Network for Nuclear Disarmament(核軍縮議員ネットワーク)」から「Parliamentarians for Nuclear Non-proliferation and Disarmament(核軍縮・不拡散議員連盟)」に変更した(略称は「PNND」のまま)。これは、PNNDが近年において核兵器保有国の議員にも参加を呼びかけるにともない、「Disarmament(軍縮)という言葉は一方的な軍縮政策のみを意味し、より広い不拡散や多国間軍縮措置を含んでいない」という誤解が米仏に存在し、無用な混乱を避ける必要があるためと説明されている。

②共同代表の選出：各国で核軍縮・不拡散にかかる指導的役割を長年担ってきた女性議員5人<sup>\*</sup>がPNND共同代表に選出された。これまでダグラス・ロウチ名誉上院議員(カナダ)が暫定議長を務めていたが、この決定

により、初めて構成議員自身による執行体制が発足した。

一方のPNND日本も、国際ネットワークの支援を得ながら、さまざまな活動を展開してきた。06年には「PNND日本サポートセンター」が発足した<sup>\*</sup>。ここでは、ボランティアを中心に国際ニュースレターの翻訳や、核・ミサイル問題に関する国会議事録の紹介などを掲載したウェブサイトの運営を中心に、支援活動を継続している。

07年11月20日には、アラン・ウェア氏(PNNDグローバル・コーディネーター)を招いて総会が開催され、名称変更とともにPNND日本の規約の変更、役員改選、グローバル評議委員の選出<sup>\*</sup>などが承認された。また、今後の活動として、08年7月のパグウォッシュ(カナダ)での国際会議への積極的な参加、08年9月のG8下院議長サミット(広島。テーマ：軍縮と平和)でのPNND並行会議へのとり組み、米印核協力協定に関するPNND日本の声明に向けたとり組みの3点が確認された。

総会に先立っては、07年7月の参議院選挙によって議員の移動があったことを踏まえて、PNND日本への参加呼びかけが全議員を対象に行われた。その結果8名が新たにメンバーに加わった。

総会での合意に基づき、08年2月20日には、鈴木達治郎氏(東京大学公共政策大学院客員教授)を招いて米印核協力をテーマとする勉強会が開催され、メンバー11名(代理出席含む)が参加した。ここで議論をベースに、議員声明の起草が進められ、役員による検討を経て、PNND日本として初となる議員声明がとりまとめられた<sup>\*</sup>。

また、08年2月23日のピースデポ総会記念イベント「北東アジア非核兵器地帯の可能性」(東京。後援：日本平和学会)においては、「議員フォーラム」が開催され、PNND日本から各党の議員5名が参加した<sup>\*</sup>。各氏からは「北東アジア非核兵器地帯」構想への前向きな発言が相次ぎ、とりわけ民主党からは条約案の起草作業が党内で進んでいることが明らかにされた。

※ PNND日本サポートセンター  
〒223-0062 横浜市港北区日吉本町一丁目30-274 日吉クリエネ1Fピースデポ気付  
電話：045-563-5101  
ファックス：045-563-9907  
電子メール：[contact@pnnd.jp](mailto:contact@pnnd.jp)  
<http://www.pnnd.jp/>

※河野太郎(正)、末松義規(副)。

※声明は08年5月20日、高村正彦外務大臣に提出された。

※発言順に、赤松正雄(公明)、猪口邦子(自民)、阿部知子(社民)、井上哲士(共産)、平岡秀夫(民主)。「核兵器・核実験モニター」第299-300号(08年3月15日)に発言要旨。

## E5. ピースデポ、 DMZ平和賞を受賞

非武装地帯

07年11月、ピースデポは韓国カンウォンド（江原道）と地元紙「江原日報」による「DMZ（非武装地帯）平和賞」を受賞、11月29日には現地で授賞式が行われた。

江原道は朝鮮半島中東部に位置し、DMZに分断された形で、韓国と北朝鮮の両方に存在する自治体である\*。

DMZ平和賞は、05年に江原道と江原日報社の共催で制定された。その趣旨は、「DMZの価値および意味と世界平和の象徴としての役割などに新たに注目し、世界唯一の分断道である江原道の平和を実現しようとする意志を明らかにするため」\*、また、「冷戦の産物である非武装地帯（DMZ）を世界平和の象徴として復活させるため」\*、というものである。この賞には、大賞、学術賞、特別賞があり、第1回特別賞にはダグ・ハマーショルド元国連事務総長が選ばれている。第3回となる今回は、ピースデポに特別賞が贈られ、大賞に「南北子どもオッケドンム（「肩を組む」の意）」、学術賞にブルース・ブエノ・デ・メスキタ教授（ニューヨーク大学）が選ばれた。

ピースデポの特別賞は「アジア太平洋地域における非核化運動を主導している市民団体」として授与された。授賞の理由は、「平和問題に関する体系的な情報収集、調査研究、



\*江原道（韓国側）は人口156万人。道庁所在地は春川（チュンチョン）。

\*江原道観光政策課発表報道資料（07年11月27日）。ピースデポホームページに記載。  
[www.peacedepot.org/news/pressrelease071128.htm](http://www.peacedepot.org/news/pressrelease071128.htm)

\*「朝鮮日報」（07年11月29日）。

特にアジア太平洋地域における非核化運動を推進している市民団体である。ピースデポは、核軍縮、脱軍備をめざす研究および情報の発信源として、日本社会で『平和インフラ』を構築していくなど、これまで日本になかった独特な役割を果たしている」というものである。また、ピースデポの「主要な活動」としては、「①核廃棄の世論作りなど、『核兵器・核実験モニター』発刊、②核軍縮・不拡散議員連盟（PNND）\*のサポート、③平和運動家及び研究者の海外派遣など」\*が挙げられた。

11月29日に、江原道の最北部に位置する鉄原（チヨロン）郡で行われた授賞式には、梅林宏道ら2人が参加した。授賞式はDMZから約13キロの地点にある郡庁の大ホールで、報道陣や受賞関係者を含め約200人を集めて開かれた。キム・ジンソン江原道知事はピースデポへの授賞について「日本の市民グループ・ピースデポは、アジア太平洋における非核化運動でイニシアティブを發揮し、顕著な業績を成し遂げたことに対し、特別賞をもって顕彰されます」と述べた。授賞式の後のシンポジウムでは、梅林が「北東アジア非核兵器地帯\*の意義」の問題提起を行った\*。

今回、ピースデポにDMZ平和賞が贈られたことの意義は、ピースデポが継続的に取り組んできた「北東アジア非核兵器地帯」設立のための活動が、韓国の公的機関から認められることによって、より広範囲の日韓市民にこの問題への支持を広げる、有益な手がかりを得たことである。

\*キーワード E4 (154ページ)。

\*前記江原道観光政策課報道資料。

\*北東アジア非核兵器地帯モデル条約案は、ピースデポホームページに掲載。

[www.peacedepot.org/theme/nwf/model-nwfz.html](http://www.peacedepot.org/theme/nwf/model-nwfz.html)

\*「核兵器・核実験モニター」号外（08年1月1日）に、受賞経緯、授賞式の模様、受賞講演草稿など。



壇上に並んだ受賞者。右からクォン・キュンスル、ブルース・ブエノ・デ・メスキタ、梅林宏道。（07年11月29日）。撮影：塚田晋一郎

## E6. 在外被爆者裁判に2つの前進

※当時被爆地にいた外国人のうち、もっとも人数の多かったと見られる朝鮮民族の被爆者が1万人以上、この他に戦後海外に移住した日本人被爆者が2000人以上いる。

※1974年7月に厚生省(当時)が出した通達。日本国を出国した在外被爆者は、既に取得した被爆者としての権利(原爆医療法、原爆特別措置法、被爆者援護法による被爆者健康手帳の交付・所持、医療費支給、手当支給等)を失権するという扱いを訓示した。

※最高裁判決については、裁判所のHP ([www.courts.go.jp/](http://www.courts.go.jp/)) の判例検索から閲覧できる。

朝鮮半島、北米、南米など世界各地に暮らす在外被爆者<sup>\*</sup>による「被爆者援護法の平等適用」を求める闘いが続いている。不平等の違法性を裁判によって問い合わせてきた被爆者とその支援者たちは、在外被爆者を排除してきた日本の被爆者援護の法制度にこれまでいくつもの風穴を開けてきた。在韓被爆者・郭貴勲(カク・キフン)氏の大坂高裁での勝訴(02年12月5日)は、在外被爆者を差別してきた「402号通達」<sup>\*</sup>の廃止をもたらし(03年3月1日)、在外被爆者は居住国でも被爆者援護法上の「被爆者」たる地位を有することとなった。また、日本国外からの健康管理手当等の受給申請の可否を争った崔季澈(チエ・ギチヨル)氏(04年7月25日に死去)の福岡高裁勝訴(05年9月26日)を受け、05年11月末以降、在外被爆者は各国の在外公館を通じて手当申請を行うことが可能となった。

こうした状況のなか、07年から08年にかけて、在外被爆者をめぐる裁判で2つの重要な最高裁判決が出された。

07年2月6日、在ブラジル被爆者が提訴していた未支給分の健康管理手当の支払いを求める裁判で、最高裁第二小法廷(藤田宙靖裁判長)は原告勝訴の判断を下した<sup>\*</sup>。5年にわたる訴訟の争点となったのは、在外被爆者の手当受給権に対する「時効」の適用の是非である。厚生労働省と被告の広島県は、未支給のままになっていた被爆者援護法に基づく健康管理手当のうち、提訴時から5年より以前のものは地方自治法236条に基づき時効消滅しているとの主張を行った。一審の広島地裁で原告敗訴、二審の広島高裁で

逆転勝訴という流れのなか、最高裁の下した結論は、未支給手当の時効消滅を認めないとする高裁判決を支持し、広島県の上告を棄却するものであった。藤田裁判長は判決で、402号通達に沿った事務取り扱いに「法令上の根拠はない」と述べ、「時効の主張は特別な事情がない限り、信義誠実の原則に反し、許されない」との判断を示した。この判決を受けて、厚生労働省は、未支給の健康管理手当等があつたすべての在外被爆者に対し支払うという決定を行った<sup>\*</sup>。

また、07年11月1日には、「三菱広島・元徴用工被爆者訴訟」<sup>\*</sup>で最高裁第一小法廷(涌井紀夫裁判長)は、「402号通達」で被爆者の権利を剥奪してきたとして、国の上告を棄却、国家賠償請求を認めるとの画期的な判決を行った。この裁判は、1944年当時日本に併合されていた現在の韓国から、徴用工として広島の三菱重工業に強制連行、強制労働せられて被爆して韓国人の元徴用工40人が、強制連行・労働や被爆後の放置に対する損害賠償などを求めて国、広島県、広島市を提訴したものである。判決は、「402号通達」に基づく取り扱いが不合理な差別で違法である、としたのみならず、このような解釈運用を行った行政担当者が、「原爆二法の解釈を誤る違法な内容の402号通達を発出したことは、国家賠償法上も違法の評価を免れない」と述べ、国家賠償請求を認容した初の最高裁判決となつた。しかし一方で、強制連行・強制労働による補償請求は退けられた。

こうした前進はあったものの、在外被爆者をめぐっては次を含む多くの課題が残っている。①被爆者健康手帳の居住地からの申請(広島、大阪、長崎で提訴し係争中。なお、国会で法改正の動きがある<sup>\*</sup>)。②医療費の負担についての日本の被爆者との格差の是正<sup>\*</sup>。③402号通達のために被爆者としての権利が奪われてきたことの補償。④現在、約900名いると言われる北朝鮮の被爆者の問題が放置されていること。

高齢化の進む被爆者たちにとって、まさに「時間との闘い」とも呼ぶべき苦闘がつづいている。

※同様に在外被爆者の手当受給権をめぐっては、崔季澈氏を原告として遺族がおこした裁判で、08年2月16日、最高裁は、時効を認めた二審の福岡高裁判決を破棄し原告勝訴の判決を言い渡した。

※裁判の経過について詳しくは、「韓国の原爆被害者・在外被爆者」(<http://www.hiroshima-cdas.or.jp/home/yuu/>)、「三菱元徴用工裁判を支援する会」(<http://ha2.seikyou.ne.jp/home/nkhp/index.htm>)を参照。

※08年6月11日、在外被爆者が海外からでも被爆者健康手帳を申請できるようにする被爆者援護法改正案が参院本会議で可決された。

※本イアブック06年版・キーワードF2(161ページ)に詳しく解説。

## E7. 普天間、辺野古、高江— 沖縄の自治体・市民の奮闘

普天間飛行場を抱える宜野湾市で07年4月22日に市長選が行われ、伊波洋一市長が「普天間飛行場の早期返還」を訴え再選を果たした。市長は再選後初の施政方針演説<sup>\*</sup>で、06年11月に米国内の安全基準の調査結果をもとに市が行った「普天間飛行場の安全不適格宣言」を踏まえ、「引き続き普天間飛行場の早期返還と直ちの危険性除去を日米両政府並びに米軍に強く訴えてゆく」と強調した。

5月17日には、市長は衆議院安全保障委員会において意見陳述を行い、普天間飛行場の危険性除去やグアム、米本土を含めた県外移転を訴えた<sup>\*</sup>。

この「普天間の危険性除去」という切実な要求に対して、日米政府が、06年5月1日の「再編実施のための日米ロードマップ」<sup>\*\*</sup>で示した回答は、普天間飛行場代替施設（V字型滑走路）を名護市辺野古のキャンプ・シュワブ沿岸部に建設する「新沿岸案」であった。しかし、地元自治体の頭越しに行われた合意に対し、沖縄県と名護市は、代替施設を沖合へ移す修正を求めていた。現地では、07年1月13日で1000日となつた市民による座り込みと海上阻止行動が展開されている<sup>\*</sup>。

代替施設建設のための最大のハードルは、環境影響評価（以下「環境アセス」）である。那覇防衛施設局<sup>\*\*\*</sup>は、07年5月17日、環境現況調査の機材設置作業を開始した。国は、環境アセスの本調査ではなく、あくまでも「事前調査」であると説明したが、法的根拠のない違法な調査であると自治体、市民の反発を買った。調査初日には海上保安庁の潜水士、さらには海上自衛隊の潜水員と掃海母艦「ぶんご」

※「ようこそ市長室へ」。宜野湾市HP [www.city.ginowan.okinawa.jp](http://www.city.ginowan.okinawa.jp)

※「衆議院TVビデオオンライン」に映像。[www.shugiintv.go.jp/jp/index.cfm](http://www.shugiintv.go.jp/jp/index.cfm)

※データシート8(134ページ)  
に図説。

※08年5月27日、座り込みは1500日を迎えた。

※07年9月3日、「沖縄防衛局」に改称。

までもが投入された。8月7日、沖縄防衛局はアセス着工に必要な「アセス方法書」の提出を強行、知事は強く反発した。しかし、その後防衛局が知事が要求した方法書の書き直しに応じ、08年2月23日に追加資料を提出したことにより、知事は柔軟姿勢に転じた。これを受けて08年3月15日、国は環境アセス本調査に着手した。

日米の環境保護団体が米文化財保護法（NHPA）に基づき、絶滅危惧種ジュゴンの保護を求めた訴訟（いわゆる「ジュゴン訴訟」）では画期的な前進があった。08年1月24日、サンフランシスコ連邦地裁が、ジュゴンへの影響などの環境アセスを行ってないことを違法と判断し、アセス実施を求める判決を下したのである。しかし日本政府は、「日本の環境アセスには影響しない」とした。

なお、サンフランシスコ連邦地裁での審理に国防総省が提出した資料からは、06年の「ロードマップ」合意直前の日米協議で、米国が前記の「アセス方法書」には記載のない施設の建設や環境アセス<sup>†</sup>を要求していたことが明らかになっている。日本政府による意図的の隠蔽が疑われている。

一方、96年のSACO合意<sup>‡</sup>で北部訓練場の一部返還の代替措置として合意された東村高江区への海兵隊ヘリパッド（ヘリ着陸帯）の移設も、住民の激しい抵抗にあって<sup>§</sup>いる。07年7月3日、那覇防衛施設局は、ヘリパッド建設工事を開始した。高江区の二度にわたる反対決議を押しての作業強行であった。同地区上空では現在も普天間配備のヘリが低空飛行訓練を行っている。住民がとりわけ警戒しているのは、事故率が非常に高いMV22「オスプレイ」<sup>\*\*</sup>が飛来する可能性である。「ヘリパッドいらない住民の会」<sup>\*\*</sup>は、着工以来、北部訓練場ゲート前で24時間体制の座り込みを続いている。そのため建設はほとんど進んでいない。

「負担軽減と抑止力の維持」を両立させるという大義名分の下で、民意を無視した、「戦略優先」の基地再編・強化を進めようという日米政府は、このように自治体と住民の前で、足踏みを強いられている。

※米側が要求した施設には、戦闘機搭載場（CALA）、214メートルの岸壁が含まれ、環境アセス対象には、土砂を採取する辺野古ダム地域、移設で潰れるキャンプ・シュワブ陸域が含まれている。  
(琉球新報) 07年10月24日。

※96年12月に発表された「沖縄に関する特別行動委員会」最終報告書で示された基地の整理、統合、縮小計画。[www.mofaj.go.jp/mofaj/area/usa/hoshio/saco.html](http://www.mofaj.go.jp/mofaj/area/usa/hoshio/saco.html)

※米海兵隊の次期主力垂直離着陸機。05会計年「海兵隊航空計画」には首間基地から代替施設への配備画が記載されている。

※ブログ「やんばる東村高江の現状」 [takaetida.net/](http://takaetida.net/)

## E8. 原子力空母の母港 一横須賀市民の反対がつづく

原子力空母ジョージ・ワシントン（CVN73、以下「GW」）母港化を止めるための横須賀市民の奮闘がつづいている。

07年2月8日、横須賀市議会は市民から直接請求された「原子力空母の是非を問う住民投票条例案」を反対多数で否決した<sup>\*</sup>。蒲谷亮一市長は条例制定反対の理由を次のように述べた<sup>\*</sup>。①外交防衛問題は国の専管事項である、②この問題で横須賀市には最終決定権がない、③通常型空母配備の可能性がゼロである以上、配備もやむをえない。

07年3月16日、市は在日米海軍との間で「防災協定」<sup>\*</sup>を締結したが、原子炉事故を想定した条項は実質的には何も盛り込まれなかつた。それでも市長は「三つの柱」<sup>\*</sup>からなる安全対策は、「おおむね順調、着実に進んでいるので、信頼してほしい」と自信を示した<sup>\*</sup>。

このような市の姿勢を後押しするように、07年5月30日に成立した「米軍再編促進特別措置法」<sup>\*</sup>には、本来対象外であった原子力空母配備を再編交付金の対象とする一節が導入された<sup>\*</sup>。これにもとづいて横須賀市には07年度分として5億8千万円あまりが交付された。

一方、GWが停泊する12号バース周辺の凌濛差し止めを求める裁判（原告635人）では、08年2月29日に仮処分申請が却下されたのにつづき、08年5月12日には原告敗訴の判決が下された。原告はただちに控訴した。

このように外堀が埋められてゆく厳しい状況の中で、横須賀市民が再び立ち上がった。08年3月6日から4月6日にかけて展開された2度目の「住民投票条例請求署名」は、

前回を1万筆以上うわまわる52,417筆の有効署名を集めた。5月16日の市議会は、前回と同じく条例案を否決した。しかし同じ日に市議会が採択した「米空母の交代配備に伴う諸問題に対し横須賀市民の安全・安心を求める意見書」は、条例直接請求を「多数の市民が危惧していることの証左」であるとして、「原子力空母の安全性確保及び防災体制の強化」などの4項目を国に求めた<sup>\*</sup>。これは間違いなく市民の粘り強い運動が勝ち取った成果である。

市民の運動の存在と意味は米議会も認識している。議会調査局（CRS）の1月10日付報告書<sup>\*</sup>は、「米軍再編に対する地域的抵抗」が日米同盟を一層強化することを困難にしていると述べた。CRSが具体的な事例として挙げたのは、沖縄・辺野古での住民の座り込み、岩国での住民投票（07年）、そして横須賀の原子力空母反対キャンペーンである。報告書は、（政府と自治体の合意に拘わらず）「米軍駐留の負担をどのように分かち合うか」という問題は、日本政府にとって引き続き難題となるであろう」と結論付けている。

このような中、08年5月22日にGWが太平洋上で起こした火災事故の影響で、母港化は9月以降に延期された。市民運動は火災原因の徹底究明と完全な情報公開が行われ、再発防止策が明らかにされない以上、政府と市は米軍に配備見送り求めるべきだと主張している<sup>\*</sup>。「安全性確保」を強調している市長と議会の対応が注目される。

一方、米国内では「通常型空母の可能性がゼロになった」という前提を崩す議論が始まっている。「09会計年国防認可法」を審議していた下院軍備委員会は、08年5月16日、「ケネディの現役復帰かキティホークの現役継続の可能性」を検討し、09年2月3日までに報告するよう海軍に命じた<sup>\*</sup>。海軍の計画では、法が定める「空母11隻体制」が、2013年頃に「10隻体制」になる。それを回避するのがこの議論の目的である。しかし、横須賀にとって重要なのは、日本が求めれば、通常型空母が残される可能性があるという事実である。

<sup>\*</sup>他の3項目は、「米兵による犯罪の再発防止に向けた実効性ある対策の確立」、「事故・事件発生時における迅速な情報公開及び事後における報告の徹底」、「日米地位協定の早期改定」。

<sup>\*</sup>「変化する日米同盟と米国の国益」。www.fas.org/sgp/crs/row/RL33740.pdf

<sup>\*</sup>「原子力空母の横須賀母港問題を考える市民の会」HP。http://cvn.jp.org/cvn/

<sup>\*</sup>委員会報告。「核兵器・核実験モニター」第306号（08年6月15日）に詳報。

## E9. 艦載機移転— 国の財政圧力に岩国市が苦闘

\*データシート8(134ページ)  
に図説。

\*福田良彦氏、4万7081票、  
井原勝介氏、4万5299票  
1782票差。有権者数12万  
1,717人、投票率76.26%。

08年2月10日に行われた岩国市長選において、在日米軍再編\*による空母艦載機部隊の厚木から岩国への移転計画を容認する福田良彦氏が、計画反対の井原勝介前市長を僅差で破って当選した\*。この結果、移転計画は大きく前に進む可能性が高まった。

岩国では、06年3月の住民投票で、市民の過半数が米軍再編に反対票を投じた。井原前市長はこの市民の意思を背に、「基地の機能強化には反対」という立場をつらぬき、市議会も歩調を合わせてきた。しかし、06年12月、政府が市庁舎建設への補助金35億円のカットを決めたことを契機に、状況に変化が生じた。市議会内の移転推進・容認派は、補助金カットを理由に市の07年度予算案にことごとく反対、市政の空転が始まった。

07年3月23日、市議会は「国の補助金が打ち切られたのは市長の責任」であるとして、07年度一般会計予算案を賛成15、反対17で否決した。同時に「米空母艦載機の岩国移転に現実的対応を求める決議案」が、賛成22、反対11で可決された。

このため、岩国市は07年度予算が決まらないまま新年度を迎えるという異例の事態となった。6月定例議会でも、同じ予算案が否決されたことから、市長は6月29日、臨時市議会に国庫補助による新庁舎建設費を盛り込んだ変更予算案を提出、これが採択された。以後、市長は防衛省との折衝を繰り返すが、「再編に合意しない限り補助金は出せない」という国の姿勢はかわらなかった。このようななか、

市長は、07年11月16日の臨時市議会に、国からの補助金に代えて合併特例債を使って市庁舎の建設財源を確保するという補正予算案を提出したが、22対11で否決された。

市民は、こうした議会の状況に手をこまねいていたわけではない。12月1日、超党派の市会議員9人の呼びかけで錦帯橋そばの川原で「国の仕打ちに怒りの一万人集会」が開かれる\*など、国の横暴への怒りは、政治的立場を越えてひろがっていました。

12月26日、12月定例市議会の最終日に、井原前市長は補正予算案を改めて提案し、「今回が最後の機会だ。私のクビと引換えに、大切な予算をぜひとも市民のために通していただきたい」と承認を求めた。しかし移転容認派議員らは聞きいれず、委員会はその予算案を否決、これを受けて市長は辞任した。その後、庁舎建設費の財源の大部分を合併特例債として残した上で、若干の国の補助金を計上した妥協案が容認派議員から提出され、可決成立した。

こうして1年間続いた市の財政問題が一定終息する中で行われたのが、08年2月10日の「出直し市長選」であった。その結果は容認派市長の誕生というものだったが、井原前市長が投票総数の半数近くを獲得し、選挙期間中のメディアの世論調査でも、空母艦載機の移転について「反対」と答えた人が過半数に上ったという事実は重い\*。

市長選の最中の2月7日、「岩国基地沖合移設事業」\*のための埋立て承認の取消しを求める行政訴訟が山口県知事を相手に提訴された。原告は、騒音のW値\*（うるささ指数）が75以上の住民と、埋め立て用土砂の確保のための宅地造成によって被害を受けている愛宕山周辺住民18人である。

市民の間では現在、厚木や嘉手納の先例に学びながら噪音訴訟\*の準備が進んでいる。基地による生活破壊や人権侵害を告発するこの新たな運動は、民主主義、地方自治や市民の人権よりも軍事戦略上の要請を優先する政府の政策を生活の場から問うものになる。

\*『中国新聞』07年12月2日。

\*『中国新聞』社説・08年2月11日。

\*岩国基地の東側海面を埋立て、現在の滑走路を約1km沖合に移設するもの。埋め立て面積約213ヘクタール、事業期間は96年～08年。

\* WECPNL 「Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level」(加重等価継続感覚騒音レベル)の略。音響の強度(デシベル)、頻度、継続時間、発生時間帯などの諸要素により、多数の航空機から受けける騒音の総量を総合的に評価する基準。

\*キーワードE10(166ページ)。

## E10. 拡大する爆音訴訟、 新たな連携を模索

各地で取り組まれている「爆音訴訟」の、07～08年の主な進展を以下にまとめる。

<厚木(神奈川県)> 07年12月17日、第四次爆音訴訟が横浜地裁に提訴された。追加提訴した者を含めると、総原告数は同種の爆音訴訟では過去最大の7,054人である。06年7月27日に確定した第三次訴訟判決では、約40億4,000万円の損害賠償が認められたものの、07年に厚木基地周辺の各自治体に寄せられた苦情件数が5,092件であった\*ことからもわかるように、爆音被害は依然として続いている。

07年2月、ジェームズ・ケリー在日米海軍司令官は、在日米軍再編\*によって厚木の空母艦載機が岩国基地に移転した後も大島沖の訓練空域を当面は使用する可能性があると述べた\*。さらに、07年10月には、南関東防衛局がジェット機である海上自衛隊次期固定翼哨戒機(PX)の性能評価試験を08年度から4年間厚木基地で行うと大和、綾瀬両市長に通知していたことが明らかになった\*。厚木基地周辺で爆音被害は今後も継続し、拡大する可能性がある。

過去の訴訟で爆音の違法性が明らかにされたにもかかわらず爆音被害が改善しないことから、第四次厚木爆音訴訟では、第三次訴訟では要求に掲げなかった米軍機及び自衛隊機の飛行差止めを求めた\*。また従来の人格権や環境権の侵害に基づく民事訴訟による差止め請求に加えて、第四次訴訟では行政訴訟として、①夜間の運航、訓練飛行や騒音評価単位が一定レベル以上になるような自衛隊機の運航差止め、②防衛大臣において、米軍に、夜間飛行や騒音評

\*「厚木基地爆音防止期成同盟会報」第239号(08年2月10日)。厚木基地でNLP(夜間離着陸訓練)が行われた5月だけで2,050件の苦情が寄せられた。

※データシート8(134ページ)。

※『朝日新聞』07年2月8日。

※『朝日新聞』07年11月2日。

※午後8時から翌日午前8時までの離着陸などの差止め、それ以外の時間でも70ホン(A)を超える航空機騒音の差止めを求めていた。

価単位が一定レベル以上になるような米軍機の運航のための滑走路等の使用や目的外使用を認めないことを求めている\*。同種の爆音訴訟では初めてのことである。

<横田基地(東京都)> 07年5月29日、新横田基地公害訴訟の最高裁判決で、高裁判決では認められていた将来分の損害賠償に関する訴えが退けられた。しかし5人の裁判官のうち2人が将来分の損害賠償を認めるべきとした点では、今後に大きな手がかりを残した。提訴から11年余りで新横田基地公害訴訟は終了し、現在は次の訴訟も視野に入れて「『横田基地等の公害対策』を進める準備会」が結成されている。1994年12月12月に提訴された横田基地飛行差止め訴訟は、07年7月24日に結審し、08年7月17日に判決が出された\*。

<普天間、嘉手納(沖縄県)> 普天間爆音訴訟(02年10月29日提訴)は、08年1月31日に結審、08年6月26日に那覇地裁沖縄支部で判決が出された\*。2000年3月27日に提訴され、福岡高裁那覇支部で控訴審が行われている新嘉手納基地爆音訴訟は、08年9月頃結審の見込みである。

<小松(石川県)> 95年12月25日に提訴された第3、4次小松基地騒音差止訴訟は、07年4月16日に控訴審判決が出され、原被告とも上告しなかったため確定した\*。約11億8,000万円の損害賠償が認められたが、飛行差止め請求は退けられた。第5次に向けてこれまでの訴訟を上回る規模の原告団結成へ向けた活動が開始されている。

<岩国(山口県)> 在日米軍再編で機能が強化される岩国でも、初の爆音訴訟提訴へ向けての準備が進んでいる。爆音訴訟に先んじて、08年2月7日には、岩国基地沖合移設事業が空母艦載機部隊移転につながるとして埋立承認処分取消に関する行政訴訟が提訴された\*。

08年9月6、7日には神奈川県大和市で「全国基地爆音訴訟原告団交流集会」が「厚木基地爆音防止期成同盟」\*の呼びかけで開かれる。横田、小松、岩国、普天間、嘉手納などからの参加が予定されている。

\*訴状に貼る印紙代が膨大になつてしまつたため、差止めに関する訴訟原告数は、原告団の代表58人に絞られている。

\*騒音被害を認めつつも飛行差止め請求は却下、損害賠償についても、原告32人を賠償対象から外すなど、原告にとって厳しい内容。原告は上告の方針。

\*国に対して原告全員に慰謝料などを約1億4,600万円の支払いを命令。将来分の賠償請求は却下。騒音の違法性は認定したが、飛行差止め請求は棄却。原告(7月8日)、被告(国)(同9日)とともに控訴した。

\*第4次訴訟の提訴が96年5月21日だったため、両訴訟は併合審理されてきた。

※キーワード E9(164ページ)。

\* TEL: 046-200-5500 (第4次訴訟原告団も)。

# 11. 民間港への米軍艦入港状況

07年1月～08年3月 (民間チャーター船含む)

海上保安庁調べ

07年1月～12月

寄港地(港名)	艦船名	入港月日	出港月日
小樽	ゲアリー	8月17日	8月20日
稚内	フランクケーブル	7月8日	7月8日
稚内	フランクケーブル	7月8日	7月8日
函館	マスティン※	10月26日	10月30日
室蘭	オブザベーション・アイランド	3月29日	3月30日
室蘭	フィットジエラルド※	10月26日	10月30日
室蘭	キティホーク※※	10月26日	10月30日
石狩湾	ステザム※	2月5日	2月9日
仙台塩釜	ジョン・S・マッケイン※	11月1日	11月5日
八戸	カーティスウィルバー※	1月25日	1月29日
八戸	トランスペシフィック	1月23日	1月24日
八戸	トランスペシフィック	1月28日	1月30日
八戸	トランスペシフィック	3月2日	3月3日
八戸	トランスペシフィック	4月28日	4月29日
八戸	トランスペシフィック	6月9日	6月10日
京浜(東京)	トルトゥーガ	8月29日	8月31日
清水	ラッセル※	2月24日	2月28日
下田	カーティスウィルバー※	5月17日	5月21日
名古屋	ポールハミルトン※	5月19日	5月23日
名古屋	バウウェル	10月17日	10月20日
阪神(大阪)	ステザム※	3月1日	3月5日
和歌山下津	ポールハミルトン※	2月25日	2月27日
和歌山下津	トランスペシフィック	10月24日	10月26日
和歌山下津	トランスペシフィック	12月10日	12月11日
吳	ガーディアン	2月13日	2月15日
吳	パトリオット	2月13日	2月15日
吳	ウリアム・H・ビッセバーガー	4月11日	4月13日
吳	セコイア	5月21日	5月24日
吳	ジョン・S・マッケイン	6月19日	6月22日
吳	ウリアム・H・ビッセバーガー	4月7日	4月11日
吳	ワトソン	5月30日	6月1日
吳	ジャックルマス	11月17日	11月21日
高松	イングラム	12月1日	12月5日
閨門	ガーディアン	2月8日	2月12日
長崎	マスティン※	3月1日	3月5日
大分	ラッセン※	6月18日	6月21日

寄港地(港名)	艦船名	入港月日	出港月日
舞鶴	ポールハミルトン※	4月19日	4月23日
舞鶴	シャイロー※	10月26日	10月30日
新潟	ジョン・S・マッケイン※	6月30日	7月4日
鹿児島	セーフガード	2月9日	2月13日
与那国	パトリオット	6月24日	6月26日
与那国	ガーディアン	6月24日	6月26日

延べ寄港回数 42回

※イージス艦 (14回)、※※空母 (1回)

08年1月～3月

寄港地(港名)	艦船名	入港月日	出港月日
小樽	ブルーリッジ	2月7日	2月11日
釧路	ウェストパックエキスプレス	2月20日	2月20日
釧路	ウェストパックエキスプレス	3月9日	3月18日
石狩湾	ジョン・S・マッケイン※	2月6日	2月10日
八戸	サルボア	1月11日	1月16日
吳	ガーディアン	2月13日	2月15日
吳	ポメロイ	1月18日	2月19日
博多	プリンストン※	2月11日	2月15日
長崎	ラッセン※	2月15日	2月19日
鹿児島	マッキャンベル※	2月13日	2月17日

延べ寄港回数 10回

※イージス艦 (4回)

# 12. 米軍機・艦船による事故

07年1月～08年3月

防衛省まとめ

## ●米軍機による事故

### (1) 予防着陸(不時着)等

月 日	発生場所	概 要
07年2月14日	沖縄県金武町(船揚げ場)	米軍ヘリ(AH-1、UH-1)2機が、気象状況の悪化のため、船揚げ場に予防着陸
07年3月22日	函館空港	米軍機(F-16)1機が、燃料漏れにより、僚機とともに計2機が函館空港に緊急着陸
07年6月13日	神奈川県横浜市(海の公園内なぎさ広場(サッカー場))	米軍ヘリ(UH-1N)1機が、トランスマッisionに不調(オイルがトランスマッisionに漏れた)が発生したため、海の公園内なぎさ広場(サッカー場)に予防着陸
07年8月28日	那覇空港	米軍機(F-15)2機が、嘉手納基地上空の天候不良のため、那覇空港に着陸
07年11月28日	名古屋空港	米軍機(FA-18F)1機が、警告ランプが点灯したため、僚機とともに計2機が名古屋空港に予防着陸
07年11月29日	那覇空港	米軍機(C-5)1機が、嘉手納基地上空の天候不良のため、那覇空港に着陸
08年1月14日	岡山空港	米軍機(C-12)1機が、油漏れのため、岡山空港に着陸
08年2月27日	屋久島空港	米軍ヘリ(CH-53)1機が、油圧計トラブルのため、僚機とともに計2機が屋久島空港に予防着陸
08年3月5日	横浜海上防災基地ヘリポート	米軍ヘリ(SH-60B)1機が、横浜海上防災基地ヘリポートに誤着陸
08年3月20日	沖縄県名護市(安部オール島(無人島))	米軍ヘリ1機が、安部オール島(無人島)に誤着陸
計		10件

### (2) 部品の落下等

月 日	発生場所	概 要
		該当なし
計		0件

### (3) 部品の遺失

月 日	発生場所	概 要
07年2月27日	-	米軍機(FA-18F)が厚木基地を離陸後、訓練飛行を終え、同基地に帰還するまでの間、左エルタン(補助翼)の保護カバーを遺失
07年4月10日	-	米軍機(FA-18C)が厚木基地を離陸後、訓練飛行を終え、同基地に帰還したところ、主翼保護部品の一部を遺失
計		2件

防衛省注) 本表は、防衛省が地位協定第18条に基づく請求の処理を所掌とする職務上の観点から必要となる米軍の事故等を集計したものであり、すべてを網羅したものではない。

## ●米軍艦船による事故

月 日	発生場所	概 要
		該当なし
計		0件

防衛省注) 本表は、防衛省が地位協定18条に基づく請求の処理を所掌とする職務上の観点から必要となる米軍の事故等を集計したものであり、すべてを網羅したものではない。

# 13. 米軍人による刑法犯検挙状況

## 06年～07年

警察庁刑事局捜査第1課まとめ

	総数	犯罪別の検挙状況(件数)					
		凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他
全国総数	2006年	76	4	19	21	3	4 25
	2007年	91	7	8	28	20	0 28
米軍基地等が存在する都県の06年～07年の合計	青森	5	0	0	2	1	1 1
	警視庁	7	0	3	2	0	0 2
	神奈川	30	3	10	4	1	3 9
	静岡	0	0	0	0	0	0 0
	広島	5	2	2	0	0	0 1
	山口	6	0	0	1	0	0 5
	長崎	31	1	4	10	6	0 10
	沖縄	82	5	8	29	15	0 25

警察庁注) 上記資料は米軍人の犯罪で、軍属と家族は含まれない。

# 14. 自衛隊機、艦船の事故

07年1月～08年3月 (防衛省まとめ)

## ●自衛隊機による事故、予防着陸(不時着)、部品の脱落等

### <陸上自衛隊>

発生年月日	概要
07.3.30	第101飛行隊(那覇)のCH-47JAが緊急患者空輸のため鹿児島県の徳之島に飛行中、天候が急変し山腹に衝突した。
07.4.3	第10飛行隊(明野)のUH-1Jが飛行中、警報灯が点灯したため、石川県加賀市の場外離着陸場に予防着陸した。
07.4.25	第10飛行隊(明野)のOH-6Dが飛行中、警報灯が点灯したため、石川県羽咋市の場外離着陸場に予防着陸した。
07.5.9	第4対戦車ヘリコプター隊(木更津)のAH-1Sが飛行中、警報灯が点灯したため、千葉県君津市のゴルフ場造成地に予防着陸した。
07.5.22	第5飛行隊(帯広)のOH-6Dが試験飛行中、操縦席右側ドアに取り付けられている空気取り入れ口が十勝飛行場付近の河川敷上空で落下した。
07.6.27	第3対戦車ヘリコプター隊(日達原)のAH-1Sが飛行中、警報灯が点灯したため、熊本県玉名市の河川敷広場に予防着陸した。
08.1.8	第1ヘリコプター団(木更津)のCH-47JAが千葉県木更津飛行場滑走路南西海上でホバリング中、後方ドアの一部が落下した。
08.2.25	第1対戦車ヘリコプター隊(帯広)のAH-1Sが飛行中、警報灯が点灯したため、北海道中川郡の場外離着陸場に予防着陸した。

### <海上自衛隊>

発生年月日	概要
07.1.26	第1航空隊所属のP-3Cの志布志湾方面への訓練飛行終了後の点検において、右翼に取り付けられている部品の脱落を発見した。
07.2.13	第201教育航空隊所属のT-5が小月基地において定期整備後の試験飛行中、パワーレバーを戻せず減速不能となった。このため同機は、燃料を消費後に着陸を試み、異常なく着陸した。
07.5.14	第201教育航空隊所属のT-5が小月飛行場において着陸時、滑走路を逸脱した。
07.5.17	第101航空隊所属のS-61Aの大島・新島方面への訓練飛行終了後の点検において、後輪に取り付けられている部品の脱落を発見した。
07.6.4	第201教育航空隊所属のT-5の下関周辺での飛行後の点検において、翼に付けられている部品の脱落を発見した。
07.6.13	第51航空隊所属のP-3Cの離着陸訓練中、厚木飛行場付近の緑地上空において、左翼の部品が落下した。
07.8.7	第124航空隊所属のSH-60Jの五島灘方面への訓練飛行終了後の点検において、メインローターに取り付けられているケーブルの脱落を発見した。
07.9.3	護衛艦「ゆうぎり」飛行甲板からSH-60Jが離脱した直後にメイン・ローター回転数が低下し、飛行甲板に不時着した。
07.9.21	第211教育航空隊所属のSH-60Jの種子島方面への訓練飛行終了後の点検において、チューブ状の部品の脱落を発見した。
07.10.1	小松島航空隊所属のSH-60Jが徳島県伊島の南方の海上を飛行中に機体上部から異音を探知、訓練を中止し、基地に着陸後点検したところ、チューブ状の部品の脱落を発見した。
07.12.21	大村航空隊所属のSH-60Jの福江方面への災害派遣(急患輸送)飛行終了後の点検において、磁気探知機の部品の脱落を発見した。
08.1.11	第2航空隊所属のP-3Cのオホーツク海方面への飛行終了後の点検において、胴体下部の部品の脱落を発見した。
08.1.24	第81航空隊所属のEP-3の日本海方面への訓練飛行終了後の点検において、エンジンに取り付けてあった部品の脱落を発見した。
08.2.7	第211教育航空隊所属のSH-60Jの長崎県沖方面への訓練飛行終了後の点検において、メインローター・ヘッド部に取り付けてあった部品の脱落を発見した。

### <航空自衛隊>

発生年月日	概要
07.2.16	小牧基地において同基地所属のC-130型機を地上で移動させるためのけん引作業中、機体とけん引車をつなぐけん引棒が外れ、機体がけん引棒に乗り上げて動けなくなつた。
07.2.27	芦屋基地所属のUH-60Jの同基地・福知山(福岡県直方市)間の訓練飛行後の点検において、燃料タンク上部の鋸板の脱落を発見した。
07.7.5	新田原基地所属のF-4の日向灘沖の訓練空域での訓練飛行後の点検において、右主翼上面カバーの一部の脱落を発見した。
07.7.6	美保基地所属のT-400型機2機が、米子東北東海上の訓練空域で訓練中、主翼が空中接触した。
07.9.3	松島飛行場所属のF-2が、同飛行場にて連続離着陸訓練中、外装タンクが滑走路に接触し、変形した当該タンクを当該飛行場東方海上に海面の安全を確認したのち投棄した。
07.9.18	新田原飛行場所属のF-4型機2機が、同飛行場において離陸のため滑走路に進入した際、翼が接触した。
07.9.20	三沢基地所属のE-2Cの秋田県西方空域へ哨戒任務のための飛行後の点検において、HFアンテナの脱落を発見した。
07.12.12	松島基地所属のF-2の同基地東方空域での訓練飛行後の点検において、放電のための金属部品の脱落を発見した。
08.1.8	百里基地所属のF-15の太平洋上の訓練空域での訓練飛行後の点検において、左水平尾翼の一部の脱落を発見した。
08.1.21	三沢基地所属のF-2の三沢沖東方海上の訓練空域における訓練飛行中、操縦桿固定部の不具合が発生した。
08.2.19	三沢基地所属のE-2Cの岩手県北部及び太平洋上の訓練飛行後の点検において、HFアンテナ部品の脱落を発見した。
08.2.19	春日基地所属のCH-47Jが、糸島半島沖を飛行中、警報灯が点灯したため、町立公民館に隣接したグラウンドに予防着陸した。
08.3.18	岐阜基地所属のF-2の能登半島沖の訓練空域での訓練飛行後の点検において、垂直尾翼方向舵の補強板の一部の脱落を発見した。

### <その他>

発生年月日	概要
07.10.31	三菱重工業(株)で定期整備中のF-2型機が、試験飛行のため、名古屋空港を離陸直後に落下、炎上、かく座した。
07.11.19	川崎重工業(株)で定期整備中のP-3C型機の試験飛行中、エンジンの再起動試験を実施中に、機体右側の第4エンジンを再起動することができなくなったため、試験を中止し、岐阜基地に着陸した。
08.1.29	三菱重工業(株)で定期整備中のUH-60J型機が、名古屋空港のホバリングエリアでカラースリング(ヘリコプターの下面から荷物を吊り下げるフック)の機能確認試験後に、当該試験に使用していた器材の定位置に向け移動を開始したところ、当該器材の錘袋(おもし)から金属粒がホバリングエリア周辺に飛散した。

## 14. 自衛隊機、艦船の事故（続き）

07年1月～08年3月（防衛省まとめ）

### ●艦船による事故

年月日	概要
07.1.6	函館港に停泊していた掃海艇「さくしま」が出港作業中に右舷艇尾のクレーンが、岸壁に停泊中の函館海洋気象台所属の海洋気象観測船に接触した。
07.2.7	太田貯油所桟橋から油船34号が出港した際、浅瀬に乗り擡げた。
07.4.18	掃海艇「くろしま」が佐世保港に入港中に、モヤイ索（係船のための紐）を右軸に巻き込み、右軸推進器に取り付けている部品が変形した。
07.8.8	大村湾において、交通船「YF2125」のエンジン冷却水配管を点検中に、隊員が起動中のポンプの駆動部に誤って指を接触させ負傷した。
07.8.25	江田島において、カッター内で作業中の隊員の額に命索が当たり負傷した。
07.8.25	横須賀港に停泊中の掃海母艦「うらが」において、隊員がロープを使用した降下を実施していたところ、ロープが右手に絡み負傷した。
07.9.26	相模湾において、護衛艦「はつゆき」の機関室内排気管の天井付近から出火した。
07.9.26	呉港に停泊中の水母処分母船「YDT04」において、陸上電源ケーブルの船内取り込み作業中、ケーブル端子がスパークし、隊員の作業服に引火し火傷を負った。
07.10.22	横須賀港に停泊中の掃海母艦「うらが」において隊員が甲板を掃布で拭っていた際、開放されていたハッチに気付かず落下し負傷した。
07.10.22	三菱重工業株式会社長崎造船所内で作業中の護衛艦「ちょうかい」において、隊員が移動の際に開口部を被っていたベニヤ板を踏み抜き、下の甲板に落下し負傷した。
07.12.14	横須賀港に停泊中の護衛艦「しらね」のCICから出火し、CICが全焼した。
08.2.19	護衛艦「あたご」が野島崎南方海域を航行中に漁船と衝突、漁船は沈没、漁船の乗員2名が行方不明となった。

防衛省注）なお、上記の他、2008年3月3日に外洋練習航海実施中の「はまゆき」が、ベトナムホーチミン港入港時にカンボジア船籍の中型貨物船と接触（人員被害なし）した事案がある。

## 第4章

# 市民と 自治体に できること

# 市民と自治体に できる 9のこと

## 考え方： 市民の安全保障

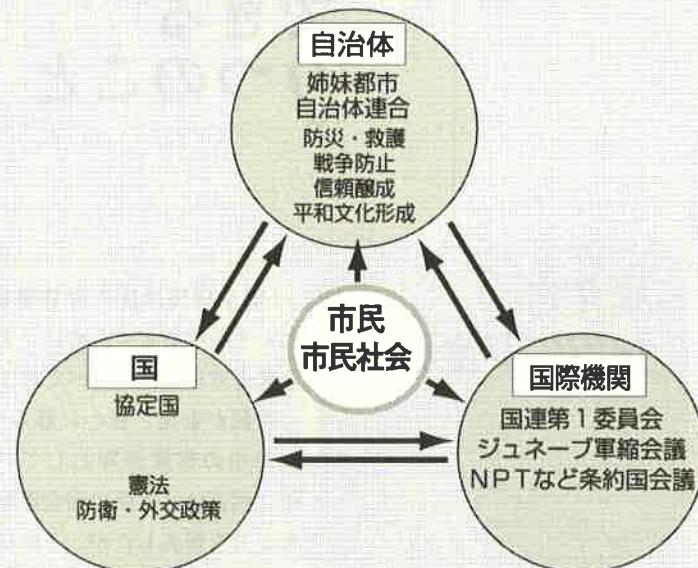
「安全保障は国の専管事項である」という誤解をとくために、まず基本的な考え方を簡単に述べておきたい。

市民が安全、安心に暮らすために、世界中の市民が努力している。1994年に国連は「人間の安全保障」という考え方を導入したが、それは、安全保障を「国家の論理」から「人間の論理」へと転換しようとする試みであった。この転換を遂げる主体は誰であろうか。

地球上の人間は、国際社会を構成している。国際社会に公正を高めなければ安全や安心を高めることはできないということが、いまや常識になっている。したがって、安全保障は国際社会全体を視野に入れて取り組むべき課題であり、それを構成している人間、つまり「地球市民」が「人間の安全保障」を実現する主人公にならなければならない。「人間の安全保障」とは私たち市民が主体となる「市民の安全保障」であるととらえ返したい。

地球市民は、居住地域では自治体の主権者であり、国の中では国家の主権者であり、さまざまな国際機関に非政府組織（NGO）としてますます強い発言権を獲得している。いま市民は、安全、安心の向上を求める主権者として、少なくとも「自治体」「国」「国際機関」の3つの機関に仕事を託している。そして、これら3つの機関はそれぞれ影響を及ぼしあうチャンネルをもっている。図に示すと178ページの三角形のようになる。図で明らかなように、自治体もまた安全保障を実現するために不可欠な当事者である。

## 市民主体と安全保障



このような構図を頭に描きながら、市民と自治体ができる具体的な9つのアプローチを提案したい。

### 1. 非核宣言自治体を広げていく

もし、あなたの住む都市がまだ「非核宣言」を行っていないならば、地域からの取り組みをそこからスタートさせよう。以下は、日本における「非核宣言自治体」の現状をイメージするためのいくつかの手がかりである（08年6月1日現在。データシート15（188ページ））。

- 国内の全自治体数（1858）のうち、77.8%にあたる1,446の自治体が宣言を行っている。
- 神奈川、石川、山梨、大阪、三重、広島、鳥取、長崎の1府7県では、宣言率100%が達成されている（府県及び府県内の全自治体が宣言している）。
- 47都道府県のうち、38都道府県が道府県として宣言を行っている（未宣言は、青森県、茨城県、栃木県、東京都、新潟県、岐阜県、静岡県、兵庫県、島根県の1都8県）。
- 17の政令指定都市（政令で指定する人口50万以上の市）のうち、15自治体が宣言を行っている（未宣言は浜松市と福岡市）。
- 35の中核都市（人口30万以上の市）のうち、34の自治体が宣言を行っている（未宣言は豊田市）。
- 東京23区のうち、22区が宣言を行っている（未宣言は渋谷区）。
- 全国の非核宣言自治体内には、日本の総人口（約1億2700万人）の86.3%を占める約1億1100万人が居住している。

### 9つの提案

- 非核宣言自治体の合計面積（約26万3900km<sup>2</sup>）は、日本の総面積（約37万2600km<sup>2</sup>）の75.9%を占めている。

こうした状況を、私たちがすでに持っている貴重な「財産」として、十分に活用しつつ、さらなる拡大を目指していくたい。

いわゆる「平成の大合併」による自治体数の減少、ならびに合併前の市町村の宣言失効の影響で非核自治体件数は大きく減少したが、05年以降、「非核宣言」を「復元」しようとする市民・自治体の努力は確実に実を結んでいる。05年から08年にかけ、非核自治体数は再び増加傾向にあり、08年6月1日現在の宣言率は、最も低くなった05年の67.1%より10.7ポイントも高い77.8%である。本イアブックの対象期間(07年1月～08年3月)においても、新たに宣言を行った自治体の数は26自治体にのぼる。三重県は、07年3月に津市が宣言したことにより、新たに宣言率100%の自治体の仲間入りをした。栃木県では、同じく07年3月の佐野市及び日光市の宣言を受けて、県自身を除く県内すべての自治体が宣言自治体となった。地域での努力を継続し、すべての都道府県での宣言率100%を目指したい。

所属する自治体に市民が働きかける方法には、申し入れ、署名、請願などによる地方議員、地方議会、首長への働きかけ、議員選挙のテーマとすること、メディアの活用などが考えられる。

## 2. 日本非核宣言自治体協議会に加盟する

非核宣言を行った自治体は、「日本非核宣言自治体協議会」(以下、「協議会」。キーワードE2)に参加することで、相互学習と協力を強め、各地の平和活動をより魅力あるものにできるだろう。

協議会は、国内非核自治体の拡大を追求するとともに、自治体間の「横の連携」を強化し、情報提供や人的交流の促進を図ることで自治体の平和活動の発展に寄与することをめざして04年に設立された。08年6月1日現在、全国の非核自治体の16.7%を占める242の自治体が加盟している。市町村合併の影響により、協議会の加盟自治体数も03年から05年にかけて減少したが、その後ふたたび増加し、08年の全国の非核自治体総数に占める割合は過去最高にまで増加している(データシート15(188ページ))。

協議会への加盟を通じ、自治体がそれぞれに培ってきた平和事業の経験やノウハウを共有することで、新たなアイデアが生まれ、各地での動きを活発化することができる。協議会は、加盟自治体が行った平和事業の詳細なデータを例年収集し、加盟自治体に配布している(昨年のデータはホームページでも公開している)。データシート17(193ページ)に、非核宣言自治体の

活動と事業を分類整理して紹介する。

また、協議会に加盟することで、個々の地域における自治体間の連携を強化し、全国や世界各国に向けたアピールを共同で発信することも可能となる。07年8月9日には、協議会に加盟する沖縄13自治体の首長らが「核兵器廃絶と恒久平和へのアピール」を発表するとともに、県内非核宣言自治体のさらなる連携を訴え、未加盟自治体に加盟を呼びかけた。

こうした自治体間の共通のテーマとして、「北東アジア非核兵器地帯」設立を求めていくことは有効である。協議会は、08年5月の総会で、新規事業として北東アジア非核兵器地帯構想を普及させるためのPRパンフレットの作成など、構想実現に向けた啓発事業に取り組むことを決定した。協議会への加盟は、個々の自治体だけでは困難なこうした取り組みを行う際の強力なバックアップとなる。

協議会参加を市民が働きかけるためには、担当課への直接の申し入れや議員、議会を通じての申し入れが有効である。その際、協議会が行う自治体担当者研修会や平和学習教材の提供など、協議会参加によって受けるメリットを具体的に説明できることが大切であろう。

## 3. 平和市長会議に加盟する

国際組織「平和市長会議」(会長:秋葉忠利広島市長)に参加することで、志を同じくする世界の自治体との協力関係を深め、自治体の国際的な情報収集・発信力を高めていくことができるだろう。世界129か国・地域の2,277都市が加盟する「平和市長会議」は、「核兵器廃絶のための緊急行動—2020ビジョン」の一環として、人々が日常生活を営む場所を核攻撃の目標にしないよう求めるプロジェクト(キーワードE1)を進めている。こうした取り組みへの支持は、核保有国の自治体を含め国際的に拡大している。国内においても「日本非核宣言自治体協議会」(07年5月17日)はもちろんのこと、国内の783市、23区が参加する(08年4月1日現在)「全国市長会」(07年7月4日)においても賛同決議が採択された。このプロジェクトに参加することにより、市民は、日本政府や核兵器保有国政府に対して核兵器廃絶に向けた誠実な交渉開始と都市への核攻撃目標解除を要請するよう、自治体を促すことができる。

また、「平和市長会議」加盟都市の首長らは、NPT 再検討会議（準備委員会）や国連総会第一委員会など、核軍縮をテーマとした国際会議の場に「市長代表団」を派遣してきている。05年 NPT 再検討会議においては、実に16か国80都市の市長ら167人（うち市長51人）が参加し、核兵器廃絶を願う世界中の市民の声を力強くアピールした。平和市長会議に参加することで、日本の自治体首長もこうした機会を十分に活用していくことが可能となる。国内自治体を対象とした「平和市長会議」への加盟呼びかけは08年2月に開始された。現在までに、全国139自治体が新たにメンバーとなっている（データシート16（192ページ））。このうち半数以上の73自治体は、まだ日本非核宣言自治体協議会に加盟しておらず、また、73のうち8つの自治体は非核宣言を行っていない。これらの情報を活用しながら、あなたの住む自治体や関係する自治体に対し、両方の組織に加盟するよう働きかけてゆこう。「平和市長会議」への加盟申請書及び自治体首長宛ての加盟呼びかけ文は、次のホームページからダウンロードすることができる。

[www.mayorsforpeace.org/jp/index.html](http://www.mayorsforpeace.org/jp/index.html)

#### 4. 「非核（平和）委員会」を各地につくる

「非核宣言」の理念を実現していくためには、市民と自治体が協力して、自治体の非核平和施策を協議する恒常的な「制度」をつくることが重要だ。具体的には、市民と自治体職員で構成する「非核（平和）委員会」や有識者委員会の設置があげられる。非核宣言自治体の担当課が事務局となることも考えられる。市民の自主性が最大限重視されることはもちろんだが、市民の側にも説明責任に応える透明性の高い運営が求められる。議会の支援も必要だ。

「委員会」の主な役割には、次のようなことが含まれるだろう。

- ①核軍縮・平和問題に関する幅広い市民教育の実施
- ②核をめぐる国内や国際動向に関する継続的な情報収集
- ③条例、議会決議、意見書、首長宣言など、自治体としての施策の協議や提案
- ④自治体の平和事業の継続的なフォローアップ

「非核（平和）委員会」の活動にとって大事なことは継続性と専門的蓄積

である。そのためには、専従する自治体職員や外部スタッフによる人的支援が欲しい。自治体自身が相応の財政負担をすることが前提だが、市民の拠金を呼びかけ、市民の参加意識を促進する方法もある。

実績のある先進例として、たとえば藤沢市（神奈川県）では、公募による市民と市で構成する「平和の輪を広げる実行委員会」が自治体の担当課を事務局として定期的な協議を重ねつつ、市と協働で平和事業に取り組んでいる。西東京市（東京都）の「非核・平和西東京市民の会」の場合も同様である。

また、長崎においては、市民と自治体による恒常的な組織として、「核兵器廃絶地球市民長崎集会実行委員会」（委員長：土山秀夫元長崎大学学長）がある。同実行委員会は、長崎県、長崎市、一般市民及びNGO、そして財団法人長崎平和推進協会のそれぞれの代表により構成され、集会を開催する場合には、これらに加えて政治的立場や世代を超えた多くの市民が、「組織の代表」ではなく、「一個人」の会員として参加するかたちをとっている。これら4者の共催として、2000年、03年、06年の3回にわたって、世界各国からNGO・市民が長崎に集う「核兵器廃絶——地球市民集会ナガサキ」が開催された。この他にも、核兵器廃絶への世論喚起をめざしたさまざまな学習会などを日常的に行っている。

#### 5. 「条例づくり」にとり組む

「非核宣言」を活用し、継続的、具体的に発展させる方法の一つは、宣言に基づいた条例をつくることである。例として神奈川県藤沢市がある。「藤沢市核兵器廃絶平和都市宣言」（82年6月22日）に基づき、「藤沢市平和基金条例」（89年3月31日）を制定することで継続的、安定的な平和事業の推進のための財源確保をめざし、さらに、「藤沢市核兵器廃絶平和推進の基本に関する条例」（95年3月30日）によって、自治体と市民との協力のもと平和事業を行っていくことを条例で義務づけている\*。

また、神奈川県大和市は、「平和都市宣言」（85年9月19日）に基づき、「次世代に戦争の記憶をつなげる条例」（02年9月27日）\*\*\*というユニークな条例を制定した。条例は、戦争を知らない世代に戦時体験を伝え、それをきっかけとして平和問題を考える機会を作るという事業の実施を市長に求めるものである。市民と市民団体で構成される大和市平和都市推進事業と市が協力

し、戦争体験の語り部の発掘、小・中学校、高校への語り部の派遣、戦争体験者の語りのビデオ保存などが行われている。

条例作りには、前項で述べた「非核（平和）委員会」が、大きな役割を果たすだろう。

※藤沢市 HP ([www.city.fujisawa.kanagawa.jp](http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp)) から条例名で検索できる。  
※※大和市 HP([www.city.yamato.lg.jp](http://www.city.yamato.lg.jp)) から条例名で検索できる。

## 6. 市民参加型で啓発活動を広げる

市民や自治体は、協力してさまざまな啓発活動に取り組もう。前述の「非核（平和）委員会」があれば、そこの重要な仕事になるが、「委員会」がなくても催しごとに市民参加型を追求することが大切だ。それによって、コアとなる市民と職員との信頼関係を育てることができる。

啓発活動の企画には、時局の市民の関心を的確に把握することが大切であり、その意味でも市民参加が必要である。また、核・平和に詳しい NGO との日頃の情報交換が必要であろう。

参加型啓発活動には、たとえば次のような機会が活用できる。

1. 広島、長崎の原爆資料館への訪問。とりわけ、8月6日（広島）、8月9日（長崎）の原爆慰靈祭への参加や、そこで開催される諸行事への参加と組み合わせる。
2. 地元に住む被爆者の証言、原爆写真展、原爆を題材にした映画の上映などの機会を作り、被爆体験の次世代への継承に取り組む。
3. ほぼ毎年春に開かれる核不拡散条約（NPT）に関する政府会議、毎年10月頃に開催される国連総会第1委員会（軍縮）の活用。それらと並行して開催される平和市長会議、その他の NGO 行事への参加。このような機会に開かれる NGO の会議には「若者フォーラム」といったプログラムが含まれているものが多いので、高校生・大学生を派遣するチャンスともなる。

## 7. 核実験や日本の核武装論など 内外の事件に反応していく

多くの自治体が行ってきた核実験や未臨界核実験への抗議文の送付は、重要であるとともに有効である。また、政治家の核武装発言や核兵器の使用を容認する趣旨の発言などがあったときに非核自治体として批判することも世論形成に大切である。

07年6月30日の、久間防衛相（当時）による「原爆投下はやむをえなかった」という発言に対して、広島、長崎両市長は、抗議の意志を示すとともに、核廃絶へのいっそうの取り組みを政府に求めた（キーワード D4 (126 ページ)）。

抗議や批判だけではなくて、軍縮に前向きな貢献をした政府に激励のメッセージを送ることも大事だ。タイムリーかつ説得力をもってそうしたアクションをとるためには、背景にある事実情報を理解し、常に情報をアップデートしておくことが必要である。「非核（平和）委員会」がそのような役割を担うことができるだろう。また、自治体の担当部署と事情に精通した NGO との連絡体制を日頃から緊密にしておくことを勧めたい。

## 8. 国際的発信を強める

地方自治体として非核化や平和のための取り組みをしたとき、それを当該自治体の市民に知らせるだけではなくて、海外の自治体や市民に知らせるようにしよう。地方議会が決議をあげたとき、首長が声明文や抗議文を出したとき、どんな小さな取り組みでも、それを海外発信することが大切だ。選挙で選ばれた議会や首長の取り組みは、それを支える多くの市民を代表している重みがあり、その重みは私たちが考える以上に海外で高く評価される。海外の自治体や市民に賛同を広げるだけではなくて、日本そのものに対する国際的信頼を高める役割を果たしている。その意味では、海外発信そのものが具体的な自治体の平和外交になる。

発信には、さまざまな道筋が考えられる。姉妹都市がある場合には、まず姉妹都市に知らせよう。平和市長会議に参加している自治体のリストも利用可能だ。また、核兵器廃絶に関心がある世界中の市民団体が見ている電子メー

### ★アボリション・コーカス（英語） の登録方法

リストへの登録は自動になっています。  
メールを受け取りたいアドレスから、何も書いていないメールを次のアドレスに送るだけで登録できます。

[abolition-caucus-subscribe@yahoo-groups.com](mailto:abolition-caucus-subscribe@yahoo-groups.com)

ル・リストサービスの「アボリション・コーカス」(前ページの囲みに加入方法)に流すと、市民団体を通して広がって行くだろう。

多くの場合、英語での発信が必要となるが、海外発信の作業を市民団体と自治体が協力を強める契機とすることも可能であろう。

## 9. 「北東アジア非核兵器地帯」設立を 共通のテーマとする

「北東アジア非核兵器地帯の早期設立を求める」という簡潔な要求を掲げた決議、意見書、宣言を出す非核自治体運動を起こそう。

北東アジア地域における緊張緩和が、この地に住むすべての人々の平和と安全に資することは間違いない。この地域に「協調的安全保障の枠組み」をつくっていく現実的な第一歩として、「北東アジア非核兵器地帯」の設立は、極めて実現性のある構想だ<sup>\*</sup>。北朝鮮の核問題をめぐる6か国協議が一定の進展を見せており、実現に向けた一歩を踏み出す好機である。

※「北東アジア非核兵器地帯」構想の詳細は、ピースデポ HP 参照。構想の実現可能性をわかりやすい9つのポイントで解説したリーフレット「北東アジアに非核兵器地帯を」もダウンロードできる。www.peacedepot.org

「北東アジア非核兵器地帯」を求める声は、広島市、長崎市をはじめ各地の自治体からすでに上がっている。前述のように、08年5月に開かれた日本非核宣言自治体協議会の総会は、北東アジア非核兵器地帯構想の普及をめざし、PRパンフレットの作成などを決定している。長崎市の平和宣言（資料3-17（269ページ））は、「すでに非核兵器地帯となっているカザフスタンなどの中央アジア諸国や、モンゴルに連なる『北東アジア非核兵器地帯構想』の実現を目指すとともに、北朝鮮の核廃棄に向けて、6か国協議の場で粘り強い努力を続け」るよう日本政府に訴えている。日本非核宣言自治体協議会も、日本政府に対し北東アジア非核兵器地帯設立に粘り強くとり組むよう求める内容の決議を採択した（06年7月28日）。また、埼玉県新座市、奈良県、岩手県などいくつかの自治体で北東アジア非核兵器地帯の実現を求める意見書が採択されている。

自治体による決議、宣言、意見書の文例としては、市民団体による「今こそ、北東アジア非核地帯の設立を！」国際オンライン署名のテキストが活用でき

るだろう。（左の囲み参照）

国際オンライン署名

### 要請文

6か国協議参加国（大韓民国、朝鮮民主主義人民共和国、日本、中華人民共和国、ロシア連邦、アメリカ合衆国）政府の皆様

60年以上も続く核兵器の脅威に苦しんできた北東アジア地域の平和と安定を確固たるものにする一つの手段として、私たちは北東アジア非核兵器地帯の設立を求めます。

私たちは、「スリー・プラス・スリー」構想、すなわち、大韓民国、朝鮮民主主義人民共和国、日本の3か国が地帯を形成する中心的国家となり、近隣の3つ（中華人民共和国、ロシア連邦、アメリカ合衆国）が安全の保証を供与することにより支援国となる構想を提案します。

この案は、1992年の「朝鮮半島の非核化共同宣言」および日本の「非核三原則」を基盤とすることができ、現実的かつ達成可能なものです。

南半球の陸地のほぼ全てと海洋の3分の2はすでに非核兵器地帯になっています。今こそ勇気を持って行動し、北東アジア非核兵器地帯の設立によって非核兵器地帯を北半球へと拡大すべきときです。

<http://www.petitiononline.com/meanwf2/petition.html>

への働きかけには、超党派の「核軍縮・不拡散議員連盟」（PNND）や民主党の「核軍縮促進議員連盟」など、議員との協力も必要であろう（キーワードE4（154ページ））。

# 15. 非核宣言自治体の現状

## 【1】都道府県別データ

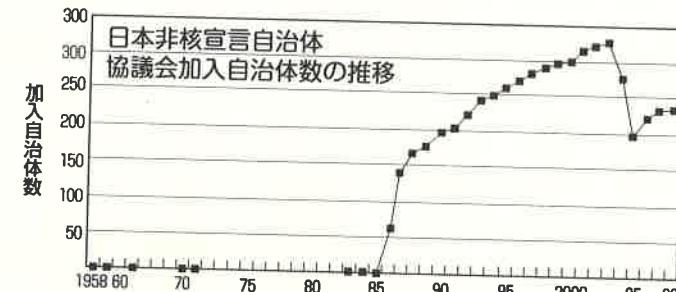
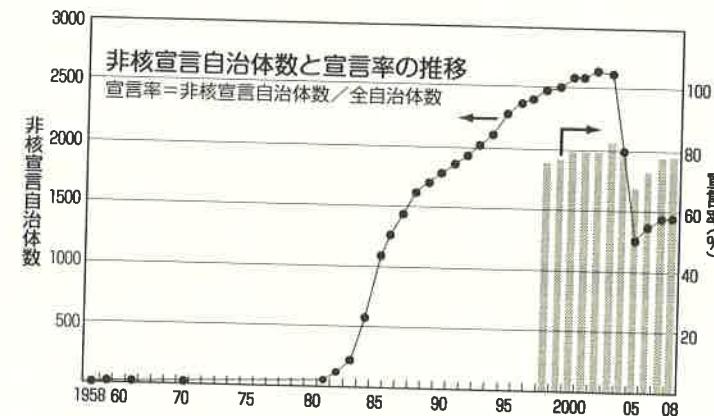
08年6月1日現在、出典：日本非核宣言自治体協議会ホームページ

(宣言率、会員率は四捨五入した)

都道府県	全自治体数 A	非核宣言 自治体数 B	宣言率 B/A	「協議会」 会員数 C	会員率 C/B
北海道	181	97	54%	15	16%
青森県	41	20	49%	0	0%
岩手県	36	33	92%	3	9%
宮城県	37	25	68%	2	8%
秋田県	26	20	77%	4	20%
山形県	36	33	92%	4	12%
福島県	61	41	67%	2	5%
茨城県	45	33	73%	9	27%
栃木県	32	31	97%	2	7%
群馬県	39	34	87%	6	18%
埼玉県	71	52	73%	4	8%
千葉県	57	51	90%	9	18%
東京都	63	51	81%	13	26%
神奈川県	34	34	100%	9	27%
新潟県	32	21	66%	6	29%
富山県	16	15	94%	4	27%
石川県	20	20	100%	2	10%
福井県	18	8	44%	0	0%
山梨県	29	29	100%	9	31%
長野県	82	76	93%	6	8%
岐阜県	43	21	49%	2	10%
静岡県	42	26	62%	3	12%
愛知県	62	34	55%	11	32%
三重県	30	30	100%	7	23%
滋賀県	27	26	96%	3	12%
京都府	27	23	85%	3	13%
大阪府	44	44	100%	17	39%
兵庫県	42	29	69%	4	14%
奈良県	40	38	95%	2	5%
和歌山县	31	23	74%	3	13%
鳥取県	20	20	100%	2	10%
島根県	22	11	50%	3	27%
岡山県	28	18	64%	2	11%
広島県	24	24	100%	14	58%
山口県	21	13	62%	0	0%
徳島県	25	22	88%	3	14%
香川県	18	15	83%	1	7%
愛媛県	21	16	76%	1	6%
高知県	35	27	77%	3	11%
福岡県	67	59	88%	11	19%
佐賀県	21	18	86%	0	0%
長崎県	24	24	100%	12	50%

都道府県	全自治体数 A	非核宣言 自治体数 B	宣言率 B/A	「協議会」 会員数 C	会員率 C/B
熊本県	49	42	86%	3	7%
大分県	19	16	84%	4	25%
宮崎県	31	30	97%	4	13%
鹿児島県	47	35	75%	1	3%
沖縄県	42	38	91%	14	37%
合計	1,858	1,446	78%	242	17%

## 【2】非核宣言自治体数の推移



# 14. 非核宣言自治体の現状

## [3]都道府県別面積・人口データ

08年6月1日現在、出典：日本非核宣言自治体協議会ホームページ

都道府県	全自治体数★	非核宣言自治体数★	全人口(人)	宣言自治体人口(人)	宣言自治体人口割合	総面積(km <sup>2</sup> )	宣言自治体面積(km <sup>2</sup> )	宣言自治体面積割合	都道府県	全自治体数★	非核宣言自治体数★	全人口(人)	宣言自治体人口(人)	宣言自治体人口割合	総面積(km <sup>2</sup> )	宣言自治体面積(km <sup>2</sup> )	宣言自治体面積割合						
北海道	180	96	5,800,705	4,482,070	80.0%	78,458.83	44,442.62	56.5%	鹿児島	27	17	1,951,420	1,634,409	83.8%	7,106.07	4,031.84	56.7%						
青森	40	20	1,445,592	828,725	57.3%	9,607.05	4,794.05	49.9%	宮崎	23	23	2,867,423	2,867,423	100.0%	8,479.03	8,479.03	100.0%						
岩手	35	32	1,377,666	1,279,629	92.9%	15,278.85	13,129.00	85.9%	山口	20	12	1,489,176	1,289,665	86.6%	6,112.73	4,468.13	73.1%						
宮城	36	24	2,340,485	1,766,966	75.5%	7,285.74	3,982.97	54.7%	中国地方計	110	82	7,653,794	6,821,653	85.5%	31,912.87	24,461.42	77.8%						
秋田	25	19	1,143,829	904,041	79.0%	11,590.20	9,062.21	78.2%	福岡	24	21	811,678	752,380	92.7%	4,145.90	3,515.12	84.8%						
山形	35	32	1,204,099	921,093	76.5%	9,323.44	7,159.90	76.8%	愛媛	17	14	1,023,074	958,982	93.7%	1,876.51	1,476.88	78.7%						
福島	60	40	2,089,439	1,624,580	77.8%	13,782.75	9,612.11	69.7%	高知	20	15	1,479,775	1,350,024	91.2%	5,677.55	4,803.43	84.6%						
東北地方計	231	167	9,601,110	7,325,034	76.5%	66,868.03	47,740.24	69.2%	四国地方計	95	76	4,106,946	3,726,677	90.4%	18,805.00	14,214.13	77.6%						
茨城	44	33	2,986,115	2,314,123	77.5%	5,892.90	4,006.59	68.0%	福岡	66	58	5,030,311	3,423,246	68.1%	4,976.59	4,048.77	81.4%						
栃木	31	31	2,006,363	2,006,363	100.0%	6,408.28	6,408.28	100.0%	長崎	20	17	868,562	791,744	91.2%	2,439.58	2,218.74	90.9%						
群馬	38	33	2,016,236	1,669,426	82.8%	6,363.16	5,333.76	83.8%	熊本	48	41	1,852,073	1,688,028	91.1%	7,405.69	4,095.55	100.0%						
埼玉	70	51	7,042,044	5,826,470	82.7%	3,797.25	2,303.82	60.7%	大分	18	15	1,218,066	1,075,811	88.3%	6,339.34	4,911.45	77.5%						
千葉	56	50	6,058,248	5,816,015	96.0%	5,156.46	4,482.92	86.9%	宮崎	30	29	1,167,509	993,889	85.1%	7,734.78	7,081.47	91.6%						
東京	62	51	12,361,736	12,024,624	97.3%	2,177.97	1,726.27	79.3%	鹿児島	45	34	2,008,198	1,671,218	83.2%	9,188.36	5,712.61	62.2%						
神奈川	33	33	8,741,025	8,741,025	100.0%	2,415.84	2,415.84	100.0%	九州地方計	250	217	13,626,865	11,126,082	86.7%	42,179.89	33,779.42	83.0%						
関東地方計	334	282	41,211,767	38,398,046	90.9%	32,211.86	26,677.48	82.7%	沖縄	41	37	1,040,812	987,232	94.9%	2,275.53	1,951.64	85.8%						
新潟	31	21	2,425,683	2,072,157	85.4%	12,583.47	7,888.19	62.7%	全国合計	1810	1408	126,963,453	110,701,553	86.3%	372,553.78	263,874.16	75.9%						
富山	15	14	1,110,713	1,052,748	94.8%	4,247.55	3,578.69	84.3%	日本非核宣言自治体協議会のデータをもとにビースデボ作成。 ★都道府県全体として宣言を行っているものを抜いているため、データシート15【1】の数値と異なる。														
石川	19	19	1,169,249	1,169,249	100.0%	4,185.48	4,185.48	100.0%															
福井	17	7	818,443	583,960	71.4%	4,189.28	2,461.26	58.8%															
山梨	28	28	875,621	875,621	100.0%	4,460.67	4,460.67	100.0%															
長野	81	75	2,184,596	1,820,443	83.3%	13,562.23	11,789.86	86.9%															
岐阜	42	21	2,100,413	1,562,584	74.4%	10,621.17	4,589.38	43.2%															
静岡	41	26	3,775,367	2,372,594	62.8%	7,715.15	4,151.21	53.8%															
愛知	61	33	7,145,614	4,875,647	68.2%	5,163.43	2,037.92	39.5%															
三重	29	29	1,857,090	1,857,090	100.0%	5,777.17	5,777.17	100.0%															
中部地方計	364	273	23,462,789	18,242,093	84.0%	72,505.60	50,919.83	72.1%															
滋賀	26	25	1,371,577	1,290,953	94.1%	4,017.36	3,770.35	93.9%															
京都	26	22	2,562,282	2,328,483	90.9%	4,608.19	3,334.75	72.4%															
大阪	43	43	8,665,105	8,665,105	100.0%	1,897.72	1,897.72	100.0%															
兵庫	41	29	5,580,497	5,143,582	92.2%	8,395.53	4,946.04	58.9%															
奈良	39	37	1,425,308	1,351,915	94.9%	3,691.09	3,409.74	92.7%															
和歌山	30	22	1,053,896	812,628	77.1%	4,726.28	2,328.78	49.3%															
近畿地方計	205	178	20,658,665	19,592,666	91.5%	27,336.17	19,687.38	71.1%															
鳥取	19	19	606,695	606,695	100.0%	3,507.26	3,507.26	100.0%															
島根	21	11	739,080	423,461	57.3%	6,707.78	3,975.16	59.9%															

# 16. 日本国内の「平和市長会議」 加盟自治体

下線は「日本非核宣言自治体協議会」の加盟自治体  
※印は非核宣言を行っていない自治体  
( ) は、都道府県ごとの自治体数。

北海道 (7)	千曲市	北杜市	安芸高田市	長崎市
美唄市	松本市	甲府市	滝町	雲仙市
登別市	川上村	静岡市 (3)	世羅町	島原市
足寄町	東御市※	熱海市	安芸太田町	平戸市
歌志内市	高森町	下田市※	大崎上島町	南島原市
北広島市	上田市※	伊豆の国市	尾道市	五島市
上川町			東広島市	松浦市
羽幌町			福山市	西海市
秋田県 (3)		愛知県 (3)	三次市	対馬市
大館市		豊橋市	庄原市	川棚町
湯沢市		蟹江町		東彼杵町
大仙市		扶桑町		
岩手県 (1)			鳥取県 (3)	
平泉町			倉吉市	大分県 (2)
山形県 (3)		三重県 (4)	鳥取市	宇佐市
天童市		伊賀市	米子市	別府市
新庄市		名張市		
米沢市		熊野市	島根県 (1)	熊本県 (6)
宮城県 (1)		松阪市	雲南市	阿蘇市※
美里町			高島市	合志市
福島県 (3)		滋賀県 (4)	彦根市	人吉市
喜多方市	茨城県 (4)	高島市	米原市	水俣市
白河市※	古河市※	彦根市	三好市	天草市
本宮市※	北茨城市	米原市	甲良町	宇土市
新潟県 (5)	守谷市	甲良町	香川県 (1)	宮崎県 (2)
上越市	水戸市	香川県 (1)	さぬき市	延岡市
長岡市		京都府 (1)	愛媛県 (4)	都城市※
新潟市		宇治市	伊予市	
胎内市		大阪府 (3)	宇和島市	
十日町市		箕面市	四国中央市	沖縄県 (6)
富山県 (2)		富田林市	新居浜市	那霸市
富山市		堺市		宜野湾市
入善町		奈良県 (1)	高知県 (2)	石垣市
石川県 (1)		五條市	土佐清水市	沖縄市
野々市町		兵庫県 (1)	宿毛市	南風原町
長野県 (7)		播磨町	福岡県 (3)	西原町
駒ヶ根市		広島県 (16)	太宰府市	
		広島市	福津市	
		江田島市	星野村	
		大竹市		
		吳市		
		多久市		
		三原市		
		廿日市市		
				合計： 139 自治体

平和市長会議のデータは2008年6月2日現在。日本非核宣言自治体協議会のデータは2008年6月1日現在。宣言の有無については、一部ピースデボの調査によるアップデートを含む。

# 17. 非核宣言自治体の活動と事業

以下は、日本の非核宣言自治体がこれまでとり組んだ主要な活動や事業を分類整理したものである。すべてが網羅されているわけではない。他にユニークな取り組みをご存知の方は、編集部にご一報いただければ幸いである。

## 1. 宣言や条例の制定

- 宣言（手続きにより3種類のものがある）

- ①首長提案・議会決議のもの、
- ②市民または議員提案・議会決議のもの、
- ③再度の宣言を議会が決議したもの。  
(内容)核兵器の廃絶と恒久平和を訴える、非核港湾を訴える、放射性物質等の持ち込みや原子力関連施設の立地を拒否する、など。

- 条例（内容によりほぼ3種類に分類できる）

- ・非核平和条例（核兵器の通過などを具体的に禁止している。市民や市長の不断の努力を規定し、企画の段階からの市民参加を明文化している）
- ・平和条例（平和行政、予算化などを明記）
- ・平和基金条例（億単位の基金を制定し、利息による平和事業の実施、募金の拡大をめざす）

## 2. 首長・議長の抗議や要請行動

- ・核爆発実験に対する抗議文の持参・送付
- ・未臨界核実験に対する中止要請文、抗議の持参・送付
- ・NPT再検討会議への参加と要請。

## 3. 議会の決議など

- ・非核三原則の堅持を求める意見書

- ・ミサイル発射実験、核爆発実験に抗議する決議
- ・包括的核実験禁止条約(CTBT)の制定を求める意見書
- ・非核法の制定を求める意見書
- ・核兵器禁止の国際条約の制定を求める決議
- ・核兵器搭載艦船の入港を認めない港湾条例を求める決議
- ・ plutonium輸送の情報公開を求める意見書
- ・高速増殖炉「もんじゅ」の安全管理に関する意見書
- ・核燃料再処理事故に関する意見書

## 4. 市民への情報発信

- ・宣言文の掲示（プレート、垂幕、碑など）
- ・図書館での平和関連図書コーナーの設置
- ・ホームページ、広報誌、ローカル誌、ケーブルテレビを使った情報発信
- ・市民キャンペーン（祭りなど市民の集まるところで広報活動）
- ・平和の映画ビデオや図書の貸出

## 5. 啓発プログラムの強化

- ・平和に関する各種講演会・セミナー、被爆体験・戦争体験を聞く会、戦時中の食事体験講座、原爆パネル・資料展（海外含む）、映画会、朗読劇、コンサート、書道展、ミュージカルなど

- ・平和啓発ステッカーの公用車への貼り付け
- ・無料電車「平和号」の運行
- ・啓発用品の市民・公共施設への配布(パンフレット、カレンダー、花の種、文具、カードなど)
- ・平和副読本の作成、マンガの発行、日本国憲法の冊子作成と配布
- ・戦争体験の証言集・ビデオ・絵の作成
- ・国内ジャーナリスト研修
- ・被爆クスノキ二世植樹

#### 6. 情報収集・管理

- ・平和資料館、展示室、資料コーナーの運営・企画展などの実施
- ・平和関連資料(海外のものも含む)の収集・貸出

#### 7. フィールドワーク

- ・市民(子ども、若者、留学生を含む)、自治体職員、議員の広島・長崎・沖縄への派遣
- ・戦跡、米軍基地、平和資料館・美術館・博物館などの見学ツアー
- ・他の非核自治体協議会や海外の姉妹都市との市民交流

#### 8. 市民参加

- ・平和標語・作文コンクール、平和の絵募集
- ・折り鶴コーナーの設置、千羽鶴の作成
- ・平和基金の募金活動
- ・スポーツ大会の開催
- ・平和ボランティアの募集、育成、派遣

#### 9. 市民との協力事業、および支援

- ・市民団体・文化団体との共催事業(国際会議、平和のつどい、講演会、映画会、コンサート、原爆展、スポーツなど)
- ・市民団体への補助金の交付、事業費の一部負担
- ・市民団体への事業委託
- ・市民海外インターンシップ制度補助金

#### 10. 被爆者支援

- ・見舞金、助成金等の支給
- ・栄養食品の支給
- ・被爆者団体への育成補助

#### 11. 記念式典

- ・黙祷の実施、半旗の掲揚
- ・平和記念式・戦没者追悼式・慰靈祭
- ・平和の鐘の打鐘

## 用語の説明

### ●拡散防止構想

(PSI, Proliferation Security Initiative)  
2003年5月にブッシュ米大統領がクラコフ(ポーランド)で発表した構想。大量破壊兵器・ミサイル・その関連部品などを搭載している船舶・航空機を臨検し、積荷を押収することを目指したもの。03年9月の第3回 PSI 総会(パリ)では、「阻止原則宣言」が採択されている。現在、15か国がコアグループとして参加し、計60か国が支持を表明している。04年10月には、相模湾沖で日本主催の PSI 合同演習も行われている。

### ●イージス・システム

洋上防空能力など艦船防御能力を備えた艦上戦闘システム。レーダーやソナーを利用して複数の目標に関する情報を同時に処理し、誘導ミサイルなどを用いてそれらを同時攻撃できる。近年では、弾道ミサイルに対する迎撃能力を備えたミサイル SM3 が組み込まれるようになってきている。「イージス」はギリシャ神話の神の盾。

### ●オスロ・プロセス

クラスター爆弾の全面禁止条約締結を目指した条約案交渉プロセス。国連や赤十字委員会、NGO「クラスター爆弾連合(CMC)」などの働きかけが後押しとなり、07年2月、ノルウェーなど49か国が「オスロ宣言」を採択して条約交渉が始まった。以後、リマ(07年5月・68か国)、ウィーン(07年12月・138か国)、ウェーリントン(08年2月・103か国)において条約案の交渉がなされ、08年5月、ダブリンにて行われた5回目の会議で、111の参加国全会一致で、「クラスター爆弾禁止条約」が採択された。

### ●核軍縮・不拡散議員連盟

(PNND, Parliamentarians for Nuclear Non-proliferation and Disarmament)

国際 NGO「中堅国家構想」(MPI)の提唱で2001年に創設された、核軍縮を目指す国際的な議員集団。08年4月現在、70か国から500人以上の議員が参加している。なかでも日本、ニュージーランド、ベルギー、カナダ、ドイツは多数の議員を送り出している。PNND 日本は02年7月に結成され、現在は52人が参加。

### ●核燃料サイクル

ウラン鉱石の採掘から核燃料の製造までの過程、原子炉で核燃料を燃焼する過程、使用済み核燃料を再処理したり、処分したりする過程の全過程をさす。再処理過程を含むかどうかでサイクルの様相は大きく異なる。⇒使用済み核燃料再処理。

### ●カットオフ条約

兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)のこと。核兵器の材料となる高濃縮ウランやプルトニウムの生産を禁止することが目的。

### ●クラスター爆弾

「クラスター」は英語で、「ふさ」や「群れ」などの意。親爆弾に数個～2000個程の子爆弾が詰め込まれており、爆撃機から投下されると、数100メートルの広範囲に飛び散る。旧式のものでは不発率が数10%に上り、戦闘終了後も一般市民への被害が及び続けるため、「無差別的殺傷兵器」、「第2の地雷」として問題とされ

てきた。35か国が製造し、75か国が保有。自衛隊も保有している。

#### ●核供給国グループ (NSG)

核兵器に転用可能な物資、燃料、技術などの輸出規制を目的とする国際グループ。74年のインドによる核実験を受けて翌75年にできた。現在45か国が加盟。92年のNSGガイドラインでは、国際原子力機関 (IAEA) のフルスコープ保障措置を受けていない国への核関連輸出を禁じている。

#### ●国連総会第1委員会

国連総会に付属する6つの委員会のうちのひとつで、主に、軍縮・国際安全保障問題を取り扱う。通常は、10月から4～5週間にわたって開催される。

#### ●集団的自衛権

自国が攻撃を受けていなくても、同盟国が攻撃された場合にその同盟国に対して援助をし、共同で防衛する権利。国連憲章第51条は、国連加盟国に対して武力攻撃が行われた際、安全保障理事会が必要な措置をとるまでの間、加盟国が個別的・集団的自衛権行使する権利を認めている。しかし、日本政府は、集団的自衛権の行使は憲法上認められないとの立場をとっている。

#### ●ジュネーブ軍縮会議 (あるいは単に軍縮会議。CD, Conference on Disarmament)

現在65か国で構成される、唯一の多国間の軍縮問題交渉機関。事務局長は国連総会によって指名されるが、厳密には国連の付属組織ではない。1960年の「10か国軍縮委員会」(東西5か国ずつで構成)を起源とし、CDの名前になったのは1984年である。日本の加盟は1969年。前身も含めると、NPTやCTBTなどがCDで作成・採択された。全会一致の決定方式をとっていることもあり、1996年に包括的核実験禁止条約 (CTBT) の交渉を行って以来、実質的な活動を行っていない。

#### ●消極的安全保証

##### (NSA, Negative Security Assurance)

非核兵器国に対して核兵器を使用しないと約束することによって、安全の保証を提供すること。核保有5か国（米・ロ・英・仏・中）は、国連安保理決議984（95年4月11日採択）によって一方的にNSAを宣言しているが、非核兵器国側は、法的拘束力のあるNSAを求めている。非核地帯条約のNSA議定書に核保有国が署名・批准している場合には、地帯内の非核国に対してNSAは法的拘束力をを持つ。

#### ●使用済み核燃料再処理

原子炉で燃やした後の使用済み核燃料から、ウランやプルトニウムを分離、回収する作業のこと。使用価値のない核分裂生成物等が出てくるため、これらを高レベル放射性廃棄物、低レベル放射性廃棄物に分離した上で処分・埋設する。

#### ●新アジェンダ連合 (NAC, New Agenda Coalition)

ブラジル・エジプト・アイルランド・メキシコ・ニュージーランド・スロベニア・南アフリカ・スウェーデンの8か国から成る核軍縮推進派の国家連合（後にスロベニアが脱退）。1998年に「核兵器のない世界へ：新アジェンダの必要性」という共同宣言を発したことから、この名で呼ばれている。

#### ●弾道ミサイル防衛 (BMD) システム

敵国などからの弾道ミサイルを迎撃するシステム。迎撃の起点（陸上、海上、空中、大気圏外）、迎撃対象の飛行段階（初期の噴射、中間、終末）、迎撃の手段（運動エネルギー、指向性エネルギー）などの組み合わせによって、様々な種類がある。

#### ●日米安全保障協議委員会

##### (SCC, Security Consultative Committee)

日米安保条約第4条を根拠とし、1960年に設置された。当初、日本側の構成員

が外務大臣と防衛庁長官、米国側の構成員が駐日米大使と太平洋軍司令官であった。しかし、1990年に米側の構成員が国務長官と国防長官格上げされ、しばしば「2+2」（ツー・プラス・ツー）と呼ばれるようになった。

#### ●濃縮ウランと劣化ウラン

天然ウランにはウラン238が約99.3%、ウラン235が約0.7%含まれている。ウラン235は核分裂性であり、核燃料や兵器に用いられる。ウラン235の割合を0.7%以上に高めたものを濃縮ウランという。ウラン235の含有量が20%より低いものを低濃縮ウラン（LEU）、高いものを高濃縮ウラン（HEU）、90%を超えるものを兵器級ウランと呼ぶ。軽水型発電炉の燃料は3～5%の低濃縮ウランである。一方、濃縮の結果、ウラン235含有量が天然ウランより減った残余を劣化ウランという。劣化ウランは、密度と硬度が高く、安価であることを利用して「ウラン弾」に用いられる。劣化ウランの放射能は天然ウランの約60%に減っているにすぎない。

#### ●非核兵器地帯

一定の地理的範囲内において核兵器が排除された状態を創り出すことを目的とした、国際法上の制度のこと。地帯内において、核兵器の開発・実験・製造・生産・取得・所有・貯蔵・輸送・配備などが禁止される。これに加え、地帯内において核兵器による攻撃やその威嚇を行わないとの核兵器国による約束（すなわち、消極的安全保証）を議定書の形で定めるのが通例である。

#### ●IAEA追加議定書

国際原子力機関 (IAEA) と保障措置協定締結国との間で追加的に締結される議定書のことであり、既存の保障措置よりも強化された措置が盛り込まれている。原子力施設内の全ての建物や活動がIAEAに対する申告の対象になり、さらに、未申告の施設や活動に対しても、直前の通

告による追加的な査察（いわゆる「抜き打ち」査察）が認められている。1997年5月のIAEA特別理事会でモデル追加議定書が採択されている。

#### ●NPT再検討会議

核不拡散条約 (NPT) 第8条3項に従って、NPTの運用状況を点検するために5年に一度NPT加盟国が開く会議。1975年から2005年までの計7回開かれている。再検討会議は、本会議に加えて、第1主要委員会（核軍縮関連）、第2主要委員会（保障措置・非核兵器地帯関連）、第3主要委員会（原子力平和利用関連）に分かれる。なお、最近では、再検討会議に先立つ3年の間、準備委員会が毎年開催されている。

#### ●PAC3

##### (Patriot Advanced Capability 3)

改良型パトリオットミサイル。短・中距離弾道ミサイルを陸上から迎撃するシステムで、弾道ミサイルのターミナル（終末）段階において撃ち落とす。PAC3が防御できるのは、それが配備された地点の半径数10キロ程度とされる。

#### ●SM3 (Standard Missile 3)

イージス艦に搭載され、短・中距離弾道ミサイルを迎撃するミサイル。弾道ミサイルのミッドコース（中間飛行）段階において撃ち落とす。

# 資料

---

1. 基礎資料
2. 特集資料  
「北朝鮮・イラン・インド」
3. その他の資料

(翻訳責任は、特に断りのない限りピースデボにある。)

<b>1. 基礎資料</b>	
1-1 核不拡散条約(NPT)第6条	201
1-2 国連憲章第7章第39~42条	201
1-3 國際司法裁判所(ICJ)勧告的意見(96年7月8日)	202
1-4 2000年NPT再検討會議最終文書・(13+2)項目(00年5月19日)	203
1-5 日本国憲法前文・第9条	205
1-6 日米安全保障条約第5条・第6条	206
1-7 日本の核基本政策(68年1月30日)	206
1-8 核兵器・核軍縮年表(1945年~2008年3月)	207
<b>2. 特集資料「北朝鮮・イラン・インド」</b>	
2-1 6か国合意(07.10.3)に関する北朝鮮談話(08年1月4日)	209
2-2 6か国協議「第2段階の行動」合意(07年10月3日)	210
2-3 6か国協議「首席代表会合のコミュニケ」(07年7月20日)	211
2-4 6か国協議「初期行動」合意文書(07年2月13日)	212
2-5 6か国協議共同声明(05年9月19日)	214
2-6 米「国家情報評価(NIE)」(07年11月)	216
2-7 国連安保理イラン制裁決議1803(08年3月3日)	218
2-8 国連安保理イラン制裁決議1747(07年3月24日)	220
2-9 国連安保理イラン制裁決議1737(06年12月23日)	223
2-10 米印核協力協定(07年7月)	225
<b>3. その他の資料</b>	
3-1 第62回国連総会・核発射体制の緩和決議(07年12月5日)	229
3-2 第62回国連総会・劣化ウラン決議(07年12月5日)	230
3-3 第62回国連総会・日本決議(07年12月5日)	230
3-4 キッシンジャーらの2度目の核廃絶提言(08年1月15日)	232
3-5 キッシンジャーらの核廃絶提言(07年1月4日)	236
3-6 MPI(中堅国家構想)「NPTへの優先課題」(07年4月)	238
3-7 米エネルギー長官、国防長官、国務長官の声明(07年7月)	241
3-8 英国「核抑止力の未来」(06年12月)	244
3-9 スコットランド自治政府首相の書簡(07年10月)	246
3-10 ベケット英外相の講演(07年6月25日)	248
3-11 サルコジ仏大統領の演説(08年3月21日)	250
3-12 中口の新「PAROS条約」案(08年2月12日)	253
3-13 第2次アーミテージ報告(07年2月16日)	255
3-14 新テロ特措法(08年1月16日)	258
3-15 米軍再編促進特措法(07年5月30日)	260
3-16 広島市「核兵器攻撃被害想定報告書」(07年11月9日)	264
3-17 広島、長崎の2007年平和宣言	269
3-18 核軍縮日誌(07年1月1日~08年3月31日)	273

※2008年版に掲載されていない旧版の資料一覧は、ピースデポのホームページに掲載。  
[www.peacedepot.org](http://www.peacedepot.org)

# 1. 基礎資料

## 資料 1-1 核不拡散条約 (NPT) 第6条

採択 1968年7月1日  
 発効 1970年3月5日

各締約国は、核軍備競争の早期の停止及び核軍備の縮小に関する効果的な措置につき、並びに厳重かつ効果的な国際管理の下における全面的かつ完全な軍備縮小に関する条約について、誠実に交渉を行うことを約束する。

## 資料 1-2 国連憲章第7章 第39~42条

(国連広報センター訳)

### 第7章 平和に対する脅威、平和の破壊及び侵略行為に関する行動 (抜粋)

#### 第39条

安全保障理事会は、平和に対する脅威、平和の破壊又は侵略行為の存在を決定し、並びに、国際の平和及び安全を維持し又は回復するために、勧告をし、又は第41条及び第42条に従っていかなる措置をとるかを決定する。

#### 第40条

事態の悪化を防ぐため、第39条の規定により勧告をし、又は措置を決定する前に、安全保障理事会は、必要又は望ましいと認める暫定措置に従うように関係当事者に要請することができる。この暫定措置は、関係当事者の権利、請求権又は地位を害するものではない。安全保障理事会は、関係当事者がこの暫定措置に従わなかつたときは、そのことに妥当な考慮を払わなければならない。

#### 第41条

安全保障理事会は、その決定を実施するために、兵力の使用を伴わないいかなる措置を使用すべきかを決定することができ、且つ、この措置を適用するように国際連合加盟国に要請することができる。この措置は、経済関係及び鉄道、航海、航空、郵便、電信、無線通信その他の運輸通信の手段の全部又は一部の中止並びに外交関係の断絶を含むことができる。

#### 第42条

安全保障理事会は、第41条に定める措置では不充分であろうと認め、又は不充分なことが判明したと認めるときは、国際の平和及び安全の維持又は回復に必要な空軍、海軍または陸軍の行動をとることができる。この行動は、国際連合加盟国の空軍、海軍又は陸軍による示威、封鎖その他の行動を含むことができる。

### 資料 1-3 国際司法裁判所（ICJ）勧告的意見

#### 核兵器の威嚇または使用の合法性に関する国際司法裁判所の勧告的意見（抜粋）

1996年7月8日

99. このような状況のもとで、核不拡散条約第6条の「誠実に核軍縮交渉をおこなう義務」という認識がきわめて重要であると、本法廷は考える。この条項は以下のように述べている。

「各締約国は、核軍備競争の早期の停止及び核軍備の縮小に関する効果的な措置につき、並びに厳格かつ効果的な国際管理の下における全面的かつ完全な軍備縮小に関する条約について、誠実に交渉を行うことを約束する。」

この義務の法的重要性は、単なる行為の義務という重要性をこえたものである。すなわちここで問題となる義務とは、あらゆる分野における核軍縮という正確な結果を、誠実な交渉の追求という特定の行為をとることによって達成する義務である。

100. 交渉を追求しかつ公式に達成するというこの二重の義務は、核不拡散条約に参加する182カ国、いい換えれば国際社会の圧倒的多数にかかるるものである。

さらに、核軍縮に関する国連総会決議がくり返し全会一致で採択されてきたとき、事実上国際社会全体がそれに関与してきたのである。実際、全面的かつ完全な軍縮、とくに核軍縮の現実的な追求には、すべての国家の協力が必要である。

105. これらの理由により、裁判所は、(1)勧告的意見の要請に従うことを決定する。(2)総会の諮問に次の方針で答える。(13票対1票)

- A 核兵器の威嚇または使用のいかなる特別の権限も、慣習国際法上も条約国際法上も存在しない。(全会一致)
- B 核兵器それ自体の威嚇または使用のいかなる包括的または普遍的禁止も、慣習国際法上も条約国際法上も、存在しない。(11票対3票)
- C 国連憲章2条4項に違反し、かつ、その51条のすべての要請を満たしていない、核兵器による武力の威嚇または武力の行使は、違法である。(全会一致)
- D 核兵器の威嚇または使用は、武力紛争に適用される国際法の要請とくに国際人道法の原則および規制の要請、ならびに、核兵器を明示的にとり扱う条約および他の約束の特別の義務と、両立するものでなければならない。(全会一致)
- E 上述の要請から、核兵器の威嚇または使用は、武力紛争に適用される国際法の諸規則、そしてとくに人道法の原則および規則に、一般に違反するであろう。しかしながら、国際法の現状および裁判所の有する事実の諸要素を勘案して、裁判所は、核兵器の威嚇または使用が、国家の存亡そのものがかかった自衛の極端な事情のもとで、合法であるか違法であるかをはつきりと結論しない。(7票対7票、裁判所長のキャスティング・ボート)

F 厳格かつ効果的な国際管理の下において、すべての側面での核軍縮に導く交渉を誠実におこないかつ完結させる義務が存在する。(全会一致)

[www.icj-cij.org/docket/files/93/7407.pdf](http://www.icj-cij.org/docket/files/93/7407.pdf)

### 資料 1-4 2000年NPT再検討会議最終文書・(13+2)項目

2000年5月19日、NPT/CONF.2000/28

#### <第I巻>

第1部  
「1995年のNPT再検討延長会議で採択された決定と決議を考慮に入れた、NPTの運用の再検討／強化されたNPT再検討過程の有効性の改善」

第2部  
「会議の組織と作業」  
<第II巻>

第3部  
「会議で出された文書」  
<第III巻>

第4部「附録の記録」

#### 第1部の内容

(条文ごとに、過去5年間の評価と将来の課題とが混在して記載されている。)

- 「1995NPT再検討・延長会議における決定と決議を考慮に入れた、条約運用の再検討」
- 第1、2条および前文第1節から3節一(全11節)
- 第3条および前文第4、5節。とりわけ第4条および前文第6、7節との関係で。(全56節)
- 第4条および前文第6、7節
  - NPTと核エネルギーの平和利用(全11節)
  - 核と放射線の安全性／放射性物質の安全な輸送／放射性廃棄物と責任(全16節)
  - 技術協力(全11節)
  - 核物質の平和利用への転換(全4節)
- 第5条一(全1節)
- 第6条および前文第8～12節一(全15節)  
(核軍縮を論じた部分。第1～14節が過去5年間の評価。最後の第15節が将来の核軍縮措置を全13項目にわたってあげている。以下に、第15節全体を記す。)
- 第7条および非核兵器国の安全保障一(全16節)  
(このうち、第2節(消極的安全保障)と第6節(非核地域)の2つを記す。第16節「地域的課題」の中に、「中東問題」として全10項目、「南アジア問題その他」(北朝鮮を含む)として全16項目含む。)
- 第9条一(全10節)  
■ 「強化されたNPT再検討過程の有効性の改善」一(全9節)

#### 第6条

##### 第15節

会議は、核不拡散条約(NPT)第6条、および、1995年の決定「核不拡散と核軍縮のための原則と目標」第3節と第4節(c)の履行のための体系的かつ前進的な努力に向けた、以下の実際的な諸措置について合意する。

1. 包括的核実験禁止条約(CTBT)の早期発効を達成するために、遅滞なく、無条件に、憲法上の過程にしたがって、署名し批准することの重要性と緊急性。
2. CTBTが発効するまでの、核兵器の爆発実験またはその他のあらゆる核爆発の一時停止。
3. ジュネーブ軍縮会議(CD)において、1995年の専門コーディネーターの声明とそこに含まれる任務に従って、核兵器用およびその他の核爆発装置用の核分裂性物質の生産を禁止する、差別的でなく、多国間の、国際的かつ効果的に検証可能な、条約のための交渉を、核軍縮および核不拡散という両方の目的を考慮して、行うことの必要性。

- CDは、5年以内に妥結する見通しをもって、このような条約の交渉を即時に開始することを含んだ作業プログラムに合意することが求められる。
4. CDにおいて核軍縮を扱う任務をもった適切な下部機関が設置されることの必要性。CDは、このような機関の即時設置を含んだ作業プログラムに合意することが求められる。
  5. 核軍縮、核およびその他の軍備管理と削減措置に適用されるべき、不可逆性の原則。
  6. すべての締約国が第6条の下で誓約している核軍縮につながるよう、核兵器国は保有核兵器の完全廃棄を達成するという明確な約束をおこなうこと。
  7. 戦略的安定の基礎として、また、戦略的攻撃兵器のさらなる削減の基盤として、条約の規定に従いつつ ABM 条約を維持し強化しながら、START IIを早期に発効させ完全に履行し、START IIIを可能な限り早期に妥結すること。
  8. アメリカ合衆国、ロシア連邦および国際原子力機関 (IAEA) の三者構想の完成と履行。
  9. 國際的安定を促進するような方法で、また、すべてにとって安全保障が滅じないとの原則に則って、すべての核兵器国が核軍縮へつながる諸措置をとること:
    - 核兵器国による、保有核兵器の一方的な削減のさらなる努力。
    - 核兵器能力について、また、第6条にもとづく合意事項の履行について、核軍縮のさらなる前進を支えるための自発的な信頼醸成措置として、核兵器国が透明性を増大させること。
    - 一方的な発議にもとづいて、また、核軍備削減と軍縮過程の重要な一部分として、非戦略核兵器をさらに削減すること。
    - 核兵器システムの作戦上の地位をさらに低めるような具体的な合意された諸措置。
    - 核兵器が使用される危険を最小限に押さえるとともに、核兵器の完全廃棄の過程を促進するために、安全保障政策における核兵器の役割を縮小すること。
    - すべての核兵器国を、適切な早い時期において、核兵器の完全廃棄につながる過程に組みこむこと。
  10. すべての核兵器国が、もはや軍事目的に必要でないと各核兵器国が認めた核分裂性物質を、そのような物質が永久に軍事プログラムの外に置かれることを保証するために、実際可能な早期において、IAEA または関連する国際的検証の下に置くという制度。および、そのような物質を平和目的に移譲するという制度。
  11. 軍縮過程における國の努力の究極的な目標は、効果的な国際的管理の下で全面かつ完全な軍縮であることの再確認。
  12. 強化されたNPT再検討過程の枠組みの中で、すべての締約国が、第6条、および、1995年の決定「核不拡散と核軍縮のための原則と目標」の第4節(c)の履行について、1996年7月8日の国際司法裁判所 (ICJ) の勧告的意見を想起しつつ、定期報告をおこなうこと。
  13. 核兵器のない世界を達成し維持するための核軍縮協定の遵守を保証するために必要な、検証能力のさらなる開発。

## 第7条

### 第2節

本(再検討)会議は、核兵器の完全廃棄が、核兵器の使用または威嚇を防止する唯一の絶対的な保証であることを再確認する。会議は、5核兵器国による、NPT締約国で

ある非核兵器国への法的拘束力を持った安全の保証が、核不拡散体制を強化することに同意する。会議は、準備委員会に対して、この問題についての勧告を2005年再検討会議に提出することを要請する。

### 第6節

本(再検討)会議は、さらなる非核地帯条約を締結しようとして1995年以来とられてきた措置を歓迎した支持し、地域の関係諸国間で自由意思によって達成された制度に基づいて、国際的に認知された非核地帯を設立することが、世界の、また地域の平和と安全を強化し、核不拡散体制を強化し、核軍縮の目的の実現に貢献するとの確信を再確認する。

[disarmament.un.org/wmd/npt/nptrevdocuments.html](http://disarmament.un.org/wmd/npt/nptrevdocuments.html)

## 資料 1-5 日本国憲法前文・第9条

公布 1946年11月3日

施行 1947年5月3日

### 前文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恩恵を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の嚴肅な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、專制と隸從、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自國の主権を維持し、他国と對等關係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、國家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

### 第9条

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、國権の發動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

#### 資料 1-6 日米安保条約第 5 条・第 6 条

##### 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約

署名 1960 年 1 月 19 日  
発効 1960 年 6 月 23 日

##### 第 5 条（共同防衛）

各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続に従つて共通の危険に対処するよう行動することを宣言する。

前記の武力攻撃及びその結果として執つた全ての措置は、国際連合憲章第 51 条の規定に従つて直ちに国際連合安全保障理事会に報告しなければならない。その措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全を回復し及び維持するために必要な措置を執つたときは、終止しなければならない。

##### 第 6 条（基地許与）

日本国が安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。前記の施設及び区域の使用並びに日本国における合衆国軍隊の地位は、1952 年 2 月 28 日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第 3 条に基く行政協定（改正を含む。）に代わる別個の協定及び合意される他の取扱により規律される。

#### 資料 1-7 日本の核基本政策

1968 年 1 月 30 日、佐藤榮作首相は、日本の核政策の柱として、以下の 4 点をあげた。以後、現在まで、この 4 項目が日本の核の基本政策とされている。

1. 非核三原則 / 2. 核軍縮への努力 / 3. 米国との「核の傘」への依存 / 4. 核エネルギーの平和利用

##### 佐藤榮作首相による答弁

1968 年 1 月 30 日、第 58 回衆議院本会議。大平正芳議員（自民）からの質問に対する答弁の抜粋。

御承知のように、わが国の核政策につきましては、大体四本の柱、かように申してもいいかと思います。

第一は、核兵器の開発、これは行なわない。また核兵器の持ち込み、これも許さない。また、これを保持しない。いわゆる非核三原則<sup>\*</sup>でございます。うそを言うなというやじが飛んでおりますが、さようなことはございません。この点ははっきりしております。（※ 1967 年 12 月 11 日、衆・予算委の佐藤首相答弁に発する。）

第二は、核兵器による悲惨な体験を持つ日本国民は、核兵器の廃棄、絶滅を願しております。しかし、現実問題としてはそれがすぐ実現できないために、当面は実行可能

なところから、核軍縮の点にわれわれは力を注ぐつもりでございます。したがいまして、国際的な規制あるいは管理などについていろいろ意見を述べておる次第でございます。このこともなかなか容易なことではありませんから、粘り強く取り組んでいかねばならないのであります。

第三に、平和憲法のたてまえもありますが、私どもは、通常兵器による侵略に対しては自主防衛の力を堅持する。国際的な核の脅威に対しましては、わが国の安全保障については、引き続いて日米安全保障条約に基づくアメリカの核抑止力に依存する。これが第三の決定であります。

第四に、核エネルギーの平和利用は、最重点国策として全力をあげてこれに取り組む、そして世界の科学技術の進歩に寄与し、みずからその実益を享受しつつ、国民の自信と國の威信を高め、平和への発言権を強める、以上の四つを私は核政策の基本にしておるのであります。

#### 資料 1-8 核兵器・核軍縮年表（1945 年～2008 年 3 月）

1945 年 7 月 16 日	米国が世界最初の核実験（アラモゴルド）	名
8 月 6 日	広島に原爆投下	米ソ、戦略核兵器削減交渉（SALT I 諸条約署名）
8 月 9 日	長崎に原爆投下	米ソ、対弾道ミサイルシステム制限条約（ABM 条約）に署名
1949 年 8 月 26 日	ソ連が最初の核実験	1974 年 5 月 18 日 インドが地下核実験
1952 年 10 月 3 日	英国が最初の核実験	7 月 3 日 米ソ、ABM 条約議定書に署名
11 月 1 日	米国が最初の水爆実験	1974 年 7 月 3 日 米ソ、地下核実験制限条約署名
1953 年 8 月 12 日	ソ連が最初の水爆実験	1976 年 5 月 28 日 米ソ、平和目的核爆発条約署名
1954 年 1 月 21 日	世界最初の原子力潜水艦ノーチラス号進水	1977 年 9 月 21 日 核供給国グループ（NSG）設立
3 月 1 日	米国がビキニ環礁水爆実験、第 5 福島丸被爆	1977 年 10 月 3 日 SALT I 失効
1955 年 7 月 9 日	ラッセル・AINSHUTAIN 宣言	1978 年 5 月 23 日～6 月 30 日 第 1 回国連軍縮特別総会
1957 年 7 月 29 日	IAEA（国際原子力機関）憲章発効	1979 年 3 月 28 日 米、スリーマイル島の原子力発電所事故
1957 年 8 月 27 日	ソ連、大陸間弾道弾試射に成功	6 月 18 日 米ソ、SALT II 諸条約署名
1957 年 10 月 4 日	ソ連、世界初の人工衛星（スプートニク 1 号）打ち上げ	1979 年 12 月 5 日 月協定署名
1959 年 6 月 9 日	米、最初のボラリス弾道ミサイル原潜進水	1980 年 3 月 3 日 核物質の防護に関する条約署名
1959 年 12 月 1 日	南極条約署名	1982 年 6 月 7 日～7 月 10 日 第 2 回国連軍縮特別総会
1960 年 2 月 13 日	フランスが最初の核実験	1983 年 3 月 23 日 レーガン米大統領、戦略防衛構想（SDI）発表
1962 年 10 月	キューバ危機	1985 年 8 月 6 日 南太平洋非核地帯条約署名
1963 年 8 月 5 日	部分的核実験禁止条約採択	1986 年 4 月 26 日 チエルノブリ原発事故
1964 年 10 月 16 日	中国が最初の核実験	1987 年 4 月 ミサイル技術管理レジーム（MTCR）発足
1967 年 1 月 27 日	宇宙条約署名	1987 年 12 月 8 日 米ソ、中距離核戦力（INF）条約署名
2 月 14 日	ラテンアメリカ核兵器禁止条約署名	
1968 年 7 月 1 日	核不拡散条約（NPT）署名	
1970 年 3 月 5 日	核不拡散条約（NPT）発効	
1971 年 2 月 11 日	海底核兵器禁止条約署名	
1972 年 4 月 10 日	生物兵器禁止条約（BWC）署名	

7月31日	米ソ、第1次戦略兵器削減条約(START I)署名
1992年 1月20日	朝鮮半島非核化共同宣言署名
1993年 1月3日	米ソ、START II条約署名
1月13日	化学兵器禁止条約(CWC)署名
1993年 3月24日	南アフリカ政府、保有核兵器の廃棄を公表
1994年 7月25日	第1回 ASEAN 地域フォーラム(ARF)開催
10月21日	米朝核組み合意
1995年 4月11日	非核兵器国の安全保証に関する決議採択
1995年 4月17日 ～5月12日	NPT 再検討・延長会議開催
5月11日	NPT 無期限延長を決定
9月5日	フランス、核実験を再開
12月15日	東南アジア非核兵器地帯条約署名
1996年 3月25日	英米仏、南太平洋非核地帯条約議定書署名
1996年 4月11日	アフリカ非核兵器地帯条約署名
7月8日	核兵器の使用に関するICJ勧告的意見
8月14日	キャンベラ委員会、報告書発表
9月24日	包括的核実験禁止条約(CTBT)署名開始
1997年 3月21日	米ソ、START IIIの枠組みに合意
5月14日	IAEA モデル議定書採択
7月2日	米国が初の未臨界核実験
9月26日	START II条約議定書署名
9月26日	ABM 関係協定署名
12月3日	対人地雷禁止条約署名
1998年 4月6日	英仏、核兵器国ではじめてCTBT批准
5月11・13日	インドが地下核実験を実施
5月28・30日	パキスタンが地下核実験を実施
6月9日	新アジア声明
1999年 7月25日	東京フォーラム報告書発表
2000年 4月24日 ～5月19日	第6回 NPT 再検討会議
6月13日	南北朝鮮首脳会談
2001年 12月13日	米、ABM 条約脱退通告
2002年 5月4日	モスクワ条約署名
2002年 6月13日	ABM 条約失効
2002年 9月17日	日朝平壤宣言
2002年 12月17日	米国政府、ミサイル防衛初期配備決定を発表
2003年 1月10日	北朝鮮、NPT からの脱退を宣言
2005年 4月26日 ～28日	初の非核地帯加盟国会議
2005年 9月19日	6か国協議、初の共同声明を発表
2006年 9月8日	中央アジア非核兵器地帯条約調印
2006年 10月9日	北朝鮮が初の地下核実験を実施
2007年 1月11日	中国が衛星破壊実験を実施

## 2. 特集資料「北朝鮮・イラン・インド」

### 資料 2-1 6か国合意(07.10.3)に関する北朝鮮談話(08.1.4)

#### 10月3日合意に関する北朝鮮外務省スポーツマンの談話

2008年1月4日

朝鮮民主主義人民共和国(DPRK)外務省スポーツマンが、6か国協議の10月3日合意の履行の遅延に関して次の談話を発表した。

6か国協議の10月3日の期限である2007年12月31日が過ぎた。DPRKの核施設の無能力化以外の合意事項がいまだ履行されていないことは遺憾である。

無能力化は昨年11月初めに始まり、12月31日時点で全ての作業は「技術的に可能な範囲内」で完了した。

現在、約100日間で完了すると予定された使用済燃料棒の抜き出し作業が、最終過程として進行中である。

しかし、他の参加国の誓約事項であるDPRKにたいする重油とエネルギー関連設備および資材の輸送は50%も行われていない。

エネルギー関連設備および資材の納入、さらに関連する実務的工程のみならず、月毎の重油納入日程が着実に遅れつつある。

米国は、「テロ支援国」名簿からDPRKを削除し、DPRKに対する「対敵通商法」の適用を中止するという米国の誓約を履行していない。

なされた事実を振り返ってみれば、DPRKの義務履行が最も進んでいると言えるであろう。

一部で誤った世論が作られている核申告問題に関しても、DPRKはやるべきことをすべてやった。

DPRKは昨年11月に報告書を作成しており、その内容を米国側に知らせた。

DPRKは、報告書の内容についてさらに協議したいという米国側の要請を受けて、米国側と十分な協議も行った。

米国側がウラン濃縮「疑惑」を提起したとき、DPRKは輸入アルミニウム管が使用されたいくつかの軍事施設を訪問することを例外的に許可し、要求されたサンプルも提供了。そうして、問題のアルミニウム管がウラン濃縮とは関連がないことを誠意をもって明らかにした。

シリアとの核協力という作り話に関しては、DPRKは、10月3日合意文書において「核物質、技術および知識を移転しない」と明文化した。これが問題への我々の回答である。この問題も米国側との事前協議に従ってとられた措置である。

すべての事実は、10月3日合意の履行が遅れている原因がどこにあるかを明白に示している。

9月19日共同声明を始め、6か国協議における全ての合意には「行動対行動」の原則が貫かれている。

他の参加国が誓約の達成を遅らせている以上、DPRK は、「行動対行動」の原則に基づいて、いくつかの核施設の無能力化作業の速度を調節せざるを得ない。

6か国協議のすべての参加国が、同時行動の原則に基づき一致協力して誠実な努力をするなら、10月3日合意が円滑に履行されるものと、DPRK は依然として期待している。  
(朝鮮中央通信の英文テキストから翻訳)

## 資料 2-2 6か国協議「第2段階の行動」合意(07.10.3)

### 共同声明実施のための第2段階の行動

2007年10月3日

第6回6か国協議第2セッションは、北京において、中華人民共和国、朝鮮民主主義人民共和国、日本国、大韓民国、ロシア連邦、およびアメリカ合衆国との間で、2007年9月27日から30日まで開催された。

武大偉（ウー・ターウェイ）中華人民共和国外交部副部長、金桂寬（あるいは冠）（キム・ゲグアン）朝鮮民主主義人民共和国外務副相、佐々江賢一郎日本外務省アジア大洋州局長、千英宇（チョン・ヨンウ）大韓民国外交通商部朝鮮半島和平交渉本部長、アレクサンドル・ロシェコフ・ロシア連邦外務次官及びクリストファー・ヒル・アメリカ合衆国東アジア太平洋問題担当国務次官補が、それぞれの代表団の団長として会合に参加した。

武大偉外交部副部長が、協議会の議長を務めた。

参加国は、5つの作業部会の報告を聴き、それを支持するとともに、2月13日の合意文書に記された初期段階の行動の実施を確認し、作業部会の会合におけるコンセンサスに従って6か国協議のプロセスを前進させることで一致するとともに、2005年9月19日の共同声明の実施のための第2段階の行動について合意した。9月19日の共同声明の目標は、平和的な方法による朝鮮半島の検証可能な非核化にある。

### I 朝鮮半島の非核化について

1. 朝鮮民主主義人民共和国は、2005年9月の共同声明及び2007年2月13日の成果文書の下で放棄される対象となるすべての既存の核施設を無能力化することに合意した。
2. 2007年12月31日までに寧辺（ヨンビョン）の5メガワット実験炉、寧辺の再処理工場（放射化学研究所）、および寧辺の核燃料棒製造施設の無能力化は完了される。専門家グループによって推薦される具体的な方法は、参加国すべてが受け入れ可能であり、科学的、安全、検証可能かつ国際基準と整合的であるという原則に沿って、首席代表により採択される。他の5か国の要請により、アメリカ合衆国は、無能力化の活動を主導し、それらの活動のための当初の費用を提供する。その第一歩として、アメリカ合衆国側が、無能力化を準備するため今後2週間以内に訪朝する専門家グループを主導する。
3. 朝鮮民主主義人民共和国は、2007年12月31日までに、2月13日の合意文書に従って、すべての核計画の完全かつ正確な申告を行うことに合意した。
4. 朝鮮民主主義人民共和国は、核物質、技術および知識を移転しないとの約束を再確認した。

### II 関係者の間での国交の正常化について

1. 朝鮮民主主義人民共和国とアメリカ合衆国は、両国間の関係を改善し、完全な外交関係を目指すことを引き続き誓約する。双方は、両国間の交流を増加し、相互の信頼を強化する。アメリカ合衆国は、朝鮮民主主義人民共和国のテロ支援国家指定を解除する作業を開始し、朝鮮民主主義人民共和国に対する対敵通商法の適用を終了する作業を進めることについての誓約を想起しつつ、米朝国交正常化のための作業部会の会合におけるコンセンサスを基礎として朝鮮民主主義人民共和国がとる行動と並行して誓約を履行する。
2. 朝鮮民主主義人民共和国と日本国は、不幸な過去を清算し懸案事項を解決することを基礎として、平壤宣言に従って早期に国交を正常化するため誠実に努力する。朝鮮民主主義人民共和国と日本国は、両者間の精力的な協議を通じ、この目標に向かって具体的な行動をとることを誓約した。

### III 朝鮮民主主義人民共和国に対する経済およびエネルギー支援について

2007年2月13日の合意に従い、朝鮮民主主義人民共和国に対し、100万トンの重油（既に供給された10万トンを含む）に相当する規模を限度とする経済、エネルギーおよび人道支援が提供される。具体的な様式については、経済およびエネルギー協力のための作業部会における議論を通じて決定される。

### IV 6か国閣僚会議について

参加国は、適切な時期に、6か国閣僚会議を北京において開催することを改めて表明した。

参加国は、6か国閣僚会議に先立ち、同会合の議題について議論するため、首席代表者会議を開催することで一致した。

（英文テキストを基礎に外務省仮訳を改訂した）

## 資料 2-3 6か国協議「首席代表会合のコミュニケ」(07.7.20)

### 第6回6か国協議首席代表者会合のプレスコミュニケ

2007年7月20日、北京

- I. 第6回6か国協議・首席代表者会合は、北京において、2007年7月18日から20日まで開催された。武大偉（ウー・ターウェイ）中華人民共和国外交部副部長、金桂寬（あるいは冠）（キム・ゲグアン）朝鮮民主主義人民共和国外務次官、佐々江賢一郎日本外務省アジア大洋州局長、千英宇（チョン・ヨンウ）大韓民国外交通商部朝鮮半島和平交渉本部長、クリストファー・ヒル・アメリカ合衆国東アジア太平洋問題担当国務次官補、ウラジミール・ラフマニン・ロシア連邦外務省大使が、それぞれの代表団の首席代表者として会合に参加した。武大偉外交部副部長が、会合の議長を務めた。
- II. 参加国は、第6回6か国協議第1セッション以後の作業及び進展を検討し、6か国協議のプロセスを促進させるためのすべての当事者による建設的な努力に満足の意を表明し、また、相互信頼を高め互いの関係を改善するために生産的な2国間の協議及

び調整が行われてきたことを歓迎した。

III. 朝鮮半島の非核化、関係者間の国交正常化及び北東アジア地域の永続的な平和と安定のため、6か国は次の段階の期間中の作業について率直かつ実務的な協議を行い、以下の全般的なコンセンサスに達した。

1. 参加国は、2005年9月19日の共同声明及び2007年2月13日の合意文書における誓約を真剣に達成することを改めて述べた。
2. 朝鮮民主主義人民共和国側は、すべての核計画についての完全な申告及びすべての既存の核施設の無能力化に対する誓約を真剣に履行することを改めて述べた。
3. 朝鮮民主主義人民共和国に対して、95万トンの重油に相当する規模を限度とする経済、エネルギー及び人道支援が提供される。
4. 参加国は、9月19日の共同声明及び2月13日の合意文書に列記されたそれぞれの義務を、「行動対行動」の原則に従い実施することを約束した。

IV. 参加国は、上記の全般的なコンセンサスを実施するために、以下の措置をとることを決定した。

1. 8月末までに、上記の全般的なコンセンサスを実施するための計画について協議するため、朝鮮半島の非核化のための作業部会、米朝国交正常化のための作業部会、米朝国交正常化のための作業部会、日朝国交正常化のための作業部会、経済及びエネルギー協力のための作業部会、並びに東北アジアの平和及び安全のメカニズムのための作業部会を開催する。
2. 9月初めに、参加国は、すべての作業部会からの報告を聴取し、全般的なコンセンサスを実施するためのロードマップを作成するため、北京において、第6回6か国協議第2セッションを開催する。
3. 6か国は、9月19日共同声明、2月13日合意文書及び全般的なコンセンサスの実施を確認し促進するため、また、北東アジア地域における安全保障面の協力を強化する方法及び手段を探求するため、第6回6か国協議第2セッションの後、可能な限り早期に、北京において閣僚会合を開催する。

(英文テキストを基礎に外務省仮訳を改訂した)

#### 資料2-4 6か国協議「初期行動」合意文書(07.2.13)

##### 共同声明実施のための初期行動

2007年2月13日

第5回6か国協議第3セッションは、北京において、中華人民共和国、朝鮮民主主義人民共和国、日本、大韓民国、ロシア連邦及びアメリカ合衆国との間で、2007年2月8日から13日まで開催された。武大偉（ウー・ターウェイ）中華人民共和国外交部副部長、金桂寬（または桂冠、キム・ゲグアン）朝鮮民主主義人民共和国外務副相、佐々江賢一郎日本外務省アジア大洋州局長、千英宇（チョン・ヨンウ）大韓民国外交通商部朝鮮半島平和交渉本部長、アレクサンドル・ロシュコフ・ロシア連邦外務次官及びクリスト

ファー・ヒル・アメリカ合衆国東アジア太平洋問題担当国務次官補が、それぞれの代表団の団長として会合に参加した。

武大偉外交部副部長が、会合の議長を務めた。

I. 参加国は、2005年9月19日の共同声明を実施するために各国が初期段階においてとる行動について、真剣かつ生産的な協議を行った。参加国は、平和的な方法によって朝鮮半島の早期の非核化を実現するという共通の目標及び意思を再確認するとともに、共同声明における誓約を真剣に履行することを改めて述べた。参加国は、「行動対行動」の原則に従い、共同声明を段階的に実施していくために、調整された措置をとることで一致した。

II. 参加国は、初期段階において、次の行動を並行してとることで一致した。

1. 朝鮮民主主義人民共和国は、再処理施設を含む寧辺（ヨンビョン）の核施設について、それらを最終的に放棄することを目的として停止及び封印し、IAEAと朝鮮民主主義人民共和国との間の合意に従いすべての必要な監視及び検証を行うために、IAEA要員を復帰させる。
2. 朝鮮民主主義人民共和国は、共同声明に従って放棄されるところの、共同声明にいうすべての核計画のリスト——使用済燃料棒から抽出されたプルトニウムを含む——について、他の参加国と協議する。
3. 朝鮮民主主義人民共和国とアメリカ合衆国は、2国間の懸案問題を解決し、完全な外交関係へと移行することを目指す2国間の協議を開始する。アメリカ合衆国は、朝鮮民主主義人民共和国のテロ支援国家指定を解除する作業を開始するとともに、朝鮮民主主義人民共和国に対する対敵通商法の適用を終了する作業を進める。
4. 朝鮮民主主義人民共和国と日本は、平壤宣言に従って、不幸な過去の諸問題と懸案事項を解決することを基礎として国交を正常化するための措置をとることを目指して、2者間の協議を開始する。
5. 参加国は、2005年9月19日の共同声明のセクション1及び3を想起し、朝鮮民主主義人民共和国に対する経済、エネルギー及び人道支援について協力することで一致した。この点に関し、参加国は、初期段階における朝鮮民主主義人民共和国に対する緊急エネルギー支援の提供について合意した。5万トンの重油に相当する緊急エネルギー支援の最初の輸送は、今後60日以内に開始される。

参加国は、上記の初期行動が今後60日以内に実施されること、及びこの目標に向かって調整された措置をとることで一致した。

III. 参加国は、初期行動を実施するため、及び、共同声明を完全に実施することを目的として、次の作業部会を設置することで一致した。

1. 朝鮮半島の非核化
2. 米朝国交正常化
3. 日朝国交正常化
4. 経済及びエネルギー協力
5. 東北アジアの平和及び安全のメカニズム

作業部会は、それぞれの分野における共同声明の実施のための具体的な計画を協議し、策定する。作業部会は、6か国首席代表者会合に対し、作業の進捗につき報告を行う。原則として、ある作業部会における進展は、他の作業部会における進展に影響を及ぼしてはならない。5つの作業部会で策定された諸計画は、全体として、調整された方

法で実施される。

参加国は、すべての作業部会が今後30日以内に会合を開催することで一致した。  
IV. 初期行動の段階及び次の段階——それには朝鮮民主主義人民共和国によるすべての核計画についての完全な申告の提出、及び黒鉛減速炉また再処理工場を含むすべての既存の核施設の無能力化を含む——の期間において、朝鮮民主主義人民共和国に対して、重油5万トン相当の初期輸送を含めて重油100万トン相当を上限とする経済、エネルギー及び人道支援が提供される。

上記の支援の具体的な様態は、経済及びエネルギー協力のための作業部会における協議と適切な評価を通じて決定される。

V. 初期行動が実施された後、6か国は、共同声明の実施を確認し東北アジア地域における安全保障面での協力を促進するための方法及び手段を探究することを目的として、速やかに閣僚会議を開催する。

VI. 参加国は、相互信頼を高めるために積極的な措置をとることを再確認するとともに、東北アジア地域の永続的な平和と安定のための共同の努力を行う。直接の関係国は、適切な別の会合において、朝鮮半島における恒久的な平和体制について交渉する。

VII. 参加国は、作業部会からの報告を聴取し、次の段階の行動を協議するため、第6回6か国協議を2007年3月19日に開催することで一致した。

(英文テキストを基礎に外務省仮訳を改訂した)

## 資料2-5 6か国協議共同声明(05.9.19)

### 第4回6か国協議に関する共同声明

2005年9月19日、北京

第4回6か国協議は、北京において、中華人民共和国、朝鮮民主主義人民共和国、日本国、大韓民国、ロシア連邦及びアメリカ合衆国の間で、2005年7月26日から8月7日まで及び9月13日から19日まで開催された。

武大偉中華人民共和国外交部副部長、金桂冠朝鮮民主主義人民共和国外務副相、佐々江賢一郎日本国外務省アジア大洋州局長、宋旻淳大韓民国外交通商部次官補、アレクサンドル・アレクセーエフ・ロシア連邦外務次官及びクリストファー・ヒル・アメリカ合衆国東アジア太平洋問題担当國務次官補が、それぞれの代表団の団長として会合に參加した。

武大偉外交部副部長が会合の議長を務めた。

朝鮮半島及び東北アジア地域全体の平和と安定のため、6者は、相互尊重及び平等の精神の下、過去三回の会合についての共通の理解に基づいて、朝鮮半島の非核化に関する真剣かつ実務的な協議を行い、この文脈において、以下のとおり合意した。

1. 6者は、6か国協議の目標は、平和的な方法による、朝鮮半島の検証可能な非核化であることを一致して再確認した。

朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）は、すべての核兵器及び既存の核計画を放棄する

こと、並びに、核兵器不拡散条約及びIAEA保障措置に早期に復帰することを誓約した。アメリカ合衆国は、朝鮮半島において核兵器を持っていないこと、及び、朝鮮民主主義人民共和国に対して核兵器または通常兵器による攻撃または侵略を行う意図を持っていないことを確認した。

大韓民国（南朝鮮）は、その領域内に核兵器が存在しないことを確認するとともに、1992年の朝鮮半島の非核化に関する共同宣言に従って核兵器を受領せず、かつ、配備しないとの誓約を再確認した。

1992年の朝鮮半島の非核化に関する共同宣言は、遵守され、かつ、実施されるべきである。

朝鮮民主主義人民共和国は、原子力の平和的利用の権利を有する旨発言した。他の参加者は、この発言を尊重する旨述べるとともに、適当な時期に、朝鮮民主主義人民共和国への軽水炉提供問題について議論を行うことに合意した。

2. 6者は、それらとの関係において、国連憲章の目的及び原則並びに国際関係について認められた規範を遵守することを約束した。

朝鮮民主主義人民共和国及びアメリカ合衆国は、相互の主権を尊重すること、平和的に共存すること、及び二国間関係に関するそれぞれの政策に従って国交を正常化するための措置をとることを約束した。

朝鮮民主主義人民共和国及び日本国は、平壤宣言に従って、不幸な過去及び懸案事項を解決することを基礎として、関係を正常化するための措置をとることを約束した。

3. 6者は、エネルギー、貿易及び投資の分野における経済的協力を、二国間又は多数国間で推進することを約束した。

中華人民共和国、日本国、大韓民国、ロシア連邦及びアメリカ合衆国は、朝鮮民主主義人民共和国に対してエネルギー支援をする意向があることを述べた。大韓民国は、朝鮮民主主義人民共和国に対する200万キロワットの電力供給に関する2005年7月12日の提案を再確認した。

4. 6者は、東北アジア地域の永続的な平和と安定のための共同の努力を誓約した。直接の当事者は、適当な別個の話合いの場で、朝鮮半島における恒久的な平和体制について協議する。

6者は、東北アジア地域における安全保障面の協力を促進するための方策について探求していくことに合意した。

5. 6者は、「誓約対誓約、行動対行動」の原則に従い、前記の意見が一致した事項についてこれらを段階的に実施していくために、調整された措置をとることに合意した。

6. 6者は、第5回6か国協議を、北京において、2005年11月初旬の今後の協議を通じて決定される日に開催することに合意した。

(英文テキストを基礎に外務省仮訳を改訂した)

## 資料 2-6 米「国家情報評価（NIE）」(07.11)

### 米国家情報評価（NIE）

#### イラン：核に関する意図及び能力（抜粋）

2007年11月

（前略）

#### 主たる判断

A. 我々はイラン政府が2003年の秋に核兵器計画を中止したと高い確信を持って判断する。我々はまた、イラン政府が少なくとも核兵器開発の選択肢を残していると中～高程度の確信を持って評価する。核計画の中止および申告済みのウラン濃縮計画の一時停止やNPT保障措置協定の追加議定書への署名といったイラン政府の決定発表は、主としてイランによる過去の未申告の核活動が明るみになったことによる国際監視と圧力の強化を受けたものであると我々は高い確信を持って判断する。

●我々は、イラン軍部が、2003年秋まで政府指示のもとで核兵器開発をめざした活動を行っていたと高い確信を持って評価する。

●我々は、イランの核活動中止は少なくとも数年間継続したと高い確信を持って判断する（しかし、この国家情報評価のなかで議論されている情報にはらつきがあるため、これらの活動中止がイランの核兵器計画全体の中止にあたるかということに関しては、米国エネルギー省（DOE）並びに米国家情報評議会（NIC）は中程度の確信を持って評価するに過ぎない）。

●我々はイランが2007年半ばの時点で核兵器計画を再開していなかったと中程度の確信を持って評価するが、現在において核兵器開発の意図があるか否かについては分かりかねる。

●我々は引き続き、イランが現在において核兵器を保有していないと中程度の確信を持って評価する。

●核兵器計画を中止するというイラン政府の決定は、我々が2005年以来評価していたよりも、核兵器開発に向けたイランの決意が固くないということを示唆している。計画中止は主に国際圧力を受けてのことであろうとの我々の評価は、これまで我々が評価していた以上に、イランがこの問題において影響に対して弱い可能性があることを示唆している。

B. イランが兵器用核分裂性物質を少なくともいくらかは輸入しているのではないかという点について、これまでに引き続き我々はあまり確信を持っていない。しかしながら、核兵器製造に十分なだけの量を入手してはないと中～高程度の確信を持って判断する。イランが核兵器あるいは核兵器用の核分裂性物質を国外からすでに入手している、あるいは今後入手するという可能性を我々は排除することはできない。このような形の入手が禁じられたうえで、イランが核兵器の保有を望んだ場合は、イランは十分な量の核分裂性物質を同国内で生産する必要が出てくるのだが、これに関しては現時点ではまだなされていないと我々は高い確信を持って判断する。

C. 仮にイランがそのような決定を行った場合、イランが核兵器製造に要する核分裂性物質を最初に生産する手法は遠心分離法ウラン濃縮であろうと我々は評価する。イラ

ンは、核兵器計画の中止を継続していたにもかかわらず、申告済みの遠心分離機による濃縮活動を2006年1月に再開した。イランは2007年にナタンツに遠心分離機を設置するなどこれを大幅に前進させているが、それらの運転においては重大な技術的問題をお抱えていると我々は中程度の確信を持って判断する。

●イランが核兵器製造に十分な高濃縮ウランの生産技術を持つのは、最短で2009年後半であると中程度の確信を持って判断するが、その実現性は極めて低いと考える。

●おそらくイランは2010年から2015年までの間のいずれかの時期に、核兵器製造に十分な高濃縮ウランの生産技術を持つであろうと我々は中程度の確信を持って判断する（国務省情報調査局（INR）は、予想される技術上および計画上の問題のために、2013年以前にイランがこの能力を持つ可能性は低いと判断する）。2015年以降でなければこの能力を持てないであろうというのがあらゆる機関の認識である。

D. イランの諸機関は、決定次第で核兵器製造に適用しうる様々な技術的能力の開発を続けている。イランの民生用ウラン濃縮計画が継続されていることがその例である。我々はまた、イランは2003年秋以降、民生用ならびに核以外の通常軍事用途を持つ研究・開発計画を実施しており、中には核兵器に限定使用されるものであろうと高い確信を持って評価する。

E. イラン政府が、核の選択肢を重んじながらも、このまま核兵器計画の中止を無期限に続ける意思を持っているのか、それとも計画再開を促す明確な期限なり条件をこれから設定するのか（あるいはもうすでに設定しているのか）については、自信をもって判断できるだけの十分な情報を我々は持ち合わせていない。

●主に国際社会の圧力を受けてイランが2003年に核兵器計画を中止したという我々の評価は、イラン政府の決定が、政治的・経済的・軍事的コストを問わず核兵器に向けて突っ走るというものではなく、費用対効果を考慮した上で取られているということを示唆している。言い換えれば、国際監視および圧力の強化による脅威を組み合わせたものに加え、核以外の手段によってイランの安全保障や国の威信、地域への影響力を達成させる機会をイランに与えることで、イランの指導者がそれらを信頼できると認めた場合には、核兵器計画の中止という現在の政策をイランに継続させる誘因となりうることを示している。どのような策を交えていけばよいのかを特定することは困難である。

●イラン指導部内の多くが考えているだろうと思われる、核兵器開発とイランの主要な国家安全保障及び外交政策上の目的との関連性や、少なくとも1980年代後半から2003年までの間にイランが核兵器の開発に相当力を入れて取り組んできたことを考慮すると、イラン指導部に核兵器開発を最終的に諦めるよう説得することは困難であると我々は中程度の確信を持って評価する。我々の判断では、核兵器保有の道を断念するとのイランによる政治的決定のみが、イランを最終的に核兵器の製造から遠ざける唯一の形と考える。しかし、そのような決定も本質的には覆ることもありえる。

F. 我々は、イランが核兵器用の高濃縮ウランを生産する際に、申告済みの核施設ではなく秘密施設を用いるだろうと中程度の確信を持って評価する。ますます多くの情報によってイランが密にウラン転換ならびにウラン濃縮活動に取り組んでいたことが

示されているが、これらの取り組みは2003年秋の核兵器計画中止を受けておそらく中断されており、少なくとも2007年半ばの時点まで再開されていなかったであろうと我々は判断する。

- G. 我々は、2015年頃より前に、イランが核兵器の製造に十分なプルトニウムを生産および再処理する技術を持つことはないと高い確信を持って判断する。
- H. 我々は、イランには決定次第で、核兵器を最終的に製造するだけの科学的、技術的、産業的な能力があると高い確信を持って評価する。

訳注：情報源の信頼性や情報の精度に基づき、評価の確度は次の3段階で表記される。

「高い確信を持っている」(High Confidence)

「中程度の確信を持っている」(Moderate Confidence)

「確信はありません」(Low Confidence)

[www.dni.gov/press\\_releases/20071203\\_release.pdf](http://www.dni.gov/press_releases/20071203_release.pdf)

## 資料2-7 国連安保理イラン制裁決議 1803 (08.3.3)

### 国連安全保障理事会決議 1803 (抜粋)

2008年3月3日採択

安全保障理事会は、(中略)

国連憲章第7章41条の下に行動し、

1. イランは、その核計画が平和目的に限定されたものであるとの信頼を確立し懸案となっている諸問題を解決するために不可欠である、IAEA理事会が決議GOV/2006/14において要求した措置をこれ以上の遅滞なく取るべきことを再確認し、この文脈において、イランは決議1737(2006)第2節で要求された措置を遅滞なくとるべきとの決定を確認し、同国が修正3.1条項を適用するとの確認をIAEAが求めていることを強調する。
2. イラン核問題に関し、懸案となっているすべての問題の解決に向けたイラン・IAEA間の協定、並びにこれに関連して2008年2月22日付の事務局長報告(GOV/2008/4)で示された進展を歓迎し、すべての未解決問題を明らかにする作業を継続するようIAEAを奨励し、これらがイラン核計画は平和的な性格に限定されているとの国際的な信頼を再構築する一助となることを強調し、イラン・IAEA間の保障措置協定に従いイランの核活動に対する保障措置を強化するにあたりIAEAを支持する。
3. すべての国家に対し、拡散上機微なイランの核活動あるいは核兵器運搬システムの開発に従事し、直接に関与し、支援を提供する個人が自国領土に入り、あるいは通過することを警戒し制限するよう要請する。また、この点に関連して、すべての国家は、決議1737(2006)の第18節の下で設置された委員会(以下、「委員会」と呼ぶ)に対し、決議1737(2006)の付属書、決議1747(2007)の付属書I、あるいは本決議の付属書Iで特定された個人について、決議1737(2006)第3副節(b)(i)(ii)の物品に直接に関連する活動のための入国や通過の場合を除き、決議1737(2006)の第3節及び第4節の措置に基づき、同節で特定された禁止物品、製品、機器、物質、技術の調達への関与を含む、拡散上機微なイランの核活動あるいは核兵器運搬システム開発に従事し、直接に関与し、支援を提供していると安保理または委員会が追加的に特定した

個人が自国領土に入り、あるいは通過する場合には通告を行うべきことを決定する。

4. 上記第3節のいかなる内容も国家に自国民の入国を拒否するよう要請するものではなく、すべての国家は上記節の履行において、IAEA憲章第15条が保証するところを含み、宗教的義務並びに決議1737(2006)、決議1747(2007)の目的に合致する必需品を含む人道的配慮を考慮すべきことを強調する。
5. すべての国家は、本決議の付属書IIで指定された個人並びに決議1737(2006)の第3節及び第4節で特定され、同節の措置に基づく禁止物品、機器、物質、技術の調達への関与を含み、拡散上機微なイランの核活動、あるいは核兵器運搬システムの開発に従事し、直接に関与し、支援を提供しているとして、安保理あるいは委員会で追加的に指定された個人が自国領土に入り、あるいは通過することを防止するための必要措置を取るべきことを決定する。ただし、こうした入国あるいは通過が決議1737(2006)の副節3(b)(i)及び(ii)の物品に直接に関連する活動に向けたものである場合を除く。なお、本節のいかなる内容も自国民が領土に入ることを拒否するよう国家に義務付けるものではない。
6. 7. (略)
8. すべての国家は、自国領土に起源を持つものであるか否かを問わず、自国民によって、あるいは自国籍船舶や航空機を用いて、自国領土から直接あるいは間接に、イランの使用や利益に供するために、以下の供給、販売、移転が行われることを防ぐために必要な措置を取るべきであることを決定する。  
(a) (b) (略)
9. すべての国家に対し、決議1737(2006)において言及されたように、拡散上機微な核活動あるいは核兵器運搬システムの開発に寄与するような金融支援を防止する目的で、輸出信用、保証、あるいは保険の自国の個人や団体への付与など、イランとの取引に対する公的な約定金融支援について、新たな取り決めを行うときに警戒を強めることを要請する。
10. すべての国家に対し、決議1737(2006)において言及されたように、拡散上機微な核活動あるいは核兵器運搬システムの開発に寄与する活動を防止する目的で、メリ銀行、サデラト銀行を筆頭にイラン国内に所在するすべての銀行、それらの支店、海外関連会社とともに、各国内の金融機関の活動に対する監視を行うよう要請する。
11. すべての国家に対し、イラン・エア・カーゴ及びイラン・イスラム共和国シッピング・ラインに所有あるいは運航され、イランに出入国する航空機や船舶が、本決議、決議1737(2006)、決議1747(2007)の下で禁止された商品の輸送を行っていると信ずるに足る十分な理由がある場合は、国内の法機関及び国内法に合致し、国際法、とりわけ海洋法や関連する国際民間航空条約などに則して、空港および港湾においてそれらの積荷を検査するよう要請する。
12. すべての国家に対し、上記の節で述べられた検査が行われた場合には、5就業日以内に書面による検査報告を安全保障理事会に提出するよう要請する。報告には、検査の理由についての説明をはじめ、日時、場所、状況、結果、他の関連する詳細が含まれるものとする。
13. すべての国家に対し、本決議採択後60日以内に、上記第3、5、7、8、9、10、11節の効果的な履行に向けてとられた措置について委員会に報告を行うよう要請する。

14. (略)
15. 中国、フランス、ドイツ、ロシア連邦、連合王国、合衆国は、相互尊重並びにイランの核計画が平和的性格に限定されたものであるとの国際的な信頼の確立を基礎とした、イランとの全面的な関係及び協力を発展させることを可能にする、この問題に対する包括的、長期的かつ妥当な解決を追求していくことを目指して、対話を再開し、これらの国々がイランに行った提案に基づく協議を促進する外交努力をいっそう強化していく意図があることを強調する。これには、IAEAによる検証を伴った形で、調査開発を含むすべての濃縮関連及び再処理活動をイランが停止する限りにおいて、同国との直接協議及び交渉を開始することが含まれる。
16. 欧州連合共通外交・安全保障政策上級代表に対し、協議再開に向けた必要条件を整備するために中国、フランス、ドイツ、ロシア連邦、連合王国、合衆国が行った関連提案を含む、交渉による解決を模索する政治・外交努力に対する支援として、イランとの対話を継続するよう奨励する。
17. (略)
18. IAEA事務局長に対して、決議1737(2006)で言及されたすべての行動の完全かつ持続的な停止をイランが確立したかどうかについて、また、IAEA理事会が要求したすべての措置、及び決議1737(2006)、決議1747(2006)、本決議のその他の条項に関するイランの遵守プロセスについて、IAEA理事会と、同時に安全保障理事会が検討できるように90日以内にさらなる報告を提出することを要求する。
19. 上記節に言及された報告に照らして、イランの行動を再検討すべきことを再確認する。
- (a) イランが、早期かつ相互に受け入れ可能な成果をめざして誠実に交渉することを可能にするよう、研究・開発を含めたすべての濃縮関連及び再処理活動を、IAEAが検証できるかたちで停止する場合、またその限りにおいて、諸措置の履行を停止すること。
- (b) 前節で言及された報告の受領の後に、関連する安全保障理事会決議の下での義務をイランが完全に遵守し、IAEA理事会が確認する形で同理事会の要求を満たしていると決定され次第、決議1737(2006)の第3、4、5、6、7、12節、及び決議1747(2007)の第2、4、5、6、7節、また本決議の第3、5、7、8、9、10、11節に定められた措置を終了すること。

[www.un.org/Docs/sc/unsc\\_resolutions08.htm](http://www.un.org/Docs/sc/unsc_resolutions08.htm)

#### 資料2-8 国連安保理イラン制裁決議1747(07.3.24)

国連安全保障理事会決議1747(抜粋)

2007年3月24日採択

安全保障理事会は、(中略)

国連憲章第7章第41条の下で行動し、

1. イランは、その核計画が完全に平和目的のものであることへの信頼を確立し懸念となっている諸問題を解決するために不可欠である、IAEA理事会が決議GOV/2006/14で要求した措置を速やかに取るべきことを再確認し、この文脈において、イランは国連安保理決議1737(2006)の第2節で要求された措置を速やかに取るべきことを確認する。

2. 拡散上機微なイランの核活動、あるいは核兵器運搬システムの開発に従事するか、直接に関与するか、あるいは支援を提供する個人が、加盟各国の領土に入るか、あるいは通過することに関して監視と制止を行うようすべての加盟国に要請する。また、この点に関連して、安保理決議1737(2006)の付属書あるいは本決議の付属書Iにおいて特定されている個人、さらには、安保理決議1737(2006)の第3節および4節における措置によって、またその措置の下で特定された禁止物品、製品、機材、資材、技術の調達に関与することを通じて行う場合を含めて、拡散上機微なイランの核活動、あるいは核兵器運搬システムの開発に従事するか、直接に関与するか、あるいは支援を提供していると安保理あるいは安保理決議1737(2006)の第18節にしたがって創設された委員会(以下、「委員会」と呼ぶ)が特定した個人が、加盟各国の領土に入るか、あるいは通過する場合には、すべての加盟国はそれを委員会に告知すべきことを決定する。ただし、決議1737(2006)の第3節(b)(i)(ii)における物品に直接関連する活動のための移動を除く。
3. (略)
4. 決議1737(2006)の第12、13、14、15節で特定された措置は、本決議付属書Iにおいて示された個人・団体に対しても適用されることを決定する。
5. イランは、自国領土から直接あるいは間接に、自国民によって、あるいは自国籍船舶あるいは航空機を用いて、いかなる兵器あるいは関連資材をも供給、販売、移転してはならず、全ての加盟国は、自国民によって、あるいは自国籍船舶あるいは航空機を用いて、およびイランの領土に由来するか否かを問わず、そうした物品をイランから調達することを禁じられることを決定する。
6. イランに対して、自国領土から直接あるいは間接に、自国民によって、あるいは自国籍船舶あるいは航空機を用いて、国連軍備登録制度によって定義された戦車、装甲戦闘車両、大口径火砲、戦闘用航空機、攻撃ヘリコプター、軍用艦艇、ミサイルおよびその発射基を供給、販売、移転すること、および、それらの兵器の供給、販売、移転、製造、使用に関連した技術支援あるいは訓練、金融支援、投資、仲介その他のサービス、金融資源あるいはサービスの移転をイランに対して提供することについて、監視と制止を行い、情勢を不安定化させるような兵器の蓄積を防ぐようすべての加盟国に要請する。
7. 全ての加盟国および国際金融機関に対して、人道・開発目的のものを除き、イラン・イスラム共和国政府との間で、贈与、金融支援、特別条件での融資の取り決めを結ばないよう要請する。
8. すべての加盟国に対して、上記の第2、4、5、6、7節を適切に実行する見通しを持つて取った措置について、本決議の採択から60日以内に委員会に報告するよう要請する。
9. 決議1737(2006)の第2節において提示された一時停止に加え、IAEA理事会の提示した要求にイランが完全かつ検証を伴った形で従えば、イランの核計画が完全に平和目的のものであることを保証するような、外交と交渉を通じた解決に寄与するであろうとの確信を表明し、国際社会はそうした解決に向けて前向きに努力する意志があることを強調し、上記の条項に従うことによって国際社会およびIAEAに再び関与することをイランに促し、そうした関与はイランに利益をもたらすものであることを強調する。
10. 中国、フランス、ドイツ、ロシア連邦、連合王国、アメリカ合衆国が、この問題を

交渉を通じて解決するという誓約を継続して確認し、欧州連合上級代表もそれを支持していることを歓迎する。また、決議 1696 (2006) によって安全保障理事会も是認している本決議付属書 II におさめた 2006 年 6 月の 6 か国提案 (S/2006/521) にイランが取り組むことを奨励する。さらに、イランに対するこの提案がいまだ交渉の対象になっていることを、感謝をもって認識する。この提案は、相互への敬意とイラン核計画は完全に平和的性格なものであるという国際的な信頼の確立を基礎とした、イランとの関係および協力を発展させることを可能にする長期的な包括的合意を目指すのである。

11. IAEA の権威を強化する決意を繰り返し表明し、IAEA 理事会の役割を強く支持し、IAEA 事務局長と事務局がイランの全ての懸案事項を IAEA の枠組みの範囲内において解決するために行っている専門的で中立的な努力を称賛するとともに推奨し、IAEA 規程にしたがって核物質が非平和目的に転用されていないかどうかを確認することを含め、保障措置協定への遵守を検証する機関として国際的に承認されている IAEA が、イランの核計画に関連した全ての懸案事項を明確にする努力を継続して行う必要性を強調する。
12. IAEA 事務局長に対して、決議 1737 (2006) に言及されたすべての行動の完全かつ継続的な停止をイランが確立したかどうかについて、また、IAEA 理事会が要求したすべての措置、および決議 1737 (2006) と本決議のその他の条項に関するイランの遵守プロセスについて、IAEA 理事会と、同時に安保理が検討できるように 60 日以内にさらなる報告を提出することを要求する。
13. 60 日以内に提出されることになっている上記第 12 節に言及された報告に照らして、イランの行動を再検討すること、および以下のことを確認する。
  - (a) イランが、早期かつ相互に受け入れ可能な成果を目指して誠実に交渉することを可能にするよう、研究・開発を含めた全ての濃縮関連活動、再処理活動を、IAEA が検証ができるかたちで一時停止する場合、またその限りにおいて、諸措置の適用を一時停止すること。
  - (b) 上記の第 12 節に言及された報告の受領の後に、関連する安全保障理事会決議の下での義務にイランが完全に従い、また IAEA 理事会の要求を満たしていると IAEA 理事会が確認したことを、安全保障理事会が決定し次第、決議 1737 (2006) の第 3、4、5、6、7、12 節、また本決議の第 2、4、5、6、7 節に定められた措置を終了すること。
  - (c) 上記第 12 節の報告が、イランが決議 1737 (2006) および本決議に従っていないことを示している場合には、これらの決議および IAEA の要求にイランを従うよう説得するため、国連憲章第 7 章第 41 条の下においてさらなる適切な措置を取るべきこと。さらに、追加の措置が必要な場合には、さらなる決定が要求されることを強調する。
14. 本件の推移を引き続き注視することを決定する。

[www.un.org/Docs/sc/unsc\\_resolutions07.htm](http://www.un.org/Docs/sc/unsc_resolutions07.htm)

## 資料 2-9 国連安理会イラン制裁決議 1737 (06.12.23)

### 国連安全保障理事会決議 1737 (抜粋)

2006 年 12 月 23 日採択

安全保障理事会は、(略)

国連憲章第 7 章第 41 条の下で行動し、

1. イランは、その核計画が完全に平和目的のものであるとの信頼を確立し懸案となるる諸問題を解決するために不可欠である、IAEA 理事会が決議 GOV/2006/14 で要求した措置を、これ以上の遅滞なく取るべきことを確認する。
2. イランは、この文脈において、拡散上機微な次の核活動をこれ以上の遅滞なく一時停止すべきことを決定する。
  - (a) IAEA が検証すべきすべての濃縮関連及び再処理活動。研究・開発を含む。
  - (b) 同じく IAEA が検証すべきすべての重水関連計画に関する作業。重水減速炉の建設を含む。
3. すべての加盟国が、イランの濃縮関連活動、再処理活動、重水関連活動、あるいは、核兵器運搬システムの開発に寄与する可能性のあるあらゆる物品、資材、機器、製品、技術を、直接あるいは間接に、自国領土から、あるいは自国民によって、あるいは自国籍船舶あるいは航空機を用いて、イランに対して、あるいはイランの使用や利益に供する為に供給、販売、移転することを防ぐのに必要な措置を取らねばならないことを決定する。これは、自国領土に起源を持つものであるか否かを問わない。(後略)
4. 5. (略)
6. すべての加盟国が、第 3、4 節で特定された禁止物品、資材、機器、製品、技術を供給、販売、移転、製造、使用することに関連した技術支援あるいは訓練、金融支援、投資、仲介その他のサービス、金融資源あるいはサービスの移転をイランに対して提供することを防ぐための必要な措置を取るべきことを決定する。
7. 8. (略)
9. そうした物品・支援の供給、販売、移転、提供が、拡散上機微な核活動および核兵器運搬システムの開発を支援することになるイランの技術開発に明らかに寄与しないと制裁委員会が事前にかつケースごとに決定する場合には、上記の第 3、4、6 節で課された措置は適用されない。これには、そうした物品・支援が食糧、農業、医療その他の人道的目的に供される場合を含む。(後略)
10. 拡散上機微なイランの核活動、あるいは核兵器運搬システムの開発に従事し、直接に関連し、支援を提供する個人が自国領土に入り、あるいは通過することに関して注意を払うようすべての加盟国に要請し、またこの点に関連して、この決議の付属書で特定された個人が自国領土に入り、あるいは通過する場合には制裁委員会に告知すべきことを決定する。(後略)
11. (略)
12. 拡散上機微なイランの核活動、あるいは核兵器運搬システムの開発に従事し、直接に関連し、支援を提供しているとして、この決議の付属書で特定された個人・団体、および、安保理あるいは制裁委員会によって特定された個人・団体によって所有、管理された資金、その他の金融資産、経済資源であって、この決議が採択された日付あ

るいはそれ以後のいかなる日において自国領土内にあるものをすべての加盟国は凍結すべきことを決定する。また、違法な手法を通じたものを含んで、上記の個人・団体の代理あるいは支持によって行動する個人・団体、それらによって所有・管理された団体による場合も含む。(後略)

13～17. (略)

18. 暫定手続規則の規則 28 に従って、安保理のすべての加盟国から構成された制裁委員会を安保理内に創設し、次の任務を担わせることを決定する。

(a) この決議の第 3、4、5、6、7、8、10、12 節によって課された措置を効果的に実行するために加盟国によって取られた行動に関する情報、およびこの点に関連して制裁委員会が有用だと認めるさらなる情報をすべての加盟国から収集すること。とりわけ、この地域の国々、及び、上記の第 3、4 節に言及された物品、資材、機器、商品、技術を生産する国々からの情報を収集すること。

(b) この決議の第 16 節によって課された措置を効果的に実行するために IAEA によって取られた行動に関する情報、およびこの点に関連して制裁委員会が有用だと認められるさらなる情報を IAEA 事務局から収集すること。

(c) この決議の第 3、4、5、6、7、8、10、12 節によって課された措置の違反容疑に関連した情報を調査し、その情報に基づいて適切な行動を取ること。

(d) 上記の第 9、13、15 節において提示された例外に関する請求を検討し決定すること。

(e) 上記の第 3 節の目的のために特定された追加の物品、資材、機器、商品、技術を必要に応じて決定すること。

(f) 上記の第 10、12 節によって課された措置に従って追加の個人・団体を必要に応じて指定すること。(後略)

19. すべての加盟国は、上記の第 3、4、5、6、7、8、10、12、17 節を適切に実行する見通しを持って取った措置に関連して、この決議の採択から 60 日以内に制裁委員会に報告すべきことを決定する。

20. 上記の第 2 節において提示された一時停止に加え、IAEA 理事会の提示した要求にイランが完全かつ検証を伴った形で従えば、イランの核計画が完全に平和目的のものであることを保証するような、外交と交渉を通じた解決に寄与するであろうとの確信を表明し、国際社会はそうした解決に向けて前向きに努力する意志があることを強調し、上記の条項に従うことによって国際社会及び IAEA に再び関与することをイランに促し、そうした関与はイランに利益をもたらすものであることを強調する。

21. (略)

22. IAEA の権威を強化する決意を繰り返し表明し、IAEA 理事会の役割を強く支持し、(後略)

23. IAEA 事務局長に対して、この決議に言及されたすべての行動の完全かつ継続的な停止をイランが確立したかどうかについて、また、IAEA 理事会が要求したすべての措置、およびこの決議のその他の条項に関するイランの遵守プロセスについて、IAEA 理事会と、同時に安保理が検討できるように 60 日以内に報告を提出することを要求する。

24. 60 日以内に提出されることになっている上記の第 23 節に言及された報告に照らして、イランの行動を再検討することを確認する。また、

(a) (b) (略)

(c) 上記の第 23 節の報告がイラクがこの決議に従っていないことを示している場合には、この決議及び IAEA の要求にイランを従わせるようにするために国連憲章第 7 章第 41 条の下においてさらなる適切な措置を取ることを強調する。また、追加の措置が必要な場合にはさらなる決定が要求されることを確認する。

25. (略)

[www.un.org/Docs/sc/unsc\\_resolutions06.htm](http://www.un.org/Docs/sc/unsc_resolutions06.htm)

## 資料 2-10 米印核協力協定 (07.7)

原子力の平和利用に関する

アメリカ合衆国政府とインド政府の間の協力協定 (抜粋)

2007 年 7 月

前文 (略)

### 第 1 条 定義

本協定でいう、(A) ~ (L) (略)

(M) 「平和的目的」とは、研究、発電、医療、農業、工業といった分野における情報、核物質、機器または部品の利用を含むが、核爆発装置もしくはその他の軍事目的における利用、それに関する研究、またはその開発は含まない。任意の電力網からの軍事基地への電力供給、軍事環境において診断・治療および殺菌用として医療目的のために使用する放射性同位体の生産、その他締約国によって合意される類似の用途は軍事目的とみなさないものとする。

(N) (O) (略)

(P) 「機微な核施設」とは、ウラン濃縮、核燃料の再処理、あるいはプルトニウムを含んだ核燃料を製造するために主に作られ、あるいは利用される施設のことをいう。

(Q) (略)

### 第 2 条 協力の範囲

1. 締約国は本協定の規定に従って原子力の平和利用において協力するものとする。各締約国は、原子力の平和利用に関する各々の該当する条約、国内法、規則、および認可要件に従って本協定を実施するものとする。

2. 協定の目的は、締約国間の全面的民生用原子力協力を可能にすることであり、締約国は下記の領域およびその他を含むすべての当該領域における協力を進めることができる。

a. 締約国間で合意される領域における高等な原子力研究・開発

b. 第 3 条に述べるような、双方ともに関心および能力のある原子力安全問題

c. 視察、会合、シンポジウムおよび共同研究のための科学者の相互交流の促進

d. 締約国間または認められた者の間での工業規模または商業規模の技術移転を含めた、原子炉および関連核燃料サイクルの諸侧面を対象とする全面的民生用原子力協力活動

e. インドの原子炉の耐用期間中に供給途絶が起きた場合に備えるための核燃料の戦略的備蓄の構築

f. 生物学の研究、医療、農業・工業、環境および気候変動その他を含む原子力関連

#### 諸科学における高等な研究・開発

- g. 締約国または第三国の使用または利益のために締約国間で行われる核物質の供給
  - h. 第6条に規定する核物質の形状もしくは内容の改変
  - i. 締約国または第三国のために締約国間で行われる機器の供給
  - j. 多数国参加プロジェクトなどにおける制御熱核融合
  - k. 締約国によって合意される、他の共通の関心領域
3. (略)
4. 締約国は、本協定の目的が平和的原子力協力を規定することであって、いずれの締約国についても、保障措置下に置かれていない核関連活動に影響を及ぼすことでないことを確認する。したがって、本協定のいかなる条項も、締約国が、本協定に従って移転を受けた核物質、非核物質、機器、部品、情報または技術とは無関係に生産、取得または開発した核物質、非核物質、機器、部品、情報または技術を自己の目的に使用する権利に影響を及ぼすと解釈しないものとする。

#### 第3条 情報の移転（略）

#### 第4条 原子力貿易

1. 締約国は、各々の国の産業界、公益事業体および消費者の相互の利益のために両国間の原子力貿易を促進するものとし、また適宜、第三国と一方の締約国との間で他の締約国から得た品目の貿易も促進するものとする。締約国は、原子力施設が円滑にかつ中断なく運転するようにするには確実な供給が不可欠であること、また両締約国の産業界は、原子力施設の効率的運転の計画を立てるために、予定どおりの納入が可能であるという安心を常に必要としていることを認識する。

2. (略)

#### 第5条 核物質、非核物質、機器、部品および関連技術の移転

- 1. 核物質、非核物質、機器および部品は、本協定と矛盾しない用途のために移転することができる。本協定に基づいて移転される特殊核分裂性物質は、第5項に規定する場合を除き、低濃縮ウランとする。
- 2. 機微な原子力技術、重水生産技術、機微な原子力施設、重水生産施設およびそのような施設の重要な構成要素は、本協定の修正条項に従い、本協定に基づいて移転することができる。濃縮、再処理または重水生産施設において使用可能な核・非核両用品目の移転は、締約国各自の当該国内法、規則および認可政策に従う。

3.～5. (略)

6. (a) 合衆国は燃料の確実な供給の約束をインドに伝えた。2005年7月18日の共同声明に従って、合衆国はまた、インドがその原子炉用に燃料を確実かつ十分に入手できるようにするために必要な状況を作り上げるという保証を再確認した。2005年7月18日付共同声明実施の一環として、合衆国は国内法を修正するとともに、友好の企業から確実に、中断なく、継続して燃料供給を受けることができるほか、国際燃料市場を全面的に利用することができるようになるのに必要な状況を作り上げることに、米国議会の同意を求めるることを約束する。

- (b) 燃料供給の途絶に備えるべく、合衆国はさらに、下記の追加的措置を講じる用意がある。
- i) 合衆国は米原子力法第123条に基づく原子力の平和利用に関する米印二国間の

協定に、燃料供給に関する保証を盛り込むにやぶさかでない。協定は米国議会に提出して承認を求ることになる。

- ii) 合衆国はインドと共に、IAEAと協議して、インドにのみ適用される燃料供給協定を取り決めるべく努める。
  - iii) 合衆国は、インドがその原子炉の耐用期間中の供給の途絶に備えるべく、核燃料の戦略的備蓄を構築すべく努力するのを支援する。
  - iv) 以上の手立てにもかかわらず、インドに対する燃料供給の途絶が起こった場合、合衆国とインドは共同で、ロシア、フランスおよび英国といった国々を始めとする一群の友好的供給国を招集して、インドに対する燃料供給を再開させる方策を実行する。
- (c) 合衆国との上記の協調関係を踏まえて、インドにのみ適用される保障措置協定をインドとIAEAの間で協議して取り決め、保障措置下に置かれた核物質の民生用からの転用を防ぐための保障措置を定めるとともに、外国からの燃料供給が途絶した場合に民生用原子炉が確実に中断なく運転するためにインドが講じることのできる是正措置を定める。以上のことを考慮に入れて、インドはその民生用原子力施設をインドにのみ適用される保障措置下に恒久的に置き、この目的のためにIAEAと協議の上、適切な保障措置協定を取り決める。

#### 第6条 核燃料サイクル事業

全面的な民生用原子力協力をを行うという約束に沿って、両締約国は、高等な原子力技術を有する他の国々との間で行っているのと同様に、下記の核燃料サイクル活動を実施することができる。

- i) いずれの締約国の管轄領土内においても、本協定に従って移転されたウランについて、またそのようにして移転された機器において使用された、またはその機器を使用して生産されたウランについて、同位体235含有量20パーセントまでの濃縮を行うことができる。
- ii) いずれの締約国の管轄領土内においても、本協定に従って移転されたプルトニウム、ウラン233、高濃縮ウラン、および照射済核物質の照射を行うことができ、また、本協定に従って移転された非核物質、核物質もしくは機器において使用された、またはその使用を通じて生産されたプルトニウム、ウラン233、高濃縮ウラン、および照射済み核物質の照射を行うことができる。
- iii) 2005年7月18日の締約国の共同声明で想定された全面的民生用原子力協力を実施する目的で、締約国は、本協定に従って移転された核物質、ならびにそのようにして移転された核物質、非核物質、もしくは機器において使用された、またはその使用によって生産された核物質および副産物質を再処理する、またはその他の方法で形状もしくは内容を改変することに対し、相互に同意を与える。この権利を実行に移すため、インドはIAEAの保障措置によって保障措置下に置かれている核物質専用の新たな国営の再処理施設を設置し、締約国は、このような再処理またはその他の形状もしくは内容の改変がこの新たな施設で行われる際の取決めおよび手順に関して合意する。（中略）特殊核分裂性物質が分離された場合、その物質はIAEAの保障措置下にある国営施設でのみ利用することができる。
- iv) (略)

第7条～第9条（略）

第10条 IAEAの保障措置

1. 本協定に従って転移されたすべての核物質および機器に関して、ならびにそのような核物質および機器において使用された、またはその使用によって生産された特殊核分裂性物質に関して、その物質または機器が協力締約国の管轄下または管理下にあるかぎり、保障措置を維持する。

2～8. 略

第11条～第17条（略）

[www.state.gov/r/pa/prs/ps/2007/aug/90050.htm](http://www.state.gov/r/pa/prs/ps/2007/aug/90050.htm)

### 3. その他の資料

資料3-1 第62回国連総会「核発射体制の緩和」決議（07.12.5）

核兵器システムの作戦上の即応体制の緩和

2007年12月5日採択、決議62/36

共同提案国：アルゼンチン、オーストリア、ペナン、ブラジル、チリ、ドミニカ共和国、エクアドル、アイルランド、リヒテンシュタイン、マレーシア、マルタ、メキシコ、ニュージーランド、ナイジェリア、ペルー、サモア、シェラレオーネ、スイス、東ティモール、ウルグアイ

総会は、

核兵器を高い警戒態勢に保つことは冷戦時代の核態勢の特色であったことを想起するとともに、冷戦の終結以降、信頼性及び透明性が向上していることを歓迎し、

冷戦の終焉にもかかわらず、数千もの核兵器が依然として数分以内に発射可能な高い警戒態勢に保たれていることを深く憂慮し、

核兵器システムの作戦上の地位のさらなる低減を支持する、軍縮関係の多国間会議での関与が増えていることに留意し、

核兵器システムが高いレベルの即応体制に維持されていることで、壊滅的な結果をもたらしかねない核兵器の使用——意図しない、あるいは偶發的使用を含む——の危険性を高めていることを認識し、

また、配備の削減や作戦上の地位の低減は、信頼醸成や透明性の向上措置及び安全保障政策における核兵器の役割の低下を通じ、国際の平和と安全の維持及び核軍縮プロセスに寄与することを認識し、

早期警戒システムのデータ交換及びミサイル発射通告のための米ロ共同センター設置提案など作戦上の地位の低減に向けたプロセスにおいて主要な役割を担うであろう二国間イニシアティブを歓迎し、

また、攻撃目標外し（de-targeting）のイニシアティブや配備に必要とされる準備時間の延長といった、核兵器システムの作戦上の地位低減に向けて各国が行っている措置についても歓迎し、

1. すべての核兵器が高度警戒体制から除外されることを目指して、核兵器システムの作戦上の即応体制の緩和に向けたいっそうの実際的措置を講じることを求める。
2. 本決議の履行に関する最新の進捗状況を総会に報告することを各国に要請する。
3. 本件の推移を引き続き注視することを決定する。

[www.un.org/ga/62/resolutions.shtml](http://www.un.org/ga/62/resolutions.shtml)

### 資料 3-2 第 62 回国連総会「劣化ウラン決議」(07.12.5)

#### 劣化ウランを含む武器・砲弾の使用による影響

2007 年 12 月 5 日採択 決議 62/30

共同提案国：非同盟諸国（NAM）を代表してインドネシア

国連総会は、

国連憲章に明記された諸目的と諸原則および国際人道法に従い、  
武器規制と軍縮に関する交渉を前進させるのに不可欠な手段としての多国間協調主義  
を促進すべく決意し、  
人類は、環境を保護するため直接的手段を取る必要をより強く認識しているが故に、  
そうした努力を軽かす事柄に対しては、いかなるものであっても、必要な措置を速やかに講じる必要があると確信し、

劣化ウランを含む武器・砲弾の使用が人体や環境に及ぼす、潜在的に有害な影響を考慮に入れ、  
1. 事務総長に対し、劣化ウランを含む武器・砲弾の使用がもたらす影響に関する、加盟国および関連国際諸機関の見解を求ること、そして、第 63 回総会において本件に関する報告書を提出することを要請する  
2. 第 63 回国連総会の暫定的議題に、「劣化ウランを含む武器・砲弾の使用の影響」と題された項目を含めることを決議する。

[www.un.org/ga/62/resolutions.shtml](http://www.un.org/ga/62/resolutions.shtml)

### 資料 3-3 第 62 回国連総会「日本決議」(07.12.5)

#### 核兵器完全廃棄に向けた新たな決意

2007 年 12 月 5 日採択、決議 62/37

共同提案国：日本、アフガニスタン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、カメルーン、カナダ、チリ、コスタリカ、キプロス、チェコ、ドミニカ共和国、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、フィンランド、ガボン、ドイツ、グアテマラ、ギニア、ハイチ、アイスランド、イラク、イタリア、レバノン、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マダガスカル、モンテネグロ、ネパール、オランダ、ノルウェー、パラグアイ、ペルー、サモア、セルビア、スロベニア、スペイン、スイス、タイ、マケドニア旧ユーゴスラビア、トーゴ、トリニダードトバゴ、ウクライナ、タンザニア、ウルグアイ

総会は、

核兵器のない平和で安全な世界の実現を目指し、すべての国が核兵器の完全廃棄に向け、さらなる実際的措置および効果的施策をとる必要性を想起し、そしてまたその実現への決意を新たにし、  
軍縮の過程における各国の努力の究極の目標は、厳格かつ効果的な国際管理の下に置かれた全面完全軍縮であることに留意し、

2006 年 12 月 6 日の決議 61/74 を想起し、

核戦争と核テロリズムを回避するため、あらゆる努力がなされるべきであることを確信し、

核不拡散条約（NPT）が、国際的な核軍縮と不拡散体制の礎として決定的に重要であることを再確認し、広島・長崎の被爆 60 周年に当たる 2005 年の NPT 再検討会議における実質的な課題についての合意の欠如、これに加えて 2005 年 9 月の国連総会特別首脳会合成果文書の中から核軍縮及び不拡散に関する言及が削除されたことに遺憾の意を表明し、

1995 年 NPT 再検討・延長会議の決定及び決議、ならびに 2000 年 NPT 再検討会議最終文書を想起し、

国際の平和と安全の増進と核軍縮の促進とは、相互に補強しあっていることを認識し、核軍縮のさらなる進展は、国際的な核不拡散体制を強固なものにし、それにより国際の平和と安全の確保にも資することを再確認し、

拡散ネットワークなどによる大量破壊兵器、特に核兵器の拡散のために増大しつつある危険について深く憂慮し、

6 か国協議が達成したこの間の前進を歓迎するとともに、朝鮮民主主義人民共和国による 2006 年 10 月 9 日の核実験宣言に関する安保理決議 1718 (2006) を履行することの重要性を認識し、

1. 全ての NPT 締約国が、条約の全条文に基づく義務を遵守することの重要性を再確認する。
2. 2007 年の第 1 回準備委員会をもって 2010 年に向けた再検討プロセスが首尾よく開始されたことを歓迎するとともに、効果的な条約再検討プロセスの重要性を強調し、2010 年 NPT 再検討会議における成果を促進していくために、2008 年の第 2 回準備委員会を建設的に実施するべく協力していくようすべての締約国に要請する。
3. NPT の普遍性についての重要性を再確認し、また、同条約の未締約国に対し、遅滞なくかつ無条件に同条約に非核兵器国として加入することを要請するとともに、同条約に加入するまでは条約の目標と意図を損なう行動を控え、同条約を支持する実際的な措置をとるよう要請する。
4. 全ての NPT 締約国が、同条約第 6 条の下で誓約したあらゆる種類の核兵器の一層の削減など、核軍縮への更なる措置を奨励し、そしてまた、核兵器廃絶に向けた取組みの過程において、国際の安定を促進し、すべての国にとって安全保障が損なわれない形で、不可逆性、検証可能性、一層の透明性をもたせることの重要性を強調する。
5. ロシアや米国などの核兵器国による核兵器削減の進展を歓迎しつつ、ロシアと米国が、更なる核軍縮への一歩となるよう戦略攻撃力削減条約を完全に履行し、同条約の規定する幅を超えた核兵器削減に着手するよう奨励する。
6. 各国が、核兵器関連物質の削減に寄与すべく、国際協調の枠組みの中で引き続き努力するよう、さらに奨励する。
7. 核兵器国が、国際の安定と安全を促進する形で、核兵器システムの作戦上の地位を一層低下させることを要求する。
8. 国際の安定を促進し、かつすべての国にとっての安全保障が損なわれないとの原則に基づく方法で、核兵器使用の危険性を最小化し全面廃棄の過程を促進するために、

- 安全保障政策における核兵器の役割を縮小させる必要性を強調する。
9. CTBT の早期発効のために、同条約の未署名・未批准国に対し早期に署名・批准するよう要請し、同条約が発効するまでの間、核爆発実験の既存のモラトリアムを維持することの重要性を強調し、CTBT の遵守を保証するために必要となる国際監視システムなど、CTBT 検証体制の継続的な整備の重要性を再確認する。
  10. ジュネーブ軍縮会議（CD）に対し、今年度の CD における進展を考慮し、実質的な作業を即時に再開するよう要請する。
  11. 兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）交渉の即時開始と早期妥結の重要性を強調し、すべての核兵器国及び NPT 非締約国に対し、同条約発効までの間、すべての核兵器用核分裂物質の生産モラトリアムを宣言することを要請する。
  12. すべての国家に対し、核兵器及びその他の大量破壊兵器、並びにその運搬手段の拡散を防止し抑制するための努力をさらに行なうことを要請する。
  13. 国際原子力機関（IAEA）の包括的保障措置協定及び、1997年5月15日に IAEA 理事会で承認された、IAEA と各国との間の保障措置適用のための協定のモデル追加議定書の普遍化、さらに、国連安理会決議1540号（2004年4月28日採択）の完全実施など、不拡散への更なる努力の重要性を強調する。
  14. 全ての国家に対し、第57回国連総会に提出された軍縮・不拡散教育に関する国連事務総長報告書にある勧告を適切に実行に移すための具体的活動に着手すること、またこの目的のために実施してきた努力に関する情報を自発的に共有することを奨励する。
  15. 核不拡散・核軍縮を促進する上で、市民社会が建設的役割を担っていくことを奨励する。

[www.un.org/ga/62/resolutions.shtml](http://www.un.org/ga/62/resolutions.shtml)

#### 資料3-4 キッシンジャーらの2度目の核廃絶提言（08.1.15）

##### 「核兵器のない世界」を目指して

ジョージ・P・シュルツ、ウィリアム・J・ベリー、ヘンリー・A・キッシンジャー、  
サム・ナン

『ウォール・ストリート・ジャーナル』  
2008年1月15日

核兵器、核の知識、また核物質が加速して拡散した結果、私たちは今危うい核の崖っぷちに立たされている。歴史上発明された中で最悪の破壊兵器が、危険な者の手に落ちる現実の可能性に直面している。

現在我々がこの脅威に対してとっている対処措置は適切ではない。核兵器が広く入手可能な現状においては、抑止はますます効果を失い、危険をますます増加させている。

一年前、我々は、本紙のエッセイにおいて、核兵器への依存を減らし、潜在的に危険な者への手に渡ることを防止し、世界への脅威として究極的に核兵器を廃棄することを目指して世界的な努力をするよう呼びかけた。これらの問題に取り組むために昨年を通じて作り出された闘争、勢い、そして政治的空間の増加は、特筆すべきものであり、世界中の人々から強い支持の反応を頂いた。

07年1月、ミハイル・ゴルバチョフは、核兵器の実質削減をした最初の条約の署名者であった者として、我々の緊急行動の訴えを支持するのは自分の義務であると考える、と書いた。「核兵器はもはや安全保障を実現する手段ではないことが、ますます明らかになっている。事実、一年経つ毎に、核兵器は我々の安全保障を危ういものにしている。」

6月、英国の外務大臣マーガレット・ベケットは、次のように述べて英国政府の支持のシグナルを送った。「我々にはビジョン、すなわち核兵器のない世界のためのシナリオと、行動、すなわち核弾頭数の削減と安全保障政策における核兵器の役割の制限のための前進的措置の両方が必要である。これら二本のより糸は別々のものであるが相互に強化し合うものである。両方とも必要であるが、現在は極めて弱い。」

我々はまた、その他にも国務長官、国防長官、国家安全保障顧問などの経験豊富な米国の元高官から、このプロジェクトに対して一般的な支持表明を受けて勇気づけられてきた。その中には、マデレーン・オルブライト、リチャード・V・アレン、ジェイムス・A・ペイバー3世、サミュエル・R・バーガー、ズビギニエフ・ブレジンスキー、フランク・カールッチ、ウォレン・クリストファー、ウィリアム・コーン、ローレンス・イーグルバーガー、メルビン・レアド、アンソニー・レイク、ロバート・マクファーレン、ロバート・マクナマラ、コリン・パウエルなどがいる。

この反応に鼓舞されて、2007年10月、我々は過去6代の政権の元高官に呼びかけて、他の多くの核問題専門家とともに、スタンフォード大学フーパー研究所で会議をもった。そこでは、核政策を考える指針として「核兵器のない世界」というビジョンが大切であること、核の危機から我々を引き離すような一連の措置が必要であること、について一般的な合意があった。

世界の核弾頭の95%近くを保有する米国とロシアがリーダーシップを發揮すべき特別の責任と義務と経験を持っているが、他の国々も参加すべきである。

現在進行している、長距離の、言い換れば戦略的、爆撃機やミサイルに搭載される核弾頭数の削減など、すでに行われている措置もある。米国とロシアが2008年を起点として短期的にとることができる措置があれば、それ自身として、自ずと核の危機を劇的に減ずることができる。それには次のような措置が含まれる。

※1991年の戦略兵器削減条約の重要な条項を延長する

これらの条項の適用から、検証という決定的に重要な業務について多くを学んできた。条約は2009年12月5日に失効する。監視と検証という必須要件などこの条約の重要な条項は延長されるべきであり、また、2002年の戦略攻撃力削減に関するモスクワ条約はできるだけ早期に完了すべきである。

※すべての核弾道ミサイルの発射における警報・決定の時間を延長する措置をとり、偶發的あるいは無認可攻撃のリスクを軽減する

最高司令部が注意深く慎重な決定を下す時間の余裕を与えない発射手順は、今日の環境においては不必要かつ危険である。さらに、サイバー戦争の発展の結果、いずれかの核兵器国が指揮統制システムが、万一、愉快犯や敵ハッカーによって壊されたときに破滅的な結果を招くことになる。米露関係に信頼が増している現在、相互に合意され検証された物理的障壁を指揮統制の手順に導入することによって、早急に新しい対策を講じることが可能であろう。

※冷戦時代から引きずっと今も存在している大量攻撃のための作戦計画をすべて廃棄する

米国とロシアが対テロの同盟国であり、もはや相互に敵と見なさないと正式に宣言している今日の世界において、抑止のために相互確証破壊（MAD）が必要だと考えるのは時代遅れの政策である。

※ 2002 年のモスクワ首脳会談でブッシュ大統領とブーチン大統領が提案したように、協調的相互ミサイル防衛・早期警戒システムを開発するための交渉を開始する。これには中東からヨーロッパ、ロシア、米国に対するミサイルの脅威に対抗する計画に対する合意やモスクワに共同データ交換センターを設置する作業の完成などを含むべきである。ミサイル防衛を巡っての緊張を緩和することは、我々の安全保障にとって余りにも重要な、より広範な核問題について進展がもたらされる可能性を高めるであろう。これに失敗すると、広範囲の核協力ははるかに困難になるであろう。

※ テロリストが核爆弾を獲得することを阻止するために、世界中において核兵器および核物質に対する最高の保安基準を適用する作業を劇的に加速する

世界中の 40 か国以上に核兵器材料が存在し、最近も東ヨーロッパとコーカサスで核物質を密輸しようとしたとされる事例が報告されている。米国、ロシアなどナン・ルーガー計画で活動してきた国々は、国際原子力機関（IAEA）と協力して、核の保安の改善に関する国連安保理決議 1540 の履行を援助するのに中心的な役割を果たすべきである。核物質に対する適切で効果的な保安を定めたこの決議の義務を満たすよう、国と協力するチームを派遣することによって、この援助を行うことができる。

アーノルド・シュワルツェネッガー知事が我々の 10 月会議で述べたように、「人間の努力には誤りが付きものである。核兵器も例外であろうはずがない」。知事の発言を裏書きするように、2007 年 8 月 29 日～30 日、核弾頭付きの巡航ミサイル 6 発が米空軍航空機に搭載され、我が国上空を横断飛行し、荷下ろしされた。36 時間の間、誰も核弾頭の所在を知らず、行方不明であることすら分からなかった。

※ NATO 内部、ロシアなどの間で、核兵器の保安を高めるために、また正確な計量、さらには究極的な廃棄への第一歩として、前進配備用に設計された核兵器を統合するための対話を開始する

これらの比較的小型で持ち運びし易い核兵器は、その特質のために、テロリスト集団の獲得標的になりやすい。

※ 先端技術の世界的な拡散への対抗手段として、核不拡散条約（NPT）遵守を監視する手段を強化する

この面での一層の進展が急を要しているが、IAEA によって作成された監視条項（追加議定書）を NPT 署名国すべてに適用することによって達成できるであろう。

※ 包括的核実験禁止条約（CTBT）を発効させるプロセスを採択する。これによって NPT は強化され、核活動の国際的監視が容易になる。

このためには、第一に、CTBT 違反の地下核爆発実験を検出し場所を特定する国際監視システムの過去 10 年にわたる改善を点検するために、第二に、米国の保有核兵器を、核実験禁止のもとで、その信頼性、安全性、および効果に高い信頼性を維持するという面における過去 10 年にわたる技術的進歩を評価するために、超党派の調査が必要である。CTBT 機構は、核実験を検出するための新規の監視ステーショ-

ンを設置しようとしている。米国は CTBT 批准前においても緊急にこの努力を支援すべきである。

米国とロシアによるこれらの措置と平行して、核保有国はもちろん非保有国も含んで対話は国際規模に広がらなければならない。

中心課題の一つは、優先順位に関する国際的コンセンサスを構築するのに必要な政治意志を行使することによって、「核兵器のない世界」という目標を、国家間の実際的事業に転換することである。ノルウェー政府が、このプロセスに貢献するような会議を 2 月に主催する。

もう一つの主題がある。それは、核燃料サイクルの危険性を管理する国際システムの開発である。核エネルギー開発への関心の増加と核濃縮能力が拡散する可能性の中で、核先進国と強化された IAEA によって何らかの国際計画が創出されるべきである。その目的は、核燃料の信頼できる供給、濃縮ウランの備蓄、インフラストラクチャーの支援、金融、使用済み燃料の管理を提供すること、すなわち、核兵器の材料を作る手段が世界中に拡散しないことを確実にすることである。

また、米国とロシアは、ゼロ戦略攻撃力削減条約に記されている以上に核戦力の相当量の削減を行うことに合意すべきである。削減が進行すれば、他の核保有国も関与してくれるであろう。

「信頼せよ。しかし検証せよ」というレーガン大統領の格言を再確認すべきである。國家が兵器用核物質を生産することを防止する検証可能な条約を完成させることは、核物質の計量と保安のためのより厳密なシステムのために役立つであろう。

我々は、また、合意違反を犯す国を抑止する、あるいは、必要なときには対応する、方法に関しても国際的な合意を形成しなければならない。

我々の究極の目標を明瞭に述べることによって前進がより容易になるに違いない。実際、これこそが、今日の脅威に効果的に対処するのに必要な国際的信頼と広範な協力を構築する唯一の方法である。ゼロに向かうというビジョン無しには、我々の下降スパイラルを止めるのに必要不可欠な協力を得られないであろう。

ある意味では、「核兵器のない世界」という目標は、極めて高い山の頂上に似ている。今日の困難な世界という立地点からみると、山の頂上は見ることさえできない。したがってここから頂上に行くのは不可能であると言いたくなるし、言うのは簡単である。しかし、山を下り続ける危険、あるいは現状を変えない危険は、余りにも現実的であり無視できない。山の頂上が見えるような、より高い地点への登山コースを描かなければならぬ。

シュルツは 1982～89 年の米国務長官、ペリーは 1994～97 年の米国防長官、キンシジャーは 1973～77 年の米国務長官、ナンは前上院軍事委員会議長。

[http://online.wsj.com/article/SB120036422673589947.html?mod=opinion\\_main\\_commentaries](http://online.wsj.com/article/SB120036422673589947.html?mod=opinion_main_commentaries)

### 資料 3-5 キッシンジャーらの核廃絶提言 (07.1.4)

#### 核兵器のない世界（抜粋）

ジョージ・P・シュルツ、ウィリアム・J・ペリー、ヘンリー・A・キッシンジャー、  
サム・ナン

『ウォール・ストリート・ジャーナル』

2007年1月4日

今日の核兵器はすさまじい危険を呈しているが、それは同時に歴史的な機会をもたらしている。米国の指導者たちは、世界を新段階へと導くよう求められている。すなわち、潜在的危険を孕む者達への核拡散を防止し、究極的には世界の脅威である核兵器の存在に終止符を打つための決定的な貢献として、核兵器依存の世界的な中止に向かう確固たるコンセンサスへと導くことである。

冷戦時代においては、核兵器は、抑止の手段として、国家安全保障の維持に不可欠なものであった。しかし冷戦の終焉によって、ソビエト連邦とアメリカ合衆国とのあいだの相互抑止という教義は時代遅れのものになった。抑止は、他の国家による脅威という文脈においては、多くの国家にとって依然として十分な考慮に値するものとされているが、このような目的のために核兵器に依存することは、ますます危険になっており、その効果性は低減する一方である。

北朝鮮の最近の核実験や、（兵器級物質生産の可能性もある）イランのウラン濃縮計画の中止拒否などによって、世界がいま、新たな、そして危険な核時代のがけっぷちに立っているという事実が浮き彫りとなった。最も警戒を要することは、非国家のテロリスト集団が核兵器を手にする可能性が増大しているということである。今日、テロリストによって引き起こされる世界秩序に対する戦争においては、核兵器の使用は大規模な惨禍を招く究極的な手段である。そして、核兵器を手にした非国家のテロリスト集団は、概念上、抑止戦略の枠外にあり、そのことが解決困難な新しい安全保障上の課題を生み出している。

テロリストによる脅威を別としても、緊急に新たな行動を起こさなければ、アメリカ合衆国は新たな核時代へと突き進むことを余儀なくされるであろう。それは、冷戦時代の抑止よりもいっそう不安定で、心理的な混乱を生み、経済的コストの高いものである。核兵器を所持し得る敵が世界中でその数を増す中で、核兵器使用の危険性を劇的に増大させることなく、かつての米ソ間の「相互確証破壊（MAD）」を再現して成功するどうかは極めて疑わしい。

核兵器によって引き起こされる不測の事態や判断ミス、または無許可使用を回避する目的で、冷戦時代には段階的な保障措置が有効に働いていた。しかし、新たな核保有国はこうした長年の経験による利益を得ることはないだろう。アメリカ合衆国やソビエト連邦は、結果的には致命的とはならなかった数々の過ちから様々なことを学んだ。両国は、意図的にしろ、偶発的にしろ、核兵器が一発も使用されることのなきよう、冷戦時代に絶え間ない努力を積み重ねてきた。今後50年間、新たな核保有国にとって、そして世界にとって、冷戦時代のこのような幸運は望めるのだろうか。

(略)

核不拡散条約（NPT）が描くものは、全ての核兵器の廃絶である。この条約は、(a)

1967年の時点で核兵器を保有していない国家が核兵器を取得しないことに合意すること、及び(b)核兵器を保有している国家は、それを後々放棄することに合意することを定めている。リチャード・ニクソン米大統領以降の民主・共和両党の大統領は全員、この条約下の義務を再確認してきたが、非核兵器国は、核大国がどれほど条約の規定を誠実に遵守しているか、ますます懐疑的になってきた。

核不拡散を推進する強力な取組が進行中である。「協調的脅威削減（CTR）プログラム」、「地球的規模脅威削減イニシアティブ（GTRI）」、「拡散防止構想（PSI）」、そして国連原子力機関（IAEA）追加議定書などの取り決めは、NPT違反や世界の安全を危機にさらすような行いを探知する強力な新しい手段を提供する革新的なアプローチである。これらの取り決めは完全に履行されるべきものである。北朝鮮やイランによる核兵器拡散問題に対し、国連安全保障理事会の常任理事国に加え、ドイツ・日本を巻き込んだ交渉を行なうことが極めて重要である。これらの手段を精力的に追求することを行わなければならない。

しかしながら、これらだけでは、危機に対応する十分な措置とはいえない。レーガン大統領とゴルバチョフ書記長は、20年前のレイキャビクの会談において、核兵器の完全廃棄という、より大きな目標の達成を目指した。彼らのビジョンは、核抑止教義を信奉する専門家の度肝を抜いたが、世界中の人々の期待を膨ませるものであった。最大数の核兵器を保有する両国の指導者たちが、最も破壊力のある武器を廃絶しようと、議論を始めたのであるから。

では、どのような手段がとられるべきだろうか。NPTにおいて取り交わされた約束や、レイキャビクで構想された可能性は結実することとなるのだろうか。堅実な段階を経て、めざす答えに行き着くためには、アメリカ合衆国が先導して最大限の努力を行うことが必要である、と私たちは確信している。

何よりもまず、核兵器を所持している国々の指導者たちが、核兵器なき世界を創造するという目標を、共同の事業に変えていく集中的な取組が必要である。このような共同事業は、核保有国の体質を変容させることなどを含むが、これらによって、北朝鮮やイランが核武装国となることを阻止しようという現在進行中の努力にいっそうの重みが加えられることとなるだろう。

合意を目指すべき計画とは、核による脅威のない世界を実現するための基礎作業となる、一連の合意された緊急措置で構成される。そのような措置には、次のようなものが挙げられる。

※冷戦態勢の核兵器配備を変え、警告の時間を増やし、これによって核兵器が偶発的に使用されたり、無許可で使用されたりする危険性を減らすこと。

※すべての核保有国が核戦力の実質的な削減を継続的に行うこと。

※前進配備のために設計された短射程核兵器を廃棄すること。

※上院と協力して超党派的な活動を始めること。たとえば、包括的核実験禁止条約（CTBT）の批准を達成するために信頼を深め定期的な審議の場を設けるという理解を得ること、当代の技術的な進歩を活用すること、他の重要な国家にも CTBT を批准するよう働きかけること。

※世界中のすべての兵器、兵器利用可能なプルトニウム、および高濃縮ウランの備蓄を対象にした安全基準値をできるだけ高く設定すること。

※ウラン濃縮過程を管理下に置くこと。その際、原子炉で使用されるウランが、まづ

は核供給国グループ（NSG）を通して、次に国際原子力機関（IAEA）やその他の国際的に管理された備蓄から、相応な値段で入手できるという保証が伴うべきである。また、発電用の原子炉で発生する使用済み燃料が原因となって生じる核拡散の問題に対応することも必要である。

※兵器製造に使用される核分裂性物質の生産を地球規模で中断させること。具体的には、民間レベルでの高濃縮ウランの使用を段階的に廃止してゆくこと、世界中の研究施設から発生する兵器利用可能なウランを除去すること、核分裂性物質を無害なものに変質させること。

※新たな核保有国の出現を許してしまうような、地域での対立や紛争の解決に向けた私たちの努力を倍加させること。核兵器のない世界という目標を達成するためには、いかなる国家や人々の安全をも脅かす可能性のあるあらゆる核関連行為を防止し、それらに立ち向かう、効果的な措置を講じる必要がある。

核兵器のない世界というビジョン、ならびにそのような目標の達成に向かう実際的な措置を再び世に訴えることは、アメリカの道徳的遺産と一致した力強いイニシアティブとなるであろうし、またそのようなものと受け止められるであろう。このような努力を積み重ねれば、次世代の安全保障に極めて前向きな影響を与えることができるであろう。大胆なビジョンなくては、これらの行動が正しいことも、緊急であることも理解されないだろう。逆に、行動なくては、このビジョンは、現実的であるとも実現可能であるとも思われないことであろう。

シェルツは1982～89年の米国務長官、ペリーは1994～97年の米国防長官、キッシンジャーは1973～77年の米国務長官、ナンは前上院軍事委員会議長。

<http://online.wsj.com/article/SB116787515251566636.html>

### 資料 3-6 MPI（中堅国家構想）「NPTへの優先課題」（07.4）

#### NPT（核不拡散条約）への優先課題（抜粋）

2007年4月  
中堅国家構想（MPI）

##### 検証をともなう核戦力削減

ソ連崩壊後15年以上を経ても米国とロシアは、大量の保有核兵器と高い警戒態勢を特徴とする、冷戦スタイルの核による恐怖の均衡にお縛られ続けている。世界規模での保有核兵器の削減・廃棄という新たな段階に向かって前進するためには、そのような関係が劇的に変化しなければならない。米ロ両国は、地球上の11,000を超える作戦配備弾頭及び26,000に及ぶ備蓄核兵器全体の約95%を保有している。双方ともに2200以上の戦略核弾頭を配備しないとした2002年の戦略攻撃力削減条約（SORT）の誓約は、2012年末に実現し、それをもって失効する。SORTは、運搬システムや非作戦配備弾頭の検証をともなう解体を求めていない。鍵となる措置は以下の通りである。

- 検証性・透明性・不可逆性の原則を適用し、SORTのもとで作戦配備を外された弾頭の解体を求める条項を含んだ、新しい米ロ戦略削減条約を交渉すること。
- 新たな条約に取って代わらない場合、STARTを延長すること。09年に失効する

STARTは、多弾頭ミサイルに制限を課し、SORTに対する一定の監視機構の役割を果たしている。

- 米国はNATO諸国に配備された核爆弾を撤去すること、また、米ロは非戦略核兵器の削減交渉を行うこと。交渉は戦略核兵器削減と同時あるいは別途に行う。

低レベルの核戦力へ、そして核兵器のない世界へと進んでいく上で必要な信頼を築くために、検証性と透明性をともなう措置、とりわけ米ロ備蓄核兵器と削減にかかるこのような措置が今すぐ履行されるべきである。国際社会全体に対する説明責任を果たすために、検証は国際的監視を含まなければならない。すべての核武装国は、検証性・透明性・不可逆性の原則を保有核兵器の削減と廃棄に適用するためのプロセスを始めなければならない。軍事的備蓄と弾頭に含まれる核分裂物質の申告は、とりうる最初の措置の一つである。

#### 核戦力の警戒解除（ディ・アラーティング）

米国は1600発以上の核弾頭を、命令から数分内に発射する準備態勢におき、ロシアも1000発以上を同じ態勢においていると見積もられている。日々刻々、両国が冷戦スタイルの核にらみ合いに固定されたままであることは、まったく恥ずべきことである。日単位から週単位、そして月単位へと核兵器発射に要する時間を延ばすような措置を通じて、このにらみ合い状態を解消できると専門家は説明している。弾頭をミサイルから外し、戦略潜水艦を港につなぎ、核爆弾や空中発射型巡航ミサイルを飛行場から離して保管することが可能である。これらにともなう措置は、核戦力を一触即発の警戒態勢における警報即発射オプションの廃止である。米ロ共同委員会を設立することによって、このような措置を履行し、必要な監視・検証を行っていくことが可能となるだろう。（中略）

#### FMCT（兵器用核分裂性物質生産禁止条約）の交渉

FMCTの達成は、インド、中国そしてパキスタンの間の軍備競争に制約を課し、イスラエルの保有核兵器に蓋をし、同様に他の国々の保有核兵器に上限を置くことになる。また検証をともなうFMCTは、核弾頭及び核分裂物質の備蓄の削減と廃棄に対する安定した枠組みを構築する助けになり、テロリストが核分裂物質を獲得するのを防ぐ助けになり、NPTの一つの重要な誓約を果たし、そして核兵器のない世界の基本柱の一つを制度化することになる。核分裂性物質国際専門家パネル（IPFM）が論証しているように、検証は必須であり、また実行可能である。検証システムは、最初は核兵器保有国にある申告された濃縮施設と再処理施設に焦点を合わせるのがよい。こうした施設は、非核兵器国にある同様の施設がIAEA保障措置を通して監視されているのと同じように監視されるであろう。秘密の活動が存在しないことを確認するというより難しい仕事は、後の検証段階で焦点化すればよい。FMCTはまた、既存の民生用核物質の大量備蓄を兵器用に転用することを禁じるとともに、「軍事的」必要性から「余剰」と申告された既存の軍事用核物質についても、検証をともなう兵器利用禁止の対象となるよう規定するべきである。これら及び海軍原子炉で使用される高濃縮ウラン（HEU）等については、FMCTの範囲内で、あるいはFMCTの枠組みにおいて達せられる次の合意のなかで、もしくは並行して行われる交渉において、実際的アプローチをとることが可能である。とりわけ徹底したFMCTにともなう複雑さを鑑みれば、2方向からのアプローチがよいだろう。すなわち、一方ではすべての核兵器保有国が核分裂物質の生産モラト

リームを共同宣言あるいは協定によって成文化する、また一方では今後の生産に終止符を打つと同時に、軍縮を達成するツールとなる核分裂物質禁止条約の交渉を行う、というものである。

#### 包括的核実験禁止条約（CTBT）の発効

2006年10月9日に行われた北朝鮮の核爆発実験は、包括的核実験禁止条約（CTBT）の重要性を著しく際立たせた。CTBTは、核兵器の拡散を阻み、先端核兵器への改良を封じ込め、環境を守り、実質的な組織的・技術的基盤を持つ助けになるであろう。FMCTと同様、それは核兵器のない世界を構築するための欠くことのできない一つの要素である。CTBT機構準備委員会は国際監視システム（IMS）の開発において長足の進歩を遂げた。それは2007年にはおそらく完成する。監視システムは北朝鮮での爆発を首尾よく検知し、それが核爆発であるということを確認した。米国科学アカデミーは2002年の研究で、完全に機能している監視システムをもってすれば、威力1-2キロトン以上の核爆発が秘密裏に行われた場合、技術的手段のみで検知が可能であるとし、さらに、検知できないほどの低威力の爆発は、兵器開発を著しく前進させるものではないだろうと結論付けた。CTBTの発効は今後とも高い優先事項であることに変わりはない。（中略）

#### 消極的安全保証の強化

近年いくつかの核兵器国において、非核兵器国に対し核攻撃を行うという教義と準備が強調されてきている。この傾向は、そのような攻撃を禁止する法的拘束力のある条約を求めるNPT非核兵器国が長年の要求に対して特別な緊急性を与えるものである。この論理に論争の余地はない。核兵器を否定した国は、自国に対して核兵器が使用されないと保証を得る権利を有している。NPT核兵器国は、宣言の形でそのような保証をすでに与えており、また地域的な非核兵器地帯条約の議定書においても保証が法的に規定されている。宣言が1995年のNPT無期限延長と関連して再確認されたのであるから宣言は拘束力を持つという優れた議論がある。しかし、宣言や議定書には抜け道が残っており、宣言の法的拘束力のある地位が確認されなければならない。消極的安全保証の要求は、いかなる状況においても核兵器の使用は不正であり、違法であり、分別を欠いたものであるということを核兵器国が認識し、核兵器の不使用、あるいはまず手始めに、第一（先制）不使用の誓約を行う必要があるという、より大きな文脈におかれるべきである。

#### 核燃料の生産及び供給に対する規制

エネルギー需要を満たすべく原子力部門を発展させ、威信を高め、場合によっては兵器という選択に移行しようとする国が増えれば増えるほど、核燃料サイクル事業の必要性は増大しつづける。その結果、ますます多くの国が、国家主権と第4条を正当化の引き合いに出しながら濃縮・再処理能力を追求しようとするであろう。4つの非核兵器国（ブラジル、ドイツ、日本、オランダ）を含め、多くの国がそうした施設をすでに有している。安全保障理事会は、イランによる核燃料サイクルの野望を挫くために目下制裁を課しているが、他のいくつかの国々によてもウラン濃縮計画は検討されている。国家が管理する濃縮・再処理施設は、それらが存在する場所を問わず、兵器生産の可能性を持つ

つものであり、核兵器廃絶への道程における困難な障害となっている。各国が進むべき道は、エネルギー生産において原発への依存を低める努力を行い、国際的な持続可能なエネルギー機関を設立することである。各国がとり得る暫定措置は、新たな再処理施設を建設する権利を放棄し、濃縮施設の建設モラトリアムを制定することである。NPTを遵守するすべての国家に法的に保証された燃料へのアクセスを与るために、IAEAを保証人とする国際燃料バンクが設立されるべきである。その目的は、国家が管理する核燃料生産施設の拡散を止めること、さらに、核保有国にある施設を含む、既存の施設を段階的に廃止するか、多国間の管理下に置くこととなるべきである。

#### NPTのガバナンスにおける改善

核不拡散・軍縮義務の両方において履行を促進していくためには、より強いNPTの組織能力が必要である。履行を促したり強制したりするメカニズムに関するNPTの条項は、化学兵器禁止条約や生物兵器禁止条約におけるそれらの条項よりも弱い。事務的なサポートを提供する国連軍縮部はリソース不足であり、各再検討会議のあいだにおいては権限を持たない。憲章と保障措置協定によって国際原子力機関（IAEA）に課されているのは、核物質が兵器に転用されないための監視のみであるため、核不拡散に関する不偏的な、専門家による遵守評価はその適用範囲において限定されている。核不拡散に関する遵守強制は、主として安保理に託されている。軍縮に関する遵守評価や強制についてはいかなる条項も存在しない。締約国は、軍縮と核不拡散の両方の要求について、少なくとも脱退と遵守問題を取り扱う締約国会議を開催する事務局及びメカニズムを設けなくてはならない。さらなる重要な改革として、迅速に問題に取り組むことのできる常設の部局か執行委員会が考えられる。

[www.gsinstitute.org/mpi/docs/Towards\\_2010.pdf](http://www.gsinstitute.org/mpi/docs/Towards_2010.pdf)

#### 資料3-7 米エネルギー長官、国防長官、国務長官の声明（07.7）

##### 米国家安全保障と核兵器：21世紀における抑止の維持

エネルギー長官・国防長官・国務長官による声明

2007年7月

米国が掲げる国家安全保障の主たる目的は米国自身、同盟国、友好国への侵略を抑止することである。トルーマン大統領時代以降のどの政権も米国の国家安全保障政策をほぼ同じ言葉で定式化し、抑止の維持において核兵器が果たす本質的役割を敵国にも同盟国にも等しく明らかにしてきた。米国の抑止政策を維持するには、数十年におよぶ、わが軍の男女隊員の献身的な奉仕、合衆国外交官による熟達した外交表明、核分野の科学者・技術者・技能員の緻密で、しばしば危険な作業が不可欠であった。米国による信頼における核抑止の拡大は、同盟国の安全保障にとって死活問題であり、多くの主要な同盟国が自国の核兵器を開発する必要性を排除してきた。

信頼における抑止を維持するには、とりわけ、議会との数十年にわたる党派を超えた協調が不可欠であった。先ごろ、冷戦後における米国の核戦力構成の指針と根拠を与えるような一貫した核兵器戦略がないという見解を表明した議員があった。このような懸念により詳しく応えるため、この要約に統いて詳細な報告書が出るであろう。その報告

書は、核戦力構成を決定するのに用いられるデータと方法を提示し、備蓄核兵器の転換の進展を計るために理解すべき要点を述べ、米国の核戦力につきまとっている多くの作り話を一蹴するであろう。

米国家安全保障、そして同盟国への誓約と責務に合致した効果的な戦略抑止力を最小限の核兵器で達成することこそが政権の方針である。2001年にブッシュ大統領は、作戦配備の戦略核兵器数を2012年までに約6000発から1700～2200発に、つまり3分の2を削減するように命じた。備蓄核兵器も作戦配備戦略核兵器に付随して削減されるので、それはアイゼンハワー政権以降最小のレベルになる。

1950年代から1990年代にかけて製造され維持されてきた冷戦時代の膨大な核兵器のこうした劇的な削減は、いくつかの要因によって可能になった。数十年の間、ソビエト連邦は、巨大で、手強く、イデオロギー的に動機づけられた敵国であったが、その崩壊により、米国は核戦力の必要性を見直すことができた。2001年にブッシュ大統領はまた、21世紀における信頼のおける抑止にとってさらに適切な新たな軍事力への移行を命じた。非核および核攻撃力、ミサイル防衛、国家安全保障のための即応性のあるインフラからなる、戦略的能力の「新しい三本柱」によって核兵器への依存を減らしながらも核戦力の削減に伴う危険性を和らげてもいる。

しかし現代の他の要因を考えると、我々は予見できる未来にわたって核兵器の必要性は継続するとの結論に達した。未来の安全保障環境は非常に不確実であり、また好ましくない傾向もある。ならずもの国家は、核兵器を含む大量破壊兵器を保有しているか、保有しようとしており、さらに将来の拡散についての危険は無視できない。意欲的な核戦力近代化計画を持つ既存の核兵器国を含め、数にかかわらずいくつかの国の今後の方針次第では、米国と同盟国との安全保障に劇的な影響を及ぼすことがありうる。我々は、米国の核兵器は安全保障の究極の守護神として引き続き役立ち、よって同盟国が自国の核兵器を開発する必要はまったくないことを同盟国に確約するよう努めている。実際、北朝鮮とイランの核兵器開発計画によって、世界中の主要な同盟国への米国による安全の保証の重要性が明白になっている。信頼できる米国の核兵器能力、そして同盟国にたいする米国安全保障責任は、抑止の変わらぬ不可欠な一部であり、また拡散を制限する努力の重要な要素であり続けている。

我が政権は、1700発～2200発の戦略弾頭という作戦戦力は、冷戦期の核兵器保有量よりもかなり小規模ではあるが、依然としてこうした目標を達成するに足る能力を提供しうると確信している。この戦力は、侵略や大量破壊兵器の使用に断固として対応するために必須の手段と政治意志を合衆国が有していることを同盟国にも敵国にも示している。現在の計画は、国際的な安全保障環境の変化が要求するならば、将来の政権が核戦力態勢を追加的に調整する選択肢を残している。

われわれは重大な転機におり、米国は、最小限の核兵器で信頼のおける抑止力を維持するのに必要な能力のために今こそ投資しなくてはならない。深刻なリスクをおかさないとすれば、総備蓄核兵器のさらなる削減は即応性のある核兵器インフラがあつてはじめて実現できる。即応性のある核兵器インフラがなくては、米国は、冷戦期の老朽化した備蓄核兵器にまつわる技術上のリスクやこの先何年にもわたる地政学的な不確実性に対して、作戦配備の核兵器を補助する大量の予備兵器を保持することによってしのいでゆかなくてはならない。これは、ますます費用がかかり、また潜在的に危険な備蓄核兵器管理へのアプローチである。現在の備蓄核兵器の寿命を延ばそうとして次々と行わ

れている努力は、これら核兵器を地下核実験から導かれた元々のデータから乖離させ、時が経つと信頼性や性能を損なう可能性があるような技術的な変更を加えたり伴つたりする危険を犯している。こうした古くなった核兵器の設計を更新したり維持するのに必要な技能と技術は、保持したり取得したりするのがますます困難になっている。そのうえ、こうした古い核兵器に用いられた材料の中には極めて危険なものもある。さらに、現代の安全・保安特性を冷戦期の核兵器設計に取り入れることは困難である。最後に、米国が地下核実験の一時停止を引き続き遵守するときには、既存の備蓄核兵器の性能を保証することはいよいよ難しくなる。

持続可能性、安全性、保安性、信頼性の問題に対処し、より小規模だが信頼できる核抑止力を達成するために米国は信頼性代替弾頭（以下RRW）計画に投資しなければならない。とりわけ合衆国の核戦力、備蓄核兵器の総数、及び核兵器インフラの規模を米国が削減するとき、この計画の遂行は抑止能力の長期的信頼を維持するために不可欠である。RRWとは代替弾頭であり、備蓄核兵器の数を減らすのに役立つが、新たな軍事能力にはならない。かわりにRRWによって米国の核兵器はより安全になり、従来の兵器に後から取り付けることができない最新の保安機能を結合することで認可なしの使用に対していっそ保安性が高まる。RRWの設計は、現在の備蓄核兵器の設計よりも高い信頼性と性能マージンを与え、また漸増する老朽化現象や製造上のばらつきに対して余り敏感ではない。ゆえにRRWのおかげで米国は、信頼性を証明するための核実験に回帰する可能性を減少させながら、21世紀の危機と挑戦に対処することができる。やがては、RRWは、地政学上の状況が必要とするならば、将来的政権が備蓄兵器を調整することを可能にするようなより小規模でより即応性のある核兵器インフラに米国が移行することを可能にする。RRWは、米国が同盟国への安全保障責任を持続させる鍵であり、第6条を含む核不拡散条約（NPT）下の義務にも完全に合致している。

RRW計画にたいする議会の支持がなくては、抑止戦略を維持すること、同盟国への安全保障責任を果すこと、追加的な危機を想定せずに核兵器の削減をさらに遂行するといった、長期にわたる合衆国的能力について憂慮せざるをえない。RRWの進展を遅らせるならば、米国は膨大な備蓄核兵器を維持し、いよいよ経費がかかりリスクの大きい寿命延長計画によってそれを持続せざるを得なくなる。さらにRRWの遅延は、既存の核兵器の性能を保証するために地下核実験に回帰せざるをえないという予測を高めることもなる。

信頼のおける抑止を維持するために、議会との数十年にわたる党派を超えた協調が不可欠であったが、この協調は、これまで以上に将来において決定的に重要である。合衆国の核戦力、備蓄核兵器、及び核兵器インフラをより小規模で、より安全で、より保安性が高く、21世紀の危機と挑戦に対処するためにより適したものにするよう転換し、削減する点において、米国がどれほど速くどれほど先まで進むことができるかを決めるのに役立つような多くの決定—RRWに関する決定もその一例だが—を今後20年にわたって議会は下すことになるであろう。台頭する脅威や予期せざる技術上でのきごとに迅速かつ効果的に対応できる核インフラの創出にむけて我々は前進しなくてはならない。そうすることによって、我々は長期にわたる抑止を維持する能力が保証され、作戦配備戦力のみならず備蓄核兵器全体を将来削減することが可能になる。議会がRRWのような革新的な計画を認可し予算を与えるのが早いほど、米国や同盟国はこの計画が有する利点—可能な最小の核兵器によって信頼性があり効果的な抑止力を維持できるという利点—により早く気づくことができるであろう。

## 資料 3-8 英国「核抑止力の未来」(06.12)

### 連合王国の核抑止力の未来

英国国防大臣・外務大臣提出  
2006年12月

#### 要約（全訳）

英国は国際の平和と安全を守ることに貢献すると誓約している。1956年以来、もっとも困難な状況下においても、核抑止力は、わが国がこの目的を達成する能力の基礎になってきた。この50年以上にわたって、わが国の核抑止力は、わが国の死活的な利益に対する攻撃行為を抑止するためにのみ用いられてきたのであり、他国に何かを強制するために用いられたことは一度もなかった。

#### ●なぜ今決定しなければならないのか

2005年の総選挙において、労働党は、イギリスの独立した核抑止力を保持するとの公約を掲げた。バンガード級の潜水艦は、耐用年数を延長したとしても、2020年代初頭には退役を開始するものとみられる。われわれは、代替型の潜水艦を設計、製造、運用開始するのに、約17年かかると推計している。したがって、長期にわたってこの能力を保持するか否かの決断はいま下す必要がある。

#### ●なぜ核抑止力を保持すべきなのか

政府の第一の責任は、現在および未来の英国市民の安全を守ることにある。英国の置かれている安全保障環境は冷戦以後変容し、この変容は、1998年の「戦略的国防見直し」(SDR)において提示されたように、わが国の核戦力の規模および準備態勢の大幅な削減の中に反映されている。

脅威の性格はいまや変容した。しかし、グローバルな文脈を見れば、英国の完全核軍縮は正当化できない。

- ・相当規模の核兵器がいまだ存在し、その一部は近代化され拡張されている。
- ・今年10月の北朝鮮による核実験の試みによって最近にも示されたように、核兵器保有国の数は増え続けている。

弾道ミサイル技術もまた拡散し続け、ほとんどの工業国は、化学・生物兵器を開発する能力を持っている。

今後20年から50年間にわたるグローバルな安全保障環境について正確に予測することは不可能である。われわれの現在の分析では、英国の死活的な利益に対する直接的で大きな核の脅威が再び現れる危険性、より限定的ではあるがわが国の死活的利益に対して大きな脅威となりうる核能力を持った新しい国が出現する危険性のいずれをも排除することはできない。同様に、自國領土からの核テロリズムを支援しようとする国が将来的に出てくる危険性もある。われわれは、こうした国に対して、わが国の国家安全保障に脅威を与えてはならないし、われわれや国際社会が地域およびグローバルな安全保障を維持するに必要な行動をとることを妨げさせてもいけない。

われわれは、核兵器を保有し続けることによってのみ、将来的にこれらの脅威を抑止

しうる。通常戦力では、これと同じ抑止効果を得ることはできない。したがって、われわれは、英国の核戦力もは、核武装した敵によるわが国の死活的利益に対する脅迫や攻撃を抑止するための能力の不可欠の部分として果たし続ける役割があると考える。

よってわれわれは、信頼に足る抑止能力を2020年代以降も保持するために必要な措置をとることを決定した。

#### ●いかにして核抑止力を維持するのか

ありうるオプションを検討した結果、潜水艦を基礎としたシステムが最も効果的な抑止力を提供することがわかった。また、その他の信頼性ある代替案の場合、費用がより高くなる。潜水艦は、探知・追跡がはるかに難しく、その他のオプションに比べて、攻撃に対する脆弱性が低い。弾道ミサイルは、射程範囲が広く、より重い弾頭が搭載でき、また迎撃がはるかに難しいことから、巡航ミサイルよりも効果的なものである。

したがって、われわれは、新型の潜水艦を建造することによって核抑止力を維持することを決めた。現在のところ、継続的なパトロール体制を維持するために、4隻の潜水艦を必要としており、この態勢を保持することは、抑止力を非脆弱なものにするために不可欠のものである。われわれは、潜水艦3隻体制による抑止のための継続的なパトロールを維持することを可能とする、新型潜水艦の設計、その運用、人的体制、訓練、支援構造に関して十分に大きな変化をもたらす余地があるかどうかよく検討することになる。潜水艦を3隻にするか4隻にするかについての最終決定は、潜水艦の詳細な設計が出てからなされるであろう。

われわれはまた、トライデントD5ミサイル耐用年数延長を図るために米国の計画に参加することも決めた。これにより、トライデントミサイルを2040年代初頭まで現役のものとして保持し続けることが可能になる。わが国の既存の核弾頭の設計は、2020年代までもつであろう。しかし、いくらかの修繕をした上でその時点以後へと弾頭の耐用年数を延ばすか、代替型弾頭を開発する必要性があるのかについては、われわれはまだ十分な情報を持ち合わせていない。それに関する決定は、おそらく、次期政権下においてなされる必要が出てくるだろう。

#### ●コストはいくらかかるか

この計画のコストは、産業界と詰めの議論を行う中で精査していくことになる。われわれの現在の推計では、新型潜水艦、および、その関連機器・インフラの調達コストは、潜水艦4隻体制の場合、2006/07年の価格で150億~200億ポンドの範囲内に納まる。そのコストは主に、2012年から2027年にかけて支出されることになる。わが国の抑止力を維持するために必要な投資は、わが国の軍が必要とする通常戦力を犠牲にしてなされるということはない。核戦力、通常戦力それぞれに対する投資のレベルに関する決定は、「包括的支出見直し」(CSR)の中でなされることになる。その結果は来年発表される。2020年から2050年の間まで抑止力を維持するためのコストは、大まかに言って、現在のコストとほぼ同じものになる。

#### ●われわれの国際的義務は何か

わが国の最小限の核抑止力を更新することは、わが国のすべての国際的義務と完全に一致する。それはまた、核兵器を必要としない安全な世界を目指して努力するという、

わが国の継続的な取り組みとも一致している。わが国は、核不拡散条約（NPT）を支援するために、実に様々な多国間の取り組みにおいて主導的な役割を果たしてきた。わが国はまた、わが国の核戦力を削減するための意味ある措置を取ってきた。わが国の保有する核弾頭は、NPT の下で承認された核兵器国の中で最小である。わが国はまた、単一の核抑止システムへと転換を図った唯一の国である。

われわれは今、わが国が作戦上使用可能な弾頭数を 160 以下に削減できるという決定を下した。これは、1998 年の「戦略的国防見直し」（SDR）で提示された数値から 20% の削減であり、前政権の計画と比較するとはば 50% の削減である。

#### ●まとめ

われわれは、可能な場合に、核戦力を削減することによって、また、核軍縮を進め核拡散に対抗するために多国間の取り組みを行うことによって、模範を示しながら、効果的な抑止力を提供するのに必要な最小限の核抑止力を保持し続けることを誓約する。われわれは、このことこそが、核兵器のない世界に向かたわれわれの取り組みと、現在および将来の英国国民を守る責任との間における適切なバランスだと考える。

[www.mod.uk/DefenceInternet/AboutDefence/CorporatePublications/  
PolicyStrategyandPlanning/DefenceWhitePaper2006Cm6994.htm](http://www.mod.uk/DefenceInternet/AboutDefence/CorporatePublications/PolicyStrategyandPlanning/DefenceWhitePaper2006Cm6994.htm)

#### 資料 3-9 スコットランド自治政府首相の書簡（07.10）

スコットランド自治政府首相アレックス・サル蒙ドが  
NPT 締約国駐英大使に宛てた書簡

2007 年 10 月

大使閣下

私は、核不拡散条約（NPT）の一締約国の代表としての大天使閣下に、この手紙を書いております。それは、NPT 下における我が国の核軍縮義務を遂行することにおいて、できるかぎり建設的な役割を果たそうとしているスコットランド自治政府の見解と決意をお伝えするためです。私たちはまた、スコットランド人民の熱意と利益をより直接的かつ効果的に代弁できるように、今後の NPT 会議においてオブザーバーの地位を得る可能性を追求したいと思っています。そのような地位を要請する折りには、貴国政府の支持を得られることを希望しています。

ご承知のように、イギリスは現在、潜水艦 4 隻によるトライデント核兵器システムをスコットランドのファスレーン海軍基地から展開しています。さらにイギリスはそこから数マイル離れた沿岸にあるカルポートに最大 200 発の核弾頭を備蓄しています。今年 3 月、イギリス政府はイギリス議会でトライデントシステム更新のための仮決定を強引に通し、よって 2050 年以降も引き続き核兵器を製造、配備する意図を示しました。スコットランド人民とその選出議員の大多数はこの配備に反対しています。

この 5 月、核の時代が 1945 年に幕を明けてから初めて、スコットランド人民は核兵器に反対する自治政府を選出しました。6 月 14 日には、スコットランド議会は核兵器に関するイギリス政府の政策との関連で次の動議を議論しました。

「議会は、スコットランド出身議員の大多数が、2007 年 3 月 14 日にトライデント更新を拒否する票を投じたことを慶賀し、また防衛問題にかんする決定はイギリス政府と議会の専権事項であると認識し、よってイギリス政府が白書『連合王国の核抑止力の未来』の提案を現時点で進めないことを要求する。」

スコットランド議会は、トライデント核兵器システム更新のイギリス政府案に一目瞭然で圧倒的な反対を示し（71 対 16、棄権 39）、核兵器のないスコットランドという自治政府のビジョンに幅広い支持を明示しました。

議論のあいだ、スコットランド自治政府は、スコットランド人民多数の考えを反映し、トライデント更新のイギリス政府案のどの側面が自治権移譲下にあるスコットランドの義務に影響を及ぼすのかを慎重に考えるとの意図を示しました。私たちは、その義務に照らして、更新プログラム、および核兵器の保持と配置に関する一般原則の両方に關して、イギリス政府が態度を変えるよう説得するために、できるかぎりのことをすると表明しました。

スコットランドの憲法上の未来については様々な見解があることを認識し、私たちの自治強化につながるような憲法改正の選択肢についてスコットランド市民民族対話を始めました。スコットランドの憲法上の未来に関するこの議論の一部として、トライデント更新の含意や核兵器のないスコットランドの姿を議論するべく、カギを握る国内の利害関係者による高レベル会議を催します。

私は、スコットランドが国際平和と安全保障に責任を持って深く関与し、さらに NPT および他の国際協定や条約に含まれる核軍縮・不拡散条項の履行を要求する努力に参加したいと強く望んでいますことを確約いたします。閣下や閣下の政府がこの問題をもっと話し合われたいならば、ご遠慮なく私にご連絡ください。

アレックス・サルモンド

スコットランド議会議員

スコットランド自治政府首相

[www.acronym.org.uk/docs/0710/doc23.htm](http://www.acronym.org.uk/docs/0710/doc23.htm)

### 資料 3-10 ベケット英外相の講演 (07.6.25)

#### 核兵器のない世界は可能か？（抜粋）

マーガレット・ベケット英外務大臣  
カーネギー国際不拡散会議  
2007年6月25日、ワシントンDC

（前略）

しかし、重要なのは、これらの領域（核軍縮と不拡散：訳注）のいずれにおいても、国際社会が目的と行動において団結しなければ成功の見込みはないということである。「ウォール・ストリート・ジャーナル」の論文とコフィ・アナン前国連事務総長の指摘はまさに当を得たものであった。すなわち、それがいかに不当な考えであっても、NPTのもっとも重要な取引の条件は変質しており、核兵器国が軍縮の約束を放棄していると考える者がいる限り、不拡散に関する我々の努力は台無しになる危険性がある。

（略）

我々が核軍縮のためにさらに努力するのは、イランや北朝鮮を納得させるためではない。我々の核兵器をさらに削減しても、それが核兵器を獲得しようとする両国の野心に大きな影響を与えるとは決して思わない。我々が核軍縮のために努力しなければならないのは、そうではなく、核不拡散を消極的であれ積極的であれ支持する国々の大多数が、我々にさらなる努力を求めているからである。そして、我々がやらなければ、イランと北朝鮮が事態をさらに混沌とさせ、自国の核への固執の責任を我々の方に転嫁しようとするのを助けるという危険を冒すことになる。我々が自らの義務をあまりに少ししか果たさず、しかも余りにも時間がかかりすぎると決めつけることによって、両国は、NPTを支持する強力な国際的行動の根拠を弱体化することが可能になる。

首尾一貫した姿勢を示すことは、地域レベルにおいても必要である。一連の国連決議における中東非核兵器地帯に対する国際社会の公約は、イランに対する強力な包囲戦線に対する地域的支持を確立するのに不可欠である。

では、軍縮に関してさらに努力する、さらには努力をしていることを示すとは、実際にはどのようなことだろうか。

そのためには、まず初めに、我々が既に講じている、あるいは講じてきた軍縮措置の透明性をより高める必要があるだろう。核の世界を覆う秘密主義の肥大化という文化は、無理からぬこととも言えるが、以前からまったく変わっていない。この中にあっては、我々自身が我々の最悪の敵であるかもしれない。冷戦終結以来、米国と旧ソ連が行った、約4万発に上る膨大な数の弾頭の削減を、一般の人々はほとんど記憶してもらなければ、認識してもらえない。フランスと英国の備蓄はずっと少ないと、それをさらに削減したことについても同様である。我々は皆、それを知つてもらうために、より一層の努力をする必要がある。この点において、私は米国務省の最近の動向を歓迎している。

しかし、これをもっぱら認識の問題、すなわち情報伝達の不足だと考えるとすれば、現実を過小評価することになる。情報伝達の不足ということは確かにはあるにしても、停滞が存在することは紛れもない事実である。米国間の軍備管理交渉は積み残しを抱えたまま途絶し、大量の備蓄兵器が引き続き存在し、包括的核実験禁止条約とカットオフ

条約は行き詰っている。これらすべてが示すのは、軍縮に関する最高レベルの話合いが行われていないこと、そしてこれまでのところ、将来に向けた明確な計画を共同で作り出すことができないことがある。

我々に必要なのはビジョンと行動の両方である。ビジョンとは核兵器のない世界に向かうシナリオであり、行動とは、核弾頭の数を減らすとともに安全保障政策における核兵器の役割を制限するための段階的な措置である。これら2つの燃り糸はばらばらではあっても、相互に補強し合っている。両方とも必要であり、今は両方とも弱すぎる。

最初にビジョンの方を取り上げよう。というのは、多分、その方がはるかに難しい問題だからである。我々は皆、1968年に、核兵器を最終的には廃絶するという目標に同意しNPTに署名した。では、今、単にその目標を再宣言することによって何かが変わるだろうか。皆さんが想像されるより難しいと私は思う。理由は、率直に言えば、その目標をいつか達成することが可能であるという信念を手放す恐れのある人々が、一部ではなく、少なからず存在すると思うからである。この信念を手放すことは重大な誤りである。

核兵器の最終的廃絶が我々すべての利益になるという40年前の判断は今日でも當時と変わらず間違っていない。60年以上の間、良好な管理と幸運のおかげで、備蓄された核兵器が使用されることはない。しかし、歴史が繰り返すことを当てにするわけにはいかない。

信念を手放すことは、別の理由でも重大な誤りである。それは明確な約束とビジョンが行動の原動力となる可能性を過小評価しているからである。

（略）

核兵器の最終的廃絶が可能であると信じることは、軍縮に関する行動を促す動機となり得る。それが可能ではないと、いさかなりとも考えることは、必ずや何も行動しないことにつながる。核兵器が未来永劫存在しつづけるならば、千個であろうが一万個であろうが、変わりがないではないか、と。さらにビジョンが行動を引き起こすのと同じように、逆に行動もビジョンに意味を与える。「ウォール・ストリート・ジャーナル」の論文をもう一度引用しよう。「大胆なビジョンなくしては、これらの行動が正しいことも、緊急であることも理解されないだろう。逆に、行動なくしては、このビジョンは現実的であるとも実現可能であるとも思われないだろう。」

行動といつても、核兵器国がタイムリミットをゼロに設定して、即時に核兵器を廃絶するというような非現実的な約束をするべきだというつもりはない。

実を言えば、私は、核兵器の完全な廃絶が私の生きている間に実現してほしいと思っているが、それは不可能ではないかとも思っている。そこまで到達するためには、それだけでも十分に複雑な軍縮外交だけでなく、はるかに多くのことが求められる。すなわち、より安全で予測可能な世界の政治的環境が必要になる。

そのような環境は現在は存在しない。ほんの数か月前に、英國が独立した核抑止力を保有する能力を2020年代以降まで維持することを決定したのは、まさにその理由による。

しかし、今日軍縮の条件が存在しないと認識するからといって、将来も核兵器を廃絶することができないとあきらめてしまうことにはならないし、今、核兵器数を削減するための措置をとることができないわけでもなければ、核兵器全廃という最終目標をどうやって達成するかについて考え始めることができないわけでもない。

そこで、核兵器を保有する能力を維持するという決定を下すに当たって、英國政府は次の4点を明確にした。第1に、何をしているか、なぜそうしているのかについて、英

国民にも国際的なパートナーにも隠し立てせず、正直な態度をとる。この決定も過去のように秘密裏にではなく、すべて正直に公然と行われた。第2に、政治的条件が整えば、明確かつ偽りなく、残っている核兵器を捨てる用意があるということ。第3に、我々は核戦力をいかなる形であれ増強してはおらず、引き続きNPTの義務に厳密に従って行動すること。そして第4に、作戦上使用可能な弾頭の貯蔵量をさらに20パーセント、すなわち独立した核抑止力を維持するに可能と考えられるぎりぎりの最小限度まで削減すること。

実に困難なプロセスを経て、我々は、核廃絶に対する誠実な約束と、不幸にも今は一方的に完全な武装解除の措置をとるべきではないという熟慮を経た判断との間のジレンマを解決したのである。

(後略)

[www.carnegieendowment.org/events/index.cfm?fa=eventDetail&id=1004](http://www.carnegieendowment.org/events/index.cfm?fa=eventDetail&id=1004)

### 資料3-11 サルコジ仏大統領の演説（08.3.21）

ニコラ・サルコジ仏共和国大統領の演説（抜粋）

シェルブルーにおける「ル・テリブル」公開  
2008年3月21日

(前略)

国家元首および軍司令官として、私に課せられた第一の責務は、フランスの領土、人民、および共和制をいかなる状況下においても安全ならしめ、あらゆる状況下で、わが国の独立と政策決定の自立性を守ることである。

核抑止は、そのための究極の保証である。この現実を正面から見据えることは、大統領の重大な義務である。本日、私は自らの考えを聴衆の皆様に明らかにしたい。

言うまでもなく、（新しい）国防白書が対象とする15年の間に、フランスが侵略される危険性はない。しかし、わが国の安全にとっての脅威は依然存在する。核兵器は増加しつづけている。核、生物、および化学兵器の拡散が続いている、弾道ミサイルや巡航ミサイルの拡散も続いている。

今日、われわれが等しく心に留めなければならないことは、遠く離れた国の核ミサイルが30分以下でヨーロッパに到達可能であるという事実である。今のところ、そのような手段を保有しているのは大国のみである。しかし、アジアや中東には弾道ミサイルの開発を熱心に行っている国々がある。

とりわけ私の念頭にあるのはイランである。イランはミサイルの射程距離を伸ばし続け、その核計画は疑惑に包まれている。これは、まさにヨーロッパの安全への脅威である。

核拡散に対して、国際社会は一致団結し、決然と向き合わなければならない。我々は平和を欲する。それ故に国際社会の規範を犯す者には断固として対処すべきである。一方、国際社会の規範を尊重する者には、平和目的で核エネルギーを利用できる資格が与えられる。

しかし、わが国が備えるべき脅威は拡散だけではない。潜在的な侵略者たちは、西側

社会の脆弱性に付け込むために際限なく想像力を働かせている。また技術革新によって、明日にでも新しい脅威が生み出される可能性がある。

われわれが核抑止力に依存する理由はそこにある。核抑止力は厳密に防衛的なものである。明らかに、核兵器の使用は、国連憲章に認められた権利である正当な防衛という極限状況下に限ってのみ考慮される。

わが国の核抑止力は、いかなる国家によるものであれ、またいかなる形態であれ、死活的な利益に対する攻撃からわが国を守る。その死活的な利益には当然のことながら、フランスのアイデンティティと国民国家としての存在を構成する諸要素や、さらに自由な主権の行使が含まれる。これらの限界をたえず評価することは、国家元首としての私の責務である。世界は日々変化しており、静的なものではない。

われわれの死活的な利益に脅威を与える者は、フランスによる苛烈な報復にさらされ、受け入れがたい、目的とは釣り合わない損害を被ることになる。彼らの政治、経済、軍事力の中枢は優先順位を付けられ、標的とされるだろう。

われわれの死活的な利益やそれを守る我々の決意の限界線を、敵が見誤ることがあるであろう。核抑止力の枠組みの中では、そのような場合には我々の決意を念押しするために核攻撃の警告を発することが可能であろう。それは、抑止力を再確認することを狙うものになろう。

核抑止が信頼しうるものであるためには、国家元首は、脅威に対処する幅広い選択肢を手にしていなければならない。われわれは核戦力を現状に適合させていたし、今後も適合させていくであろう。2010年に就役するル・テリブル搭載のM51大陸間弾道ミサイルも、今年ラファールが搭載することになるASMP-Aミサイルも、白書が対象とする期間におけるリスク評価に適合するものである。

また、私は、海洋配備と航空機搭載という2種類の核戦力の維持が重要であると強く確信している。これらは、性能、とりわけ射程距離と精度において相互に補完しあう。国家元首は、いかなる奇襲にも対応するために、常時、これら相互補完的な性能を頭に入れておかねばならない。

われわれの行動の自由を確保するために、限定的な攻撃に対するミサイル防衛能力は核抑止力を有効に補完するものとなりうる。しかし、ミサイル防衛は核抑止力にとってかわることはできない。ミサイル防衛は、われわれの死活的な利益の防衛にとって決して十分に効果的ではないという事実を忘れてはならない。この点において、フランスは pragmatiqueなアプローチを選択した。エルベ・モラン国防大臣、われわれが大西洋同盟の集団的作業に参加するのは、この精神においてである。われわれはこの分野において確固としたノウハウを保有しており、時が来ればそれらを強みとして活用することができるだろう。

(中略)

軍縮について話したい。これは私が現実主義と先見性をもって論じたいテーマである。冷戦終結時にそうしたように、フランスは国際的な安全保障環境の改善を牽引する。

行動に移されることのない演説や約束よりも、フランスは、行動する。わが国は国際的な取組め、とりわけ核不拡散条約（NPT）を尊重する。フランスは、核軍縮に関し、世界的にユニークな模範的行動をとった実績を持っている。フランスはイギリスとともに、包括的核実験禁止条約に署名し批准した最初の国であり、爆弾目的での核分裂性物質の生産施設を閉鎖し解体した最初の国である。また太平洋の核実験施設を透明性の高

いやり方で解体した唯一の国であり、地上発射核ミサイルを廃棄し、弾道ミサイル原潜の約3分の1を自発的に削減した唯一の国である。

フランスは決して軍拡競争に参加してこなかった。フランスは技術的に設計可能だからといって全ての種類の兵器を持つようなことはしていない。フランスは「厳密な充分性」の原則をとってきた。すなわち、フランスが保有しているのは、戦略的必要性に見合った最小限度の兵器である。私はこの原則を堅持する。私は大統領に就任後、ただちに、この「厳密な充分性」を再評価するよう指示した。

その結果、私は新しい軍縮措置を決定した。航空機搭載の核兵器に関して、核兵器、ミサイル、および航空機の数を3分の1削減する。

また、私は、フランスが、かつてどの国が行ったよりも保有核兵器に関する透明性を高めることが可能で、またそうするべきであると決断した。

この削減によって、フランスの核弾頭は300個以下に減少するであろう。これは、冷戦下に我々が保有していた弾頭数の2分の1である。

この情報において、フランスの透明性は完全なものである。なぜならフランスは作戦配備以外の核兵器を全くもっていないからである。

さらに、われわれの核兵器はどの国をも標的にするものではないことを確認する。

最後に、私はピエラッタおよびマルクールの核分裂性物質生産施設の解体を確認するために、国際的な専門家集団を招待することを決断した。

しかし、われわれはたんに愚直であってはならない。集団的安全保障と軍縮の基礎は相互主義である。

今日、世界の8か国が核実験を行ったと宣言している。私は国際社会に、一つの行動計画を提案する。その計画に対して、核保有国が2010年のNPT再検討会議までに明確に誓約するよう呼びかける。

すなわち、私は、すべての国が包括的核実験禁止条約(CTBT)を批准するように呼びかける。1996年に署名した米国、中国がその先陣を切るべきである。今こそ、批准の時である。

私は、すべての核保有国が、透明で国際社会に対して開かれた方法で核実験場を解体するよう求める。

私は、兵器用核分裂性物質の生産禁止と生産の即時モラトリアムのための条約に関する交渉を、ただちに開始することを呼びかける。

私は、NPTによって認められた5つの核兵器国が、透明性措置について合意するよう呼びかける。

私は、短距離および中距離の地対地ミサイルを禁止する条約に関する交渉の開始を提案する。

私は、フランスがそうしたように、あらゆる国が弾道ミサイル拡散に抗するためのハーグ行動規範に同意し履行することを求める。

同時に、国際社会は他のあらゆる分野における軍縮のためになすべき最大限の努力を払わなければならない。フランスもまたそれに貢献してゆくであろう。(後略)

※原文と英訳：フランス大統領府HP [www.elysee.fr/](http://www.elysee.fr/)

### 資料3-12 中口の新「PAROS条約」案(08.2.12)

#### 宇宙空間における兵器の配置と、宇宙空間の物体に対する武力の威嚇または行使の防止に関する条約(案)

2008年2月12日

ジュネーブ軍縮会議(CD)に提案

本条約の締約国は、

宇宙空間が人類の将来の発展にますます大きな役割を果たすこと再確認し、平和目的のために宇宙空間を自由に探し利用する権利を強調し、

宇宙空間が軍事的対決の場となることを阻止し、宇宙空間の安全及び宇宙空間の物体の安全な運転を確保していくことに関心を持ち、

宇宙空間での兵器の配置や軍備競争の防止が、国際の平和と安全に対する重大な危険の回避につながることを認識し、

宇宙空間を、いかなる種類の兵器も配置されない領域として維持することを願望し、二国間協定を含む、宇宙空間に関する既存の軍備管理・軍縮協定や、宇宙空間の利用に関する既存の法体制は、それらが宇宙空間での兵器の配置や軍備競争を効果的に防止するには至っていないにせよ、宇宙空間を探査し、宇宙空間での活動を規制するうえで肯定的な役割を担っており、それらは厳格に遵守されるべきであることに留意し、

国連総会決議「宇宙空間における軍備競争の防止」を想起し、とりわけこの決議において、宇宙空間における軍備競争の防止に向けた効果的かつ検証可能な二国間及び多国間協定を追求するさらなる措置の検討が必要であるとの確信が表明されたことを想起し、

次の通り協定した。

#### 第1条

この条約の適用上、

- a)「宇宙空間」とは、地球の海面から高度約100km以上にある空間を意味する。
- b)「宇宙空間の物体」とは、宇宙空間での運転に向けて設計された装置で、いずれかの天体の周回軌道に向けて発射されたか、いずれかの天体の周回軌道上にあるか、地球以外のいずれかの天体上にあるか、いずれかの天体の周回軌道上から離れてその天体に向かっているか、あるいは、いずれかの天体から別の天体に向け移動中であるか、あるいはその他の手段によって宇宙空間に配置されたものを意味する。
- c)「宇宙空間の兵器」とは、宇宙空間に配置された装置であって、物理的原理に基づき、宇宙空間、地球上、あるいは地球大気中にある物体の正常な機能を除去したり、破壊したり、中断する目的のために、また、住民や人類の生存に欠かせない生物圏の構成要素を抹消したり損害を与える目的のために、特別に製造あるいは改造されたものを意味する。
- d)兵器の宇宙空間への「配置」とは、兵器が、地球の軌道を最低一周するか、軌道を外れる前にこのような軌道の一部を飛行するか、あるいは宇宙空間のどこかに永久に設置されたとき、宇宙空間に「配置」されたとみなされる。
- e)「武力の行使」あるいは「武力の威嚇」とは、宇宙空間の物体に対する敵対行為を

意味する。とりわけ、宇宙空間の物体の破壊、損傷、正常な機能の一時的あるいは永久的な損傷、物体の軌道パラメーターの故意の変更、あるいはこれらの行為の威嚇などが含まれる。

#### 第2条

締約国は、いかなる種類の兵器であれ兵器を運搬する物体を地球の周回軌道上に配置しないこと、天体にそのような兵器を設置しないこと、他のいかなる態様であれ宇宙空間にそのような兵器を配置しないこと、また、宇宙空間の物体に対して武力による威嚇や行使の手段をとらないこと、他の国家や、国家グループや、国際機関が、この条約によって禁止された活動に参加することを支援したり奨励したりしないこと、を約束する。

#### 第3条

各条約締約国は、自国の領域内、またはその管轄及び管理の範囲内にある他のあらゆる場所において、この条約の禁ずる活動が行われることを防ぐべく、必要な措置を講じなければならない。

#### 第4条

この条約のいかなる条項も、国際法に合致して、平和目的のために宇宙空間を探査し利用するという国家の権利を妨げるものと解釈されてはならない。国際法には国連憲章及び宇宙条約が含まれるがそれに限定されない。

#### 第5条

この条約のいかなる条項も、国連憲章第51条に合致して、締約国が自衛のための主権を発動することを妨げるものと解釈されてはならない。

#### 第6条

締約国は、条約規定の遵守に関する確信を高めるために、また、宇宙空間での活動の透明性や信頼醸成を促進するために、別段の合意がなされない限り、合意された信頼醸成措置を自発的に実施しなければならない。

条約遵守に関する検証措置については、追加議定書で定めることができる。

#### 第7条

この条約の規定の適用や解釈に関して、締約国間で紛争が発生したときには、当事国はまず、交渉や協力を通じて紛争解決に向けた協議を行わなければならない。

協議後も当事国が合意に至らないときには、関連議論を提出するとともに、発生した紛争を執行機関に付託することができる。

各締約国は、発生した紛争を解決していく上で、執行機関と協力しなければならない。

#### 第8条

この条約の目的及び規定の履行を促進するために、締約国は条約の執行機関を設立しなければならない。執行機関は、以下のことを行う。

a)ある締約国が条約違反をしているとの疑惑が持ち上がったとして、その疑惑に関する

質疑が締約国ないし締約国グループから提出されたときに、これを受理し検討する。

b)締約国が義務遵守に関してとった措置を検討する。

c)締約国による条約違反に関連する疑惑が持ち上がったときに、この疑惑の解決に向けて締約国間の協議の場を設定し実施する。

d)締約国による条約違反を終わらせるための措置を講じる。

条約の執行機関の名称、地位、具体的な任務や作業形態については、条約の追加議定書によって定められるものとする。

#### 第9条

国際的な政府間組織は条約に参加できる。それら組織の参加に関する別の形態や様式を定めた条約規定は、条約の追加議定書によって定められるものとする。

#### 第10条 改正（略）

#### 第11条 期限・脱退（略）

#### 第12条 署名・批准（略）

#### 第13条 効力発生（略）

#### 第14条 正文（略）

[www.reachingcriticalwill.org/political/cd/papers08/1session/Feb12%20Draft%20PPWT.pdf](http://www.reachingcriticalwill.org/political/cd/papers08/1session/Feb12%20Draft%20PPWT.pdf)

#### 資料3-13 第2次アーミテージ報告（07.2.16）

日米同盟：2020年へ、アジアをあるべき姿に

2007年2月16日

#### 日本への勧告

日本は、本来的に国内問題である多くの個別の決定事項に直面するであろう。日本が、どのように自らを組織し、憲法問題を解決し、資源を使うかという選択に関する個々の決定は、日本自身が行うべき決定事項である。しかし、米国は、日米協力に高い期待を持つ同盟パートナーとして、日本がそのような問題にどうアプローチするかに強い関心を持っている。客観的なオブザーバーであれば当然にも日本の内部決定事項と考える問題について我々が勧告を行うのは、この精神においてである。

1. 日本は、可能な限り最も効果的な意思決定を容易にできるようにするために、国家安全保障機関と官僚基盤を強化し続けなければならない。現代において直面する諸課題を考えると、日本は、諜報や情報の内部調整と安全を維持しながら、速度と機敏さと柔軟性をもって、外交政策や安全保障政策を適切に実行する能力を持つことが必要となっている。

2. 日本で進行中の憲法に関する論争は、地域的及び世界的な安全保障問題に対する日本人の関心が増大していることを反映するものとして、勇気づけられるものである。その論争は、同盟協力への現存している制約が我々の能力の合力に限界を生み出している

ることを認識している。2000年に指摘したとおり、我々はこの論争の結果は純粋に日本人によって解決されるべき問題であるけれども、我々の共通の安全保障の関心事が影響を受ける場合には、米国は日本がより幅広い取り組みのできる同盟パートナーであることを歓迎するであろう。

3. (個々のケースで特措法を必要とする現在のシステムではなくて) ある一定の条件に基づいて日本の軍事力の海外配備を認める法律に関して行われている進行中の議論もまた、勇気づけられるものである。米国は、状況が許せば、安全保障のパートナーたるべきものは短い通告でもより柔軟に展開できることを望んでいる。

4 CIAによって公表された数字によると、日本の防衛費は世界でトップ5に入るが、GDP比では世界の134位にランクされる。日本の防衛費それ自身について、妥当な数値が何であるかということに特定の見解はないが、我々は、日本の防衛省と自衛隊が近代化や改革を追求するときに適切な財源を獲得できることが極めて重要であると考えている。日本の予算環境を考えると財源は確かに厳しい。しかし日本の拡大する地域的かつ世界的な責任を考えると、新しい能力と支援が与えられる必要がある。

5. 日本が自らに課している制約に関する論争は、国連安全保障理事会の常任理事国になりたいという願望と密接につながっている。常任理事国として日本は、時には軍事力の行使を含むような安保理決定に従うことを他国に対して強要する責任を負わなければならない意思決定機関の一員となることになる。ありうる全ての範囲の対応に貢献することなくこの意思決定に参加するという不公平は、常任理事国メンバーになることを求める限り、日本が対処しなければならない問題である。米国は、積極的にこの目標を支え続けるべきである。

#### 日米同盟への勧告

2000年の我々のレポート以来の著しい進展にもかかわらず、二国間関係における投資と努力は、経済環境や安全保障環境の継続的な変化に対応するために強められなければならない。付録の導入部で示すように、我々は、このレポート本体に含まれる勧告の性格に一貫性を持たせようとした。そこで、我々は軍事・安全保障分野の勧告を提出するために付録を作ることにした。多くの場合、この分野の勧告は戦術的で、個別的で、かつ難解だからである。以下に書くものは、より広い見地からの勧告である。

1. 米国と日本は、いくつかの具体的な方策を通して、軍事・安全保障協力を強化し続けるべきである。
2. 日米のグローバルな同盟は、恒常的に積極的な力を持ち続けている。日本を核攻撃から守るという米国の約束を含めて、我々の安全保障についての約束の最も基本的な面が再確認され、最上級の当局者によって明確に強調されるべきである。
3. 米国と日本は、包括的な自由貿易協定(FTA)に関する交渉を始める意向を宣言すべきである。貿易振興権限がやがて失効するので、近い将来にFTAが達成されそうにないが、米国と日本の指導者は、それにもかかわらずこの目標を視野に入れておくべきである。ドーア・ラウンド協定は米国と日本にとって直接的な経済利益があるし、アジア太平洋コミュニティの全てのメンバーにとって政治的・戦略的利益はさらに大きいであろう。

#### 付録: 安全保障・軍事協力

我々には、米国と日本の安全保障・軍事協力の質を改善することを目的とするいくつかの非常に具体的な勧告がある。本報告書に含まれる勧告の長いリストを見直したとき、我々は軍事分野での勧告と経済、政治、外交分野での勧告の間に性格的な違いがあることに気がついた。軍事的な勧告が多くの場合、戦術的で、個別的で、かつ難解であるのに対して、他の分野での勧告はより戦略的で一般的である。そこで、レポートの本体に含まれる勧告の間に実質的な一貫性を維持するために、我々は軍事及び安全保障分野における勧告を提出するための付録をつくることにした。

我々は、米国と日本の間の安全保障・軍事協力の質を改善するために以下の施策を勧告する:

■米国と日本は、緊急の危機に対応する能力を強化すべきである。また、日本は平和維持活動と人道的および災害救助任務に対する能力を強化すべきである。日本は人質救出を計画し必要な専門技術を発展させるべきである。日本は、現行法に書かれているこれらの任務分野の優先順位を上げることを考慮すべきである。自衛隊の配備や2020年に向かって直面する安全保障環境を考えると、これらの分野に適切に対処するための日本の防衛能力を上げることが必要である。

■日本は最近、日米ミサイル防衛計画へのより大きな参加を考慮して、いわゆる武器輸出三原則を改訂した。次のステップとして、日本は残りの禁止事項を解除すべきである。日本政府は、民間工業基盤の国土安全保障・国防技術開発へのより大きな参画を積極的に奨励すべきであり、国の大きな科学技術予算の資金を防衛関連の技術研究計画に充てることを認めるべきである。特に、最近の出来事を考慮して、日本は、弾道ミサイル防衛のために特別予算を組むことを検討すべきである。

■米国と日本は、タイコンデロガ級に代わるイージス・ミサイル巡洋艦であるCG(X)のために鍵となるシステム、サブシステムおよび関連技術に関する共同開発の可能性を考えるべきである。CG(X)は、次世代の脅威に対する国土ミサイル防衛や拡大された防空において重要な役割を演ずることが予想されている。

■米国と日本の政府間そして軍間の関係が改善するにしたがって、我々はより密接な防衛産業間の協力も確立すべきである。米国への武器輸出を許す日本の決定は、ますます高くつく防衛装備の開発、メンテナンス、製造の効率を高める機会を提供し、インタークーリアビリティを強めることになる。政府間で共有されている機密情報を守るために包括的な協定を結ぶことは、この方向への重要なステップである。さらに、米国と日本は、情報開示問題に関する議論のためのフォーラムを設けるべきである。

■より良い調整のために、米国は太平洋軍(PACOM)に日本の防衛省代表者を置き、日本の統合幕僚会議に米軍代表者を置くよう奨励すべきである。これは、集団的自衛に関する日本の内部的決定にかかわりなく起こるべき、地域における作戦統合の強化に向けた第一歩と見なされるべきである。

■「日米防衛協力のための指針」の際に発展された日米調整メカニズムは優れた枠組みである。しかし、二国間調整は、日米共同統合調整センター(BJOCC)を十分活用することによって、作戦レベルにまで拡張すべきである。

■諜報の共有は急速に改善してきた。諜報協力は、核兵器やミサイルの拡散、過激主義やテロ活動、その他世界的な偶發事態に対処するために、さらに増やすねばなら

ない。これをより容易にするために、日本は、より多くの諜報の成果を受けとり処理できるよう能力を増やすべきである。米国と日本は、国家宇宙偵察（geospatial）諜報機関の活動において密接に連携すべきである。

■我々は通信、早期警戒、及び諜報分野における安全保障協力を強化するための宇宙利用に日本が関心をもっていることを歓迎し、この問題を国会が議論しようとしていることを関心を持って注視している。

■米国は、可能な最も早い時期に日本にF-22の一個中隊を配備すべきである。米国は、航空自衛隊が、F-18E/F、F-22、F35、既存のF-15のアップグレード機種を含めて、米国の最も先進的な戦闘機システムに確実にアクセスできるよう努めるべきである。

■安全保障環境が変化し、我々の世界的な関心に対応する方法が変化するにつれ、日米同盟は、二国間協力を強化し、能力を強化しなければならない分野を特定し、二国間の指揮・統制システムを改善するため、役割と任務の見直しを行うべきである。

[www.csis.org/media/csis/pubs/070216\\_asia2020.pdf](http://www.csis.org/media/csis/pubs/070216_asia2020.pdf)

#### 資料3-14 新テロ特措法（08.1.16公布）

##### テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法 (抜粋)

平成20年（2008年）1月16日法律第1号

##### 第1条（目的）

この法律は、我が国がテロ対策海上阻止活動を行う諸外国の軍隊その他これに類する組織（以下「諸外国の軍隊等」という。）に対し旧平成13年9月11日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法（平成13年法律第113号）に基づいて実施した海上自衛隊による給油その他の協力支援活動が国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会の取組に貢献し、国際連合安全保障理事会決議第1776号においてその貢献に対する評価が表明されたことを踏まえ、あわせて、平成13年9月11日にアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃によってもたらされている脅威（以下「テロ攻撃による脅威」という。）がいまだ除去されていない現状において、同理事会決議第1368号、第1373号その他の同理事会決議が国際連合のすべての加盟国に対し国際的なテロリズムの行為の防止等のために適切な措置をとることを求めていることを受けて、国際社会が国際的なテロリズムの防止及び根絶のための取組を継続し、その一環として、諸外国の軍隊等がテロ攻撃による脅威の除去に努めることにより国際連合憲章の目的の達成に寄与する活動を行っていること、及び同理事会決議第1776号において当該活動の継続的な実施の必要性が強調されていることにかんがみ、テロ対策海上阻止活動を行う諸外国の軍隊等に対し補給支援活動を実施することにより、我が国が国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会の取組に引き続き積極的かつ主体的に寄与し、もって我が国を含む国際社会の平和及び安全の確保に資することを目的とする。

##### 第2条（基本原則）

政府は、この法律に基づく補給支援活動を適切かつ迅速に実施することにより、国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会の取組に我が国として積極的かつ主体的に寄与し、もって我が国を含む国際社会の平和及び安全の確保に努めるものとする。

2 補給支援活動の実施は、武力による威嚇又は武力の行使に当たるものであってはならない。

3 補給支援活動については、我が国領域及び現に戦闘行為（国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為をいう。以下同じ。）が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる次に掲げる地域において実施するものとする。

一 公海（インド洋（ペルシャ湾を含む。以下同じ。）及び我が国領域とインド洋との間の航行に際して通過する海域に限り、海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的經濟水域を含む。第5条第5項において同じ。）及びその上空

二 外国（インド洋又はその沿岸に所在する国及び我が国領域とこれらの国との間の航行に際して寄港する地が所在する国に限る。以下同じ。）の領域（当該補給支援活動が行われることについて当該外国の同意がある場合に限る。）

4 内閣総理大臣は、補給支援活動の実施に当たり、第四条第一項に規定する実施計画に基づいて、内閣を代表して行政各部を指揮監督する。

5 関係行政機関の長は、前条の目的を達成するため、補給支援活動の実施に関し、防衛大臣に協力するものとする。

##### 第3条（定義）（略）

##### 第4条（実施計画）

内閣総理大臣は、補給支援活動を実施するに当たっては、あらかじめ、補給支援活動に関する実施計画（以下「実施計画」という。）の案につき閣議の決定を求めなければならない。

2、3（略）

##### 第5条（補給支援活動としての物品及び役務の提供の実施）

防衛大臣又はその委任を受けた者は、実施計画に従い、補給支援活動としての自衛隊に属する物品の提供を実施するものとする。

2～6（略）

##### 第6条（物品の無償貸付及び譲与）

防衛大臣又はその委任を受けた者は、その所管に属する前条第一項の物品につき、諸外国の軍隊等からテロ対策海上阻止活動の用に供するため当該物品の無償貸付又は譲与を求める旨の申出があった場合において、当該テロ対策海上阻止活動の円滑な実施に必要であると認めるときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、当該申出に係る物品を当該諸外国の軍隊等に対し無償で貸し付け、又は譲与することができる。

##### 第7条（国会への報告）

内閣総理大臣は、次に掲げる事項を、遅滞なく、国会に報告しなければならない。

- 一 実施計画の決定又は変更があったときは、その内容
- 二 補給支援活動が終了したときは、その結果

#### 第8条（武器の使用）

補給支援活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体の防護のためやむを得ないと認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、武器を使用することができる。

2 前項の規定による武器の使用は、現場に上官が在るときは、その命令によらなければならない。ただし、生命又は身体に対する侵害又は危難が切迫し、その命令を受けないときには、この限りでない。

3、4 （略）

#### 第9条（政令への委任）（略）

#### 附則 抄

##### 第1条（施行期日）

この法律は、公布の日から施行する。

##### 第3条（この法律の失効等）

この法律は、施行の日から起算して一年を経過した日に、その効力を失う。ただし、その日より前に、補給支援活動を実施する必要がないと認められるに至ったときは、速やかに廃止するものとする。

##### 第4条

前条の規定にかかわらず、施行の日から起算して一年を経過する日以後においても補給支援活動を実施する必要があると認められるに至ったときは、別に法律で定めることにより、同日から起算して一年以内の期間を定めて、その効力を延長することができる。

##### 第5条

前条の規定は、同条（この条において準用する場合を含む。）の規定により効力を延長した後その定めた期間を経過しようとする場合について準用する。

#### 資料3-15 米軍再編促進特措法（07.5.30公布）

##### 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（抜粋）

平成19年（2007年）5月30日法律第67号

##### 第1章 総則

###### 第1条（目的）

この法律は、駐留軍等の再編を実現することが、我が国の平和及び安全の維持に資するとともに、我が国全体として防衛施設の近隣住民の負担を軽減する上で極めて重要であることにかんがみ、駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加に配慮することが必要と認められる防衛施設の周辺地域における住民の生活の利便性の向

上及び産業の振興並びに当該周辺地域を含む地域の一体的な発展に寄与するための特別の措置を講じ、併せて駐留軍の使用に供する施設及び区域が集中する沖縄県の住民の負担を軽減するとの観点から特に重要な意義を有する駐留軍のアメリカ合衆国への移転を促進するための国際協力銀行の業務の特例及びこれに対する政府による財政上の措置の特例等を定め、もって駐留軍等の再編の円滑な実施に資することを目的とする。

#### 第2条（定義）

- 一 （略）
- 二 駐留軍等の再編 平成18年5月1日にワシントンで開催された日米安全保障協議委員会において承認された駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関の編成、配置又は運用の態様の変更（当該変更が航空機（回転翼航空機を除く。）を保有する部隊の編成又は配置の変更である場合にあっては、当該航空機を搭載し、当該部隊と一緒に行動する艦船の部隊の編成又は配置の変更を含む。）をいう。
- 三 （略）

#### 第3条（基本理念等）

駐留軍等の再編の実施に当たっては、これを迅速かつ一体的に実施するために必要となる措置が適切に講ぜられ、我が国を含む国際社会の安全保障環境の変化に的確に対応し得るよう配慮されなければならない。

- 2 駐留軍等の再編の実施に当たっては、これに係する防衛施設の周辺地域の住民の福祉の向上に寄与するための措置が適切に講ぜられ、駐留軍等の再編に対する幅広い国民の理解が得られるよう配慮されなければならない。
- 3 關係行政機関の長は、駐留軍等の再編の円滑かつ確実な実現のため、この法律に基づく措置その他の措置を実施するに当たっては、相互に密接な連携を図りながら協力しなければならない。

#### 第2章 再編関連特定周辺市町村に係る措置

##### 第4条（再編関連特定防衛施設の指定）（略）

##### 第5条（再編関連特定周辺市町村の指定）

防衛大臣は、再編関連特定防衛施設の周辺地域をその区域とする市町村（政令で定める範囲内のものに限る。）について、前条第一項各号に掲げる事由による当該再編関連特定防衛施設の周辺地域における住民の生活の安定に及ぼす影響の増加の程度及びその範囲を考慮し、当該市町村において再編関連特別事業（公共用の施設の整備その他の住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業であって、政令で定めるものをいう。次条において同じ。）を行うことが当該再編関連特定防衛施設における駐留軍等の再編の円滑かつ確実な実施に資するため必要であると認めるときは、当該市町村を再編関連特定周辺市町村として指定することができる。

2 （略）

##### 第6条（再編交付金）

国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、再編関連特定周辺市町村

に係る再編関連特定防衛施設における駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加の程度及びその範囲を考慮し、当該駐留軍等の再編の実施に向けた措置の進捗状況及びその実施から経過した期間に応じ、当該再編関連特定周辺市町村に対し、再編関連特別事業に係る経費に充てるため、再編交付金を交付することができる。

### 第3章 再編関連振興特別地域に係る措置

第1節 (略)

第2節 (略)

第3節 事業の実施等

第10条 (略)

#### 第11条 (国の負担又は補助の割合の特例等)

再編関連振興特別地域整備計画に基づく事業のうち、別表に掲げる事業で駐留軍等の再編による地域社会への影響の内容及び程度を考慮して速やかに実施することが必要なものとして政令で定めるものに要する経費に係る国の負担又は補助の割合は、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、同表に掲げる割合とする。ただし、再編関連振興特別地域が沖縄県の区域に含まれる場合にあっては、沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号。これに基づく命令を含む。)の例により、再編関連振興特別地域が沖縄県の区域以外の区域に含まれる場合で他の法令の規定により同表に掲げる割合を超える国の負担又は補助の割合が定められている場合にあっては、その定めるところによる。

2、3 (略)

第12条 (地方債についての配慮) (略)

第13条 (財政上及び金融上の措置) (略)

第4節 駐留軍等再編関連振興会議 (略)

### 第4章 国際協力銀行の業務の特例

第16条 (国際協力銀行の業務の特例)

国際協力銀行は、国際協力銀行法(平成11年法律第35号)第1条及び第23条の規定にかかわらず、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務(以下「駐留軍再編促進金融業務」という。)を行うことができる。

一 駐留軍移転促進事業(駐留軍等の再編に伴いアメリカ合衆国において実施される事業で駐留軍のアメリカ合衆国への移転を促進するために必要なものとして政令で定めるものをいう。次号において同じ。)に係る資金の貸付け、当該資金に係る金融機関(銀行法(昭和56年法律第59号)に規定する銀行その他政令で定めるものに限る。)の貸付債権の譲受け、当該資金に係る債務の保証、当該資金を調達するために発行された債券の取得又は当該債券に係る債務の保証を行うこと。

二 駐留軍移転促進事業に係る資金の出資すること。

三 前二号の業務に関連して必要な調査を行うこと。

四 前三号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 国際協力銀行法第25条第1項及び第2項の規定は、駐留軍再編促進金融業務について

ては、適用しない。

第17条 (国際協力銀行による貸付け及び出資の制限) (略)

第18条 (区分経理) (略)

第19条 (利益及び損失の処理並びに国庫納付金) (略)

第20条 (借入金等の限度額) (略)

#### 第21条 (政府からの資金の貸付け)

政府は、予算の範囲内において、国際協力銀行に対し、国際協力銀行法第五条第二項の規定による出資に代えて駐留軍再編促進金融業務に係る資金を無利子で貸し付けることができる。

第22条 (国際協力銀行法の適用等) (略)

第23条 (駐留軍再編促進金融勘定の廃止) (略)

第24条 (罰則) (略)

### 第5章 駐留軍等労働者に係る措置

第25条

国は、駐留軍等の再編に当たっては、駐留軍等労働者(独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法(平成11年法律第217号)第3条に規定する駐留軍等労働者をいう。)について、その雇用の継続に資するよう、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構を通じた技能教育訓練その他の適切な措置を講ずるものとする。

### 第6章 雜則

第26条 (省令への委任) (略)

#### 附則 抄

第1条 (施行期日)

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。(後(略))

第2条 (この法律の失效)

この法律は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

2~4 (略)

第3条 (簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律との関係) (略)

## 資料 3-16 広島市「核兵器攻撃被害想定報告書」(07.11.9)

### 核兵器攻撃被害想定専門部会報告書の概要（抜粋）

核兵器攻撃被害想定専門部会

2007年11月9日

#### 第1章 序論

国民保護計画の策定に当たり国が示した「国民の保護に関する基本指針」や「市町村国民保護モデル計画」では、想定される武力攻撃事態の一つとして「核兵器による攻撃」を挙げているが、核兵器攻撃がもたらす具体的な被害想定やこれに基づく対応策は示されていない。

このままでは、核兵器のもたらす惨害について大きな誤解を定着させてしまうおそれがあると考えた広島市は、誤解を払拭するため、国の責任において具体的な被害想定を行い、その結果及び対応策を示すよう求めてきたが、国からの回答は得られなかった。このため、人類史上最初の原子爆弾投下による惨害を受けた都市の使命として、広島市国民保護計画の策定に当たり、広島市国民保護協議会に核兵器攻撃被害想定専門部会を設け、独自に被害想定を行うことにした。

このたび、その報告をとりまとめたものである。

#### 第2章 核兵器を巡る現状と脅威 略

#### 第3章 核兵器による被害発生のメカニズム

核兵器とは、爆発エネルギーとして原子核分裂反応や原子核融合反応によって放出される核エネルギーを用いる兵器の総称である。原子核分裂反応を利用する核兵器は「原子爆弾」（原爆）、核分裂反応による高温・高圧で水素の核融合反応を起こさせ、巨大な爆発エネルギーを発生させるタイプの核兵器は「水素爆弾」（水爆）と呼ばれる。広島原爆の威力は16キロトン、長崎原爆は21キロトン、これまでに行われた核爆発実験での最大威力は約58メガトンであった。原爆の場合、全核爆発エネルギーの約15%が放射線、約50%が衝撃波と爆風、約35%が熱線として放出される。

放射線被曝は、①核兵器の起爆後1分程度以内に放出される中性子線やガンマ線などの初期放射線、②中性子線によって土や建材中に生成される放射性核種から放出される残留放射線、③降下した核分裂生成物から放出される残留放射線、④未分裂の核物質の降下に由来する残留放射線の4つに起因し、①は体の外部からの被曝（外部被曝）、②③は外部被曝及び体内への摂取に伴う体の内部からの被曝（内部被曝）、④は内部被曝がそれぞれ問題となる。

放射線がもたらす障害は、遅くとも被曝後数か月以内に現れる急性放射線症（急性障害）と、長期間の潜伏期間を経て現れる後障害（晩発障害）に分けられる。急性放射線症は、遺伝子の損傷がもたらす細胞死により起こり、線量が大きくなればなるほど症状は重くなる。また、放射線に傷つけられた遺伝子による細胞の突然変異は、それぞれの臓器に対応した潜伏期を経て、多くの被曝者の様々な健康障害—がんなどの後障害—の誘因となる。

一方、核反応によって形成された高温の火球が音速を超える速さで膨張するため、そ

の先端で衝撃波が発生する。核爆発の直後は形成される火球とともに成長し、やがて火球の表面を離脱して同心球状に伝播していく。衝撃波は圧力波で、それが到達した場所にあるあらゆるものを探しつぶすように作用する。衝撃波に続いて、火球の急速な膨張に伴って押し出される空気の流れが爆風となって吹き荒れ、周囲の建物を破壊し、人間を殺傷する。爆風は空気の運動によって生じる圧力によって、その進路に存在するものを吹き飛ばす。爆風が人体に及ぼす影響には、肺の損傷や鼓膜の破裂、内臓や眼球の脱出などの直接的影響と、爆風により体が吹き飛ばされて地面や建物等に衝突したり、建物の崩壊により巻き込まれたり、あるいは爆風により飛散した物体が人体に衝突したりすることによって生じる間接的影響がある。

また、この高温の火球は、極めて強力な閃光と熱線を放出する。このうち、熱線は、爆心近くに急激な温度上昇を引き起こして人間に第Ⅰ度から第Ⅳ度の熱傷を生じさせ、あらゆる可燃物を燃焼させ火災を発生させる。場合によっては、多数の火災が一つに合流した「火事嵐」が発生する。

このほか、ガンマ線と大気との相互作用に伴い発生する電磁パルスは、広範囲の電子機器を使用不能に陥れ、結果として、通信・管制業務に重大な支障を生じる可能性がある。また、核兵器攻撃後の地域社会は、電磁パルスによる電子的情報手段の麻痺の影響もあり、流言飛語が最も発生しやすい条件を備えている。

加えて、核兵器攻撃は、人間に精神的異常や自殺、心的外傷後ストレス障害といった精神的影響をもたらす。また、核兵器攻撃によって社会的な経済基盤や生産基盤が根こそぎ破壊されるだけでなく、行政機能が抛棄され立つ様々な情報もほとんど完全に失われるため、地域社会の再建は想像を絶する困難に直面する。さらに、被爆者は、放射線・爆風・熱線による身体的影響を受けるだけでなく、遺伝的影響の不安に苛まれ、社会的差別や偏見にさらされるなど生活や就業の上でも様々な困難に直面する。

核兵器攻撃は、何十年もの間、被爆者たちに身体的・精神的・社会的困難をもたらすことになる。

#### 第4章 核兵器攻撃による被害想定

本専門部会では、62年前の状況に準拠しつつ、核兵器保有国が保有する核兵器の状況等を勘案し、当時と同じ爆心地で、夏（8月）の平日の昼間（晴れ）という条件の下、4つの仮想的なケースについて被害想定を行った。

表1 核兵器の空中爆発による推計死傷者数

核兵器の威力		16キロトン	1メガトン
爆発高度		600m	2,400m
推計結果	急性期	死者	37万2千人
	負傷者	20万5千人	46万人
	死傷率	46.4%	61.3%
後障害 (過剰発症)		被曝者15万5千人 白血病・がん1万3千人	被曝者4万6千人 白血病・がん1千人

（参考）被害想定事例「米ソ核戦争が起こったら」の推計方法によるもの

推計 結果	急 性 期	死 者	14万4千人	60万2千人
		負傷者	18万4千人	35万9千人
		死傷率	56.1%	70.7%

※被害想定事例の推計結果は、仮定及び推計方法により結果に幅が出ることの例を参考として示したものである。

表2 横兵器の地表爆発による推計死傷者数（放射性降下物の影響を除く）

核兵器の威力	1キロトン	16キロトン
死 者	1万1人+	5万5千人+
負傷者	5万1人+	14万6千人+
死傷率	(34.4%)	(43.9%)

※表中の+は、ここに含まれていない放射性降下物の影響により、さらに死傷者が増大することを示すものである。（下表についても同様）

（参考）被害想定事例「米ソ核戦争が起こったら」の推計方法によるもの

推計 結果	急 性 期	死 者	1万5千人+	9万9千人+
		負傷者	5万5千人+	14万1千人+
		死傷率	(40.4%)	(52.1%)

※被害想定事例の推計結果は、仮定及び推計方法により結果に幅が出ることの例を参考として示したものである。

なお、この被害についての試算値は、控えめに見積もったとしても、これぐらいの被害は出るだろうというものである。条件によりその被害は小さくなる場合もあるが、さらに数倍以上の被害となるかもしれないことは覚悟せざるを得ない。

堅牢な建物が増えた今日、初期の被害、特に初期放射線の大量被曝や建物の倒壊による圧死等は当時に比べて大いに減少する可能性がある。今回用いた推計方法は、爆発時に市民の大半（約3/4）が堅牢な建物の中にいて、かつその建物の防護効果を最大限見込んだものであり、最低でもこれぐらいの被害が生じるという目安として解されるべきものである。

こうした中、不幸にして爆心地付近にいた人や屋外にいて遮蔽のなかった人は当然その被害を免れ得ない。こうした人達は、閃光を見る前に大量の初期放射線を浴び、閃光後直ちに爆風と熱線により被害を受ける。幸いにして、堅牢な建物の中にあり初期放射線や熱線の影響を免れたとしても、粉々になった窓ガラスや内外壁、さらには備品類等が爆風で飛散し凶器と化すだろう。また、高層ビルでは通常、人の輸送にエレベータが使用されているが、爆風等による破壊や停電でその機能は停止し、生存者は一斉に避難階段に殺到することが予想される。しかしながら、米国の9.11事件に見られるように、避難階段は、一般に一度に各階の人が利用できるようには設計されておらず、また散乱した室内の備品等が障害となって将棋倒しとなり、押しつぶされて死亡者が増大すると考えられる。また、残留放射線の影響で外部からの救助がままならない中、高層階から重傷者を避難させることも難しいだろう。さらに屋外に逃れても、道路は建物や自動車の残骸で埋め尽くされ、特に自動車が炎上すれば、とりわけ避難の支障となるだろう。こうした中、火の手が迫り人々は逃げまどうことになる。避難の途中で放射性物質となつた地上の塵や灰を浴びたり、吸引したり、あるいは黒い雨に打たれたりして、残留放射線に被曝する人もいるだろう。

ただし、地表爆発での被害には、放射性降下物の拡散範囲を推定することが困難であるため、それによる影響は含まれていない。地表爆発の場合、残留放射線、特に放射性降下物からの残留放射線が広範な地域に被害を及ぼす。具体的には、中性子を浴びて放射性物質となった大量の土砂等が、核分裂生成物等と一緒にになって、火球、そしてキノコ雲の上昇とともに上空に巻き上げられる。巻き上げられた土砂等のうち、比較的粒子の大きなものは、早くから爆心地周辺に落下する。小さな粒子は放射能を帯びた塵となり空中を浮遊し、風に流されて、やがて人々の上に降り注ぎ、多くの人々が残留放射線に曝し傷つくことになる。

以上のような被害想定結果に基づき、核兵器攻撃への対処の可能性についての問題点を提起する。まず、行政機関等の適切・迅速な対応がなければ、個人としてできることは極めて限られる。一方、行政機関等は、核兵器攻撃に対する詳細な対処計画を作成し、装備を整え、訓練を行うとともに、人々に、事前にどのような準備を行い、いざという時にどのように行動すべきか、そしてその時行政機関等にはどこまでの対応ができるのかについて周知させることが必要となるが、こうした対処の可能性等については、第5章において論じる。

## 第5章 核兵器攻撃災害への対処

ここでは、原子力災害対策特別措置法に規定された対処方法に準拠する形で、過去の核災害対処経験の教訓や放射線防護に関する法令を踏まえつつ、核兵器攻撃を「核兵器攻撃開始前」と「核兵器攻撃開始後」の2つのステージに区分して、災害へ最善の対処方法がどのようなものであるかを示し、そして最善の対処方法をもってしてもなお、若干の被害軽減効果しか發揮しないことを示す。これにより、市民の生命・身体の保護と核兵器使用とは相容れないことを示す。

まず、「核兵器攻撃開始前」における対処としては、「具体的かつ詳細な対処計画を作成し、公表すること」、「その対処計画に基づいて、防災関係者及び住民に対する研修・訓練を行うこと」、「その対処計画に基づいて、現地対策本部を置く司令センター、放射線・放射能情報収集解析ネットワーク並びに核災害の防災に関する要員及び資機材を整備すること」の3つの方策が考えられる。

核兵器攻撃が現実的に起こり得ると判断するのであれば、広島市は、常勤専門職員集団を擁する組織を立ち上げ、現地対策本部を置くための司令センターを整備することが必要となる。また、都市中心部を覆う形で緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム等のステーションを設置するとともに、防護服、防護マスクなどの資機材を最低限数千人分確保し、保管しなければならないが、これらは極めて大規模な対策であり、その整備は広島市や他の主要都市が単独でなし得ることではなく、法律に基づく政府の予算措置によって、全国主要都市すべてを対象として実施する以外にない。

しかし、日本への核兵器攻撃の可能性が低い中、このような対策を日本が行うこと、世界でも類を見ない過剰反応であり、このような事前準備は無用の浪費であるのみならず、国際社会や周辺諸国からは核戦争準備行為とみなされ、軍事的緊張を激化させ、ひいては核軍拡・核拡散を助長するおそれがある。さらに、後述のように被害軽減対策の効果が極めて限られていることを考慮すれば、それは徒労でもある。対処計画の作成やそれに基づく特別の研修・訓練も、同じ理由で不要である。

一方、「核兵器攻撃開始後」においては、政府対策本部の指揮の下、現地対策本部を中心として、「情報の収集・伝達」、「対処措置の決定」、「対処措置の実施」の3種類の対処が試みられる。

まず3種類の対処活動すべての前提として、現地対策本部の司令センター機能の健全性が維持されることが不可欠であるが、それは容易ではない。また、市庁舎や県能性が高い。さらに、国民保護法や原子力災害対策特別措置法に定められたトップヘビーな対策組織が立ち上がるまでに、相当程度の時間を要すると予想され、それまでの間は、ローカルな自主的対処が必要となるが、これから、上記3種類の対処活動を巡る困難性について論ずる。

「情報の収集・伝達」は、すべての活動の基本となるものであるが、これは困難を極める。残留放射能により高度に汚染された地域に防災要員が立ち入ることができるようになるのは、少なくとも爆発数日後であり、汚染地域の情報を得るために手段は限られる。さらに通信ネットワークが大規模に破壊されており、被害・汚染状況については、ごく大まかな情報しか得られないだろう。防災要員及び市民に対する情報伝達も困難を極める。また、「対処措置の決定」の最大の難問は、市民に対して退避（屋内又はコンクリート建家）かそれとも避難かの二者択一の指示を、地点ごとに的確に与えることであるが、リアルタイムの情報収集が極めて困難な状況下で、的確な決定を行うのは不可能に近い。

さらに「対処措置の実施」を、整然とした形で行うことは極めて困難である。まず、十分な質と量を持つ防災要員を投入することが困難である。一定程度の人数の防災要員が確保できても、爆心地ゾーンに防災要員が入ることは、少なくとも被災後数日間はほとんど不可能であり、被災者の指示・誘導を行うことはできない。

医療の提供については、爆心地ゾーンから中間ゾーンにかけての医療機関はほとんど崩壊するか、又は機能停止状態となっており、医師・看護師等の専門スタッフもその多くは死亡又は負傷している。周辺ゾーン及び他の都市の医療機関が、医療において中心的役割を担うことになるが、数万人又はそれ以上の被災者に必要な医療を提供することは不可能である。

また、汚染されていない飲料水や食料の確保は容易ではなく、さらに、爆心地ゾーンは相当期間立入禁止となるため、捜索・救出活動も実施困難であり、大量の遺体の処理作業も当分の間は実施できない。

このように、核兵器攻撃によってもたらされる被害を回避することは不可能であり、また、核兵器のもたらす被害は筆舌に尽くしがたいほど大きく多様であるため、行政が最善の対処措置を講じることができたとしても、被害をわずかに軽減する程度の効果しか發揮し得ない。さらに、重大な困難を最後にもう一点付け加えれば、どれほど長い期間と巨額の資金を注いだとしても、被災者の傷が完全に癒えることは、精神的にも肉体的にもあり得ない。

## 第6章 結論

以上の検討結果から、核兵器攻撃被害想定専門部会は、果たして我が国は核兵器攻撃に対処し得るのか、し得るとすればどのような方策をとるべきなのか、という疑問に対し、核兵器攻撃から市民を守ることはできず、市民を守るには、意図的であるか偶発的であるかを問わず、核兵器攻撃の発生を防止する他に方策はなく、そのためには唯一、核兵器の廃絶しかないと考えざるを得ない。

この点、核兵器のない世界を達成するため、国際社会は少しづつ橋頭堡を築きながら前進しており、最近、いくつかの注目すべき提案が登場している。

一つは、スウェーデン政府がスポンサーとなって組織された「大量破壊兵器委員会」（しばしばブリックス委員会と呼ばれる）が平成18年（2006年）6月に提出した報告である。もう一つは、退任前の平成18年（2006年）11月末にアナン前国連事務総長が行った核兵器に関する包括的な演説である。さらに、平成19年（2007年）1月4日、米国の核兵器政策の責任者でもあったキッシンジャー氏ら超党派の4人の元高官が出した「核兵器のない世界」という意見である。

しばしば言わるよう、技術的方法論はすでに存在しており、必要なのは政治意思であると言えるであろう。各國政府、とりわけ核兵器保有国の大兵器廃絶への政治意思を強めるためには、市民社会からの声の高まりが不可欠である。本部会の検討結果は、核兵器攻撃の被害がとりわけ都市において深刻であることを示している。したがって、世界中の都市が核兵器廃絶世論を高める牽引役となることが必要であり、また有効であろう。世界における平和市長会議や日本における非核宣言自治体協議会の積極的な行動が期待されている。

核兵器廃絶に向けて、広島市が果たすべき役割は極めて大きい。広島市の一層の取組を期待し、本報告を締めくくることにしたい。

[www.city.hiroshima.jp/www/contents/1195002096660/files/houkokusyo.pdf](http://www.city.hiroshima.jp/www/contents/1195002096660/files/houkokusyo.pdf)

## 資料 3-17 広島・長崎の2007年平和宣言

### ■広島平和宣言

運命の夏、8時15分。朝凧を破るB-29の爆音。青空に開く「落下傘」。そして閃光、轟音—静寂—阿鼻叫喚。

落下傘を見た少女たちの眼は焼かれ顔は爛れ、助けを求める人々の皮膚は爪から垂れ下がり、髪は天を衝き、衣服は原形を止めぬほどでした。爆風により潰れた家の下敷になり焼け死んだ人、目の玉や内臓まで飛び出し息絶えた人——辛うじて生き永らえた人々も、死者を羨むほどの「地獄」でした。

14万の方々が年内に亡くなり、死を免れた人々もその後、白血病、甲状腺癌等、様々な疾病に襲われ、今なお苦しんでいます。

それだけではありません。ケロイドを疎まれ、仕事や結婚で差別され、深い心の傷はなおのこと理解されず、悩み苦しみ、生きる意味を問う日々が続きました。

しかし、その中から生れたメッセージは、現在も人類の行く手を照らす一筋の光です。「こんな思いは他の誰にもさせてはならぬ」と、忘れてしまいたい体験を語り続け、三度目の核兵器使用を防いだ被爆者の功績を未来永劫忘れてはなりません。

こうした被爆者の努力にもかかわらず、核即応態勢はそのままに膨大な量の核兵器が備蓄・配備され、核拡散も加速する等、人類は今なお滅亡の危機に瀕しています。時代に遅れた少数の指導者たちが、未だに、力の支配を奉ずる20世紀前半の世界観にしがみつき、地球規模の民主主義を否定するだけでなく、被爆の実相や被爆者のメッセージに背を向けています。

しかし21世紀は、市民の力で問題を解決できる時代です。かつての植民地は独立し、

民主的な政治が世界に定着しました。さらに入類は、歴史からの教訓を汲んで、非戦闘員への攻撃や非人道的兵器の使用を禁ずる国際ルールを築き、国連を国際紛争解決の手段として育ててきました。そして今や、市民と共に歩み、悲しみや痛みを共有してきた都市が立ち上がり、人類の叡智を基に、市民の声で国際政治を動かそうとしています。

世界の1698都市が加盟する平和市長会議は、「戦争で最大の被害を受けるのは都市だ」という事実を元に、2020年までの核兵器廃絶を目指して積極的に活動しています。

我がヒロシマは、全米101都市での原爆展開催や世界の大学での「広島・長崎講座」普及など、被爆体験を世界と共有するための努力を続けています。アメリカの市長たちは「都市を攻撃目標にするな」プロジェクトの先頭に立ち、チェコの市長たちはミサイル防衛に反対しています。ゲルニカ市長は国際政治への倫理の再登場を呼び掛け、イーベル市長は平和市長会議の国際事務局を提供し、ベルギーの市長たちが資金を集めています。世界中の市長たちが市民と共に先導的な取組を展開しています。今年10月には、地球人口の過半数を擁する自治体組織、「都市・自治体連合」総会で、私たちは、人類の意志として核兵器廃絶を呼び掛けます。

唯一の被爆国である日本国政府には、まず謙虚に被爆の実相と被爆者の哲学を学び、それを世界に広める責任があります。同時に、国際法により核兵器廃絶のため誠実に努力する義務を負う日本国政府は、世界に誇るべき平和憲法があるがままに遵守し、米国の時代遅れで誤った政策にははっきり「ノー」と言うべきです。また、「黒い雨降雨地域」や海外の被爆者も含め、平均年齢が74歳を超えた被爆者の実態に即した温かい援護策の充実を求めます。

被爆62周年の今日、私たちは原爆犠牲者、そして核兵器廃絶の道半ばで凶弾に倒れた伊藤前長崎市長の御靈に心から哀悼の誠を捧げ、核兵器のない地球を未来の世代に残すため行動することをここに誓います。

2007年（平成19年）8月6日

広島市長 秋葉忠利

[www.city.hiroshima.jp/www/contents/000000000000/1110537278566/index.html](http://www.city.hiroshima.jp/www/contents/000000000000/1110537278566/index.html)

## ■長崎平和宣言

「この子どもたちに何の罪があるのでしょうか」

原子爆弾の炎で黒焦げになった少年の写真を掲げ、12年前、就任まもない伊藤一長前長崎市長は、国際司法裁判所で訴えました。本年4月、その伊藤前市長が暴漢の凶弾にたおれました。「核兵器と人類は共存できない」と、被爆者とともに訴えてきた前市長の核兵器廃絶の願いを、私たちは受け継いでいきます。

1945年8月9日、午前11時2分、米軍爆撃機から投下された1発の原子爆弾が、地上500メートルで炸裂しました。

猛烈な熱線や爆風、大量の放射線。

7万4千人の生命が奪われ、7万5千人の方々が深い傷を負い、廢墟となった大地も、

川も、亡骸で埋まりました。平和公園の丘に建つ納骨堂には、9千もの名も知れない遺骨が、今なお、ひっそりと眠っています。

「核兵器による威嚇と使用は一般的に国際法に違反する」という、1996年の国際司法裁判所の勧告的意見は、人類への大いなる警鐘でした。2000年の核不拡散条約（NPT）再検討会議では、核保有国は、全面的核廃絶を明確に約束したはずです。

しかしながら、核軍縮は進まないばかりか、核不拡散体制そのものが崩壊の危機に直面しています。米国、ロシア、英国、フランス、中国の核保有5か国に加え、インド、パキスタン、北朝鮮も自國を守ることを口実に、新たに核兵器を保有しました。中東では、事実上の核保有国と見なされているイスラエルや、iranの核開発疑惑も、核不拡散体制をゆるがしています。

新たな核保有国の出現は、核兵器使用の危険性を一層高め、核関連技術が流出の危険にさらされています。米国による核兵器の更新計画は、核軍拡競争を再びまねく恐れがあります。

米国をはじめとして、すべての核保有国は、核の不拡散を主張するだけではなく、まず自らが保有する核兵器の廃絶に誠実に取り組んでいくべきです。科学者や技術者が核開発への協力を拒むことも、核兵器廃絶への大きな力となるはずです。

日本政府は、被爆国の政府として、日本国憲法の平和と不戦の理念にもとづき、国際社会において、核兵器廃絶に向けて、強いリーダーシップを發揮してください。

すでに非核兵器地帯となっているカザフスタンなどの中央アジア諸国や、モンゴルに連なる「北東アジア非核兵器地帯構想」の実現を目指すとともに、北朝鮮の核廃棄に向けて、6か国協議の場で粘り強い努力を続けてください。

今日、被爆国のわが国においてさえも、原爆投下への誤った認識や核兵器保有の可能性が語られるなか、単に非核三原則を国是とするだけではなく、その法制化こそが必要です。

長年にわたり放射線障害や心の不安に苦しんでいる国内外の被爆者の実情に目を向け、援護施策のさらなる充実に早急に取り組んでください。被爆者の体験を核兵器廃絶の原点として、その非人道性と残虐性を世界に伝え、核兵器の使用はいかなる理由があっても許されないことを訴えてください。

爆心地に近い山王神社では、2本のクスノキが緑の枝葉を大きく空にひろげています。62年前、この2本の木も黒焦げの無残な姿を原子野にさらしていました。それでもクスノキはよみがえりました。被爆2世となるその苗は、平和を願う子どもたちの手で配られ、今、全国の学校やまちで、すくすくと育っています。時が経ち、世代が代わろうとも、たとえ逆風が吹き荒れようとも、私たちは核兵器のない未来を、決して諦めません。

被爆 62 周年の原爆犠牲者慰靈平和祈念式典にあたり、原子爆弾の犠牲になられた方々の御靈の平安をお祈りし、広島市とともに、核兵器の廃絶と恒久平和の実現に力を尽くしていくことを宣言します。

2007 年（平成 19 年）8 月 9 日

長崎市長 田上 富久

[www1.city.nagasaki.nagasaki.jp/abm/heiwaseigen/sengen\\_j.htm](http://www1.city.nagasaki.nagasaki.jp/abm/heiwaseigen/sengen_j.htm)

### 資料 3-18 核軍縮日誌 07 年 1 月 1 日～08 年 3 月 31 日

核：軍備と軍縮 07 年 1 月

その他の事項

#### 2007 年 1 月

- 2 日 イスラエルのリーバーマン戦略問題担当相、潘・国連事務総長に対し、イランの国連除名を求める手紙を送付。
- 4 日 ウォール・ストリート・ジャーナルにキッシンジャーら 4 人の元米政府高官が、核兵器廃絶を訴える寄稿。
- 7 日 英紙サンダー・タイムズ、イスラエルがイランのウラン濃縮施設に対する戦術核を使った攻撃を計画中と報じる。
- 9 日 米財務省、イラン・ミサイル開発に資金を供給したとしてイラン国営セバ銀行に対し資産凍結等の金融制裁を発動。
- 9 日付 米紙ワシントンポスト、潘基文国連事務総長が国連事務局軍縮局の政治局吸収を含む再編計画案を検討と報道。
- 10 日 ブッシュ米大統領、米軍約 2 万 1500 人をイラクに増派する方針など盛り込んだ新イラク政策を発表。
- 14 日 日中韓首脳、北朝鮮に核問題解決への具体的行動求める共同声明を発表。3か国の局長級協議機関設置で一致。
- 16 日 6 か国協議米首席代表のヒル国務次官補と北朝鮮首席代表の金桂冠外務次官がベルリンで会談（～18 日）。
- 17 日 航空宇宙専門誌エイビューション・ウイーク（電子版）、中国が 11 日に衛星攻撃兵器の実験に成功したと報道。
- 17 日 プレティン・オブ・ジ・アトミック・サイエンティスツの「終末時計」が「7 分前」から「5 分前」に進む。
- 22 日 イラン当局者、国際原子力機関（IAEA）の査察官 38 人の受け入れ拒否を明らかに。
- 22 日付 韓国の朝鮮日報、米朝協議で北朝鮮がエネルギー援助の見返りに核活動凍結と IAEA 査察団の受け入れ再開を提案と報じる。
- 23 日 中国外務省、中国が人工衛星破壊実験を実施したことと公式確認。
- 27 日 米ミサイル防衛局、ハワイ沖の太平洋上で戦域高高度地域防衛（THAAD）システムによるミサイル迎撃実験に成功したと発表。
- 31 日 日本原燃、六ヶ所村使用済み核燃料再処理工場の本格操業開始時期を当初計画の 8 月中から 11 月中に延期と発表。
- 31 日 マカオのバンコ・デルタ・アジアの北朝鮮口座凍結問題などについて話し合う第 2 回米朝間金融実務者会合、北京で開催。

## 核: 軍備と軍縮 07年2月～3月

- 2月**
- 5日 米政府、国際原子力パートナーシップ(GNEP)構想関連予算の前年度比約6割増などを要求した08年度予算教書を発表。
  - 8日 第5回6か国協議、北京の釣魚台迎賓館で開幕。13日、合意文書を採択して終了。
  - 16日 政府、安保理制裁決議に基づく措置として、イランの核・ミサイル開発に関与したとされる10団体12個人の資産凍結等を了解。
  - 21日 国連宇宙空間平和利用委員会の科学技術小委員会、宇宙空間での人工衛星破壊を制約するガイドラインを採択。
  - 21日 ニューデリーで印パ外相会談。偶發的な核兵器使用を防止するための協定に調印。
  - 22日 國際原子力機関(IAEA)、イランによるウラン濃縮活動の継続を指摘する報告書を国連安保理に提出。
  - 23日 電気事業連合会、07年度の六ヶ所再処理工場の抽出プルトニウムを約2.2トン、07年度末の合計保管量を約2.9トンと発表。
  - 23日 パキスタン軍、核弾頭搭載可能な長距離弾道ミサイル「シャヒーン2」の発射実験に成功と発表。
  - 24日 宇宙航空研究開発機構、政府の情報収集衛星を搭載したH2Aロケット12号機の打ち上げに成功。
  - 27日 マコネル米国家情報長官、上院軍事委の公聴会で、イランが2015年までに核兵器を製造する可能性があるとの見通しを述べる。
  - 27日 韓国と北朝鮮による南北閣僚級会談、平壤で開催(～3月2日)。
- 3月**
- 5日 6か国協議の合意で設置が決まった米朝国交正常化の作業部会、NYで開幕(～6日)
  - 7日 日朝国交正常化に関する作業部会、ハノイの日本大使館で開催(～8日)。
  - 8日 國際原子力機関(IAEA)理事会、イランへの原子力技術支援55件のうち、22件を全面的にもしくは一部凍結することを承認。
  - 13日 エルバラダイIAEA事務局長、平壤入り(～14日)。
  - 13日 安倍首相、ハワード豪首相と首相官邸で会談。安全保障協力に関する日豪共同宣言に署名。
  - 14日 英下院、核ミサイル・トライデント搭載潜水艦を更新するとしたブレア首相の提案を賛成多数で承認。
  - 15日 北陸電力、志賀原発1号機で99年に起こした臨界事故の隠蔽事実を公表。
  - 15日 経済・エネルギー協力に関する作業部会、北京の韓国大使館で開催。
  - 16日 東北アジアの平和及び安全のメカニズムに関する作

## その他の事項

- 8日 原子力空母の是非を問う住民投票条例案、横須賀市議会で否決。
- 16日 安倍首相が李肇星中国外相と会談、東シナ海ガス田問題での局長協議再開など合意。
- 16日 アーミテージ元国務副長官ら、2020年までの対日戦略に関する報告を発表。
- 22日 クラスター爆弾禁止をめざす国際会議、オスロで開幕。
- 23日 「オスロ宣言」を採択。
- 23日 米韓国防相、2012年4月に戦時作戦統制権を韓国に移譲し、韓米連合軍司令部を解体すると発表。

## 核: 軍備と軍縮 07年3月～4月

- 業部会、北京のロシア大使館で開催。
- 17日 朝鮮半島非核化に関する作業部会、北京の釣魚台迎賓館で開催(～18日)。
  - 19日 グレーザー米財務副次官補、バンコ・デルタ・アジアに凍結されていた北朝鮮関連口座の資金の凍結解除を発表。
  - 19日 第6回6か国協議、北京の釣魚台迎賓館で開幕。
  - 19日 東北電力、女川原発3号機で03年に制御棒5本が原子炉に挿入されるトラブルが起きたと発表。
  - 20日 包括的核実験禁止条約機関(CTBTO)のトット事務局長、監視網強化の一環として中国に初の観測拠点を設けることで中国政府と合意したと明らかに。
  - 20日 東京電力の柏崎刈羽原発1号機と福島第2原発3号機で2000年に原子炉の制御棒が抜けるトラブルが起きたと発表。
  - 21日 EU加盟各国、北朝鮮核実験に対する制裁措置としてぜいたく品の対北朝鮮輸出の禁止で合意。ロイター通信。
  - 22日 東京地裁、東京都と茨城県の被爆者30人が国の原爆認定申請却下処分取り消しなど求めた訴訟で、原告21人が原爆症と認定。
  - 22日 英仏、対イラン追加制裁決議修正案を国連安保理の各理事国に提示。
  - 22日 6か国協議、具体的成果なく休会へ。
  - 23日 政府、他国が突然弾道ミサイルを発射した場合の対応を定めた「緊急対処要領」を閣議決定。
  - 23日 原爆症認定集団訴訟で、東京地裁が30人中21人を認定。
  - 24日 国連安保理、対イラン追加制裁決議案を全会一致で採択。
  - 25日 イラン政府報道官、国営テレビで、イランがIAEAとの協力の一部停止を決定と発言。
  - 26日 中ロ、エネルギー分野などでの協力や大量破壊兵器と宇宙での軍拡競争の防止などを盛り込んだ共同声明を発表。
  - 30日 防衛省、改良型パトリオット3(PAC3)を入間基地に配備。
  - 30日 ジュネーブ軍縮会議、兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)交渉開始などを盛り込んだ議長提案を採択できずに第一会期を終了。

## 4月

- 9日 国連軍縮委員会(UNDC)、ニューヨークで開幕(～27日)
- 10日 政府、日本独自の対北朝鮮制裁措置の半年間延長を閣議決定。
- 10日 米財務省、バンコ・デルタ・アジア北朝鮮関連資金

## その他の事項

- 23日 岩国市議会、空母艦載機移転を事实上容認する決議を採択。

## 核: 軍備と軍縮 07年4月～5月

## その他の事項

- の凍結全面解除を確認と発表。
- 12日 日米豪の外務・防衛当局による局長級協議、東京で。ミサイル防衛(MD)システムに関する事務レベル協議会設置で合意。
- 18日 米財務省、バンコ・デルタ・アジアへの制裁措置を正式に発動。
- 19日付 国際原子力機関(IAEA)、イランがナطنツにある地下ウラン濃縮施設で大規模な濃縮活動を開始したと理事各国に通知。
- 20日 南アフリカ・ケープタウンでの核供給国グループ(NSG)年次総会、ガイドライン改定問題について決定を先送りし閉会。
- 24日 経済産業、外務、文部科学の3省、米エネルギー省と原子力技術協力を進める行動計画に署名したと発表。
- 25日 ソラナ EU共通外交・安全保障上級代表、イランのラリジャニ最高安全保障委員会事務局長と協議。
- 26日 プーチン・ロ大統領、年次教書演説で、欧州通常戦力条約で義務づけられた軍備削減の履行の一時停止を宣言。
- 26日 日本原燃、六ヶ所再処理工場でのアクティブ試験の第3ステップの終了を発表。
- 28日 プーチン大統領、民生部門の原子力関連国営独占企業の年内設立を政府に命じる大統領令に署名。
- 30日 2010年核不拡散条約(NPT)再検討会議に向けた第1回準備委員会がウィーンで開幕(～5月11日)。
- 5月**
- 7日 パキスタンが使用済み核燃料再処理施設と重水炉の新規建設中であることが判明。
- 8日 核不拡散条約(NPT)再検討会議準備委員会、開始9日目にして議題を探査、実質審議に入る。
- 14日 ジュネーブ軍縮会議(CD)の第二会期が始まる(～6月29日)。
- 15日 プーチン・ロ大統領、モスクワ訪問中のライス米国務長官と東欧ミサイル防衛(MD)計画で協議。
- 23日 エルバラダイ国際原子力機関(IAEA)事務局長、イランがウラン濃縮関連活動を継続・拡大しているとした報告書を安保理に提出。
- 23日 米下院歳出委員会小委員会、信頼性代替弾頭(RRW)など新型核兵器予算を全額カット。
- 25日 北朝鮮が地対艦ミサイルを日本海と黄海に向けて数発発射。
- 27日 プーチン・ロ大統領、北朝鮮制裁国連安保理決議に基づき、兵器禁輸などを命じる大統領令に署名。
- 27日 米が包括的核実験禁止条約機関(CTBTO)への拠出金停滞で投票権を停止されたことがこの日までに

18日 選挙活動中に銃撃された伊藤一長、長崎市長が死去。

- 25日 原子力空母配備に伴う港内の浚渫工事に対し、横須賀市長が同意を表明。
- 25日 政府、集団的自衛権の行使に関する有識者会議を設置。

1日 ワシントンで日米安全保障協議委員会(2+2)開催。在日米軍再編推進などを確認。

14日 国民投票法、参院本会議で与党の賛成多数で可決、成立。18日、公布。

15日 空自派遣を2年延長するイラク復興支援特措法改正案、衆院本会議で可決。

18日 那覇防衛施設局、海自掃海母艦「ぶんご」を投入し、辺野古の環境現況調査の機器設置作業を開始。

23日 米軍再編への協力に応じた地方自治体への交付金支出など柱とする米軍再編推進法、参院本会議で可決、成立。

## 核: 軍備と軍縮 07年5月～7月

## その他の事項

- 明らかに。
- 29日 ソウルで南北閣僚級会談。6月1日、北朝鮮要求の40万トンの米支援実施を韓国側が保留し成果なく終了。
- 29日 ロシア、開発中の多弾頭大陸間弾道ミサイルなど2種類の発射実験に成功と発表。
- 30日 ポツダムのG8外相会合、イランが安保理決議を無視した場合、「適切な手段」をとるとした議長声明を採択。
- 31日 バーンズ米国務次官、米印原子力協定の協議でインドを訪問(～6月1日)。

## 6月

- 4日 プーチン大統領、米国が東欧でミサイル防衛(MD)配備を進めた場合には自国ミサイルの照準を欧州に向けることもあり得ると警告。
- 5日 欧州歴訪のッシュ米大統領、チェコ首脳らと同国西部でのMD施設建設を推進する方針で一致。
- 7日 ハイリゲンダムで米ロ首脳会談。米MD計画に関し、ロ大統領がアゼルバイジャンのレーダー施設の共同提案を提案。
- 8日 米国防総省(DOD)、海上配備型迎撃ミサイル(SM3)9基など総額578億円のMD関連装備の日本への売却を議会に通知。
- 14日 マカオ特別行政区政府、バンコ・デルタ・アジア(BDA)で凍結が解除されていた北朝鮮関連資金の送金開始を発表。
- 15日 欧州通常戦力(CFE)条約加盟国会議、MDめぐる米ロの対立で成果文書に合意できないまま閉会。
- 15日 DOD、軍事衛星への攻撃に備え、代替衛星を短期間に打ち上げ、配備することを目的とした「宇宙即応運用室」を発足。
- 21日 ヒル米国務次官補、平壤を訪問。金桂寬次官らと会談。
- 25日 英国のマーガレット・ベケット外相、米・カーネギー財団主催の国際不拡散会議で自国の核兵器廃絶に言及する演説。
- 26日 IAEA実務代表団長のハイノネン事務次長らが平壤入り(～30日)。
- 28日 ロシア海軍、最新型潜水艦発射弾道ミサイル(SLBM)「ラバトM」の発射実験に成功したと発表。
- 30日 久間章生防衛相が講演で、米国が日本への原爆投下を「しょうがない」と発言。7月3日、辞任。

6日 G8首脳会議(独ハイリゲンダム・サミット)が開幕(～8日)。

9日 イージス艦マッキンペル、横須賀に配備。

核: 軍備と軍縮 07年7月～8月	その他の事項	核: 軍備と軍縮 07年8月～9月	その他の事項
<p>12日 北朝鮮への重油提供の第1弾、6200トンが韓国を出港。14日に北朝鮮に到着。</p> <p>12日 アルバニア、保有化学兵器とその原料を世界で初めて全廃。化学兵器禁止機関(OPCW)が発表。</p> <p>14日 ブーチン・ロ大統領、歐州通常戦力(CFE)条約の履行を一時停止する大統領令に署名。</p> <p>14日 國際原子力機関(IAEA)の査察団、監視・検証作業のため平壤入り。</p> <p>14日 イラン、過去に実施したプルトニウム抽出実験の疑惑解明でIAEAと合意。</p> <p>15日 北朝鮮外務省、14日に寧辺にある5つの核施設の稼働が停止されたと発表。</p> <p>17日 ヒル米国務次官補と金北朝鮮外務次官、北京で3回直接会談。</p> <p>18日 IAEA、北朝鮮の5つの核施設の停止を正式に確認するプレス・リリース。</p> <p>18日 6か国協議の首席代表会合が北京の釣魚台国賓館で開催。20日プレス・コミュニケを出し終了。</p> <p>21日 パキスタン、核搭載可能なミサイルの発射実験を2度実施。</p> <p>22日 ベルギー、保有クラスター爆弾11万5千発の廃棄を決定。</p> <p>25日 サルコジ仏大統領リビアを訪問し、民生用原子炉の提供を公約。</p> <p>27日 米印、共同声明で核協力協定の交渉妥結を発表。</p> <p>29日 フィリピンのマニラで、東南アジア非核兵器地帯条約についての初の閣僚会議。向こう10年の「行動計画」を採択。</p> <p>30日 ジュネーブ軍縮会議(CD)の第3会期が始まる(～9月14日)。</p> <p>30日 原爆症の認定申請を却下した国の処分取り消しなどを求めた訴訟で、熊本地裁が21人中19人を原爆症と認定。</p> <p>31日 米原子力規制委が原発建設認可申請の審査手続入り。米国内の新規建設申請はスリーマイルアイランド原発事故以来初。</p> <p><b>8月</b></p> <p>2日 マニラで東南アジア諸国連合(ASEAN)地域フォーラム(ARF)の閣僚会議。</p> <p>6日 広島で62回目の「原爆の日」。</p> <p>7日 板門店の韓国側施設「平和の家」で6か国協議「経済およびエネルギー協力」作業部会が開幕。8日まで。</p> <p>9日 長崎で62回目の「原爆の日」。</p> <p>9日 国際原子力機関(IAEA)による北朝鮮核施設への監視カメラ設置作業が完了。</p> <p>16日 中国、瀋陽で6か国協議「朝鮮半島の非核化」作業</p>	<p>16日 新潟、長野両県で強い地震、新潟県柏崎市などで震度6強。柏崎刈羽原発、稼働中の4基を緊急停止。火災や放射性物質含む水漏れ発生。</p> <p>29日 第21回参議院選挙で自由民主党が大敗。</p> <p>10日 麻生外相とシーザー大使、「日米軍事情報包括保護協定」に署名、発効。</p>	<p>部会が開幕。17日まで。</p> <p>16日 ハワード豪首相、印とウラン輸出交渉の開始を発表。</p> <p>18日 エルバラダイ IAEA事務局長、北朝鮮核問題についての報告書を35理事国に配布。</p> <p>20日 モスクワ、ロシア外務省別館で6か国協議「東北アジアの平和および安全のメカニズム」作業部会が開幕。21日まで。</p> <p>20日 三沢市、米陸軍の移動式弾道ミサイル情報処理システム(JTAGS)の受入れを表明。</p> <p>21日 ハイノネン IAEA事務次長とイラン最高安全保障委員会バイディ事務次長、査察強化へ「行動計画」に合意。</p> <p>21日 安倍前首相インドを訪問。23日まで。米印核協力支持については言及せず。</p> <p>27日 札幌で第19回国連軍縮会議が開幕。29日まで。</p> <p>27日 仏、米印核協力協定の支持を表明。</p> <p>31日付 防衛省、改良型パトリオットミサイル(PAC3)について、部隊の展開先として東京の代々木公園などを検討していることが明らかに。</p> <p><b>9月</b></p> <p>1日 スイス、ジュネーブで6か国協議「米朝」作業部会が開幕。2日まで。</p> <p>5日 モンゴル、ウランバートルで6か国協議「日朝」作業部会が開幕。6日まで。</p> <p>5日付 米B52爆撃機が8月30日、核弾頭を装着した巡航ミサイルを搭載したまま米本土を飛行していたことが明らかに。</p> <p>7日 ブッシュ米大統領とブーチン露大統領、APEC首脳会議開催地のシドニーで会談。米の東欧ミサイル防衛(MD)配備計画で意見交換。</p> <p>11日 露、新型氷河爆弾の投下実験に成功と発表。</p> <p>16日 ウィーンでグローバル原子力パートナーシップ(GNEP)の第2回閣僚級会議が開催。</p> <p>16日 仏クチュネル外相、イランに対して最後の手段として戦争もありうると言明。</p> <p>17日 ウィーンで第5回包括的核実験禁止条約(CTBT)発効促進会議が開幕。18日まで。米国は前回に引き続き欠席。</p> <p>17日 ウィーンで国際原子力機関(IAEA)の第51回年次総会が開幕。20日まで。</p> <p>17日付 独仏首脳会談(10日)で仏サルコジ大統領、独メルケル首相に核兵器共有を提案。メルケル首相はこれを拒否。</p> <p>19日 アフガン支援で、国連安保理が海上自衛隊の給油活動などの貢献に謝意を示した決議採択。</p> <p>27日 北京の釣魚台迎賓館で第6回6か国協議第2セッション</p>	<p>15日 政府、米軍再編特措法施行令を閣議決定。</p> <p>27日 安倍改造内閣が発足。</p> <p>8日 安倍首相、ブッシュ大統領と会談。「テロ特措法の延長に賭を賭す」と言明。</p> <p>12日 安倍首相が辞職。</p> <p>18日 ニューヨーク国連本部で第62回国連総会開幕。</p> <p>20日 ピースデボ、海上自衛隊による燃料転用を暴露。</p> <p>21日 防衛省、海自の燃料転用問題で、「ときわ」から「ペコス」への給油量20万ガロンを誤りとし、80万ガロンに訂正。</p> <p>26日 福田内閣が発足。</p>

## 核: 軍備と軍縮 07年9月～10月

## その他の事項

- ンが開催。会期を1日延長した30日に休会。
- 28日 米ミサイル防衛庁(MDA)、地上配備型のミサイル防衛システムによる長距離弾道ミサイルの迎撃実験に成功。
- 28日 国連常任理事国5か国と独の外相、ニューヨークでイランの核問題に関する会合。
- 10月**
- 3日 6か国協議、朝鮮半島の非核化に向けた「共同声明実施のための第2段階の行動」合意。
- 3日 金正日総書記と盧武鉉大統領、平壤の百花園迎賓館で南北首脳会談。4日に共同宣言に署名し閉幕。
- 3日 セルビア、ベオグラーードで「クラスター爆弾犠牲国会議」が開催。4日まで。
- 4日 国連総会第一委員会(軍縮)が開幕。11月2日まで。
- 5日 インド、核兵器搭載可能な短距離地対地ミサイル「アグニ1」発射実験に成功と発表。
- 11日 ロ、カザフスタンのロシア軍事演習場で迎撃ミサイルの打ち上げ実験に成功。
- 13日 伊豆大島沖で、大量破壊兵器の拡散防止構想(PSI)の一環として多国間海上訓練。日本政府が主催して7か国が参加。
- 15日 印シ首相、米ブッシュ大統領と電話会談。今年7月に合意した原子力協定の発効に関して印国内に困難が発生と伝える。
- 16日 ブーチン・ロシア大統領、イランのアフマニディネジャド大統領とテヘランで会談。イランに核燃料を供給することを明言。
- 17日 日本政府、国連総会第1委員会に核軍縮決議案を提出。
- 17日 ニュージーランド等5か国、国連総会第1委員会に、「核発射体制の緩和」で新決議案提出。
- 22日 英グラスゴーでスコットランド自治政府が主催する「核のないスコットランドの未来」と銘打ったトライデント・サミット開催。
- 23日 イランのジャリリ核問題対外交渉新責任者、イタリアのローマで欧州連合(EU)ソラナ共通外交・安全保障上級代表と初会談。
- 25日 米、「イラン革命防衛隊」精銳部隊のテロ支援組織指定など、対イラン制裁強化措置を発表。
- 27日 米ミサイル防衛庁(MDA)、ハワイ沖での戦域高高度地域防衛(THAAD)の迎撃実験に成功と発表。
- 29日 板門店の韓国側施設「平和の家」で6か国協議「経済およびエネルギー」作業部会。
- 29日 陳水扁台湾総統、過去における自国の核兵器開発を初めて公式に認める。今後の開発の可能性は否定。
- 30日 国連総会第1委員会、日本提案の核兵器廃絶決議を

## 核: 軍備と軍縮 07年10月～12月

## その他の事項

探査。

## 11月

- 1日 最高裁、被爆した韓国人元徴用工らの賠償請求訴訟で、国の上告を棄却し原告側の勝訴確定。
- 1日 国連総会第1委員会、ニュージーランドなどが提出した、核発射体制の緩和を求める決議を採択。
- 5日 化学兵器禁止条約(CWC)締約国会議、ハーグで開幕(～9日)。
- 7日 ジュネーブの国連欧州本部で特定通常兵器使用禁止制限条約(CCW)締約国会議。13日まで。
- 7日 ロシア下院、歐州通常戦力(CFE)条約履行停止に関する法案を全会一致で可決。
- 7日 米ミサイル防衛庁(MDA)、スタンダードミサイル3(SM3)による短距離弾道ミサイル2発の迎撃実験に成功と発表。海自イージス艦「こんごう」も実験に参加。
- 9日 広島市、「核兵器攻撃被害想定専門部会報告書」を発表。
- 11日 中国の遼寧省瀋陽で北朝鮮と中国、韓国による6か国協議の実務者協議。
- 14日 北大西洋条約機構(NATO)、歐州通常戦力(CFE)条約の履行を停止するロシアに妥協案。旧ソ連圏グルジア領へのロシア軍駐留を容認へ。
- 15日 國際原子力機関(IAEA)、イランの核問題に関する報告書を理事国に配付。
- 16日 インドのムカジー外相、米との原子力協定について、IAEAと保障措置協定の交渉を始めると発表。
- 21日 米政府、北朝鮮寧辺の実験用黒鉛減速炉から燃料棒の抜き取り作業が始まったと公表。
- 27日 イランのナッジヤル国防軍需相、新型ミサイル・アシュラの開発成功を発表。射程は2000キロ。
- 30日 露ブーチン大統領、CFE条約の履行停止に関する国内法に署名。
- 30日 歐州連合(EU)ソラナ共通外交・安全保障上級代表、ロンドンでイラン最高安全保障委員会のジャリリ事務局長と会談。

## 12月

- 5日 クラスター爆弾の禁止条約作りを目指す「ウィーン会議」開幕。7日まで。
- 5日 国連総会本会議、日本提出の「核軍縮決議」及びニュージーランド等提出の「即応体制緩和決議」を採択。
- 6日 印、ミサイル迎撃実験成功を発表。
- 6日 ブッシュ米大統領、北朝鮮の金正日総書記に親書。完全な核計画申告を求める。

## 核: 軍備と軍縮 07年11月～08年1月

- 10日 ジュネーブで生物兵器禁止条約(BWC)締約国会合が開幕。14日まで。
- 12日 北京の韓国大使館で、6か国協議「経済およびエネルギー協力」作業部会が開幕。
- 13日 ロシア、欧州通常戦力(CFE)条約履行を一時停止。北大西洋条約機構(NATO)による査察も拒否。
- 16日 重油50万トン相当の設備・資材を積んだ船舶が北朝鮮に向か韓国南東部の浦項港を出港。
- 17日 イージス艦「こんごう」、ハワイ沖でスタンダード・ミサイル3(SM3)によるミサイル迎撃実験に成功。
- 17日 ロシアの原子力企業、イランで建設中のブシェール原発に核燃料を供給し始めたことを発表。
- 25日 ロシア軍、複数の核弾頭を搭載可能な新型大陸間弾頭ミサイルの発射実験成功を発表。

## 2008年

## 1月

- 4日 北朝鮮の外務省報道官、自国が核計画を11月中に申告したと米国に反論。
- 9日 ポーランドのトゥスク首相、ポーランドの防衛強化が約束されないかぎり、米国によるミサイル防衛(MD)配備を認めないとを明言。
- 12日 國際原子力機関(IAEA)のエルバラダイ事務局長、イランを訪ねアフマディネジャド大統領と会談。
- 13日 IAEA、「作業計画」について今後4週間で結論を出す旨イランと合意したと公表。
- 13日 サルコジ仏大統領、サウジアラビア、カタール、アラブ首長国連邦を歴訪。首長国連邦と原子力開発協定に調印へ。
- 14日 ジュネーブの国連歐州本部で特定通常兵器使用禁止制限条約(CCW)の政府専門家会合が開会。18日まで。
- 15日 米紙「ウォールストリート・ジャーナル」に、シュルツ、キッシンジャーら米元政府高官4名による2度目のアピールが掲載される。
- 15日 スミス豪外相、ハワード前政権が決めたインドへのウラン輸出を見直すと発表。
- 16日 北大西洋条約機構(NATO)、ドイツ南部ミュンヘン近郊でロシアとミサイル防衛実験。25日まで。
- 17日 日本国政府、CCW政府専門家会合で一部を除きクラスター爆弾を禁止する方針を表明。
- 17日 イスラエル国防省、ミサイル発射実験に成功したことを発表。
- 21日 ジュネーブ軍縮会議(CD)、第1会期が開幕(～3月28日)。
- 21日 ブラウン英首相、インドでの演説で核問題に言及。
- 22日 米英仏露独の6か国外相、ベルリンで協議。イラ

## その他の事項

- 12日 日米両政府、思いやり予算改定で、光熱水費の一部(4億円)減を合意。
- 19日 韓国大統領選挙で李明博氏が当選。

## 核: 軍備と軍縮 08年1月～3月

- シへの制裁強化を含めた新決議案を安保理に提出することに合意。
- 25日 ロシア下院、ミサイル攻撃にたいする早期警戒システムを整備するウクライナとの政府間協定を破棄する法案を可決。
- 25日 パキスタン軍、中距離弾道ミサイル「ハトフ4」の発射実験に成功したことを発表。
- 26日 サルコジ仏大統領、25日から訪問中のインドと民生用原子力協定の交渉を妥結。
- 28日 ロシアの原子力関連企業「アトムストロイエクスピルト」、イランへの核燃料供給の完了を発表。
- 29日 コロンビア、包括的核実験禁止条約(CTBT)の批准書を国連に寄託。
- 30日 防衛省、改良型パトリオットミサイル(PAC3)を武山分屯基地に配備。入間基地、習志野分屯基地につき3か所目。

## 2月

- 1日 パキスタン軍、中距離弾道ミサイル「ハトフ5」の発射実験に成功したことを発表。
- 1日 米仏日、ナトリウムを冷却材に使った高速炉の研究開発および実用化にむけて協力することで合意。
- 11日 イラン革命記念日の演説でアフマディネジャド大統領、人工衛星搭載ロケットを今夏までに打ち上げる計画を公表。
- 2日 ジュネーブ軍縮会議でラブロフ露外相、宇宙兵器配備を禁止する条約案を中国とともに提出。
- 20日 米海軍巡洋艦レイク・エリー、制御不能で落下中の米偵察衛星をスタンダード・ミサイル3(SM3)ミサイルで撃墜。米国防総省が発表。
- 21日 米英独、イランに対する制裁強化決議案を国連安全保障理事会各国に提示。
- 22日 クラスター爆弾ウェリントン会議で、年内に条約を作ると約束する政治宣言に英・独・仏・伊・日が署名。
- 22日 國際原子力機関(IAEA)、イラン核開発に関する報告書を理事国に配付。新型遠心分離機の存在やウラン濃縮活動の継続を指摘。
- 22日 北朝鮮、無能力化の対象である寧辺の核施設を外国メディアに初公開。
- 26日 ノルウェー外務省が主催する国際会議「核兵器のない世界のビジョンを達成する」がオスロで開催(～27日)。
- 26日 ニューヨーク・フィルハーモニック、東平壌大劇場で初の北朝鮮公演。

## 3月

- 3日 国連安全保障理事会、米英独が提出したイランに対

## その他の事項

- 23日 スイス、ダボスで世界経済フォーラムが開幕。
- 25日 海上自衛隊の補給艦「おうみ」、護衛艦「むらさめ」がインド洋に向けた出港。
- 10日 岩国市長選、前自民党衆院議員の福田良彦氏が井原勝介前市長を破り当選。
- 18日 パキスタンで総選挙。現職ムシャラフ大統領の与党イスラム教徒連盟クアイディアザム派が大敗。
- 19日 海自イージス艦「あたご」房総半島沖でマグロはえ繩漁船「清徳丸」に衝突。漁船にいた2人の父子が行方不明。
- 25日 昨年の大統領選挙で当選した韓国の李明博氏、新大統領に就任。
- 2日 ロシア大統領選挙で、メドベージェフ第1副首相が圧勝。第3代ロシア大統領へ。

- する3度目の制裁強化決議案を採択。
- 4日付 米、作戦の支障になると理由でクラスター爆弾禁止条約案を拒否する主旨の書簡を20か国に送っていたことが明らかに。
- 19日 北朝鮮の朴吉淵国連大使、北朝鮮の高濃縮ウラン計画とシリアとの核協力疑惑を全面的に否認。
- 20日 口の国営原子力企業アトムエネルゴプロム、原子力分野での東芝との協力を発表。
- 21日 サルコジ仏大統領、シェルブルールでの最新鋭ミサイル発射戦略原潜進水式で、就任後初の核政策に関する演説。
- 25日 シヤリフ・パキスタン首相が対テロ政策見直しを表明。イスラム過激派に対する武力弾圧ではなく対話による解決を明確に。
- 25日 北朝鮮「労働新聞」、東欧でのミサイル防衛構想についてブッシュ米大統領を非難。
- 25日 米国防総省、06年に台湾に大陸間弾道ミサイル(ICBM)に搭載する核弾頭起爆系統のヒューズを誤って輸出していたことを明らかに。
- 26日 モザンビーク、未発効のアフリカ非核兵器地帯条約(ベリンダバ条約)を批准。
- 27日 北朝鮮、開城工業団地から韓国当局者を追放。韓国・金統一相の「核問題が妥協しなければ(開発)拡大は困難」との発言を受けて。
- 28日 北朝鮮、黄海で短距離ミサイル3発を発射。対艦ミサイル「スティクス」と推定。
- 29日 空自霞ヶ浦基地に改良型パトリオットミサイル(PAC3)配備。

- 13日 海自の最新型イージス艦「あしがら」が就役。国内6隻目で「あたご」と同型。
- 14日 中国チベット自治区ラサで独立を求める僧侶や市民がデモ。暴動に発展、中国警察が武力鎮圧。死者10数人～約100人との報道。
- 15日 中国全人代で胡錦涛氏が国家主席と国家軍事委員会に再任。習近平が胡氏の後継として国家副主席に選出。
- 18日 日本政府、2月17日にセルビアから独立したコソボを国家として承認。
- 19日 イラク戦争、開戦から5年。各地で米軍の早期撤退を求めるデモ。
- 22日 横須賀タクシー運転手刺殺事件で、車内に残されていたクレジットカード名義人の横須賀基地脱走兵の身柄を在日米海軍が確保。

## 略語集

<b>ABM</b>	対弾道ミサイル Anti-Ballistic Missile
<b>ACM</b>	新型巡航ミサイル Advanced Cruise Missile
<b>AFCI</b>	先進燃料サイクル・イニシアティブ Advanced Fuel Cycle Initiative
<b>ANZUS</b>	オーストラリア、ニュージーランド及びアメリカ合衆国との間の三国安全保障(条約) Australia, New Zealand, United States Security (Treaty)
<b>ARF</b>	アセアン地域フォーラム ASEAN Regional Forum
<b>ASAT</b>	対衛星(兵器) Anti-Satellite (Weapons)
<b>AWACS</b>	早期警戒管制機 Airborne Warning and Control System
<b>BDA</b>	バンコ・デルタ・アジア Banco Delta Asia
<b>BMD</b>	弾道ミサイル防衛 Ballistic Missile Defense
<b>BWC</b>	生物兵器禁止条約 Biological Weapons Convention
<b>CCW</b>	特定通常兵器使用禁止制限条約 Convention on Certain Conventional Weapons
<b>CD</b>	ジュネーブ軍縮会議 Geneva Conference on Disarmament
<b>CFE</b>	歐州通常戦力 Conventional Forces in Europe
<b>CIA</b>	(米) 中央情報局 Central Intelligence Agency
<b>CRS</b>	(米) 議会調査局 Congressional Research Service
<b>CSR</b>	(英) 包括的支出見直し Comprehensive Spending Review
<b>CTBT</b>	包括的核実験禁止条約 Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty
<b>CTBTO</b>	包括的核実験禁止条約機関 Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty Organization
<b>CTR</b>	協調的脅威削減 Cooperative Threat Reduction
<b>CWC</b>	化学兵器禁止条約 Chemical Weapons Convention
<b>DEIS</b>	環境影響評価書案 Draft Environmental Impact Statement
<b>DIA</b>	(米) 国防情報局 Defense Intelligence Agency
<b>DMZ</b>	非武装地帯 Demilitarized Zone
<b>DOD</b>	(米) 国防総省 Department of Defense
<b>DOE</b>	(米) エネルギー省 Department of Energy
<b>DPRK</b>	朝鮮民主主義人民共和国 Democratic People's Republic of Korea
<b>DSB</b>	(米) 国防科学評議会 Defense Science Board
<b>DU</b>	劣化ウラン Depleted Uranium
<b>EU</b>	欧州連合 European Union
<b>FMCT</b>	兵器用核分裂性物質生産禁止条約、またはカットオフ条約 Fissile Material Cut-off Treaty
<b>GAO</b>	(米) 政府説明責任局 Government Accountability Office
<b>GDP</b>	国内総生産 Gross Domestic Product
<b>GNEP</b>	グローバル原子力パートナーシップ Global Nuclear Energy Partnership
<b>GPR</b>	世界的態勢見直し Global Posture Review
<b>GSOMIA</b>	軍事情報包括保護協定 General Security of Military Information Agreement
<b>GTRI</b>	地球的規模脅威削減イニシアティブ Global Threat Reduction Initiative
<b>HEU</b>	高濃縮ウラン High-Enriched Uranium
<b>IAEA</b>	国際原子力機関 International Atomic Energy Agency

<b>ICBM</b>	大陸間弾道ミサイル Inter-Continental Ballistic Missile	<b>NHPA</b>	(米) 文化財保護法 National Historic Preservation Act	<b>PSI</b>	拡散防止構想 Proliferation Security Initiative
<b>ICJ</b>	国際司法裁判所 International Court of Justice	<b>NIC</b>	(米) 国家情報評議会 National Intelligence Council	<b>RNEP</b>	強力地中貫通型核兵器 Robust Nuclear Earth Penetrator
<b>IMS</b>	国際監視システム International Monitoring System	<b>NIE</b>	国家情報評価 National Intelligence Estimate	<b>RRW</b>	信頼性代替弾頭 Reliable Replacement Warhead
<b>INF</b>	中距離核戦力 Intermediate-range Nuclear Forces	<b>NNSA</b>	(米) 国家核安全保障管理局 National Nuclear Security Administration	<b>SACO</b>	沖縄に関する特別行動委員会 Special Action Committee on Okinawa
<b>IPCC</b>	気候変動に関する政府間パネル Intergovernmental Panel on Climate Change	<b>NORAD</b>	北米航空宇宙防衛指令部 North American Aerospace Defense Command	<b>SCO</b>	上海協力機構 Shanghai Cooperation Organisation
<b>IPFM</b>	核分裂性物質国際専門家パネル International Panel on Fissile Materials	<b>NPR</b>	核態勢見直し Nuclear Posture Review	<b>SDI</b>	戦略防衛構想 Strategic Defense Initiative
<b>IRGC</b>	(イラン) 革命防衛隊 Islamic Revolutionary Guard Corps	<b>NPT</b>	核不拡散条約 Nuclear Non-Proliferation Treaty/ Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons	<b>SDR</b>	(英) 戦略的国防見直し Strategic Defense Review
<b>ISIS</b>	科学・国際安全保障研究所 Institute for Science and International Security	<b>NRO</b>	(米) 国家偵察局 National Reconnaissance Office	<b>SLBM</b>	潜水艦発射弾道ミサイル Submarine-Launched Ballistic Missile
<b>IUEC</b>	国際ウラン濃縮センター International Uranium Enrichment Centre	<b>NSG</b>	核供給国グループ Nuclear Suppliers Group	<b>SM3</b>	スタンダード・ミサイル 3 Standard Missile 3
<b>JBIC</b>	日本国際協力銀行 Japan Bank for International Cooperation	<b>NSP</b>	核安全保障プロジェクト Nuclear Security Project	<b>SOFA</b>	地位協定 Status of Forces Agreement
<b>MAD</b>	相互確証破壊 Mutual Assured Destruction	<b>NTI</b>	核脅威イニシアティブ Nuclear Threat Initiative	<b>SORT</b>	戦略攻撃力削減条約 Strategic Offensive Reduction Treaty
<b>MD</b>	ミサイル防衛 Missile Defense	<b>OEF</b>	不朽の自由作戦 Operation Enduring Freedom	<b>START</b>	戦略兵器削減交渉、または戦略兵器削減条約 Strategic Arms Reduction Treaty
<b>MDA</b>	(米) ミサイル防衛庁 Missile Defense Agency	<b>OIF</b>	イラク自由作戦 Operation Iraqi Freedom	<b>THAAD</b>	戦域高高度地域防衛 Theatre High Altitude Area Defense
<b>MIO</b>	海上阻止行動 Maritime Interception Operations	<b>OPCW</b>	化学兵器禁止機関 Organization for the Prohibition of Chemical Weapons	<b>UNDC</b>	国連軍縮委員会 United Nations Disarmament Commission
<b>MIRV</b>	多弾頭個別誘導再突入体 Multiple Independently-Targeted Reentry Vehicle	<b>OSW</b>	(イラク) 南方監視作戦 Operation Southern Watch		
<b>MOX</b>	ウラン・プルトニウム混合酸化物 Mixed (uranium and plutonium) Oxide	<b>PAC3</b>	改良型パトリオットミサイル 3 Patriot Advanced Capability 3		
<b>MPI</b>	中堅国家構想 Middle Powers Initiative	<b>PACOM</b>	(米) 太平洋軍 Pacific Command		
<b>MTCR</b>	ミサイル技術管理レジーム Missile Technology Control Regime	<b>PAROS</b>	宇宙空間における軍備競争の防止 Prohibition of an Arms Race in Outer Space		
<b>NAM</b>	非同盟運動（諸国） Non-Aligned Movement	<b>PKO</b>	平和維持活動 Peace-Keeping Operation		
<b>NATO</b>	北大西洋条約機構 North Atlantic Treaty Organization	<b>PNND</b>	核軍縮・不拡散議員連盟 Parliamentarians for Nuclear Non-proliferation and Disarmament		

## &lt;凡例&gt;

- ・「特」は特別記事を指す。
- ・「デ」はデータシートを指す。
- ・「自」は第4章（市民と自治体にできること）を指す。
- ・太字は主に扱われている記事。

**[ア行]**

アーミテージ報告（第2次） D1  
 厚木 E10、デ12  
 アフガニスタン 特3、A4、C6、D7  
 安保法制懇 D2、D3  
 イギリス 特3、A6、B3、B4、B5、C3、デ3  
 イスラエル 特2、A5、B5、C8、デ3  
 イタリア 特3、B3、B5  
 イラク 特3、A4、C6  
 イラン A4、A5、B1、C8  
 岩国 D6、D10、E9、E10、デ8  
 インド 特2、A6、A7、B5、E4、デ3  
 宇宙基本法 D2  
 宇宙空間における軍備競争防止（PAROS） B6  
 沖縄 D6、D10、E2、E7、E10、デ7、デ8、デ11、デ12  
 オーストラリア B3、デ3  
 オランダ 特3、B4、B5

**[カ行]**

海外派遣恒久法 D3  
 改憲手続法 D9  
 核軍縮・不拡散議員連盟（PNND） E4  
 拡散防止構想（PSI） A3  
 核燃料サイクル 特2、B4、D8  
 核不拡散条約（NPT） 特2、A6、A7、B1、B4、C3、C4、E1、自  
 カナダ 特2、特3、B3、デ3  
 韓国 A1、A2、A3、B3、E5、E6、デ3  
 北大西洋条約機構（NATO） 特2、B3、B5、C7、デ3  
 北朝鮮 A1、A2、A3、C8、D4、E3、デ3  
 キティホーク（空母） 特3、E8  
 ギリシャ 特3、B5  
 グアム C6、D6、デ8  
 クラスター爆弾 B5

グローバル原子力パートナーシップ（GNEP） B4、D8  
 軍事情報包括保護協定（GSOMIA） D1  
 原爆症 D5  
 國際原子力機関（IAEA） 特2、A1、A5、A6、A7、B4  
 國際司法裁判所（ICJ） 勧告的意見 特2、E1  
 国民保護法 特1  
 コンプレックス 2030 C1

**[サ行]**

在外被爆者 E6  
 座間 D6、デ8  
 自衛隊インド洋派遣 特3、D7、デ10  
 上海協力機構（SCO） C2  
 集団的自衛権 D2、D3  
 ジュネーブ軍縮会議（CD） B6  
 消極的安全保証（NSA） 特2  
 シリア B1、C8  
 信頼性代替弾頭（RRW） C1  
 潜水艦発射弾頭ミサイル（SLBM） C2、デ3  
 戦略兵器削減条約（START） B1

**[タ行]**

対衛星（ASAT）兵器 B6  
 大陸間弾道ミサイル（ICBM） C2、デ3  
 第6条フォーラム 特2  
 チェコ B5、C7  
 中央アジア非核兵器地帯 デ3  
 中堅国家構想（MPI） 特2  
 中国 特2、A1、A2、A5、B3、B4、B5、B6、E3、デ3  
 テロ特措法 特3、D3、D7  
 ドイツ 特3、B1、B3、B4、B5

**[ナ行]**

長崎 特1、D4、E1、E2

**日米地位協定** D10

日本非核宣言自治体協議会 E1、E2、デ15、デ17、自  
 ニュージーランド 特3、B3  
 ノルウェー B1、B2

**六ヶ所村** D8

**[アルファベット]**  
 ASAT B6  
 CD B6  
 CTBT 特2、A7、B1、C4、デ1  
 FMCT 特2、A7、C4  
 GNEP B4、D8  
 GSOMIA D1  
 IAEA 特2、A1、A5、A6、A7、B4  
 ICBM C2、デ3  
 MD A3、B6、C7、D2、D3、デ5、デ8  
 MPI 特2  
 NAM A5、A7、B5  
 NATO 特2、B3、B5、C7、デ3  
 NPT 特2、A6、A7、B1、B4、C3、C4、E1、自  
 NSA 特2  
 OEF 特3、D7  
 PAC3 D2  
 PAROS B6  
 PNND E4  
 PSI A3  
 RRW C1  
 SCO C2  
 SLBM C2、デ3  
 SM3 D2  
 START B1

**[ハ行]**

パキスタン 特2、特3、B5、デ3  
 爆音訴訟 E9、E10  
 非核兵器地帯 E3、デ2  
 非同盟諸国（NAM） A5、A7、B5  
 広島 特1、D4、D10、E1、E2  
 不朽の自由作戦（OEF） 特3、D7  
 フランス 特3、A5、A6、B3、B4、B5、C4、D8、デ3  
 ブリクス報告 B4  
 フーバー・プラン 特2、B2  
 兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT） 特2、A7、C4  
 米軍再編 C6、D2、D6、E7、E8、E9、E10、デ4、デ8、デ9  
 米軍事故 デ12  
 米兵犯罪 D10、デ13  
 平和市長会議 E1、E2、デ16、自  
 包括的核実験禁止条約（CTBT） 特2、A7、B1、C4、デ1  
 北東アジア非核兵器地帯 E3、E4、デ2、自  
 ポーランド C7

**[マ行]**

ミサイル防衛（MD） A3、B6、C7、D2、D3、デ5、デ8  
 民主党（日本） 特3、D7、D9、自  
 モンゴル E3、デ2、自

**[ヤ行]**

横須賀 D10、E8、デ6、デ7

**[ラ行]**

劣化ウラン B5  
 ロシア A1、A2、A5、A6、B1、B3、B4、B5、B6、C2、C7、E3、デ3  
 6か国協議 A1、A2、A3、E3

**イアブック「核軍縮・平和2008」－市民と自治体のために－**  
2008年8月31日発行 初版第1刷

監修●梅林宏道

企画・執筆●ピースデポ・イアブック刊行委員会

池田佳代／梅林宏道／大滝正明／嘉指信雄／黒崎 輝／茂垣達也／田巻一彦／塙田晋一郎／中村桂子／林 公則／藤田明史／山口 韶／湯浅一郎＊／横山美奈 (\*刊行委員会代表)

執筆協力●足立修一／勝田忠広

編集・製作●田巻一彦(編集長)／塙田晋一郎／中村桂子

製作協力●福井拓也／戸 玲子

発行●N P O法人ピースデポ

〒 223-0062 神奈川県横浜市港北区日吉本町一丁目 30-27-4 日吉グリューネ 1F

TEL 045-563-5101 FAX 045-563-9907

E-mail office@peacedepot.org HP [www.peacedepot.org](http://www.peacedepot.org)

郵便振替：00250-1-41182 加入者名：「特定非営利活動法人ピースデポ」

銀行口座：横浜銀行日吉支店(普) 1561710 「特定非営利活動法人ピースデポ」

発売元●株式会社 高文研

〒 101-0064 東京都千代田区駿河町 2-1-8

TEL 03-3295-3415 郵便振替：00160-6-18956

© Peace Depot 2008, Printed in Japan ISBN978-4-87498-406-2

# 「高文研」 発行の本

(書店でお求めください。価格は本体価格です。)

## ●『ミサイル防衛—大いなる幻想』



デビッド・クリーガー、  
カラー・オン 編  
梅林宏道、黒崎輝 訳  
1400円  
2002年 発行

★ジョゼフ・ロートブラット、リチャード・フォーク、ダグラス・ロウチ、沈丁立、李三星、梅林宏道など、東西の軍事・軍縮専門家20人が、ミサイル防衛を検証、批判する。

## ●『少女・十四歳の原爆体験記』



橋爪文 著  
1500円  
2001年 発行

★女学校三年生。勤労動員先で被爆し、奇跡的に生きのびた少女は、翌日、死の街を縦断して一人わが家に向かう…。

それから半世紀、地獄を体験したトラウマをようやく克服、今なお生きる記憶を文字に定着した。

## ●『検証「核抑止論」現代の「裸の王様』

ロバート・D・グリーン著  
梅林宏道、阿部純子 訳  
1500円  
2000年 発行



★核兵器の非合法性、非道徳性、非現実性を徹底的に検証し、「核抑止論」の催眠術的トリックを打ち破る、核問題の入門書。

## ●『情報公開法でとらえた在日米軍』

梅林宏道 著 2500円  
1992年 発行

★在日米軍と基地の実態に迫り、米国の世界戦略の中心に組み込まれた在日米軍の全貌を多くの資料によって明らかにする。



\* このページの書籍は、ピースデポでもお取り扱いしています。

## ピースデポ 出版物の ご案内

★ピースデポ出版物を購入ご希望の方は、事務所までご注文ください。(送料別)

TEL 045-563-5101  
FAX 045-563-9907  
E-mail office@peacedepot.org

### 【イアブック・バックナンバー】

『核軍縮・平和』は、1998年から毎年発行しています。新聞や他のメディアでは入手できない情報が満載です。  
1998～2007年版もぜひお手元に!

#### ●「核軍縮・平和2007」



梅林宏道 監修  
田巻一彦 編集長  
A5版311ページ  
1800円

★特集：北朝鮮の核・ミサイル実験  
何が行われたのか—核実験の技術的検討／7つのキーワード

★特別記事  
<対談>被爆者運動の50年／米インド核協力を問う  
★51のキーワード、48点の一次資料

#### ●「核軍縮・平和2006」

梅林宏道 監修  
田巻一彦 編集長  
A5版301ページ 1800円

★特別記事  
北朝鮮と6か国協議/NPT再検討会議と国連/平和主義と米軍再編/講演録・東アジアの安全保障  
★52のキーワード、40点の一次資料

#### ●「核軍縮・平和」2005、2004

●「核軍縮と非核自治体」  
1998～2002年版在庫あり。1500円

### 【冊子、リーフレットなど】

#### ●パンフレット 『脱軍備』で平和と安全を』



ピースデポ「北東アジア安保フォーラム」  
500円  
2005年発行  
★日本・中国・韓国・カナダのNGO活動者や研究者による3年にわたるプロジェクトの成果。「東北アジア非核兵器地帯」など非軍事の安全保障構想を提唱。

#### ●日韓ツインブックレット 『東北アジア非核地帯』(日本語版)



梅林宏道、イ・サムソン、日韓共同刊行委員会 編著  
300円  
2005年 発行

★ピースデポと韓国のNPO「平和ネットワーク」が共同で制作。東北アジア非核地帯への理解を深める上で最適の教科書。

#### ●ピースデポ・ブックレット 『米国・核態勢見直し(NPR)』

梅林宏道 暴露部分全訳 300円  
A5版、64ページ 2002年 発行

★ブッシュ政権の核政策を示した「核態勢見直し(Nuclear Posture Review, NPR)」の、非公開部分を含む全訳および梅林宏道による解説記事。

市民の手による  
平和のための  
シンクタンク

# ピースデポ

ピースデポは、軍事力によらない安全保障体制の構築をめざし、一次情報にもとづく正確で価値ある情報・分析・視点を提供している、平和問題に関するシンクタンクです。政策立案、市民活動、平和教育などをバックアップします。

世界各国のNGO（非政府組織）と密接に連携しながら活動しています。

☆ 12年に及ぶ情報誌「核兵器・核実験モニター」（月2回）の刊行は、各界から高い評価を受けています。

☆ この情報誌の発行のほか、次のような活動をしています。

- イアブック「核軍縮・平和＝市民と自治体のために」（毎夏発行）
- 各種セミナー、研究会、ワークショップ、海外NGO行事への活動者派遣
- 非核宣言自治体や国会及び地方議員活動のサポート

★ ピースデポは、会の趣旨に賛同する会員の会費で運営されています。ぜひ会員になってください。また、翻訳、資料整理などのボランティアも募集中です。お気軽にご連絡ください。

NPO法人 ピースデポ

(代表：湯浅一郎)

〒223-0062 横浜市港北区日吉本町一丁目30-27-4  
日吉グリューネ1F

電話：045-563-5101

FAX：045-563-9907

Eメール：[office@peacedepot.org](mailto:office@peacedepot.org)

ウェブ：<http://www.peacedepot.org>